平成24年

衆議院の動き

第20号

第 180 回国会（常　会）
第 181 回国会（臨時会）
第 182 回国会（特別会）

衆議院事務局

平成２４年

衆 議 院 の 動 き

第２０号

第１８０回国会(常　会)

(平成24. 1.24～ 9. 8　229日間)

第１８１回国会(臨時会)

(平成24.10.29～11.16　　19日間)

第１８２回国会(特別会)

(平成24.12.26～12.28　　3日間)

衆議院事務局

「決められない政治」に終止符を、そして新たな時代を創り出すために

衆議院議長

伊吹　文明

日本の将来はどうなるのか、多くの国民の皆様が抱いている思いではないでしょうか。確かに、国際的にも国内的にも、我が国を取り巻く現状には厳しいものがあります。しかし、歴史を顧みれば、我が国は現在以上に困難な時期を国民の叡智と結束により乗り越え、大きな繁栄を築いてきたことがおわかりになると思います。新たな時代の国民の幸福や国の発展のため、国民に主権を委ねられている国会が率先して貢献していかなければなりません。

平成 24 年、国会では、衆参のねじれ状態が続きましたが、与野党は協力して東日本大震災からの復興を進めるために議論し、また、多くの審議や話合いを重ねることにより、復興のための予算をはじめ、社会保障と税の一体改革、原子力規制委員会の設置や特例公債発行のための法案などを成立させることができました。これらを処理し、11 月 16 日、衆議院が解散され、国の主権者たる国民の意思により、新たな政治状況が生まれています。

私は、このような内外とも厳しい状況の中で、衆議院議長の重責を担うことになりました。その職責の重さを自覚し、議会制民主主義に対する国民の信頼を高めるため、一層の努力を重ねてまいりたいと思います。東日本大震災からの復興をはじめとして、デフレ脱却、ＴＰＰ交渉、エネルギー政策の確立、日中・日韓関係の改善などの外交上の諸課題等々、多くの問題が山積しています。「決められない政治」との批判に終止符を打つためにも、国会が国権の最高機関として、より良く機能するよう議員一人ひとりも各政党も、「国民のため」との原点を再確認し審議に臨まなければならないと思います。これこそが国民の皆様の負託を受けた我々国会議員の使命であります。

「衆議院の動き」は、１年間の国会の動きや衆議院の本会議、委員会の概況などを取りまとめたものです。今後とも、国民に「開かれた」「わかりやすい」国会を目指し、国会の活動に関する情報を提供してまいります。皆様から忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

目　　次

「決められない政治」に終止符を、
そして新たな時代を創り出すために …… 伊吹文明衆議院議長

第１　平成24年の国会の動き
１　国会の召集及び会期 …… 1
２　国会の主な動き …… 1
（１）概況 …… 1
（２）議長談話 …… 11
（３）社会保障と税の一体改革関係 …… 11
（４）原子力規制関係 …… 21
（５）東日本大震災復興関係 …… 26
（６）沖縄振興関係 …… 30
（７）児童手当関係 …… 33
（８）郵政改革関係 …… 36
（９）公債発行特例法案関係 …… 40
(10) 衆議院選挙制度改革関係 …… 43
３　国政選挙結果 …… 48
（１）平成24年４月統一補欠選挙 …… 48
（２）平成24年10月統一補欠選挙 …… 48
（３）第46回衆議院議員総選挙 …… 48

第２　本会議の概況
【第180回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑 …… 51
（１）野田内閣総理大臣の施政方針演説 …… 51
（２）玄葉外務大臣の外交演説 …… 59
（３）安住財務大臣の財政演説 …… 63
（４）古川経済財政政策担当大臣の経済演説 …… 66
（５）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 69
２　主な議案等の経過 …… 82
３　決議 …… 87
【第181回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑 …… 90
（１）野田内閣総理大臣の所信表明演説 …… 90
（２）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 96
２　主な議案等の経過 …… 101
【第182回国会】
１　正副議長の選挙及び内閣総理大臣の指名 …… 102
２　主な議案等の経過 …… 102

第３　委員会等の概況

・委員名簿　・議案審査等　・国政調査　・閉会中審査　・決議　・小委員会　・分科会
・公聴会　・連合審査会　・合同審査会　・証人　・公述人　・参考人　・意見陳述者　・委員派遣
・視察

1　内閣委員会 …… 103
2　総務委員会 …… 122
3　法務委員会 …… 142
4　外務委員会 …… 153
5　財務金融委員会 …… 163
6　文部科学委員会 …… 174
7　厚生労働委員会 …… 182
8　農林水産委員会 …… 197
9　経済産業委員会 …… 209
10　国土交通委員会 …… 220
11　環境委員会 …… 238
12　安全保障委員会 …… 252
13　国家基本政策委員会 …… 259
14　予算委員会 …… 265
15　決算行政監視委員会 …… 280
16　議院運営委員会 …… 303
17　懲罰委員会 …… 312
18　災害対策特別委員会 …… 315
19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 …… 321
20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… 332
21　青少年問題に関する特別委員会 …… 337
22　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び
　我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 …… 341
23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …… 345
24　消費者問題に関する特別委員会 …… 349
25　科学技術・イノベーション推進特別委員会 …… 355
26　郵政改革に関する特別委員会 …… 359
27　東日本大震災復興特別委員会 …… 363
28　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 …… 368
29　政治倫理審査会 …… 380

第４　憲法審査会 …… 383

**第５　東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の
　合同協議会
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会**

1　東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の
　合同協議会 …… 387
2　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 …… 387

第６　請願等
１　請願審議の概況等 …… 395
２　採択された請願の概要 …… 397

第７　予備的調査
１　予備的調査制度の概要 …… 399
２　平成24年における予備的調査の概要等 …… 399

第８　衆議院改革の動き
議会制度協議会 …… 401

第９　国際交流
１　議員海外派遣 …… 403
２　国際会議及び出席議員 …… 404
３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事 …… 405
４　正式招待による訪日外国国会議員団 …… 407
５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談 …… 408

国会関係資料
１　各会派所属議員数及び役員一覧 …… 409
２　閣僚一覧 …… 414
３　議案経過一覧 …… 419
４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧 …… 421
５　質問主意書一覧 …… 426
６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等 …… 441
７　国会に対する報告等一覧 …… 443
８　傍聴人数 …… 448
９　参観者数 …… 449
〔参考〕
１　国会議員定数の変遷 …… 450
２　国会議員会派別議員数の推移 …… 451
３　会期等 …… 453

国会案内 …… 455
国会周辺図/ 広報・広聴〈衆議院ホームページ〉〈国会審議中継〉〈参観者ホールでの情報提供〉〈会議録等刊行物の閲覧及び購入〉/ 国会会議録検索システム/ 国会参観（衆議院）の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/ 請願の手続/ 陳情の手続/ 地方議会からの意見書の手続/ 復興特別意見書の手続/ 福島復興再生特別意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口「憲法のひろば」/ 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開

国会年表 …… 479

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民	自由民主党・無所属の会（～11月16日）
	自由民主党（12月20日～）
民主	民主党・無所属クラブ（～10月24日、12月20日～）
	民主党・無所属クラブ・国民新党（10月24日～11月16日）
維新	日本維新の会
公明	公明党
みんな	みんなの党
未来	日本未来の党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・市民連合
生活	国民の生活が第一・無所属の歩（～７月５日）
	国民の生活が第一（７月５日～７月12日）
	国民の生活が第一・きづな（７月12日～11月16日）
	生活の党（12月28日～）
改会	改革無所属の会
減税	減税日本・平安（～11月13日）
	減税日本（11月13日～）
大地	新党大地・真民主
日本	たちあがれ日本
きづな	新党きづな
国民	国民新党・新党日本（～４月９日）
	国民新党（４月９日～６月27日、10月１日～10月24日）
	国民新党・無所属会（６月27日～10月１日）
太陽	太陽の党
無	無所属

（参議院）

民主	民主党・新緑風会（～10月24日、12月17日～）
	民主党・新緑風会・国民新党（10月24日～12月17日）
自民	自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会（～12月14日）
	自由民主党・無所属の会（12月14日～）
公明	公明党
みん	みんなの党
未来	日本未来の党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・護憲連合
み風	みどりの風
国民	国民新党
維新	日本維新の会
改革	新党改革
大地	新党大地・真民主（～11月30日）
	新党大地（11月30日～）
生活	国民の生活が第一（～12月20日）
	生活の党（平成25年１月７日～）
無所属	各派に属しない議員

第１

平成２４年の国会の動き

第１　平成24年の国会の動き

１　国会の召集及び会期

平成24年には、第180回国会（常会）、第181回国会（臨時会）及び第182回国会（特別会）が召集された。

第180回国会は、平成24年１月24日に召集され、会期は６月21日までの150日間であったが、79日間延長され、９月８日までの229日間となった。

第181回国会は、10月29日に召集され、会期は11月30日までの33日間であったが、11月16日に衆議院が解散されたため、実際は19日間となった。

第182回国会は、12月26日に召集され、会期は12月28日までの３日間であった。

２　国会の主な動き

(1) 概況

【第180回国会（常会）】

第180回国会は、平成24年１月24日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、経済産業委員長の選挙が行われ、引き続き、特別委員会が設置された。休憩後、野田内閣総理大臣の施政方針演説等の政府４演説が行われた。

特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会等の10特別委員会が召集日に設置され、４月26日には、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会が設置された。また、５月８日には、郵政改革に関する特別委員会が廃止された。

この国会においては、社会保障と税の一体改革に関連する「国民年金法等一部改正案」「子ども・子育て支援法案」「消費税法等改正案」等の諸法律案を始め、「原子力規制委員会設置法案」などが大きな焦点となった。

また、「福島復興再生特措法案」「沖縄振興特措法改正案」「児童手当法改正案」「郵政民営化法等改正案」などの審議が行われた。

このほか、外交・安全保障問題、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への参加問題、在日米軍再編問題、垂直離着陸輸送機オスプレイ配備問題、北朝鮮問題、円高・デフレ問題、防災問題、エネルギー問題、原子力発電所再稼働問題、尖閣・竹島問題などが議論された。

施政方針演説及び代表質問

召集日の１月24日、衆参両院の本会議において、野田内閣総理大臣の**施政方針演説**、玄葉外務大臣の外交演説、安住財務大臣の財政演説及び古川経済財政政策担当大臣の経済演説の政府４演説が行われた。

野田内閣総理大臣は冒頭で、国政の重要課題を先送りしてきた決められない政治から脱却することを目指すとの決意を表明し、全ての国民を代表する国会議員として、政局ではなく、大局を見据えようと呼び掛けた。

その上で、野田内閣は、東日本大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、日本経済の再生の三つの優先課題に全力で取り組むことを誓うと述べた。

大震災からの復旧・復興では、第３次補正予算と関連法によって、復興庁、復興交付金、復興特区制度など、復興を力強く進めていく道具立てがそろったと述べ、復興庁を２月上

旬に立ち上げ、全体の司令塔となって、復興事業をこれまで以上に加速化する方針を明らかにした。

さらに、被災者が生活の再建を進めるに当たって最大の不安は、働く場の確保であるとの認識を示した上で、復興特区制度などを活用して、被災地の産業復興と雇用確保を進める意向を述べた。また、３月11日に、政府主催で追悼式を執り行うことを明らかにした。

東京電力福島第一原子力発電所の事故との戦いでは、平成23年末の「ステップ２」完了は、廃炉に至るまでの工程の一里塚にすぎないとの認識を示した上で、避難者にふるさとへ戻っていただくためには、安心して暮らせる生活環境の再建を急がなければならないと述べ、公共サービスの早期再開、生活空間の除染、住民の健康管理、食の安全への信頼回復とともに、公正で円滑な賠償、警戒区域や避難指示区域の見直しに取り組む考えを表明した。

また、福島の再生なくして日本の再生はないとの認識を示した上で、福島の再生を推進するための特別措置法案を今国会に提出すると述べた。

日本経済の再生について、被災地が確かな復興の道を歩み、我が国が将来に繁栄を引き継いでいくために、日本経済の再生にも全力で取り組むとの意向を示した上で、企業の国内投資や雇用創出の足かせとなってきた障害を取り除いて産業と雇用の基盤を死守し、新産業の芽を育てていくための環境を整備すると述べた。

また、日本再生のためのプロジェクトを盛り込んだ平成24年度予算は、経済再生の次なる一歩であると述べ、円高とデフレを克服するため、日本銀行との連携強化を図り、切れ目ない経済財政運営を行う意向を表明した。

そして、人口減少に転じた我が国が力強い経済成長を実現するためには、日本経済の潜在力を冷静に見極め、様々な主体による挑戦を促すビジョンを描かなければならないと述べ、国家戦略会議において「新成長戦略」の実行を加速するとともに、「日本再生戦略」を年央までに策定する方針を示した。

経済再生のためには、エネルギー政策の再構築が欠かせないとの認識を示した上で、中長期的に原子力への依存度を最大限に低減させると述べた。そして、ゼロベースでの見直しを進め、夏を目途に新しい戦略と計画を取りまとめ、あわせて、新たなエネルギー構成を支える電力システムの在り方や、今後の地球温暖化に関する国内対策を示す意向を明らかにした。また、環境省の外局として原子力の安全規制をつかさどる組織を新設し、厳格な規制の仕組みを導入するための法案を今国会に提出して、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能強化を図ると述べた。

政治・行政改革では、国家公務員給与の約８％を引き下げる法案及び郵政改革関連法案の速やかな合意を呼び掛けるとともに、行政改革に不退転の覚悟で臨むとの決意を表明し、独立行政法人改革では、法人数を４割弱減らし、特別会計改革では、勘定数をおおむね半減させるなどの改革関連法案を今国会に提出し、成立に万全を期すと述べた。また、国家公務員宿舎を今後５年間で25％削減する方針も示した。

さらに、政治家自身が身を切り、範を示す姿勢が不可欠であると述べた上で、一票の格差を是正するための措置や衆議院議員の定数を削減する法案を今国会に提出し、結論を得て実行できるようリーダーシップを発揮するとの意向を明らかにした。

社会保障と税の一体改革について、世界最速の超高齢化が進み、社会保障費の自然増だけで毎年１兆円規模となる中で、先送りする時間は残されていないとの認識を示した。さらに、現役世代の安全網を強化し、全ての国民をカバーする「全世代対応型」へと社会保障制度を転換することが焦眉の急であると述べ、社会全体の「希望」を取り戻す第一歩を踏み出せるかどうかは、この一体改革の成否にかかっていると強調した。そして、2014年４月より８％へ、2015年10月より10％へ段階的に消費税を引き上げることを含む「素案」を取りまとめたと述べ、引上げ後の消費税収は、地方消費税を除く全額を社会保障費に充て、「官」の肥大化には決して使わないと明言

した。また、一体改革は、金融市場の力に振り回されない強靭な財政構造を持つ観点からも待ったなしであると述べ、平成24年度末までに、関連法案を国会に提出する考えを示した。

これからの世界経済の発展を牽引していくのがアジア太平洋地域であり、日本の再生はこの地域なくしてあり得ないと述べ、多くの国で指導者が交代期を迎える本年、我が国を取り巻く安全保障環境は予断を許さないとの認識を示した上で、この地域の安定と繁栄を実現するため、日米同盟を基軸としつつ、秩序とルールづくりに主体的な役割を果たしていくことが外交の基本であるとの考えを述べた。そして、日韓・日豪交渉を推進し、広域経済連携の早期交渉開始を目指し、ＴＰＰ協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めていく意向を表明した。

普天間飛行場移設問題について、日米合意を踏まえ、引き続き沖縄の声に真摯に耳を傾け、負担軽減に全力で取り組む姿勢を示した。

北朝鮮の動向について、情勢変化を冷静に見極め、情報収集を強化し、不測の事態に備えて、引き続き万全の態勢で臨む意向を示すとともに、拉致問題は、被害者全員の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組むと述べた。

このほか、災害対策全般の見直しと強化、公務員制度改革、地域主権改革などに取り組んでいくとの考えを述べた。

結びとして、次の選挙のことだけを考えるのではなく、次の世代のことを考え抜くのが政治家であると述べ、国の未来を切り拓くために、「大きな政治」「決断する政治」をともに成し遂げようと呼び掛けた。

これに対する本会議の**代表質問**は、１月26日及び27日の両日行われ、社会保障と税の一体改革、消費税率引上げ問題、日本経済の再生、普天間飛行場移設問題、エネルギー政策、東日本大震災の被災者支援、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る除染問題、年金制度改革、医療制度見直し問題、ＴＰＰへの参加問題、選挙制度改革、公務員制度改革などについて議論が展開された。

参議院においては、同月27日及び30日に代表質問が行われた。

平成23年度第４次補正予算、平成24年度総予算及び平成24年度暫定予算審議

国民の安心、安全を確保する観点から、必要性、緊急性の高い財政需要に対し必要な措置を講ずるとともに、東日本大震災の被災者の二重ローン対策のため、政府保証枠を設定する平成23年度第４次補正予算は、１月30日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、２月３日の本会議で可決され、同月８日の参議院本会議において可決、成立した。

東日本大震災からの復興に切れ目なく対応するための東日本大震災復興特別会計を創設し、経済社会の再生のための「日本再生重点化措置」などを実施する平成24年度総予算は、１月30日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、集中審議、参考人質疑、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、３月８日に可決された。同日の本会議において、自民から提出された編成替えを求める動議を否決した後、平成24年度総予算は、記名投票の結果可決されたが、４月５日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。

このため、同日、両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致がみられなかったため、憲法第60条第２項の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。

なお、平成24年度総予算の年度内成立が困難となったため、４月１日から同月６日までの期間について必要最小限の経費を盛り込んだ平成24年度暫定予算が政府から提出され、３月30日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同日の本会議で可決され、同日の参議院本会議において可決、成立した。

主な議案の審議

社会保障と税の一体改革関連法案として、経済状況を好転させることを条件に行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安

定財源の確保及び財政の健全化達成の観点から、消費税の使途の明確化及び税率の引上げ等を盛り込んだ「消費税法等改正案」、地方消費税の税率の引上げ及び引上げ分の地方消費税の使途の明確化等の措置を盛り込んだ「地方税法及び地方交付税法改正案」、低所得者等への年金額の加算、受給資格期間の短縮、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等を盛り込んだ「国民年金法等一部改正案」、子ども・子育て支援給付の創設等を盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、満３歳以上の子どもに対する教育及び保育を一体的に行う総合こども園の制度を創設する「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法等関係法整備法案」の６法律案が３月30日に、公務員及び私立学校教職員について厚生年金保険制度を適用する措置等を盛り込んだ「厚生年金保険法等一部改正案」が４月13日に、内閣からそれぞれ提出された。また、社会保障制度改革国民会議を設置すること等を盛り込んだ「社会保障制度改革推進法案」及び小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度の拡充を盛り込んだ「就学前子ども教育保育提供推進法改正案」の２法律案が６月20日、民主、自民及び公明から提出された。

上記９法律案は、社会保障・税特別委員会の審査を経て、６月26日の本会議において、「総合こども園法案」を除く内閣提出の６法律案がいずれも修正議決され、議員提出の２法律案がいずれも可決され、参議院に送付された。８月10日の参議院本会議において、８法律案は可決、成立した。

なお、内閣から提出された「総合こども園法案」は、本院で審査未了となった。**【詳細は、(3)社会保障と税の一体改革関係参照】**

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の反省に立ち、環境省の外局として原子力規制委員会を設置するなど、原子力の安全に関する行政の体系の再構築を行う「原子力規制委員会設置法案」（環境委員長提出）は、６月15日の本会議で可決され、同月20日の参議院本会議において可決、成立した。

また、同法律案において、原子力安全・保安院が廃止されることに伴い、同院に設置されている産業保安監督部等を経済産業省の地方支分部局として設置することについて国会の承認を求める「産業保安監督部等設置承認案件」（承認５号）が、６月15日の本会議で承認され、同月20日の参議院本会議において承認された。

なお、自民及び公明から提出された「原子力規制委員会設置法案」並びに内閣から提出された「環境省設置法等改正案」「原子力安全調査委員会設置法案」及び「産業保安監督部等設置承認案件」（承認１号）は、いずれも同月15日に撤回された。**【詳細は、(4)原子力規制関係参照】**

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等を盛り込んだ「福島復興再生特措法案」が、震災復興特別委員会の審査を経て、３月８日の本会議で修正議決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。

また、６月15日、参議院から、福島原子力発電所事故により健康の不安を抱え、生活上の負担を強いられている被災者に対し、特に子どもに配慮して行う生活支援等の施策を盛り込んだ「原発事故被災者支援法案」（参議院提出）が送付された。本法律案は、震災復興特別委員会の審査を経て、同月21日の本会議で可決、成立した。**【詳細は、(5)東日本大震災復興関係参照】**

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を盛り込んだ「沖縄振興特措法改正案」及び駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置の充実等を盛り込んだ「沖縄駐留軍用地返還特措法改正案」の両法律案は、沖縄北方特別委員会の審査を経て、３月23日の本会議でいずれも修正議決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(6)沖縄振興関係参照】**

中学校修了前の子どもを養育している者に対し、手当を支給することを盛り込んだ「児

童手当法改正案」が、厚生労働委員会の審査を経て、３月23日の本会議で修正議決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(7)児童手当関係参照】**

郵政民営化法等郵政改革関係４法律の改正により、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置、その他株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を盛り込んだ「郵政民営化法等改正案」（議員立法）が、郵政改革特別委員会の審査を経て、４月12日の本会議で可決され、同月27日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、第176回国会に提出され、継続審査となっていた「郵政改革法案」「日本郵政株式会社法案」及び「郵政改革法及び日本郵政株式会社法施行法案」の３法律案は、３月30日、内閣から議案撤回承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。**【詳細は、(8)郵政改革関係参照】**

このほか、労働者の請求により、期間の定めのない労働契約に転換する仕組みを設ける「労働契約法改正案」が、厚生労働委員会の審査を経て、７月26日の本会議で可決され、８月３日の参議院本会議において可決、成立した。

海上保安官等が、一定の離島における犯罪に対処できることなどを盛り込んだ「海上保安庁法及び外国船舶航行法改正案」が、国土交通委員会の審査を経て、８月10日の本会議で可決され、同月29日の参議院本会議において可決、成立した。

継続審査となった主な議案としては、基礎年金国庫負担割合を国債の発行により２分の１とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の措置を講ずる「国民年金法等改正法等改正案」、個人番号等を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受等ために必要な事項を定める「マイナンバー法案」、子の不法な連れ去り等がされた場合に返還すること等を定めたハーグ条約の締結に伴い、必要な裁判手続等を盛り込んだ「ハーグ条約実施法案」などがある。

主な決議案としては、「野田内閣不信任決議案」が８月７日提出され、同月９日の本会議において否決された。

このほか、「北朝鮮による『人工衛星』打ち上げに抗議する決議案」「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案」及び「香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案」など５件が、本会議において可決された。

その他

６月26日の本会議において、森本防衛大臣から新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に関する報告があり、報告に対する質疑が行われ、垂直離着陸輸送機オスプレイの安全性、集団的自衛権、防衛力の整備等が議論された。

参議院本会議においては、４月20日、前田国土交通大臣及び田中防衛大臣の問責決議案が、８月29日、野田内閣総理大臣の問責決議案が、それぞれ可決された。

６月４日、野田内閣総理大臣は内閣改造を行い、野田第二次改造内閣が発足した。

このほか、１月20日、社会民主党党首選が告示され、福島みずほ党首が再選された。

４月５日、国民新党の議員総会において、亀井静香代表が解任され、自見庄三郎議員が新代表に選出された。翌６日、民主党の野田佳彦代表と国民新党の自見庄三郎代表との間で、連立政権継続に関する合意が交わされた。

７月11日、国民の生活が第一が結成され、小沢一郎議員が代表に就任した。

なお、７月５日、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（黒川清委員長）から、両院議長あて報告書が提出された。**【詳細は、第５参照】**

会期末

６月21日の本会議において、今国会の会期を９月８日まで79日間延長することが議決された。

会期最終日前日の９月７日、本会議において閉会中審査の手続や請願採択が行われ、翌８日、第180回国会は閉会した。

成立した主な議案

今国会において成立した議案は、内閣提出法律案が61件、議員提出法律案が31件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、「不正アクセス行為禁止法改正案」「消費者安全法改正案」「高年齢者等雇用安定法改正案」などがある。

議員提出法律案では、「国家公務員給与改定及び臨時特例法案」「死因究明推進法案」（内閣委員長提出）、「カネミ油症患者施策推進法案」（厚生労働委員長提出）などがある。

第180回国会閉会後

９月21日、民主党臨時党大会において代表選挙が行われ、野田佳彦代表が再選された。

同月22日、公明党全国大会が行われ、山口那津男代表が再選された。

同月26日、自由民主党総裁選挙が行われ、谷垣禎一総裁の後任に安倍晋三議員が新総裁に選出された。

同月28日、日本維新の会が結成され、橋下徹大阪市長が代表に就任した。

10月１日、野田内閣総理大臣は、内閣改造を行い、野田第三次改造内閣が発足した。

同月23日、決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会において、東日本大震災復興予算の使途について質疑が行われた。

第180回国会開会式

【第181回国会（臨時会）】

第181回国会は、平成24年10月29日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が11月30日までの33日間と議決された後、議院運営委員長外15常任委員長辞任に伴う選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会外８特別委員会が設置された。休憩後、野田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会においては、党首会談で「近いうち」の衆議院解散を約束した野田内閣総理大臣の発言、赤字国債発行を可能とする「公債発行特例法案」、違憲判決の出た「一票の格差」是正に向けた「衆議院選挙制度改革関連法案」、社会保障制度改革国民会議の設置を始め、日本経済の再生、大震災からの復興、原発事故への対応などが焦点となった。

所信表明演説及び代表質問

召集日の10月29日、衆議院の本会議において、野田内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

野田内閣総理大臣は冒頭で、被災地の復興、原発事故との戦い、エネルギー・環境政策、経済情勢と安全保障、超少子高齢化社会の到来など、我が国の将来を覆っている課題について述べ、「あしたの安心」を生み出し、「あすへの責任」を果たすことを表明した。

そして、前国会で、社会保障と税の一体改革関連法が成立したことを、決断する政治への画期的な成果であり、次の世代に引き継いでいく第一歩であると評価した。

しかし、いまだ課題が残されており、政治空白を作って、政策に停滞をもたらすことがあってはならないことを強調した。

次に、「あすへの責任」を果たすための諸課題について、具体的に述べた。

第一に、日本経済の再生に道筋を付けるためには、将来不安の連鎖を招くデフレ経済と過度な円高から抜け出すことが必要であるとし、フロンティアの開拓により力強い成長を目指す「日本再生戦略」に描いた道筋を着実にたどっていけるよう、人材の育成、イノベーションの創出に力を入れるとともに、「グリーン」「ライフ」「農林漁業」の重点三分野と中小企業の活用に政策資源を重点投入することを表明した。

エネルギー・環境政策については、2030年代に原発ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する「革新的エネルギー・環境戦略」を踏まえて遂行し、その際は、立地自治体との約束を守り、国民生活への深刻な打撃が生じないよう、不断の検証と見直しを行うと述べた。

また、原発に依存しない社会の実現に政策を転換し、徹底した省エネ社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大を行うため、「グリーン政策大綱」を年末までに策定し、グリーンエネルギー革命を加速させると述べた。

経済外交としては、東京で開催されたＩＭＦ・世界銀行総会の成果を挙げ、ＴＰＰ、日中韓ＦＴＡ、東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）を同時並行的に推進することを表明した。

第二に、被災地の復興と福島再生を途切れさせないためには、復興庁が司令塔となり、継続的な人的支援、復興特区、復興交付金などの支援を進め、瓦れきを処理し、活力ある故郷を甦らせることを政府一丸となって支えることを表明した。

また、復興予算の使途について、被災地が真に必要とする予算を手当てし、それ以外については厳しく絞り込むと述べた。

さらに、福島の再生のため、事故原発の廃炉に向けた作業を着実に進めるとともに、除染、賠償、インフラの復旧、産業の再建など、予備費による福島企業立地補助金の拡充を始めとする最大限の政策を実施すると述べた。

第三に、国民生活の安心の基盤を固めるためには、経済全体の再生やミスマッチの解消を通じて、雇用への安心感を育み、行政の手が行き届かないところにも社会の温もりを届ける「新しい公共」が社会に根付くための環境整備に努めることを表明した。

また、社会保障の残された課題について、社会保障制度改革国民会議の立上げや、マイ

ナンバー制度の実現など関連法案の早期成立を呼び掛けた。

第四に、国家の矜持を保ち、平和と安定に力を尽くすためには、我が国の平和と安全を守り、領土・領海を守るという国家としての責務を国際法に従って不退転の決意で果たすことを強調した。

また、中国、韓国及びロシアなどの周辺諸国と安定した信頼関係を結ぶことを国が果たすべき重大な責務の一つであると述べた。

北朝鮮との関係については、政府間協議を再開すべく調整しており、拉致問題の全面的な解決に全力を尽くすことを表明した。

第五に、政治・行政への信頼回復のために、最高裁判所から違憲状態との警告のある衆参両院の一票の格差の是正、定数削減を含む選挙制度改革について、今国会中に結論を見いだすことを表明した。

また、公債発行特例法案の一刻も早い成立を図るとともに、予算の裏付けとなる法案の在り方に関して与野党が議論を進め、解決策を見いだすことを呼び掛けた。

行政改革については、地域主権改革、独立行政法人・特別会計改革、国家公務員制度改革及び郵政事業改革を推進することを表明した。

結びとして、中庸の姿勢で、「あすへの責任」を果たす決意を述べ、複雑に絡み合った糸を一つ一つ解きほぐし、意見や利害の対立を乗り越えていくため、政策本位であすへの責任を果たしていく政治文化を確立することを国会議員に呼び掛けた。

これに対する本会議の**代表質問**は、10月31日及び11月１日の両日行われ、衆議院解散の時期、「一票の格差」の是正、公債発行特例法案の取扱い、社会保障制度改革国民会議の在り方、震災復興の進捗状況、外交・安全保障、拉致問題、教育再生、原発再稼働、エネルギー・環境政策、日本経済の再生、ＴＰＰ交渉への参加、領土保全などについて議論が展開された。

なお、参議院においては、前国会で野田内閣総理大臣問責決議案が可決されていたため、憲政史上初めて所信表明演説及びそれに対する質疑は行われなかったが、11月２日の本会議において、内閣総理大臣問責決議等に関する緊急質問が行われた。

主な議案の審議

平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、公債の発行の特例に関する措置等を定める「公債発行特例法案」が、財務金融委員会の審査を経て、11月15日の本会議において修正議決され、翌16日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(9)公債発行特例法案関係参照】**

平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小選挙区の改定案の作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するための「衆議院選挙制度改革関連法案」が倫理選挙特別委員会の審査を経て、11月15日の本会議において可決され、翌16日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(10)衆議院選挙制度改革関係参照】**

その他

10月31日、減税日本がいわゆる国政政党となり、河村たかし名古屋市長が代表に就任した。

11月13日、たちあがれ日本が党名を「太陽の党」に改称し、石原慎太郎前東京都知事及び平沼赳夫議員が共同代表に就任した。

同月15日、みどりの風がいわゆる国政政党となり、参議院の谷岡郁子議員、行田邦子議員、舟山康江議員及び亀井亜紀子議員の４名が共同代表に就任した。

解散

11月14日の国家基本政策委員会合同審査会において、野田内閣総理大臣は、安倍自由民主党総裁に対し、「一票の格差を是正し、次期通常国会での定数削減を約束すれば、16日に衆議院を解散してもいい」と表明し、11月16日の閣議で衆議院の解散を決定した。同日の本会議において、議長に解散詔書が伝達され、衆議院は解散された。

成立した主な議案

今国会において成立した議案は、内閣提出法律案が７件、議員提出法律案が３件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、「国民年金法等改正法等改正案」「年金生活者支援給付金支給法案」などがある。

本会議（第181回国会（平成24年11月16日解散））

第182回国会召集前

11月17日、太陽の党が合流した日本維新の会の新代表に石原慎太郎太陽の党共同代表が就任し、橋本徹代表は代表代行となった。

同月28日、国民の生活が第一などが合流した日本未来の党が結成され、嘉田由紀子滋賀県知事が代表に就任した。

12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙では、自由民主党は大幅に議席を伸ばした。同月25日、自由民主党の安倍晋三総裁と公明党の山口那津男代表は連立政権合意書に署名し、連立政権体制が発足した。

一方、民主党は、選挙前の議席を大幅に減らしたことを受け、同月16日、野田佳彦代表が辞任を表明し、同月25日、両院議員総会で海江田万里議員が新代表に選出された。

【詳細は、３ 国政選挙結果(3)第46回衆議院議員総選挙参照】

【第182回国会（特別会）】

第182回国会は、平成24年12月26日に召集された。

この国会は、先の第181回国会で衆議院が解散され、12月16日に総選挙が行われたのを受けて召集された特別国会である。

召集日の本会議において、正副議長の選挙が行われ、議長選挙の結果、伊吹文明君475、赤松広隆君２で、伊吹文明君が当選し、続いて、副議長選挙の結果、赤松広隆君475、伊吹文明君１、無効１で、赤松広隆君が当選した。

次いで、議席の指定を行い、会期を12月28日までの３日間と議決した後、議長は、議院運営委員を指名し、議院運営委員長を選挙の手続を省略して指名した。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、安倍晋三君328、海江田万里君57、石原慎太郎君54、渡辺喜美君18、志位和夫君８、森ゆうこ君７、福島みずほ君２、自見庄三郎君１、無効３で、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。

また、参議院においても、同日、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。

翌27日の本会議において、議長は、議院運営委員を除く各常任委員を指名し、議院運営委員長を除く各常任委員長を選挙の手続を省略して指名した。次いで、憲法審査会委員及び政治倫理審査会委員をそれぞれ指名した。

また、特別委員会については、前国会で設置された災害対策特別委員会外８特別委員会が設置された。

会期最終日の12月28日、本会議において、閉会中審査の手続が行われ、第182回国会は閉会した。

その他

12月27日、日本未来の党が党名を「生活の党」に改称し、森ゆうこ参議院議員が新代表に就任した。

第182回国会閉会後

文部科学委員会において、平成25年１月24日、体罰による自殺事件を含む学校教育に関する諸問題等について質疑が行われた。

農林水産委員会において、同日、畜産問題等について質疑が行われた後、平成25年度畜産物価格等に関する件について決議がなされた。

環境委員会において、翌25日、不適正除染問題等について質疑が行われた。

(2) 議長談話

「一票の格差」訴訟の判決

平成23年３月23日、衆議院小選挙区間の一票の格差を是正するために一人別枠方式を廃止する等の立法的措置を講ずることを求めた最高裁判所大法廷の「一票の格差違憲状態」判決が出された。これについて、翌24日、横路衆議院議長は談話を発表している（平成23年衆議院の動き（第19号）13頁参照）。

一方、衆議院議員選挙区画定審議会は、平成22年国勢調査の速報値の結果公表（平成23年２月25日）を受けて、１年以内（平成24年２月25日まで）に衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するため改定作業に着手していたが、前述の判決を受けて、当面の国会の動きを見守るため、改定作業を中断することを決めた（詳細は、(10)衆議院選挙制度改革関係参照）。

上記の期限の到来を控え、平成24年２月24日、横路衆議院議長は、以下の談話を発表した。

横路衆議院議長談話

平成24年２月24日

昨年３月24日、前日の最高裁判所大法廷の「一票の格差違憲状態」判決が下されたことは、極めて遺憾であり、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会での早急な結論を求めて来た。

与野党各党とも一票の格差是正の重要性を認識し、精力的な努力を重ねられたことに深く敬意を表しますが、結論を出すには至っていない。一票の格差是正は民主主義の根幹として、国民の衆議院総選挙延いては衆議院自体に対する信頼の基盤となっている。「違法状態」と評価されることは極めて残念であるが、各党協議の一層の深まりを期待するものである。

(3) 社会保障と税の一体改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

平成16年から平成18年にかけて、自由民主党、公明党の連立政権下では、年金、介護、医療のそれぞれの制度改革を行い、給付の重点化、適正化を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づいて、毎年度１兆円規模と言われる社会保障費の自然増について、2,200億円の削減を実施した。しかし、このような取組に対し、国民からは社会保障の給付水準の引下げとの批判が次第に強まった。

平成20年１月、福田内閣は、「社会保障のあるべき姿」について議論するため、社会保障国民会議を設置した。同会議は、同年11月に最終報告を取りまとめたが、そこには、国民の安心と安全を確保するための社会保障の機能強化に重点を置いた改革の必要性が明記された。

また、リーマン・ショックを背景にした国内経済の急速な悪化を受け、政府は累次の経済対策を打ち出した。このうち、平成20年10月30日に取りまとめられた「生活対策」においては、当面は景気対策に取り組むとする一方で、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」を早急に策定するとし、平成20年12月、中期的な財政責任を明らかにし、社会保障の将来に対する国民の不安を払拭することを目指した同中期プログラムを閣議決定した。これを受け、第171回国会（平成21年）に成立した「所得税法等

の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）」の附則において、消費税を含む税制の抜本改革の道筋と基本的方向性に関する規定が設けられた。

平成21年夏に行われた衆議院議員総選挙では、子ども手当の創設、最低保障年金の創設、後期高齢者医療制度の廃止等をマニフェストで掲げた民主党が過半数を占め、民主党を中心とする連立政権が誕生した。

平成21年９月に発足した鳩山内閣は、社会保障費の毎年度2,200億円削減方針の撤回、平成22年度から子ども手当（月額１万3,000円）を創設するなど、マニフェストに掲げた政策を進めた。平成22年度の社会保障費は前年度と比較して約2.4兆円の増となった。

その後、平成22年６月に発足した菅内閣は、医療・介護分野における雇用創出や財政健全化に取り組み、社会保障の安定的な提供の確保と持続的な成長を導くことで、「強い経済、強い財政、強い社会保障の実現」を目指すとした。そして、同年10月に、社会保障改革の全体像を検討する場として「政府・与党社会保障改革検討本部」を設置し、議論を重ね、平成23年６月30日に「社会保障・税一体改革成案」を決定した。同成案では、個別分野における改革項目及び改革の工程を示し、社会保障制度の必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施することにより、2015年度における公費の追加所要額を2.7兆円（充実3.8兆円、重点化・効率化▲1.2兆円程度）と見込むとともに、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10％まで引き上げ」、当面の社会保障改革に係る安定財源を確保することとしていた。

平成23年９月に発足した野田内閣は、「社会保障・税一体改革成案」の具体化に取り組む方針を示し、政府・与党社会保障改革本部は、同成案で示された具体的な改革内容に従って議論を重ね、平成24年１月６日に「社会保障・税一体改革素案」を決定した。同素案は、同年２月17日、「社会保障・税一体改革大綱」として閣議決定され、政府・与党それぞれが、その実現に取り組むこととされた。

同大綱では、社会保障改革の方向性として、①未来への投資（子ども・子育て支援）の強化、②医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化、③貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）、④多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ、⑤全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現、⑥社会保障制度の安定財源確保が、また、税制抜本改革の基本的方向性として、①消費税の社会保障財源化、②税制全体を通じた改革が掲げられた。具体的には、①子ども・子育て新システムの創設、②高齢者医療制度の見直し、③年金制度の最低保障機能の強化、④被用者年金の一元化について、必要な法案を第180回国会に提出することとされた。このほか、①消費税率の段階的引上げ（平成26年４月に８％、平成27年10月に10％）や②消費税の社会保障目的税化、③所得税や相続税の税率構造の見直し等が示された。

政府は、「社会保障・税一体改革大綱」を受け、第180回国会に、年金制度の最低保障機能の強化や被用者年金制度の一元化、子ども・子育て新システムの制度化や総合こども園の創設、消費税及び地方消費税並びに所得税及び相続税等の税制改正に係る関連７法律案を、逐次、提出した。

衆議院では、これら社会保障と税の一体改革関連法律案を、平成24年４月26日に新たに設置された「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」で審査することとなった。

その後、同委員会での関連７法律案の審査が進む中、同年６月８日から民主党、自由民主党及び公明党の３党間において社会保障と税の一体改革関連法律案の修正等に係る協議が行われ、同月15日に合意に達した。

この３党間の合意を受け、**社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外５名提出）**及び**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外５名提出）**が同月20日に提出され、翌21日に同委員会に付託され、関連７法律案と併せて審査されることとなった。

イ　関連議案の概要

（ア）公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

公的年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮すること。

b　低所得の老齢基礎年金受給者等に対し、年金額の加算を行うこと。

c　高所得の老齢基礎年金受給者の老齢基礎年金について、２分の１を上限に支給を停止すること。

d　遺族基礎年金について、被保険者等の子のある配偶者又は子に支給すること。

e　基礎年金の国庫負担割合２分の１を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成26年度とすること。

f　平成24年度の基礎年金の国庫負担に係る国債（交付国債）の償還等に関する事項を定めること。

g　１週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、月額賃金が７万8,000円以上である等の要件に該当する短時間労働者について、厚生年金保険等の被保険者とすること。

h　産前産後休業期間中の厚生年金保険等の保険料等を免除すること。

i　この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（平成27年10月１日）から施行すること。

（イ）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

公務員及び私立学校教職員（以下「公務員等」という。）についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　厚生年金保険の被保険者資格について、公務員等に係る適用除外規定を削除すること。

b　公務員等に係る遺族給付の転給制度を廃止すること。

c　公務員に係る厚生年金保険の保険料率については平成30年９月に、私立学校教職員に係る厚生年金保険の保険料率については平成39年４月に公務員等以外に適用される保険料率（18.3％）に統一すること。

d　公務員等の被保険者等に係る事務については、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団等を厚生年金保険の実施機関とすること。

e　追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、原則として、27％減額とすること。

f　公務員等の職域加算額を廃止することとし、廃止後の新たな年金については、別に法律で定めること。

g　この法律は、一部を除き、平成27年10月１日から施行すること。

（ウ）子ども・子育て支援法案（内閣提出）

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

b　国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこと。

c　子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とすること。

d　子どものための現金給付は児童手当の支給と、子どものための教育・保育給付はこども園給付費、地域型保育給付費等の支給

とすること。
e　小学校就学前子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、同給付を受ける資格を有すること等についての認定を申請し、その認定を受けなければならないこと。
f　内閣総理大臣は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を定めるものとすること。
g　市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して教育・保育の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとすること。
h　子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用は、市町村が支弁することを基本とし、国及び都道府県は、交付金の交付等の措置を講ずること。
i　内閣府に、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、子ども・子育て会議を置くこと。
j　市町村及び都道府県は、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議する等のため、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。
k　この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（平成27年10月１日）の属する年の翌年の４月１日までの間において政令で定める日から施行すること。

（エ）総合こども園法案（内閣提出）

生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で幼児期の教育及び保育が重要であることに鑑み、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を図るため、満３歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること等を目的とする総合こども園に関する制度を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。
a　総合こども園に入園することのできる者は、満３歳以上の子ども及び満３歳未満の保育を必要とする子どもとすること。
b　総合こども園の設置等
(a) 総合こども園は、国（国立大学法人を含む。）、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のほか、一定の要件に適合する法人（以下「適合法人」という。）のみが設置することができること。
(b) 適合法人であって総合こども園を設置した者は、その設置する総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、総合こども園ごとに特別の会計として経理しなければならないこと。
(c) 都道府県（指定都市等の区域内に所在する総合こども園については、当該指定都市等）は、総合こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこと。
(d) 国及び地方公共団体以外の者は、総合こども園を設置しようとするとき、又はその設置した総合こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する総合こども園については、当該指定都市等の長）の認可を受けなければならないこと。
c　この法律は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行すること。

（オ）子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など56の関係法律についての規定の整備等を行うものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしている。

（カ）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税法、所得税法、相続税法等について所要の改正を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連諸施策に関する措置について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　消費税について、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、使途の明確化（税収を年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策に要する経費に充てることを規定）、税率（現行４％）の引上げ（平成26年４月１日から6.3％、平成27年10月１日から7.8％）等を行うこと。

b　所得税について、所得再分配機能の回復等を図る観点から、45％の税率（課税所得5,000万円超の部分）を新たに設け、平成27年分から適用すること。

c　資産課税について、資産再分配機能を回復する観点から相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等を行うとともに、資産の現役世代への早期移転を促進する観点から贈与税の税率構造の緩和等を行い、平成27年以後の相続又は贈与について適用すること。

d　その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について、政府は「社会保障・税一体改革大綱」に示された基本的方向性に沿って具体化に向けて検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならないことを規定すること。

e　消費税率の引上げに当たっては、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとするほか、この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、ａの消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること。

（キ）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引上げ（現行、消費税額の100分の25（消費税率換算１％）とされている税率を、平成26年４月１日から消費税額の63分の17（同1.7％）に、平成27年10月１日から同78分の22（同2.2％）に）及び引上げ分の地方消費税についての使途の明確化を行うとともに、消費税の収入額に対する地方交付税の率（現行29.5％）を、平成26年度から22.3％に、平成27年度から20.8％に、平成28年度から19.5％に変更する等の措置を講じようとするものである。

なお、地方消費税率の引上げに当たっては、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとするほか、この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとしている。

（ク）社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外５名提出）

社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　社会保障制度改革の基本的な考え方として、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相

互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと等を定めること。

b　政府は、ｃに定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後１年以内に、ｄの社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとすること。

c　社会保障制度改革の基本方針を、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策のそれぞれについて定めること。

d　平成24年２月17日に閣議において決定された「社会保障・税一体改革大綱」その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、ａの基本的な考え方にのっとり、かつ、ｃに定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議を置くこと。

また、社会保障制度改革国民会議は委員20人以内をもって組織すること、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること、委員は国会議員を兼ねることを妨げないこと等、社会保障制度改革国民会議の組織等に関する規定を設けること。

e　政府は、生活保護制度に関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直し等の措置等を行うこと。

f　この法律は、公布の日から施行すること。

（ケ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外５名提出）

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　目的規定の改正

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記すること。

b　幼保連携型認定こども園

(a) 学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する学校教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこと。

(b) 国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができるものとし、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者である保育教諭等を置かなければならないこと。

(c) 設備及び運営について、都道府県は条例で基準を定めなければならないこと。

(d) 国及び地方公共団体以外の者により設置され、都道府県の条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとすること。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないこと。

c　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとすること。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないこと。

d　主務大臣を、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とすること。

e　施行期日等

(a) この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行すること。

(b) 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格等について、検討を加え、必要があ

ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

ウ　審議経過

平成24年３月30日に提出された**公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案**及び４月13日に提出された**被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案**の**年金制度改革関連２法律案**は５月８日に、３月30日に提出された**子ども・子育て支援法案、総合こども園法案**及び**子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**の**子ども・子育て支援関連３法律案**は５月10日に、３月30日に提出された**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案**及び**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案**の**税制改革関連２法律案**は５月11日に、それぞれ本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」に付託された。

同委員会においては、これら内閣提出の７法律案について、５月16日、小宮山厚生労働大臣兼少子化対策担当大臣、安住財務大臣及び川端総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌17日から質疑に入り、野田内閣総理大臣出席の下、17日、21日、22日の３日間の総括質疑の後、翌23日には「社会保障と税の一体改革のあり方」について集中審議が行われた。24日に全般質疑が行われた後、25日及び28日には「子ども・子育て支援と税制等」を、29日及び30日には「社会保障、特に年金制度と税制等」を、31日及び６月１日には「税制等」をテーマとしてそれぞれ質疑が行われた。４日には、福島県及び兵庫県において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、それぞれ８名の意見陳述者から意見を聴取し質疑が行われた。次いで５日から７日までの３日間全般質疑が行われた後、８日には「税制改革と財政及び経済等」について４名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。11日には野田内閣総理大臣出席の下、「社会保障と税の一体改革」について集中審議が行われ、12日及び13日には公聴会を開催し、12日には**年金制度改革関連２法律案**について５名の公述人、**子ども・子育て支援関連３法律案**について４名の公述人、13日には**税制改革関連２法律案**について10名の公述人から意見を聴取し、質疑を行い、14日には全般質疑が行われた。

これと並行して、８日から民主党、自由民主党及び公明党の３党間において社会保障と税の一体改革関連法律案の修正等に係る協議が行われ、15日に合意に達した。

この合意を受け、**社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外５名提出）**及び**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外５名提出）**が20日に提出され、21日に同委員会に付託され、22日、提出者からそれぞれ提案理由の説明を聴取した。また、同日、民主、自民及び公明の３会派共同提案により、**総合こども園法案**を除く内閣提出の各法律案に対し修正案（後記参照）が提出され、各修正案の趣旨説明を聴取した後、各法律案及び各修正案を一括して議題とし、全般質疑が行われた。

25日には、野田内閣総理大臣出席の下、「社会保障と税の一体改革」について集中審議を行い、26日に締めくくり質疑を行った後、**総合こども園法案**を除く各法律案及び各修正案について質疑を終局した。

次いで、**社会保障制度改革推進法案**及び**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案**について、内閣の意見を聴取した後、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決したところ、内閣提出の６法律案については、いずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと議決され、**社会保障制度改革推進法案**及び**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案**は、いずれも賛成多数をもっ

て原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、**子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案**及び**子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**に対し附帯決議が付された。

同日、本会議において、社会保障と税の一体改革関連８法律案に対する討論の後、内閣提出の６法律案についてはいずれも修正議決され、議員提出の２法律案についてはいずれも可決され、各法律案は参議院に送付された。

参議院においては、８月10日の本会議で８法律案はいずれも可決され、成立した。

なお、**総合こども園法案**は衆議院において審査未了となった。

（参考）各修正案の主な内容

（ア）公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

a　低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定、高額所得による老齢基礎年金の支給停止に関する規定及び交付国債の償還等に関する規定を削除すること。

b　短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象となる者の月額賃金の範囲を「７万8,000円以上」から「８万8,000円以上」に改めるとともに、本改正の施行期日を「平成28年４月１日」から「平成28年10月１日」に繰り下げること。

c　低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定、高額所得による老齢基礎年金の支給停止について引き続き検討する旨の規定等を追加すること。

d　短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用範囲を更に拡大する旨の規定について、「平成31年９月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」ものとすること。

（イ）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えること。

（ウ）子ども･子育て支援法案に対する修正案

a　「教育・保育施設」の定義を置き、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうこと。

b　市町村は、支給認定に係る小学校就学前子どもが、市町村長が確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、保護者に対し、施設型給付費を支給すること。

c　市町村は、支給認定に係る小学校就学前子どもが、市町村長が確認する地域型保育事業者から当該確認に係る地域型保育を受けたときは、保護者に対し、地域型保育給付費を支給すること。

d　教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うこと。また、地域型保育事業者についても、教育・保育施設に準じて、確認に関する規定を整備すること。

e　地域子ども・子育て支援事業に、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業を追加すること。

f　政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

g　政府は、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関

する業務に従事していない者の就業の促進その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

h　政府は、公布後２年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

i　政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとすること。

j　市町村は、児童福祉法第24条第１項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定に係る小学校就学前子どもが、確認を受けた民間立の保育所から保育を受けた場合は、保育費用を当該保育所に委託費として支払うとともに、当該市町村の長は、保護者等から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収するものとすること。

（エ）子ども･子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の全部を修正し、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とする。

その内容は、「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、「児童福祉法」など55の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

そのうち、児童福祉法については、現行どおり、第24条第１項に基づき、市町村が保育の実施義務を担うこととするとともに、家庭的保育事業等における認可制を導入し、保育所及び家庭的保育事業等の認可について、社会福祉法人、学校法人以外の多様な主体が参入する際の基準を整備する等の修正を行うものである。

（オ）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案

a　題名を「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」とすること。

b　所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正に係る規定を削除すること。

c　税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置に係る規定を次のとおり修正すること。

(a) 低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入及び複数税率の導入について、総合的に検討すること。

(b) 消費税法改正の施行（平成26年４月）から(a)の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的・臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施すること。

(c) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

(d) 扶養控除、配偶者控除等に係る規定を削除すること。

(e) 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

d　消費税率の引上げに当たっての措置に関し、成長戦略並びに事前防災等に資する分野に資金を重点配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討すること。

e　所得税については、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずること。

ｆ　資産課税については、相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び贈与税の見直しについて検討を加え、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずること。

（カ）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

ａ　地方消費税率の引上げに当たっての措置に関し、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討すること。

ｂ　地方消費税率の引上げの規定の施行に関し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるに当たっては、ａの措置を踏まえること。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、**社会保障と税の一体改革全般**については、①社会保障と税の一体改革の必要性や意義、②社会保障制度の効率化を図る必要性、③消費税率引上げを判断する時期までに医療、介護に関する制度改革の具体的内容を明確に示す必要性、④民主党、自由民主党及び公明党の３党合意（平成24年６月15日）に基づく修正案提出の意義、⑤社会保障制度改革推進法案の提出に至る経緯、⑥今後の社会保障と税の一体改革の議論の在り方等であった。

年金制度改革関係では、①若年者の公的年金制度に対する不安を解消する必要性、②新しい年金制度創設の実現可能性及び現行の年金制度の改善を行うことの優位性、③低所得者等の年金額の加算措置や高所得者の年金額の調整が社会保険の基本原理を覆す懸念、④保険料納付済期間が10年以上25年未満の無年金者のみを救済することの妥当性、⑤短時間労働者への適用拡大に伴う事業主負担増の懸念及びその軽減策、⑥自由民主党、公明党の連立政権下の平成19年に提出された被用者年金一元化法案と同内容の法律案を今回提出した理由、⑦低所得者等の年金額の加算措置を修正により福祉的な給付措置とする理由等であった。

子ども・子育て支援関係では、①我が国の子育て支援策に係る現状認識及び今取り組むべきこと、②若年者の雇用対策や働き方の見直しを含む総合的な少子化対策を実施する必要性、③子ども・子育て支援の充実に要する経費１兆円のうち、未定となっている3,000億円の財源確保策、④子ども・子育て支援施策の一元的実施のために子ども家庭省を設置する必要性、⑤子ども・子育て新システムにおける幼児期の学校教育・保育の質を確保するための具体策、⑥新システム導入による待機児童の減少の見込み、⑦公的保育サービスへの参入を認可制から指定制に見直す理由、⑧認定こども園制度の評価と課題、⑨総合こども園を創設する理由、⑩総合こども園に株式会社を参入させることの是非、⑪市町村の保育実施義務を解除することの妥当性、⑫幼保連携型認定こども園を増やすための具体的施策、⑬保育士の処遇改善の必要性等であった。

税制関係では、①消費税法等改正案と民主党マニフェストとの整合性、②所得税や法人税ではなく消費税を増税する理由、③東日本大震災からの復興を果たすべき時期に消費税率を引き上げることの是非、④消費税率引上げがマクロ経済に与える影響、⑤消費税増税と合わせた経済対策や減税政策実施の必要性、⑥消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除と複数税率との比較、⑦低所得者対策としての簡易な給付措置の詳細な内容、⑧適正転嫁及び価格表示対策に係る政府の検討状況、⑨消費税法等改正案成立後に消費税率引上げを判断する者及び時期、⑩所得税と資産課税について平成24年度中に法制上の措置を講ずるとする修正規定における措置の内容及び同措置が消費税率引上げの前提条件となる可能性、⑪成長戦略及び事前防災等に資する分野に資金を重点的に配分するとする、いわゆる景気弾力条項に対する修正規定と財政規律維持との関係、⑫偏在性の小さい地方税体系を構築する税制の抜本的な改革の実施時期、⑬地方消費税を社会保障財源化する枠組みを今後見直す可能性等であった。

その他の事項としては、①国税庁と日本年金機構を統合することの妥当性、②消費税増税前に議員定数削減を実現する必要性、③マイナンバーのシステム構築及び運営の在り方等であった。

(4) 原子力規制関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生

平成23年３月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、我が国では初めての炉心溶融及び水素爆発を引き起こすものであった。

この事故の収束を図るとともに、事故原因を究明し、原発事故の再発防止や被害軽減のための対策を確立することが、我が国が取り組むべき喫緊の課題の一つとなっている。

（イ）国内外における政府の動き

こうした中で、平成23年６月、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）において、原子力安全に関するＩＡＥＡ閣僚会議が開催され、原子力安全規制行政等の見直しの検討に着手すること等を内容とする日本国政府の報告書が提出された。

一方、過去の原子力発電に係るシンポジウム等で、参加者に原子力安全・保安院や電力会社から原子力発電について肯定的意見を述べるよう働き掛けのあった事実が明るみになった。

こうしたこともあり、原発を推進する立場の経済産業省・資源エネルギー庁の下に原子力規制を担う原子力安全・保安院がある等の原子力安全規制行政に対する批判が大きくなっていった。

そのため政府は、原子力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」を同年８月15日に閣議決定した。

同基本方針では、「『規制と利用の分離』の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省にその外局として、原子力安全庁（仮称）を設置する」などとしている。

（ウ）新たな原子力規制の仕組みの構築

これらを受け、平成24年１月31日、政府から**原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案、原子力安全調査委員会設置法案**及び**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第１号）**が提出された。

このような政府の動きに対して、自由民主党は、政府案では原子力安全規制組織の独立性や原子力安全規制行政の一元化等に問題があるとして、新しい原子力安全規制組織として、いわゆる三条委員会である原子力規制委員会を環境省に設置すること等を内容とする法案を取りまとめた。

自由民主党は、同法案について公明党と協議を行い、４月20日に、自民及び公明の共同提案により**原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出）**を提出した。

上記４案件は、５月29日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日に４案件とも環境委員会に付託され、６月１日より審査に入った。

委員会における審査とともに、民主党、自由民主党及び公明党による修正の協議が進められ、合意に至った。この合意に基づいて、６月15日、環境委員会から**原子力規制委員会設置法案**が、政府から、**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第５号）**が、それぞれ提出された。

なお、同日、内閣提出の**原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案、原子力安全調査委員会設置法案、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第１号）**及び塩崎恭久君外３名提出の**原子力規制委員会設置法案**の４案件はいずれも撤回された。

イ　関連議案の概要

（ア）原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出）

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a　国家行政組織法第３条第２項の規定に基づいて、環境省の外局として、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする原子力規制委員会を設置すること

b　原子力規制委員会に、原子力規制庁と称する事務局を置くこと。また、原子力規制庁に、規制庁長官その他の職員を置き、同長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理すること

c　原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、全ての職員について、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこと（ノーリターンルール）

d　独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに同機構を廃止するものとし、このために必要となる法制上の措置を速やかに講じること

e　平時における原子力防災対策の強化として、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議を設置すること

f　重大事故対策の強化、既存の発電用原子炉施設等に最新の知見を適用する制度（バックフィット）の導入及び発電用原子炉の運転期間の制限等、原子力安全の確保のために核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正を行うこと

g　改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられることとすること

h　原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化、原子力緊急事態解除後の事後対策の強化及び原子力災害対策指針の法定化等の原子力災害対策特別措置法の改正を行うこと

i　原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の緊急事態応急対策の実施に係る指示の対象事項から、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を除くこととすること

j　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

等である。

（イ）地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第５号）

原子力規制委員会設置法の規定による原子力安全・保安院の廃止に伴い、現在各地域において産業保安に関する業務を行う組織として同院に置かれている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省の地方支分部局として設置する必要があるので、

地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

（ウ）原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の結果損なわれた我が国の原子力の安全に関する行政に対する内外の信頼を回復し、その機能の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a　環境省設置法の一部改正

原子力の安全の確保を図ることを環境省の任務に加え、環境大臣による勧告等について定めるとともに、同省に原子力規制庁を置き、その長は原子力規制庁長官とし、その任務、審議会等について定めること

b　原子力基本法の一部改正

原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省に原子力安全調査委員会を置くこと。また、原子力安全委員会を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこと

c　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

(a) 原子力の安全の確保のための規制は、環境大臣が行うものとすること。また、同大臣は、この法律による権限を原則として原子力規制庁長官に委任すること

(b) 発電用原子炉設置者及び加工事業者等が講ずる保安のために必要な措置として、重大な事故が生じた場合における措置を含むことを明確化する等、重大な事故への対策を強化すること

(c) 許可済みの発電用原子炉施設等について、環境大臣が許可基準を改正した場合であって、発電用原子炉施設等の位置、構造又は設備が改正後の基準に適合していないと認めるとき等において、発電用原子炉設置者等に対し、これらの使用の停止、改造又は修理等を命ずることができることとすること

(d) 発電用原子炉を運転することができる期間を、最初に使用前検査に合格した日から起算して40年とすること。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、１回に限り、延長の認可をすることができることとすること

(e) 環境大臣は、原子力施設の設備の製造を行う者等の事業所への立入検査等を必要に応じて行うことができることとすること

d　環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の一部改正

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とするとともに、放射性物質及びこれによって汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とすること

e　この法律は、一部の規定を除き、平成24年４月１日から施行すること

等である。

（エ）原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出）

原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a　原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省に原子力安全調査委員会を置くこと

b　原子力安全調査委員会の所掌事務

(a) 原子力の安全の確保に関する規制その他の施策又は措置に関し、原子力基本法第２条の基本方針を踏まえ、その実施状況に関する調査を行うこととし、この調査の結果に基づき、原子力の安全の確保を確実なものとするため必要があると認めるときは、講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官に対し勧告し、又は関係行政機関の長に意見を述べること

(b) 原子力事故等の原因及び原子力事故等により発生した被害の原因を究明するための調査（以下「原子力事故等調査」という。）を行うこと。また、原子力事故等調査の結果に基づき、原子力事故等の防止及び原子

力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官又は関係行政機関の長に対し勧告すること

(c) 原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置その他原子力の安全の確保を確実なものとするため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官又は関係行政機関の長に意見を述べること

c　原子力安全調査委員会は委員５人をもって組織し、委員は両議院の同意を得て環境大臣が任命すること。また、同委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができること

d　原子力安全調査委員会が原子力事故等調査を行うために必要な処分について定めること

e　原子力安全調査委員会は、原子力事故等調査を終えたときは、当該原子力事故等に関する報告書を作成し、これを環境大臣に提出するとともに、公表しなければならないこと。また、同委員会は、原子力事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、原子力事故等の防止又は原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官又は関係行政機関の長に勧告することができること

f　原子力安全調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、環境大臣若しくは原子力規制庁長官、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができること

g　この法律は、一部の規定を除き、平成24年４月１日から施行すること

等である。

(オ) 原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外３名提出)

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a　国家行政組織法第３条第２項の規定に基づいて、環境省の外局として、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保（以下「安全確保」という。）を図ることを任務とする原子力規制委員会を設置すること

b　原子力規制委員会は、委員長及び委員４人をもって組織することとし、これらの者は、人格が高潔であって、安全確保に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。また、委員長の任免は、天皇が、これを認証すること

c　原子力規制委員会は、その所掌事務について、同委員会規則を制定することができるとともに、関係行政機関の長に、安全確保に関する事項について勧告し、同勧告に基づいてとった措置の報告を求めることができること

d　原子力規制委員会に、原子力規制庁と称する事務局を置くこと。また、原子力規制庁に、規制庁長官その他の職員を置き、同長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理すること

e　安全確保に係る事務を所掌する行政組織について、この法律の施行後３年以内に、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書の内容、安全確保に関する最新の国際的基準等を踏まえ、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられること

f　政府は、原子力規制庁の職員について、処遇の充実、専門的知識等を有する者の積極的登用、体制拡充を図るための財源確保等に関し所要の措置を講ずること。また、独立性を確保する観点から、幹部職員のみ

ならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を基本的に認めないとともに、その職務の執行の公正さに対する国民の疑惑等を招くような再就職を規制すること

g　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的規定に「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を加えること

h　原子力災害対策特別措置法を改正し、原子力災害対策副本部長に委員長及び内閣官房長官を充てること。また、同本部長の緊急事態応急対策の実施に係る指示の対象事項から、原子力規制委員会の所掌事項を除くこと

i　独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止し、同機構の安全確保に関する業務を原子力規制委員会に移管すること

j　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

等である。

（カ）地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の規定による原子力安全・保安院の廃止に伴い、現在各地域において産業保安に関する業務を行う組織として同院に置かれている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省の地方支分部局として設置する必要があるので、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

ウ　審議経過

原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出）は、６月15日、環境委員会において、同案の起草案を成案とし、委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者から趣旨説明を聴取し、委員の発言があった後、採決を行った結果、賛成多数をもって動議は可決され、同日、提出された。

同日の本会議において、環境委員長の趣旨弁明の後、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月20日の本会議で可決され、成立した。

内閣提出の**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第５号）**は、６月15日に提出され、同日、環境委員会に付託された。

同委員会において、同日に趣旨説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、本件は承認すべきものと議決された。

同日の本会議において、本件は承認すると議決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月20日の本会議で承認された。

内閣提出の**原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案、原子力安全調査委員会設置法案**及び**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第１号）**は、１月31日に、塩崎恭久君外３名提出の**原子力規制委員会設置法案**は、４月20日に、それぞれ提出された。上記４案件は、５月29日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日に４案件とも環境委員会に付託された。

同委員会においては、６月１日、順次提案理由の説明を聴取した後、５日から質疑に入り、８日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、また同日に経済産業委員会との連合審査会が開会されたが、４案件は、６月15日、本会議の承諾又は委員会の許可を経ていずれも撤回された。

エ　主な質疑事項

上記５案件に対する主な質疑事項は、①原子力安全規制組織の独立性確保の在り方、②原子力規制庁の職員に係るノーリターンルールの適用範囲、③原子力規制に関する事務の一元化の在り方、④緊急時における内閣総理大臣の指示権の対象事項、⑤緊急時におけるオフサイト体制の在り方、⑥緊急時における各組織の役割分担、⑦原子力規制に係る人材育成の必要性、⑧バックフィットに対する考え方、⑨原子力発電所の40年運転規制及びその期間延長認可の是非、⑩原子力安全規制行政の透明性確保のための情報公開の在り方、⑪原子力基本法の改正問題、⑫国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から提出される予定の報告書に対する考え方等であった。

(5) 東日本大震災復興関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）東日本大震災と原子力発電所事故

平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県及び福島県を中心に、東日本において広範、かつ、甚大な被害が発生した。

特に福島県は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が放出され拡散したことから、地震、津波、原子力発電所事故という複合災害により、住民の生活や健康、地域の経済や産業など多方面において、他の被災地とは異なる特殊な事情に置かれることとなった。

（イ）原子力発電所事故による被害の継続

政府は、平成23年12月16日に「発電所の事故そのものは収束に至ったと判断される」としたが、対応が困難で、かつ、長期的な課題は解決されないままであった。

福島では、多くの住民が健康への不安を抱え、また、離職、失業等による不安定な生活、ふるさとを離れた県内外への長期の避難生活を余儀なくされていた。国は、警戒区域は平成24年４月の解除を目指し、避難指示区域を「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」及び「帰還困難区域」に再編し、可能な地域から住民の帰還を目指すこととした。しかしながら、住民の帰還に向けては、放射能による健康不安の解消、東京電力による確実な損害賠償、雇用の創出・確保、ライフラインの復旧、除染や除染に伴って生じる汚染土壌・廃棄物の処理など、多くの問題が残されている。

また、農林水産業についても、地震・津波による農地・農業用施設、農作物や漁船・漁港、養殖物等の被災に加え、原子力発電所事故で大量の放射性物質が放出されたことから、基準値以上の放射性物質が検出された場合の農林水産物の出荷制限、また、土壌汚染による米の作付制限などの損害も生じている。さらに、風評被害は農林水産業のみならず製造業や観光業にまで及び、特に福島においては、地元経済への深刻な影響が続いていることから、これら既存の産業の復興再生のための措置に加えて、原子力発電に頼らない社会を目指した再生可能エネルギーへの転換など、福島における新たな産業の創出に寄与する取組を、国としても支援することが求められていた。

（ウ）特別な立法措置の必要性

未曽有の大震災に対処し、被災者の支援や被災地の復旧・復興を迅速に図るため、第177回国会の発災直後から第179回国会においても、多数の震災関連法案が制定され、また、復興施策を一元的に推進する復興庁も設置されることとなり、東日本大震災からの復興のための体制の整備が進められた。

しかしながら、他の被災地では復興が進められる一方で、原子力発電所事故による被害が継続する福島については、その被害の特殊性から、被災者の支援や被災地の復旧・復興は遅れており、その進捗を図るための特別な

立法措置が政府及び与野党において検討されるに至った。

（エ）福島復興再生特別措置法案の提出

東日本大震災における原子力災害は、現行法では想定されていない甚大な被害をもたらし、既存の枠組みでは対応が困難なことも多くあった。また、他の被災地とは異なる特殊な、また極めて困難な状況に置かれた福島の再生に、国が責任を持って取り組むべきとして、早くから特別立法を求める声があった。

福島県は、平成23年８月には「福島県復興ビジョン」を、同年12月には、復興ビジョンに基づく「福島県復興計画（第１次）」を策定し、環境回復や生活再建支援、農林水産業再生や中小企業等復興、また、ふくしま・きずなづくり、福島の観光交流などを復興に向けた重点プロジェクトとして定めた。

さらに、国と福島県及び関係市町村は、平成23年８月27日から平成24年２月４日までに、「原子力災害からの福島復興再生協議会」を４回開催し、復興計画を始めとする復興の在り方、住民避難の問題、原子力損害賠償問題、除染、復興のための財政・税制措置など、福島復興再生特別措置法案に盛り込むべき内容について協議を重ねた。

このような経緯を経て、政府は平成24年２月10日、**福島復興再生特別措置法案**を国会に提出した。

（オ）東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の提出

上記（エ）の福島復興再生特別措置法（３月30日成立）は、地域としての福島の復興再生に主眼が置かれていたことから、個々の原子力災害の被災者、特に子どもに対する支援については、課題として残されることになった。

放射線の健康への影響については、いまだ解明されていないことが多いが、子どもは放射線の感受性が高いとされ、その影響が懸念されていることから、妊婦も含め特に配慮が必要とされる。医療の確保のみならず、屋外運動などを含む教育の機会、学校給食の安全性の確保や、親と離れて生活する子どもへの支援についても、その必要性が認識されている。

また、住民が帰還するためには、国及び自治体による除染やインフラ復旧、避難していた自治体機能の元の場所への復帰などの環境整備に加え、住宅や雇用、医療の確保、子どもの教育の問題など、個々の住民が直面する課題への支援が必要となる。さらに、帰還することを選択する住民もあれば、放射線への懸念や雇用の問題等により、避難生活の継続や新たな土地での生活を選択する住民もあることから、帰還する住民はもとより、帰還しないことを選択する住民に対しても、同様の支援を求める声がある。

このほか、住民が集団避難を余儀なくされ、長期にわたり帰還が困難な地域については、避難住民への支援が引き続き必要になる。別の場所に「仮の町」を建設して、コミュニティを維持する構想を進める自治体もあることから、住民の意思や受入先の問題など課題もあるものの、国としても、これを支援するとしている。

このような背景の下、自民、公明、みん、共産、社民及び改革は、平成24年３月14日に**平成23年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案（森まさこ君外９名提出）**を、また、民主は、３月28日に**東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（谷岡郁子君外５名提出）**を、それぞれ参議院に提出した。前者の野党案は、子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、生涯にわたる定期健康診断や医療費に係る負担の減免等の基本的施策を定めるものであった。また、後者の与党案は、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている被災者の生活支援等施策を推進し、不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とし、支援対象地域での医療の確保や就学援助等、支援対象地域外での住宅確保や就業支援等を定めるものであった。

参議院においては、両法律案は３月29日に東日本大震災復興特別委員会に付託されたが、趣旨や内容について共通するところもあることから、与野党協議を経て一本化されるに至った。これを受けて、６月14日、両法律案はいずれも撤回され、同日、**東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案**が同委員会から提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）福島復興再生特別措置法案（内閣提出）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生が、その特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別措置等について定めるもので、その主な内容は、

a　基本理念

福島の復興・再生は、安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、直面する課題について、多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化、地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならないこと

b　福島復興再生基本方針

政府は、基本理念にのっとり、福島復興再生基本方針を定めなければならないものとし、福島県知事は、内閣総理大臣に対し、基本方針の変更についての提案をすることができること

c　避難解除等区域の復興・再生のための特別措置

(a) 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う一定の工事等については国土交通大臣等が、生活環境整備事業については内閣総理大臣が、福島県等の要請に基づいて、行うことができること

(b) 避難解除区域内における機械等の取得、被災者の雇用について、課税の特例を適用すること

(c) 震災時に避難指示区域に居住していた者の公営住宅入居者資格の緩和等を行うこと

d　放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境実現のための措置

(a) 国は、福島県の行う健康管理調査に関し技術的な助言等の措置を講ずるとともに、福島の地方公共団体等が実施する農林水産物等の放射能濃度の測定等の取組を支援するため、必要な措置を講ずること

(b) 国は、除染等を迅速に実施するとともに、実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮すること

(c) 国は、放射線研究等の推進、教育機会及び医療・福祉サービスの確保の措置等を講ずること

e　原子力災害からの産業の復興・再生のための特別措置

産業復興再生計画の認定により、通訳案内士法等の特例、地熱資源開発事業その他の事業に係る許認可及び規制の特例等が適用されることとし、国は、福島の諸産業の復興・再生のための施策を講ずること

f　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

内閣総理大臣は、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器の研究開発拠点の整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する重点推進計画を認定し、国は、計画による取組を支援する措置を講ずること

g　復興大臣、福島県知事等で構成する「原子力災害からの福島復興再生協議会」を組織すること

等である。

（イ）東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出）

平成23年３月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する支援が必要であることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に

関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は、

a　国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること

b　政府は、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこと

c　国は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染状況の調査の結果を踏まえ、汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとすること

d　国は、支援対象地域（放射線量が避難指示の基準を下回るが一定の基準以上である地域）で生活する被災者を支援するため、医療の確保､子どもの就学等の援助､家庭、学校等における食の安全・安心の確保、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとすること

e　国は、支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援、移動先における住宅の確保､子どもの移動先における学習等の支援、移動先の地方公共団体による円滑な役務の提供、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとすること

f　国は、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者を支援するため、支援対象地域への移動の支援、当該地域における住宅の確保、当該地域の地方公共団体による円滑な役務の提供、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとすること

g　国は、政府による避難指示の対象区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者による損害賠償の支払の促進等資金の確保、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとすること

h　国は、被災者の定期的な健康診断の実施等について、必要な施策を講ずること。この場合、子どもである間に一定基準以上の放射線量地域に居住した者（胎児の間に母が当該地域に居住した者を含む。）等の健康診断については、生涯にわたって実施されるよう必要な措置が講ぜられるものとすること

i　国は、子ども及び妊婦の医療（東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）に係る費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとすること

等である。

ウ　審議経過

福島復興再生特別措置法案は、平成24年２月10日に提出され、３月５日、東日本大震災復興特別委員会に付託された。

同委員会においては、翌６日、提案理由の説明を聴取した後､７日に質疑を行い､８日、民主、自民、公明、きづな、国民及び日本の６会派共同提案による修正案（後記参照）が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案に対して質疑を行った。同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、３月30日の本会議で可決され、成立した。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案は、平成24年６月14日に参議院に提出され、翌15日に参議院本会議において可決された後、衆議院に送付された。

衆議院においては、６月15日に東日本大震災復興特別委員会に付託され、同委員会において、19日に提案理由の説明を聴取した後、

質疑を行い、同日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと議決された。

その後、６月21日の本会議において、本法律案は可決され、成立した。

（参考）福島復興再生特別措置法案に対する修正案の主な内容

a　法の目的に、福島の復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加すること。

b　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置として、国が自ら施行することができる工事の対象に、漁港漁場整備事業に関する工事及び地すべり防止工事を追加すること。

c　健康増進等を図るための施策を支援するための必要な措置として、財政上の措置を明示すること。

d　福島の復興及び再生に関する施策の推進に必要な措置として、国は、住民の健康を守るために福島県が設置する基金その他福島の地方公共団体が設置する基金について、財政上の措置を講ずること。

エ　主な質疑事項

福島復興再生特別措置法案に対する主な質疑事項は、①避難解除等区域における機械等に係る特別償却を、避難指示が解除された日から５年間とすることの是非、②本法律案において原子力発電を推進してきた国と事業者の責任を明記する必要性、③放射能による健康被害を救済するための措置を福島県に限定せず講じる必要性、④修正案に「将来的な住民の帰還を目指す区域」として長期的に帰還が困難な区域等を支援するための取組を加えた趣旨、⑤福島県が基金を活用して独自に行う県民健康管理調査等の事業に対して国が必要な拠出を行うことの確認、⑥刻々と変化する福島の状況に鑑みて、施行後３年以内ではなく１年ごとに本法の規定を見直すよう定める必要性等であった。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案に対する主な質疑事項は、①家族と離れて暮らす子どもへの支援策、②医療費減免に際しての原発事故との因果関係有無の立証責任の在り方、③放射線教育の取組の状況及び今後の対応、④健康調査と医療の提供の対象者の範囲、⑤支援対象地域の設定基準の決定者及び決定方法、⑥帰還を促すのではなく補償を伴う移住の権利を被災者に認める必要性等であった。

(6) 沖縄振興関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第２次世界大戦において甚大な人的、物的被害を受けた沖縄が昭和47年に本土復帰を遂げてから、平成24年５月15日で40周年を迎える。

沖縄は、復帰までの27年間、我が国の施政権外に置かれ、我が国の復興政策、産業政策等が適用されなかったこともあり、復帰時の社会資本整備は大きく立ち遅れていた。この特殊な状況の下で、復帰に伴い沖縄の振興開発を図るための施策を推進する特別措置が必要とされ「沖縄振興開発特別措置法」（以下「沖振開発法」という。）が昭和46年に成立した。沖振開発法は、10年間の限時法であり、昭和47年５月15日から施行され、その後２度の期限延長が行われた。平成14年４月１日からは「沖縄振興特別措置法」（以下「沖振法」という。）により沖縄に対する特別措置が引き継がれ、平成24年３月31日で期限を迎えることとなった。

沖縄は、平成23年度までに沖振開発法及び沖振法に基づく様々な施策が講じられた結果、社会資本整備はおおむね本土並みに整備されるなど一定の効果が上がったが、依然、所得水準が国民所得の約７割にとどまり、失業率

も全国を大幅に上回る水準で推移する等、その特殊事情等を背景とした様々な課題を解決するに至っていない。

このため、政府は、平成23年９月に開かれた沖縄政策協議会沖縄振興部会において、平成24年度以降の新たな沖縄振興の基本方向を沖縄県に示した。これは、沖縄県から提案のあった「新たな沖縄振興のための制度提言」「新たな計画の基本的考え方（案）」及び沖縄振興審議会の意見具申等を踏まえ「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」としてまとめられたものである。その内容は、自由度の高い一括交付金の創設、経済特区の新設及び拡充、航空機燃料税軽減措置の延長等であり、次期法制については「平成24年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進めたい」とし「10年の期間を対象とする」と明記した。

政府は、平成23年12月24日の臨時閣議において、平成24年度予算及び沖縄関連税制を決定した。これにより沖縄振興策の財政上の措置、法律の中核の一つとなる産業振興策等の優遇税制が盛り込まれ、法案の骨格が固まった。

こうした経緯を経て、政府は、平成24年２月10日、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るために必要な事項を定めた**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

（イ）沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

現在、沖縄には在日米軍専用施設・区域の73.9％が集中しており、これらは沖縄県全体面積の10.2％、沖縄本島に限れば18.4％を占めている。狭小な県土の枢要部分を専有する広大な米軍施設・区域の存在は、住民の生活に大きな影響を与えてきたばかりでなく、地域振興を進める上でも障害となってきた。これらの米軍施設・区域が整理・縮小されることは、沖縄県や沖縄県民にとって何よりも望むところであるが、返還される場合においても、返還前の基地内立入りによる調査や汚染等の原状回復措置の徹底、土地の所有者が当該土地を使用して収益を上げるまでの間の負担軽減といった解決すべき様々な問題が数多くある。こうした返還に伴う特別措置について法制化することもまた、強く要望されてきたところであった。

このような状況の下、これまで駐留軍用地の跡地利用の推進は、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下「返還特措法」という。）及び沖振法の２法の枠組みの下で進められてきたところ、両法とも平成24年３月31日で期限を迎えることとなった。そのため、これまでの跡地整備により明らかとなった現行制度における課題への対応や米軍再編に伴う大規模な返還跡地の円滑な利用のため、また、跡地利用を沖縄の自立的発展につなげる「沖縄21世紀ビジョン」の実現を図るため、法律の見直しに向けた動きが高まった。沖縄県は「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え」（平成22年９月）において、「跡地利用の推進は長年基地を提供してきた国の責務として行われるべき」であり、「跡地の有効利用が沖縄県の自立的経済の発展につながるものとすべき」という基本スタンスの下、新たな制度及び施策を国に要請した。また、同基本的考えの内容を踏まえた「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）県要綱案」（平成23年６月）を取りまとめ、新たな法制度を提案した。これに対し、政府も沖縄県等からの提案等を踏まえ、沖縄振興審議会や沖縄政策協議会等で、検討・議論を精力的に行った。

こうした経緯を経て、政府は、平成24年２月10日、沖振法第７章と返還特措法の２法に分かれて規定されている駐留軍用地跡地に関する規定を一元的に定め、沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とした**沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

イ　関連議案の概要

（ア）沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

これまでの沖縄振興における成果と課題を

踏まえ、沖縄の優位性を生かした自立型経済を発展させるための施策を、沖縄が自ら主体的に講じることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖振法を改正し、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を図ろうとするものであり、その主な内容は、

ａ　内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針を定めるものとし、これに基づき、沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとすること。国が同意することとされていた分野別計画を廃止すること

ｂ　観光の振興のため、現行の観光振興地域制度に代わり、観光地形成促進地域制度を設けるとともに、通訳案内士法の特例の創設、沖縄型特定免税店制度の拡充、航空機燃料税の軽減措置の拡充等の措置を講ずること

ｃ　沖縄の地理的優位性を生かした国際物流拠点産業の集積を図るため、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度に代わり、国際物流拠点産業集積地域制度を創設すること

ｄ　沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等について、当該事業等の実施に要する経費に充てるための交付金に係る規定を創設すること

ｅ　この法律は、平成24年４月１日から施行するとともに、平成34年３月31日限り、その効力を失うこと

等である。

（イ）沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の所有者等の生活の安定及び福祉の向上を図りつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的として、沖振法第７章と返還特措法の２法に分かれて規定されている駐留軍用地跡地に関する規定を本法律案に一元的に定めようとするものであり、その主な内容は、

ａ　題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律」に改めること

ｂ　国は、駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図る等のため、土地の所有者等が、土地が引き渡された日以後引き続き当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、引渡日の翌日から３年を超えない期間内で、所有者等の申請に基づき給付金を支給するものとすること

ｃ　特定振興駐留軍用地跡地及び大規模振興拠点駐留軍用地跡地の指定等の手続を定めるとともに、特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給期間は、当該跡地の引渡日の翌日から３年を経過した日から、土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とすること

ｄ　この法律は、平成24年４月１日から施行するとともに、平成34年３月31日限り、その効力を失うこと

等である。

ウ　審議経過

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案及び**沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、平成24年２月10日に提出され、３月13日に沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託され、翌14日、同委員会において提案理由の説明を聴取した。翌15日には、**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案**に対し、自民、公明及び社民の３会派共同提案により、沖縄振興交付金の公共部分について、国の高率補助の対象事業の全部を対象とする等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、両法律案及び修正案を一括して質疑に入った。引き続き、翌16日及び21日に質疑を行い、修正案について提出者から撤回の申出があり、委員会はこの撤回を許可し、質疑を終局した。質疑終局後、同委員長から**沖**

縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対し、新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として「鉄道」及び「軌道」の「整備」を明記すること等を内容とする修正案が、また、**沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**に対し、法律の題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改めること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、各修正案及び修正部分を除く各原案は、いずれも全会一致をもって可決され、両法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

同月23日、本会議において、両法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、３月30日の本会議において可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①内閣総理大臣が定める「沖縄振興基本方針」と沖縄県知事が定める「沖縄振興計画」との整合性及び齟齬が生じた場合の対応、②平成25年度以降における平成24年度と同水準の予算維持の必要性及び同予算が米軍基地の押し付けの条件にされることへの懸念、③一括交付金を複数年度にわたり活用するために基金に積み立てることの適否、④沖縄県における公共交通機関の在り方に関する国や沖縄県の調査検討が着実に進んでいる状況にありながら、本法律案に交通の確保条項を規定した理由、⑤本法律案により創設・拡充される経済特区に進出する企業数の見通し等であった。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①法律名を改めるに当たり現行の返還特措法の題名から「返還」という文言を落とした理由、②本法律案に、参議院に提出された野党案と同様、国の責務を明確にするための基本理念を規定すべきという考えに対する政府の見解、③駐留軍用地内の土地の先行取得の主体に国を追加する必要性、④特定跡地及び大規模跡地において「土地の利用が可能となると見込まれる時期」の具体例、⑤本法律案が10年間の限時法とされている理由等であった。

(7) 児童手当関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) 平成22年度における子ども手当創設

子どものための現金給付制度については、昭和47年の児童手当制度創設以来、順次拡充が行われ、平成21年度においては、一定所得以下の世帯に属する小学校修了前の児童１人当たり月額5,000円（第３子以降と３歳未満は１万円）の児童手当が支給されていた。

平成21年８月の衆議院議員総選挙において民主党は、中学校卒業までの子ども１人当たり月額２万6,000円を支給する「子ども手当」の創設（平成22年度は半額の月額１万3,000円）とともに、所得控除から手当への切替えをマニフェストに掲げた。

総選挙の結果、民主党を中心とする新政権が発足した。新政権は、マニフェストの実現に向けて検討を進めたが、財源構成について地方との協議が整わなかったことなどから、子ども手当を恒久法に基づく制度とはせず、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」（以下「平成22年度子ども手当支給法」という。）に基づく平成22年度単年度の措置として、中学校修了前の子ども１人当たり月額１万3,000円の子ども手当を所得制限なしに支給することとした。また、子ども手当は児童手当に上乗せして支給する形とし、その財源構成は、従来の児童手当分に係る事業主と地方の負担は継続するが、児童手当の上乗せ分の財源は、全額国庫負担とすることとした。

一方、税制においては、15歳以下の子どもについての扶養控除（年少扶養控除）を廃止する改正を行い、所得税については平成23年１月から、住民税については平成24年６月から実施することとした。

（イ）平成23年度における子ども手当

平成22年８月、民主党は、平成23年度以降の子ども手当制度について検討を開始した。マニフェストどおり満額の月額２万6,000円を支給するのは財政的に困難との見方が強まる中、月額１万3,000円の子ども手当と年少扶養控除の廃止による家計への影響額を試算すると、従来の児童手当制度時と比較して実質的な手取り額が減少することが明らかとなり、民主党は、手当支給額の上積みに取り組むこと等を内容とする提言を取りまとめ、政府に提出した。

政府は、「子ども手当５大臣会合」で議論を重ね、平成23年度も単年度の子ども手当を支給するための法律案を提出することで合意した。その主な内容は、３歳未満の子どもへの支給額を月額7,000円上積みすること、財源構成については、平成22年度と同様に児童手当分に係る事業主と地方の負担は継続するが、上積み分の財源は全額国庫負担とすることであった。また、平成22年度子ども手当支給法に対して指摘された問題点を解消すべく保育料・学校給食費の天引きを可能とすること、子どもに国内居住要件を設けること、児童養護施設に入所している子どもにも法律に基づいて手当を支給することとした。

こうした経緯を経て、平成23年１月28日、政府は、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」（以下「平成23年度子ども手当支給法案」という。）を国会に提出した。

しかし、年度末が迫っても同法律案の成立の見通しが立たず、３月22日、民主及び国民は、与党単独で平成22年度子ども手当支給法に基づく子ども手当を平成23年９月分まで暫定的に支給することを内容とする「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案」（城島光力君外６名提出）を衆議院に提出し、同法律案は３月31日に成立した。これにより、平成22年度と同様の子ども手当が平成23年４月分から同年９月分まで支給されることとなった。なお、平成23年度子ども手当支給法案は、３月31日の本会議において、撤回が承諾された。

４月29日、平成23年度第１次補正予算と関連法案を成立させる前提として、民主党、自由民主党及び公明党の３党政調会長が、合意文書に署名し、子どもに対する手当の制度的な在り方等について各党で早急に検討を進めることとなった。

数次にわたる協議の結果、８月４日、３党は合意に達し、平成23年10月分から平成24年３月分までの半年間、子ども手当を支給するための特別措置法案の骨子が示された。

その概要は、①支給額を３歳未満と３歳以上小学校修了前の第３子以降の子について１万5,000円、３歳以上小学校修了前の第１子・第２子と中学生は１万円とすること、②撤回された内閣提出法律案に盛り込んだ子どもの国内居住要件等の事項を規定すること、③附則に平成24年度以降の子どものための現金給付については「児童手当法」に所要の改正を行うことを基本とする旨を規定すること等であった。また、この３党合意では、平成24年度から所得制限を導入することが確認された。

政府は、この骨子に沿って法律案を作成し、８月17日、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」を国会に提出した。同法律案は、同月26日に成立した。

（ウ）平成24年度以降における子どものための現金給付制度の創設に向けた動き（児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の提出）

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」（以下「平成23年度子ども手当特別措置法」という。）の附則には、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、平成23年度子ども手当特別措置法に基づく手当額等を基に児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとすることが規定

された。だが、手当の名称、所得制限世帯における年少扶養控除の廃止による減収への対応や国と地方の費用負担の在り方等といった検討事項が残されていた。

手当の名称及び所得制限世帯への対応については、平成23年12月１日から３党の協議が再開されたが、議論の進展は見られなかった。予算編成等の期限が迫る中、民主党は、同月15日の３党協議で、手当の名称を「子どものための手当」とし、所得制限世帯には子ども１人当たり月額で一律5,000円を支給する案を提示した。だが、自由民主党及び公明党は反対を表明し、合意には至らなかった。

費用負担の在り方については、国は、「国と地方の協議の場」において、国と地方の負担割合を現行の１：２から１：１とする案を提示したが、地方から反発の声が上がり、議論は平行線をたどった。そこで、12月20日の協議において、国は、国と地方の負担割合を２：１とするとともに、年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の一部を子どものための手当へ充当し、子育て支援施策関係等の国の補助金を一般財源化すること等を内容とする案を地方側に提示した。地方側は、この提案をおおむね了承し、費用負担の在り方が決定した。

この決定を受け、同日、藤村内閣官房長官、川端総務大臣、安住財務大臣、小宮山厚生労働大臣の４大臣が平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて折衝を行った結果、４大臣合意が取りまとめられ、その内容を前原民主党政策調査会長が確認した文書が公表された。その概要は、①手当の支給については、平成23年度子ども手当特別措置法と同様に３歳未満と３歳以上小学校修了前の第３子以降の子について１万5,000円、３歳以上小学校修了前の第１子・第２子と中学生は１万円とすること、②平成24年６月分からは所得制限を適用し、所得制限額（年収960万円（夫婦、子ども２人）を基準）以上の者には中学校修了前の子ども１人について一律5,000円を支給すること、③手当に係る国と地方の負担割合を２：１とすること等であった。この合意に基づいて、政府は法律案を作成することとなった。

このような経緯を経て、平成24年１月27日、政府は、**児童手当法の一部を改正する法律案**を国会に提出した。なお、同法律案において、手当の名称は、「子どものための手当」とすることとされた。

イ　関連議案の概要

児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、子どものための手当を支給しようとするもので、その主な内容は、

a　法律の題名を「子どものための手当の支給に関する法律」に改めるとともに、手当の名称を「子どものための手当」に改めること

b　子どものための手当の支給額を以下のとおりとすること

①所得制限額未満である者

・３歳未満、３歳以上小学校修了前（第３子以降）：月額１万5,000円

・３歳以上小学校修了前（第１子、第２子）、中学生：月額１万円

②所得制限額以上である者

・月額5,000円

※所得制限額は、960万円（夫婦・子ども２人世帯）を基準に設定（政令で規定）し、平成24年６月分から適用する

c　費用負担は、国と地方（都道府県・市町村）の負担割合を２：１とし、被用者の３歳未満（所得制限額未満）については7/15を事業主の負担とすること（公務員分については所属庁負担）

d　平成23年度子ども手当特別措置法に規定された、①子どもに対しても国内居住要件を設けること、②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給すること、③保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学

校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとすること等を規定すること

等である。

ウ　審議経過

児童手当法の一部を改正する法律案は、平成24年１月27日に提出された。

本法律案は、平成23年８月の民主党、自由民主党及び公明党の３党合意に即して作成されたものであったが、手当の名称や所得制限世帯への対応については３党合意では具体的に決められていなかった。このため、本法律案提出後、改めて３党協議が行われ、３月15日、民主党、自由民主党及び公明党の３党は、手当の名称等の修正について合意した。そして、同日、本法律案は、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、３月16日、提案理由の説明を聴取し、同月21日、民主、自民及び公明より、①手当の名称を「児童手当」とし、法律の題名を「児童手当法」とすること、②平成24年６月分の児童手当から適用される所得制限額以上の者に対しては、児童手当を支給しないこととするが、当分の間の特例給付として、児童１人につき月額で5,000円を支給すること、③子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定を設けること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行った後、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

３月23日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、３月30日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①恒久法を成立させて子どものための現金給付制度を安定化させることの意義、②年少扶養控除の廃止により実質的な手取り額が減少する世帯に対する政府の対応策や年少扶養控除の今後の在り方、③本法律案に基づく児童手当と子ども・子育て新システムとの関係等であった。

(8) 郵政改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）郵政民営化

平成17年９月の第163回国会において成立した郵政民営化法等に基づき、平成19年10月、日本郵政公社が解散され、その業務、資産、負債、権利、義務等は、日本郵政株式会社（持株会社）、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）及び郵便保険会社（株式会社かんぽ生命保険）並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継された。

民営化された郵政事業は、公社時代までの各種の規制が廃止又は緩和されたことから、経営の自由度が増すとともに、４事業会社による新たな業務が開始されたこと等により、利用者の利便性向上が期待された。

しかしながら、過疎地等を中心に、①郵便配達中の郵便外務員による郵便貯金の払戻し・簡易生命保険の保険料集金等が行えなくなった、②郵便局長によるゆうパックの集荷が行えなくなった、③簡易郵便局の一時閉鎖が増大した、④郵便局に郵便物の送達等を問い合わせても要領を得ない、⑤郵便局の窓口での待ち時間が増加した、⑥送金・決済サービス料金が大幅に値上げされた等の問題が顕在化した。さらに、かんぽの宿一括売却手続、宅配便統合計画、クレジットカード業者の選定等における社内意思決定過程の不透明さ等、日本郵政グループの企業ガバナンスが問題視され、監督官庁からは業務改善命令も発出された。

このような問題を解決する必要から、自由

民主党及び公明党の連立政権下においては、郵政民営化法等の運用の見直しが検討されていた。

一方、当時の野党であった民主党、社会民主党及び国民新党の３党は、郵政民営化後に生じた様々な問題は、民営化の制度設計そのものに大きな欠陥があることが原因だとし、早期に制度設計全体を見直し解決を図るべきであるとしていた。

（イ）政権交代と郵政改革関連法案

平成21年８月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙の結果、衆議院の過半数を獲得した前述の３党は、９月９日に連立政権の樹立に合意、９月16日、鳩山由紀夫民主党代表を首班とする内閣が発足した。

10月20日、政府は、「郵政改革の基本方針」を閣議決定した。その後、第173回国会において、郵政民営化の行程を停止させるため、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」を成立させ、次いで、平成22年２月８日、「郵政改革素案」を公表、さらに、３月24日には、当時の亀井郵政改革担当大臣及び原口総務大臣が、郵便貯金の預入限度額引上げ等を内容とする「談話」を公表した。

そして、第174回国会の平成22年４月30日、「郵政改革法案」「日本郵政株式会社法案」及び「郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（以下「郵政改革関連法案」という。）が提出された。

郵政改革関連法案は、５月31日に衆議院で可決したが、半数改選を控えた参議院では委員会付託に至らないまま未了となった。その後、７月11日に行われた第22回参議院議員通常選挙では、与党が過半数を失う結果となった。郵政改革関連法案は、第176回国会の10月13日に再び提出されたが、審議に入ることなく会期を重ねることとなった。

（ウ）東日本大震災と震災復興財源としての郵政株式

第177回国会会期中の平成23年３月11日、東日本大震災が発災、日本郵政グループは、死者・不明者61名、建物被害が138局等の甚大な被害を受けた。

このような状況下、与党側は、郵政改革関連法案の審議を進めるべく、４月12日、郵政改革に関する特別委員会（以下「郵政改革特別委員会」という。）を設置した（郵政改革関連法案は、総務委員会から郵政改革特別委員会に付託替えとなった。）。しかし、実際には、震災からの復旧・復興関連議案の審議が優先されたこと等の理由から、郵政改革関連法案の審議は先送りされ続けた。

９月２日に発足した野田内閣は、東日本大震災の復興財源に関する議論を本格化させ、その中で、政府保有株式の売却益を財源の一部に充てる案が取り上げられ、日本郵政株式会社の株式についても、その処分凍結を早期に解除すべきとされ、その後の政府・与党間の調整等を経て、第179回国会で成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」には、租税収入以外の復興債の償還財源として、政府保有の日本郵政株式会社の株式について、同社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする規定が設けられた。

（エ）郵政改革関連法案の撤回と郵政民営化法等改正案の提出

こうして、徐々に郵政改革関連法案の審議入りについても合意が醸成され、郵政改革特別委員会において、10月25日に国政調査（国務大臣等に対する質疑）を行った上で、12月１日に、郵政改革関連法案の提案理由の説明を聴取した。

また、これと並行して、民主党、自由民主党及び公明党の３党による郵政改革関連法案の修正協議が本格的に始められた。この修正協議の結果、郵政民営化の見直しについては、郵政改革関連法案の修正によらず、現行の郵政民営化法の改正によって行うことが合意された。

平成24年１月24日に召集された第180回国会では、３月30日、本会議において郵政改革

関連法案の撤回が承諾された後、民主、自民及び公明の３会派共同提案により、**郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外５名提出）**が提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外５名提出）

郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

ａ　「郵政民営化法」「日本郵政株式会社法」「郵便局株式会社法」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」に係る規定の整備等

(a) 郵政民営化の目的を、株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすること。

(b) 経営形態を、現行の５社体制から４社体制に改め、郵便局株式会社の商号を「日本郵便株式会社」に変更し、同社を存続会社として郵便事業株式会社を吸収合併すること。

(c) ユニバーサルサービスについて、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを、郵便局において一体的に提供する責務を課すこと。

(d) 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融２社」という。）の株式は、その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分すること。

(e) 金融２社に対する新規業務規制は、引き続き内閣総理大臣（金融庁）及び総務大臣による認可制を基本とすること。ただし、両社の株式の２分の１以上を処分した後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知等を義務付けること。

(f) 日本郵便株式会社に対する任意業務規制は、総務大臣への届出制とし、同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務付けること。

(g) その他、郵政民営化委員会による３年ごとの郵政民営化の進捗状況についての「総合的な『見直し』」を「総合的な『検証』」に改める、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して情報の公表義務に関する規定を設ける、社会・地域貢献基金に係る制度を廃止する等とすること。

ｂ　その他

(a) 「郵便事業株式会社法」及び「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」は、廃止すること。

(b) 「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改める等、29法律を改正するほか、所要の経過措置を設けること。

ｃ　施行期日

公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、日本郵政株式会社及び金融２社の株式処分の凍結解除等については、公布の日から施行すること。

（イ）郵政改革法案（内閣提出）

郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

ａ　郵政改革は、郵政事業の経営の自主性、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性並びに地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上への寄与を旨とするとともに、郵政事業における労働環境の整備及び郵政事業と地域経済との連携に配慮しつつ、国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにすると

ともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保すること等を基本として行われること。

b　日本郵政株式会社は、平成24年４月１日に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務並びに権利及び義務を合併により承継すること。

c　政府は、常時、日本郵政株式会社の総株主の議決権の３分の１を超える議決権を保有するものとし、日本郵政株式会社は、常時、郵政事業に係る基本的な役務を提供するための契約を締結した銀行及び生命保険会社の総株主の議決権の３分の１を超える議決権を、それぞれ保有すること。

d　内閣府に、政府の日本郵政株式会社に対する議決権比率が２分の１以下となる等政府の関与が相当程度低下するまでの間、郵政改革推進委員会を置き、内閣総理大臣又は総務大臣が関連銀行、関連保険会社に対して行うｆの勧告の要否に関する判断に必要な基準等についての調査審議等を行うこと。

e　郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関し、銀行法、保険業法の特例、郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等の所要の規定を設けること。

f　日本郵政株式会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、政府の関与が相当程度低下するまでの間、業務の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならないものとし、その内容が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがある場合等は、内閣総理大臣又は総務大臣は、郵政改革推進委員会の意見を聴き、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができること。

g　この法律は、一部の規定を除き、平成24年４月１日から施行すること。

（ウ）日本郵政株式会社法案（内閣提出）

郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社（以下「会社」という。）の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うことを目的とする株式会社とすること。

b　会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。

(a) 郵便法の規定により行う郵便の業務

(b) 銀行窓口業務

(c) 銀行窓口業務契約の締結、関連銀行の株式の保有等(b)を健全､適切かつ安定的に運営するための業務

(d) 保険窓口業務

(e) 保険窓口業務契約の締結、関連保険会社の株式の保有等(d)を健全､適切かつ安定的に運営するための業務

(f) 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

(g) (a)～(f)の業務に附帯する業務

c　会社は、ｂの業務のほか、その目的を達成するため、又は、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、ｂの業務以外の業務を届出により行うことができること。

d　会社は､国民の権利として､郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有すること。

e　会社は､総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないこと。

f　会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、一の預金者等から又は一の被保険者につき、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び関連銀行等の経

営状況を勘案して政令で定める限度額を超えて、預金等の受入れ又は保険の引受けを行ってはならず、内閣総理大臣又は総務大臣は、これに違反している等と認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができること。

ｇ　この法律は、一部の規定を除き、郵政改革法の施行の日から施行すること。

（エ）郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、「郵政民営化法」「郵便事業株式会社法」「郵便局株式会社法」及び「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」を廃止するほか、37の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、郵政改革法の施行の日から施行することとしている。

ウ　審議経過

郵政改革法案、日本郵政株式会社法案及び**郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、第176回国会の平成22年10月13日に提出され、審査に入らないまま、12月２日に総務委員会に付託されたが、翌３日、継続審査となった。

第177回国会では、平成23年４月12日の郵政改革特別委員会設置に伴い、総務委員会から同特別委員会に付託替えとなったものの、審査には入らないまま継続審査となった。続く第178回国会においても、同様に継続審査となった。

第179回国会の12月１日に提案理由の説明を聴取した。しかし、質疑に入ることのないまま継続審査となった末、第180回国会の平成24年３月30日、内閣から撤回承諾要求書が提出され、同日の本会議において、賛成多数をもって撤回が承諾された。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案は、郵政改革関連法案の撤回が承諾された平成24年３月30日の本会議の散会後に提出され、４月３日に郵政改革特別委員会に付託された。同委員会においては、６日に提案理由の説明を聴取した後、10日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、11日に質疑を終局し、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌12日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、４月27日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①日本郵政による金融２社の株式保有割合が３分の１を下回った場合の金融ユニバーサルサービスの義務付けの保証、②金融２社の株式の処分に関して、株式の処分の期限等を明記しなかった理由、③民間金融機関とのイコールフッティング確保のため、金融２社の新規事業を認めていくに当たっての客観性・透明性を確保する必要性、④郵便局の定義の変更が全国置局義務の後退となるおそれの有無、⑤小規模郵便局に対する金融検査及び監督体制の在り方、⑥本法律案とＴＰＰやＷＴＯとの整合性等であった。

(9) 公債発行特例法案関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）第180回国会における法律案の提出等

平成24年度一般会計予算は、歳出総額が90.3兆円であるのに対し、歳入は、税収42.3兆円とその他収入3.7兆円を合計しても46.1兆円にすぎず、歳出が税収等を大きく上回っている。差額の44.2兆円については、公債金収入で賄うこととされ、うち5.9兆円は財政法

第４条第１項ただし書に基づく建設公債の発行によるが、残りの38.3兆円は特例公債（いわゆる赤字国債）の発行によるため、法律上の特例措置を講じる必要があった。

このような状況に鑑み、平成24年１月24日、平成24年度において特例公債の発行を可能とする「平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案」（内閣提出、第180回国会閣法第２号）（以下「第180回公債発行特例法案」という。）が提出された。

第180回公債発行特例法案は、２月21日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。同月29日に提案理由の説明を聴取し、３月２日、６日、７日には質疑が行われた。しかし、いわゆる「ねじれ国会」であるために成立の見込みが立たない等の背景から、財務金融委員会における審査は事実上中断される形となった。

平成24年度予算は４月５日に成立したものの、特例公債の発行ができないため、歳入の約４割に当たる38.3兆円の財源が手当てされない状態が継続することとなった。

（イ）基礎年金国庫負担割合の維持のための財源に係る経緯

基礎年金の国庫負担については、平成16年の年金制度改正において、それまで３分の１であった負担割合を、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに２分の１に引き上げることとされていた。しかし、平成20年９月のいわゆるリーマン・ショックを契機として我が国経済も急速に悪化したこと等から、税制の抜本改革の実施は先送りされた。そのため、平成21年度から基礎年金の国庫負担割合の２分の１への引上げが実施されたものの、平成20年度における国庫負担割合の36.5％との差額分について、安定的な財源が確保されず、平成21年度から平成23年度については、臨時財源等によって手当てされた。

平成24年度の差額分2.6兆円については、これまで主な財源とされてきた財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金がほぼ枯渇している等の背景から、年金交付国債によって確保することとされ、関連する法律案が第180回国会に提出された。

しかし、年金交付国債による財源の確保については、国会審議や報道等において、少なからぬ批判があった。交付国債は、金銭の給付に代えて交付し、将来における償還（現金化）を約束する債券であり、普通国債とは異なり発行金収入は発生しない。よって予算上は、交付した時点では歳入としても歳出としても計上されず、償還の時点で歳出が計上されるのみであるため、見かけ上、平成24年度の予算規模が小さくなる。また、複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みである「中期財政フレーム」は、新規国債発行額の上限額（平成24年度は約44兆円）を定めているが、交付国債の発行額はその金額にも含まれないこととなる。これらの交付国債の性質に関わる批判のほか、年金交付国債の償還財源が、消費税率引上げによる消費税の増収分とされていることを問題視する指摘もあった。

第180回国会においては、社会保障と税の一体改革関連法案が大きな関心を集めたが、その中には、年金交付国債に関連する内容を含む法律案もあった。社会保障と税の一体改革関連法案については、国会における審議と並行して、６月８日から、民主党、自由民主党及び公明党の３党間において、修正等に係る協議が行われ、15日に合意に達した。この際に交わされた「確認書」において、「交付国債関連の規定は削除する。交付国債に代わる基礎年金国庫負担の財源については、別途、政府が所要の法的措置を講ずる」との項目が盛り込まれた。

これらを受け、社会保障と税の一体改革関連法案は修正され、年金交付国債に係る規定が削除された。第180回公債発行特例法案については、７月31日、内閣から修正承諾要求書の提出があり、同日の本会議において承諾され、年金特例公債の発行に係る規定の追加等がなされるとともに、題名が「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」に改められた。

（ウ）第180回公債発行特例法案の廃案と予算の執行抑制

第180回公債発行特例法案は、３月７日を最後に財務金融委員会において議題とされていなかったが、内閣修正を受け、８月１日、修正点の趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、３日、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。24日には、野田内閣総理大臣出席の下、質疑が行われたが、自民及び改会の委員の出席は得られないまま議事が進められ、採決を行った結果、賛成多数をもって、第180回公債発行特例法案は可決すべきものと議決された。28日、本会議において可決され、参議院に送付された。

しかし、参議院においては、８月29日に野田内閣総理大臣の問責決議案が可決されるなど、内閣が提出する法律案の審議は事実上困難な状況にあった。そのため、第180回公債発行特例法案は、未付託のまま会期末の９月８日を迎え、未了となった。

この間、政府は、第180回公債発行特例法案の成立の見通しが不透明であったことから、国会における審議と並行して、一般会計予算の執行抑制の検討を行っていた。７月６日、安住財務大臣は、「このままの予算執行を続けていくと10月末には財源がほぼ枯渇する」との見通しを明らかにし、第180回公債発行特例法案が成立しない場合には、「９月以降の予算執行については例外なく厳しい抑制を含めた対応を迫られる」と述べた。

第180回公債発行特例法案の廃案がほぼ確実となった会期末前日の９月７日、「９月以降の一般会計予算の執行について」が閣議決定された。これは、国民生活・経済活動への影響等を踏まえつつ、可能な限り予算の執行を後ろ倒すことにより、財源の枯渇時期を少しでも遅らせる必要があるため、一般会計予算の執行の抑制の方針等を定めたものである。この予算の執行抑制により、財源の枯渇時期は後ろ倒しされるものの、11月末には、ほぼ枯渇する見通しであるとされた。また、公債発行特例法案の成立が更に遅れた場合には、国債市場に不測の影響を与える懸念があるとの指摘もなされていた。

なお、10月19日に行われた民主党、自由民主党及び公明党の３党党首会談においては、野田内閣総理大臣から、来年度以降、予算と公債発行特例法案を一体的に成立させるルール作りについての提案がなされた。

以上の経緯の下、第181回国会の召集日の10月29日、政府は、**財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案**を提出した。その内容は、施行期日等の変更を除けば、先に未了となった内閣修正後の第180回公債発行特例法案と同様であった。

イ　関連議案の概要

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、所要の措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　平成24年度における特例公債の発行等

平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第４条第１項ただし書の規定による公債及び年金特例公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等とすること。

b　平成24年度及び平成25年度における年金特例公債の発行等

(a) 平成24年度及び平成25年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源を確保するため、財政法第４条第１項の規定にかかわらず、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、年金特例公債を発行することができること。

(b) 年金特例公債についての償還及び平成26年度以降の利子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行により増加する消費税の収入をもって充てること。

(c) 年金特例公債については、平成45年度までの間に償還すること。

c　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

ウ　審議経過

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案は、平成24年10月29日に提出され、11月８日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月９日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入った。委員会審査と並行して、12日、13日には、民主党、自由民主党及び公明党の３党間において修正等に係る協議が行われ、合意に達した。これを受け、14日、民主、自民及び公明から、平成24年度から平成27年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める修正を行うとともに、当該公債を発行する場合において、政府は、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において当該公債の発行額の抑制に努めるものとする規定の追加を行うほか、附則に、政府は、平成24年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において当該公債の発行額を抑制するものとする規定を追加する修正案が提出された。修正案の趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して議題とし、野田内閣総理大臣に対する質疑を行った後、質疑を終局した。次いで、討論・採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

同月15日、本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月16日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①本法律案が成立しないため予算執行に支障を来している状況に対する所見、②予算と公債発行特例法案を一体処理するための仕組みの在り方、③本法律案を成立させるために予算を減額する姿勢を示す必要性、④年金特例公債の償還財源を消費税増収分とすることとした経緯、⑤修正案により平成27年度まで特例公債の発行を可能とすることと財政民主主義との関係、⑥修正案により財政規律が緩む可能性及び今後の財政健全化への取組方針等であった。

(10) 衆議院選挙制度改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) 衆議院小選挙区選出議員選挙の一票の較差

a　衆議院議員選挙区画定審議会における区割りの改定

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）では、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）は、10年ごとに行われる大規模な国勢調査の人口が最初に官報で公示された日から１年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしている（第４条第１項）。また、改定案の作成の基準については、選挙区間の人口の最大較差が２倍以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定し（第３条第１項）、改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にまず１を配当した上で（いわゆる一人別枠方式）、これに人口に比例して配当した数を加えた数と規定している（第３条第２項）。

平成23年２月25日に、平成22年国勢調査の結果（速報値）が公表された。それに基づく試算結果によると、衆議院小選挙区間の最大較差は2.524倍となり、較差が２倍を超える選挙区は97選挙区となった。

審議会は、平成22年国勢調査結果の公表を受けて、１年以内（平成24年２月25日まで）に選挙区の改定案を内閣総理大臣に勧告するため、改定作業に着手した。改定作業は一人別枠方式を前提としていたが、平成23年３月23日に一人別枠方式の廃止を求めた最高裁判決が出されたことから、同月28日の審議会において、当面の国会の動きを見守るため、区割り改定作業を中断することを決めた。

ｂ　平成23年３月23日の最高裁判決

第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）の小選挙区選挙における一票の較差（有権者数比率で最大2.304倍）について、最高裁大法廷は、平成23年３月23日、「本件選挙当時において、いわゆる区画審設置法３条２項の１人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、この基準に従って改定された公職選挙法13条１項、別表第１の選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないから、これらの規定が憲法14条１項等に違反するものということはできない。」とし、選挙無効の請求を棄却した。判決は「衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに１人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」として、国会に対応を求めた。

ｃ　衆議院選挙制度に関する各党協議会

立法的措置を講ずることを求めた最高裁判決を受け、各党はそれぞれ一票の較差是正を目的とした衆議院選挙制度改革案について議論を行ってきたが、第179回国会の平成23年10月に、民主党、自由民主党、公明党、国民新党、みんなの党、共産党、社会民主党、たちあがれ日本及び新党改革の与野党９党による「衆議院選挙制度に関する各党協議会」（以下「各党協議会」という。）が設けられた。

各党協議会においては、各党から、まず、衆議院の選挙制度についての考え方が示された。民主党及び自由民主党は現行の選挙制度を維持したままで一票の較差是正を先行して議論する考えを示したが、他の野党は一票の較差是正と同時に、衆議院議員の定数削減や選挙制度の抜本改革をすべきであると主張した。

各党協議会は、その後も一票の較差是正、定数削減及び選挙制度の抜本改革について協議を重ねた。第180回国会に入り、結論が得られないまま審議会の勧告期限である平成24年２月25日が迫ったため、同月22日に与野党幹事長・書記局長会談が開かれたが、合意は得られず、引き続き各党協議会で議論を進めていくことが確認された。

４月25日の各党協議会において、各党協議会の座長である樽床民主党幹事長代行から「座長とりまとめ私案」が提示された。その内容は、「次期総選挙に限った緊急措置」として、①一票の較差是正のため、小選挙区数を「０増５減」する措置を講ずる、②衆議院議員の定数を80削減（小選挙区５、比例75）する、③比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するため、比例代表を全国比例に改め、あわせて比例定数の３割を連用制（比例代表選挙の当選人の決定に当たり、ドント式により各政党に議席を配分する。ただし、各政党の得票数を１からではなく、「各政党の小選挙区における獲得議席数＋１」から除す。）とするとともに、「本格的な選挙制度改革」として、次々回の総選挙から実施できるよう、次期総選挙後に第９次選挙制度審議会を設置し、選挙制度の在り方について検討を行い１年以内に結論を得るとするものであった。しかし、自由民主党から違憲状態を解消するため一票の較差是正を先行させるべきであることや連用制については制度的な欠陥があるとして否定的な考え方が示されるなど、各党は異論を唱えた。

その後、５月23日の与野党幹事長・書記局長会談においても協議は平行線に終わり、６月14日の与野党幹事長・書記局長会談において、民主党の輿石幹事長から、新たに「輿石私案」が提示された。同案と先の「座長とり

まとめ私案」との相違点は、衆議院の議員定数を45削減（小選挙区５、比例40）とすること、比例定数140のうち連用制の定数を35とすること、また、本格的な選挙制度改革については総定数を400として検討を行うことであった。

（イ）衆議院議員の定数削減

衆議院議員の定数については、平成６年に現行の小選挙区比例代表並立制を導入した当初は500人（小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人）であったが、平成12年（第147回国会）の公職選挙法改正により、比例代表選出議員の定数が20人削減され、現在の定数（480人）となった（詳細は、国会関係資料〔参考〕１　国会議員定数の変遷（1）衆議院議員参照）。

各党協議会では、一票の較差是正の議論とあわせて、定数削減や選挙制度の抜本改革に関する協議も行われたが、選挙制度の抜本改革を行った上での定数削減を主張する政党がある一方、定数削減に反対する政党もあり、その考えは政党により個々別々で結論は得られず、与野党の幹事長・書記局長会談においても合意は得られなかった。

野田内閣は、平成24年２月17日に、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、政治改革・行政改革への取組について、「議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引上げを実施すべきである」として、「衆議院議員定数を80削減する法案等を早期に国会に提出し、成立を図る」と明記した。また、野田内閣総理大臣は、同年６月11日の衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、「基本的には、私どもがこの一体改革の採決をするという前後においてしっかりと、政治改革の議論も大きく合意形成できる方向に進んでいることが望ましいと思いますし、そのための御提案をさせていただくことになると思います。」と発言した。

（ウ）法律案の提出

第180回国会の平成24年６月18日、与野党幹事長・書記局長会談が開かれ、各党は同月14日に示された「輿石私案」について協議をしたが、野党の賛成は得られず、同日、民主は単独で、「輿石私案」の内容を骨格とする**公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（樽床伸二君外９名提出）**（以下「第180回民主案」という。）を提出した。

一方、自民は、７月19日、党・政治制度改革実行本部と選挙制度調査会の合同会議を開催し、細田本部長が取りまとめた衆議院小選挙区の一票の較差是正に向けた「０増５減」法案の取扱いを執行部に一任することを決定し、同月27日の総務会において同案を了承し、同日、**衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外２名提出）**（以下「自民案」という。）を提出した。

第180回民主案は、６月26日に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。同委員会において、８月22日に提出者から提案理由の説明を聴取した後、翌23日から質疑に入り、27日に可決すべきものと議決された。翌28日、本会議において可決され、参議院に送付された。なお、第180回民主案の委員会における審査について与野党の協議が整わず、全日程とも全野党は委員会を欠席した。参議院においては、所管委員会に付託されることなく、会期終了により審査未了となった。また、自民案は、８月23日に同委員会に付託されたが、審査に入ることなく継続審査となった。

第181回国会に入り、11月14日の国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）において、野田内閣総理大臣は、一票の較差問題は違憲状態であり、最優先で解決しなければならないと野党側に協力を求めるとともに、定数削減については、「定数削減はやらなくてはいけない。消費税を引き上げる前に、お互いに国民に約束したことをこの国会で結論を出そうではないか。法案を提出したから、自民党も決断するよう強く期待する。（今国会で実

現しない）最悪のケースだが、ここで皆さんに約束してほしい。定数削減は来年の通常国会で必ずやり遂げる、それまでの間は議員歳費を削減する」旨を述べた。民主では、法案の再提出を政治改革推進本部において協議していたが、この党首討論の同日、先国会において審査未了となった第180回民主案と同内容の**公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（安住淳君外３名提出）**（以下「民主案」という。）を提出した。

イ　関連議案の概要

（ア）自民案

衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　公職選挙法の一部改正

(a) 衆議院議員の定数を475人とし、小選挙区選出議員を295人とすること（０増５減）。

(b) 衆議院の小選挙区は、別に法律（いわゆる「区割り法」）で定めること。

b　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「一人別枠方式」を廃止すること。

c　今次の改定案の作成基準等の特例

審議会の行う今次の改定案の作成に当たっては、①各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の２倍未満であること、②小選挙区の改定案の作成は、人口の最も少ない都道府県の区域内の選挙区、県別定数が減少する県の区域内の選挙区、上述の較差２倍未満の基準に適合しない選挙区及び較差２倍未満の基準に適合しない選挙区を較差２倍未満とするために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区についてのみ行うこと。

d　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、a は、a の(b)に規定する法律の施行の日から施行すること。

（イ）民主案

一票の較差を緊急に是正するとともに、衆議院議員の定数の削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講ずるため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　一票の較差を緊急に是正するための措置

上記（ア）自民案と同一

b　定数削減及び民意が過度に集約されないようにするための臨時措置

衆議院議員の定数を435人（小選挙区295人、比例140人）とするとともに、比例代表選挙を全国単位（比例定数140人のうち105人については単純ドント式、35人については「連用制的」な方法により当選人の数を決定）とすること等。

c　選挙制度改革に関する検討

衆議院議員の選挙制度の改革については、次々回の総選挙からの実施が可能となるよう、参議院議員の選挙制度の改革の状況を踏まえつつ、衆議院議員の定数を400人とすることとして、有権者の政権の選択と民意の反映との両立を図る選挙制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙制度審議会において１年以内に、検討を行い結論を得るものとすること。

ウ　審議経過

自民案は、継続審査となった後、第181回国会召集日の10月29日に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。一方、**民主案**は、11月14日に提出され、同日、同委員会に付託された。

同委員会においては、同月15日、両法律案について順次提案理由の説明を聴取した後、**民主案**について、民主から、一票の較差是正

に関する規定を削除し、定数削減及び民意が過度に集約されないようにするための臨時措置に関する規定のみとすることを内容とする修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取した。次いで、両法律案及び修正案を一括して質疑を行い、討論・採決の結果、**自民案**は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。一方、**民主案**については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

同日の本会議において、**自民案**は可決され、**民主案**は修正議決され、両法律案は参議院に送付された。

参議院においては、翌16日の本会議において、**自民案**は可決され、成立した。一方、**民主案**は、所管委員会に付託されることなく、衆議院解散により未了となった。

エ　主な質疑事項

両法律案に対する主な質疑事項は、①衆議院議員選挙区画定審議会の区割り改定作業の具体的な内容及び作業期間、②比例代表の定数を削減することにより、小選挙区のゆがみが議会政治の劣化や国民と政治の乖離を拡大させるとの懸念についての法律案提出者の見解、③国民への負担となる増税と国民の声を国会に届ける議員の定数の削減を区別する必要性についての法律案提出者の見解、④民主案の「連用制的」比例枠の導入についての自民案提出者の見解、⑤現行選挙制度の抜本改革の必要性についての法律案提出者の見解等であった。

３　国政選挙結果

(1) 平成24年４月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

(2) 平成24年10月統一補欠選挙

平成24年10月28日、衆議院鹿児島県第３区において補欠選挙（10月16日告示）が行われた。選挙結果は右のとおりである。

参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・鹿児島県第３区（松下忠洋君24. 9.10死去）			
立候補者数	４人	投票率	56.60％
当　選　人	宮路　和明君（自由民主党）		

(3) 第46回衆議院議員総選挙

第46回衆議院議員総選挙は、平成24年11月16日に衆議院が解散されたことを受け、12月４日に公示、12月16日に投票が行われた。

立候補者数は、小選挙区が1,294人、比例代表が1,117人（うち重複立候補者907人）、計1,504人であり、このうち女性の立候補者数は計225人であった。党派別内訳は表１のとおりである。

競争率は、小選挙区で4.31倍、比例代表で6.21倍であった。

（表１）党派別立候補者数

	小選挙区	比例代表	小計
民　主　党	264	267(264)	267
自由民主党	288	326(277)	337
日本未来の党	111	119(109)	121
公　明　党	9	45	54
日本維新の会	151	172(151)	172
日本共産党	299	35(12)	322
みんなの党	65	68(64)	69
社会民主党	23	33(23)	33
新党大地	7	7(7)	7
国民新党	2	1	3
新党改革		2	2
幸福実現党		42	42
そ　の　他	75		75
計	1,294	1,117(907)	1,504

※　小選挙区欄の立候補者数は、候補者届出政党による届出の数を掲げ、候補者届出政党以外の立候補者数は「その他」に一括して計上した。また、比例代表欄の括弧内は重複立候補者数（内数）であり、小計欄の数字はその内数を除いた数である。

第46回衆議院議員総選挙の当選人数の党派別内訳は表２のとおりである。

民主党及び国民新党から成る連立与党の議席数は、民主党57、国民新党１、合計58であり、解散前の議席数を大幅に下回る結果となった。

一方、野党各党の議席数については、自由民主党が294と解散前の議席数を大幅に上回り、過半数を確保したほか、日本維新の会は54、公明党は31、みんなの党は18、日本未来の党は９、日本共産党は８、社会民主党は２、新党大地は１であった。

女性の当選人は38人で、前回の54人よりも16人減となった。

投票率は、小選挙区59.32％、比例代表59.31％であり、前回総選挙の小選挙区69.28％、比例代表69.27％をそれぞれ10ポイント近く下回り、戦後最低の水準となった。

（表２）党派別当選人数

	小選挙区	比例代表	小計
自由民主党	237	57	294
民　主　党	27	30	57
日本維新の会	14	40	54
公　明　党	9	22	31
みんなの党	4	14	18
日本未来の党	2	7	9
日本共産党	0	8	8
社会民主党	1	1	2
新党大地	0	1	1
国民新党	1	0	1
そ　の　他	5		5
計	300	180	480

初登院（第182回国会）

（中央広間）

（中央玄関前）

第2

本会議の概況

第２　本会議の概況

【第180回国会】

１　国務大臣の演説及び質疑

平成24年１月24日に野田内閣総理大臣の施政方針演説、玄葉外務大臣の外交演説、安住財務大臣の財政演説及び古川経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月26日及び27日に各党の代表質問が行われた。

(1) 野田内閣総理大臣の施政方針演説

（１　はじめに）

第180回国会の開会に当たり、この国が抱える諸課題と野田内閣の基本方針について、謹んで申し上げます。

昨年９月、野田内閣は、目の前にある課題を一つ一つ解決していくことを使命として誕生いたしました。日本再生元年となるべき本年、私は、何よりも、国政の重要課題を先送りしてきた決められない政治から脱却することを目指します。

「与野党が信頼関係の上に立ってよく話し合い、結論を出し、国政を動かしていくことこそ、国民に対する政治の責任であると私は信じます」これは、４年前、当時の福田総理がこの演壇から与野党に訴えかけられた施政方針演説の一節です。

それ以降も、宿年の課題は残されたまま年々深刻さを増し、国の借金は膨らみ続けました。そして、東日本大震災によって、新たに解決を迫られる課題が重くのしかかっています。

私たちは、この国難とも呼ぶべき危機に立ち向かいながら、長年にわたって先送りされてきた課題への対処を迫られています。国民に対する政治の責任を果たさなければなりません。

野田内閣がやらなければならないことは明らかです。大震災からの復旧復興、原発事故との戦い、日本経済の再生です。この大きな課題の設定と国として進めるべき政策の方向性について、与野党に違いはありません。

社会保障と税の一体改革も同様です。昨年末、自公政権時代の問題提起も踏まえながら、民主党内の政治家同士による熟議の末に、政府・与党としての素案をまとめました。その上で、各党各会派との協議をお願いしています。少なくとも、持続可能な社会保障制度を再構築するという大きな方向性に隔たりはないのではないでしょうか。具体的な政策論で異論があるのであれば、大いに議論しようではありませんか。

我が国の政治過程において今俎上に上っている諸課題は、幸いにして、世界各地の民主主義国家で顕在化しているような、深刻なイデオロギーや利害の対立をはらむものではありません。さきの国会で、各党会派が当初の主張の違いを乗り越えて、３次補正予算と関連法の合意を達成できたことが一つの証左です。私たち政治家が本気で合意を目指し、動かそうとするならば、政治は前に進んでいくのです。

今求められているのは、わずかな違いを喧伝するのではなく、国民の真の利益とこの国の未来をおもんぱかる、大きな政治です。重要な課題を先送りしない、決断する政治です。

日本が直面する課題を真正面から議論し、議論を通じて具体的な処方箋をつくり上げ、実行に移していこうではありませんか。全て

の国民を代表する国会議員として、今こそ、政局ではなく、大局を見据えようではありませんか。

（２　三つの優先課題への取組）

大震災からの復旧復興､原発事故との戦い、日本経済の再生。野田内閣は、この三つの優先課題に、改造後の布陣で引き続き全力を挙げて取り組むことをお誓いします。

（復興の槌音よ、鳴り響け）

あの大震災から10カ月余りがたちました。今なお仮設住宅で不自由な暮らしを余儀なくされている方々に、少しでもぬくもりを感じていただきたい。大震災の災禍を乗り越え、一日も早く被災地に復興のつち音を力強く響かせたい。そうした思いで、これまで国としても懸命に取り組んでまいりました。

さきの国会で成立した３次補正予算と関連法によって、復興庁、復興交付金、復興特区制度など、復興を力強く進めていく道具立てがそろいました。復興という名をいただいた新しい役所は、被災者に寄り添い続け、必ずや被災地の復興をなし遂げるという、与野党がともに刻んだ誓いのあかしです。復興庁を２月上旬に立ち上げ、ワンストップで現地の要望をきめ細かに酌み取り、全体の司令塔となって、復興事業をこれまで以上に加速化していきます。

被災者の方々が生活の再建を進める上で、最大の不安は、働く場の確保です。復興特区制度などを活用して、内外から新たな投資を呼び込むとともに、被災した企業の復旧を加速させ、被災地の産業復興と雇用確保を進めます。

ふるさとが復興する具体的な未来図を描くのは、ほかならぬ住民の皆様自身です。地域のことは地域で決めるという地域主権の理念が今ほど試されているときはありません。多様な主体が参加した住民自治に基づく、開かれた復興を全力で応援します。

大震災の発災から１年を迎える、来る３月11日には､政府主催で追悼式をとり行います。犠牲者のみたまに対する最大の供養は、被災地が一日も早く復興を果たすことにほかなりません。

先人たちは、終戦の焼け野原から高度経済成長を実現し、石油ショックから世界最高の省エネ国家を築き上げました。大震災に直面した私たちにも、同じ挑戦が待っています。もとに戻すのではなく、新しい日本をつくり出すという挑戦です。これは、今を生きる日本人の歴史的な使命です。

頑張っぺ福島、負げねど宮城、頑張っぺし岩手、そして、頑張ろう日本。大震災直後から全国に響くエールを、これからもつないでいきましょう。東日本各地の被災地の苦難の日々に寄り添いながら、全ての日本人が力を合わせて、復興を通じた日本再生という歴史の一ページをともにつくり上げていこうではありませんか。

今般の大震災が残した教訓を未来に生かしていくことも、私たちが果たさなければならない歴史的な使命の一つです。もう、想定外という言葉を言いわけにすることは許されません。津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり、地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。

（原発事故と戦い抜き、福島再生を果たす）

東京電力福島第一原発の事故との戦いは、決して終わっていません。昨年末のステップ２完了は、廃炉に至るまで長く続く工程の一里塚にすぎません。福島を再生し、美しきふるさとを取り戻す道のりは、これから本格的に始まるのです。

避難されている方々がふるさとにお戻りいただくには、安心して暮らせる生活環境の再建を急がなければなりません。病院や学校などの公共サービスの早期再開を図るとともに、とりわけ子供や妊婦を放射線被害から守るため、生活空間の徹底した除染、住民の皆様の健康管理、食の安全への信頼回復に取り組むとともに、被災者の目線に立った、公正で円滑な賠償に最善を尽くします。また、関係する市町村や住民の皆様の御意向を十分に把握し、警戒区域や避難指示区域の見直しにきめ細かく対応します。

私は、内閣総理大臣に就任後、これまで３度、福島を訪れました。山々の麗しき稜線、

生い茂る木々の間を流れる清らかな川と水の音。どの場所に行っても、どこか懐かしい郷愁を感じます。日本人誰もが、ふるさとの原型として思い浮かべるような美しい場所です。

福島の再生なくして日本の再生はありません。福島がよみがえらなければ、元気な日本も取り戻せないのです。私は、このことを何度でも繰り返し、全ての国民がこの思いを共有していただけることを願います。

この願いを具体的な行動に移すため、国が地元と一体となって福島の再生を推進するための特別措置法案を今国会に提出します。

（日本経済の再生に挑む）

被災地が確かな復興の道を歩むために、そして、我が国が長きにわたる停滞を乗り越えて将来に繁栄を引き継いでいくために、日本経済の再生にも全力で取り組みます。

分厚い中間層を復活させるためにも、中小企業を初めとする企業の競争力と雇用の創出を両立させ、日本経済全体が元気を取り戻さなければなりません。企業の国内投資や雇用創出の足かせとなってきたさまざまな障害を取り除き、産業と雇用の基盤を死守します。同時に、新たな付加価値を生み出す成長の種をまき、新産業の芽を育てていくための環境を整備していきます。

日本再生のための数多くのプロジェクトを盛り込んだ24年度予算は、経済再生の次なる一歩です。４次補正予算とあわせ、早期の成立を図ります。また、歴史的な円高と長引くデフレを克服するため、金融政策を行う日本銀行との一層の連携強化を図り、切れ目ない経済財政運営を行ってまいります。

世界経済の先行きが不透明な中で、人口減少に転じた我が国が力強い経済成長を実現するのは、容易ならざる課題です。しかし、だからこそ、日本経済の潜在力を冷静に見きわめ、さまざまな主体による挑戦を促す明快なビジョンを描かなければなりません。

このため、国家戦略会議において、新成長戦略の実行を加速するとともに、新たな成長に向けた具体的な工程表を伴う日本再生戦略を年央までに策定し、官民が一体となって着実に実行します。

日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。女性は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中でさらに輝いてほしいのです。

農業、エネルギー・環境、医療・介護といった分野は、新たな需要を生み出し、21世紀の成長産業となる大きな可能性を秘めています。さきに策定した食と農林漁業の再生に向けた基本方針・行動計画を政府全体の責任で着実に実行するとともに、これらの分野でのイノベーションを推進します。

海洋国家たる我が国の存立基盤であり、資源の宝庫である海洋や、無限の可能性を持つ宇宙は、政府を挙げて取り組んでいく人類全体のフロンティアです。

産官学の英知を結集して、挑戦を担う人づくりへの投資を強化するとともに、こうした内外のフロンティアを夢から現実に変え、日本再生の原動力とするための方策を国家ビジョンとして示します。

アジア太平洋への玄関口として大きな潜在力を秘め、本土復帰から40周年を迎える沖縄も、フロンティアの一つです。

その潜在力を存分に引き出すために、24年度予算において、使い道を限定しない、自由度の高い一括交付金を用意します。また、地元の要望を踏まえ、24年度以降の沖縄振興に関する２法案を今国会に提出します。

経済再生のためには、エネルギー政策の再構築が欠かせません。

そのためには、国民の安心、安全を確保することを大前提にしつつ、経済への影響、環境保護、安全保障などを複眼的に眺める視点が必要です。化石燃料が高騰する中で、足元の電力需給の逼迫を回避しながら、温室効果ガスの排出を削減し、中長期的に原子力への依存度を最大限に低減させるという、極めて複雑な方程式を解いていかなければなりません。

幅広く国民各層の御意見を伺いながら、国民が安心できる中長期的なエネルギー構成を目指して、ゼロベースでの見直し作業を進め、夏を目途に、新しい戦略と計画を取りまとめます。あわせて、新たなエネルギー構成を支える電力システムのあり方や、今後の地球温暖化に関する国内対策を示します。

また、原発事故の原因を徹底的に究明し、その教訓を踏まえた新たな原子力安全行政を確立します。

環境省の外局として、原子力の安全規制をつかさどる組織を新設するとともに、厳格な規制の仕組みを導入するための法案を今国会に提出し、失われた原子力安全行政に対する信頼回復とその機能強化を図ります。

（３　政治・行政改革と社会保障・税一体改革の包括的な推進）

（政治・行政改革を断行する決意）

まず隗より始めよ。これは、どのような政策課題に取り組むに当たっても、政治と行政を担う者が国民の皆様に示さなければならない国家の矜持です。

さきの国会で、政府全体の歳出削減と税外収入の確保のための具体策に結論を得ることはできませんでした。与野党の考え方の差は決して大きくはなかっただけに、残念でなりません。

国家公務員給与の約８％を引き下げる法案及び郵政改革関連法案について、今国会においてこそ速やかに合意を得られるよう、野党の皆様に改めてお願いを申し上げます。

行政の無駄遣いの根絶は、不断に続けなければならない取り組みです。責任ある財政運営を行うために、過去二代の政権を通じて、私自身も懸命に努力をしてまいりました。しかしながら、まだまだ無駄削減の努力が不足しているという国民の皆様のお叱りの声が聞こえます。行政改革に不退転の覚悟で臨みます。

皮切りとなるのは、独立行政法人改革です。大胆な統廃合と機能の最適化により、法人数をまずは４割弱減らすなどの改革を断行します。

次に、特別会計改革です。社会資本整備事業特別会計の廃止や、全体の勘定の数をおおむね半減させるなどの改革を進めます。

これらの改革に関連する法案を今国会に提出し、成立に万全を期します。

また、あらん限りの税外収入の確保に向け、国家公務員宿舎を今後５年間で25％削減し、政府資産の売却を進めます。

国民目線を徹底し、聖域なき行政刷新の取り組みを着実に進めるとともに、公務員制度改革を引き続き推進します。

行政サービスを効率化し、国の行政の無駄削減を進めるためにも有効な地域主権改革を着実に具体化していきます。24年度予算では、補助金の一括交付金の総額をふやし、使い勝手を格段によくします。

また、国の出先機関の原則廃止に向けて、具体的な制度設計を進め、必要な法案を今国会に提出いたします。

さらに、地域社会を支える基盤である郵便局において３事業のサービスを一体で提供し、利用者の利便性を高める郵政改革の今国会での実現を図ります。

行政だけではありません。誰よりも、政治家自身が身を切り、範を示す姿勢が不可欠です。

既に、違憲状態と最高裁判所から指摘されている一票の格差を是正するための措置に加えて、衆議院議員の定数を削減する法案を今国会に提出すべく、民主党として準備しているところです。与野党で胸襟を開いて議論し、この国会で結論を得て実行できるよう、私もリーダーシップを発揮してまいります。

（社会保障・税一体改革の意義）

政治・行政改革とともに、今、国民のために、この国の将来のために、やり遂げなければならない、もう一つ大きな課題があります。それが、社会保障と税の一体改革です。

団塊の世代が、支える側から支えられる側に移りつつあります。多くの現役世代で１人の高齢者を支えていた胴上げ型の人口構成は、今や３人で１人を支える騎馬戦型となり、いずれ、１人が１人を支える肩車型に確実に変化していきます。今のままでは、将来の世代はその負担に耐えられません。もう改革を先

送りする時間は残されていないのです。

過去の政権は、予算編成のたびに苦しみ、さまざまな工夫を凝らして、何とかしのいできました。しかし、世界最速の超高齢化が進み、社会保障費の自然増だけで毎年１兆円規模となる状況にある中で、毎年繰り返してきた対症療法は、もう限界です。

もちろん、一体改革は、単に財源と給付のつじつまを合わせるために行うものではありません。社会保障を持続可能で安心できるものにしてほしいという国民の切なる願いをかなえるためのものです。

失業や病気などにより一たび中間層から外れるともとに戻れなくなるとの不安が社会にじわじわと広がっています。このままでは、リスクをとってフロンティアの開拓に挑戦する心も萎縮しかねません。お年寄りが孤独死するような社会であってよいはずがありません。働く世代や子供の貧困といった悲痛な叫びにも応えなければなりません。

政権交代後、国民の生活が第一という基本理念のもと、人と人が支え合い、支え合うことによって生きがいを感じられる社会づくりを目指してきました。全ての人が居場所と出番を持ち、ぬくもりあふれる社会を実現するために、社会保障の機能強化が必要なのです。

我が国では、先進諸国と比べて、現役世代に対する支援が薄いと指摘されています。その最たる例が、子育て支援です。社会の中で女性の能力を最大限に生かすとともに、安心して子供を産み、育てられる社会をつくるために、総合的な子ども・子育て新システムの構築を急がなければなりません。

こうした点を含めて、支える側たる現役世代の安全網を強化し、子供からお年寄りまで全ての国民をカバーする全世代対応型へと社会保障制度を転換することが焦眉の急なのです。

昨今、きょうよりもあしたがよくなるとの思いを抱けない若者がふえていると言われます。日本社会が次世代にツケを回し続け、そのことに痛痒を感じなくなっていることに一因があるのではないでしょうか。

将来世代の借金をふやし続けるばかりの社会で、若者がきょうよりあしたがよくなるという確信を持つなど、無理な相談です。社会全体の希望を取り戻す第一歩を踏み出せるかどうかは、この一体改革の成否にかかっていると言っても過言ではありません。

このような背景や認識に基づいて、政府・与党は、経済状況を好転させることを条件に、2014年４月より８％へ、2015年10月より10％へ段階的に消費税率を引き上げることを含む素案を取りまとめました。引き上げ後の消費税収は、現行分の地方消費税を除く全額を社会保障の費用に充て、全て国民の皆様に還元します。官の肥大化には決して使いません。

これは、社会により多くのぬくもりを届けていくための改革です。消費税引き上げに当たって最も配慮が必要なのは、低所得者の方々です。

このため、社会保障の機能強化により低所得者対策を充実するとともに、国民一人一人が固有の番号を持つことになる社会保障・税番号制度を導入し、給付つき税額控除の導入を検討するなど、きめ細かな対策を講じます。また、所得税の最高税率を５％引き上げ、税制面でも格差是正と所得再分配機能の回復を図ります。

グローバルな金融市場の力が席巻する今、一たび国家の信用が失われると、取り返しがつきません。欧州諸国の状況を見れば一目瞭然です。この一体改革は、金融市場の力に振り回されない強靭な財政構造を持つ観点からも、待ったなしなのです。

（改革の具体化に向けた協議の要請）

社会保障・税一体改革は、経済再生、政治・行政改革とも一体で、まさに包括的に進めていかなければならない大きな改革です。今後、各党各会派との協議を進めた上で、大綱として取りまとめ、自公政権時代に成立した法律の定める本年度末の期限までに、関連法案を国会に提出します。

21世紀に入ってから、内閣総理大臣としてこの演壇に立たれた歴代の先輩方は、年初の施政方針演説の中で、持続可能な社会保障を実現するための改革の必要性を一貫して訴えてこられました。

「持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要です」「経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます」「これは、社会保障を安心なものにするためです。子や孫に負担を先送りしないためであります」

これらは、私の言葉ではありません。３年前、当時の麻生総理がこの議場でなされた施政方針演説の中の言葉です。

私が目指すものも、同じです。今こそ、立場を超えて、全ての国民のために、この国の未来のために、素案の協議に応じていただくことを願ってやみません。

国民の御理解と御協力を得るために、改革の意義や具体的な内容をわかりやすく伝えていく努力も欠かせません。私と関係閣僚が先頭に立って、国民の皆様への情報発信に全力を尽くします。また、社会保障の最前線で住民と接している自治体の関係者とも密接に協力してまいります。

（４　アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策）

（アジア太平洋の世紀と日本の役割）

大西洋の世紀からアジア太平洋の世紀へ。産業革命以来の世界の構図が変わり、世界の歴史の重心が大きく移り行く時代を私たちは生きています。歴史の変動期には、常にチャンスとリスクが交錯します。

アジア太平洋の世紀がもたらすチャンス。それは、言うまでもなく、世界の成長センターとして、これからの世界経済の発展を牽引していくのがこの地域であるということであります。

この地域の力強い成長を促し、膨大なインフラ需要や巨大な新中間層の購買力を取り込んでいくことは、我が国自体に豊かさと活力をもたらします。日本の再生は、豊かで安定したアジア太平洋地域なくしてあり得ません。

アジア太平洋の世紀がはらむリスク。それは、既存の秩序が変動する過程で地域の不安定さが増し、安全保障の先行きが不透明になっていることです。

多くの国で指導者が交代期を迎える本年、我が国を取り巻く安全保障環境は予断を許しません。また、発展途上の金融市場、環境汚染や食料、エネルギーの逼迫、日本を追いかける形で進む高齢化といったこの地域で散見される課題も、安定した成長を阻む要因です。

こうした課題の解決に、日本の技術や知見に熱いまなざしが向けられています。課題解決先進国となるべき日本の貢献なくして、豊かで安定したアジア太平洋地域もあり得ないのです。

我が国は、幸いにして、アジアにも太平洋にも軸足を持っている海洋国家です。これからの歴史の重心に位置するという地政学的な恵みを最大限に生かし、アジア太平洋地域が安定と繁栄を享受できるように貢献していかなければなりません。これは、世界全体にとっての課題であり、かつ、我が国の国益を実現するための最大の戦略目標です。

私は、アジア太平洋地域の安定と繁栄を実現するため、日米同盟を基軸としつつ、幅広い国や地域が参加する枠組みも活用しながら、この地域の秩序とルールづくりに主体的な役割を果たしていくことが、我が国の外交の基本であると考えます。

貿易・投資の自由化、エネルギー・環境制約の克服といった経済面での課題だけではなくて、テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止、海洋航行の自由の確保、平和維持や紛争予防といった安全保障面での課題、さらには、自由と民主主義、法の支配といった共通の価値の確認など、地域で対話を深めていくべきテーマには事欠きません。我が国は、多様性あふれるアジア太平洋地域において、共通の原則や具体的なルールを率先して提案し、志を同じくする国と手を携えながら、地域の安定と繁栄に向けて戦略的に対応していきます。

まずは、アジア太平洋自由貿易圏、いわゆるＦＴＡＡＰ構想の実現を主導し、高いレベルでの経済連携を通じて自由な貿易・投資のルールづくりを主導することが、こうした戦略的な対応の先駆けです。

日韓、日豪交渉を推進し、日中韓やＡＳＥＡＮを中心とした広域経済連携の早期交渉開

始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるＴＰＰ協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めていきます。あわせて、日・ＥＵの早期交渉開始を目指します。

（近隣諸国との二国間関係の強化）

こうした取り組みを進める上で、近隣諸国との二国間関係の強化を同時並行で進めることが、我が国外交の基礎体力を高めます。既に、米中だけでなく、韓国、ロシア、インド、オーストラリアなど主要各国の首脳と個別に会談し、個人的な信頼関係を築きながら、二国間関係を進展させてまいりました。

今後とも、北方領土問題など各国との懸案の解決を図りつつ、関係の強化に努めます。

特に、日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸にとどまらず、アジア太平洋地域、そして世界の安定と繁栄のための公共財です。21世紀にふさわしい同盟関係に深化、発展させていかなければなりません。

普天間飛行場の移設問題についても、日米合意を踏まえ、引き続き、沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、誠実に説明し、理解を求めながら、沖縄の負担軽減を図るために全力で取り組みます。

また、アジア太平洋地域での安定と繁栄は、中国の建設的な役割なしには語れません。

これまでに首脳間で幾度となく日中両国の戦略的互恵関係を深めていく方針を確認してきました。これからは、その内容をさらに充実させ、地域の安定した秩序づくりに協力を深めていく段階です。国交正常化40周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、さまざまなレベルでの対話や交流を通じて、互恵関係を深化させていきます。

今後の北朝鮮の動向については、昨年末の金正日国防委員会委員長の死去を受けた情勢変化を冷静に見きわめ、関係各国と緊密に連携しつつ、情報収集を強化し、不測の事態に備えて、引き続き万全の態勢で臨みます。

拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であり、基本的人権の侵害という普遍的な問題です。被害者全員の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組みます。

日朝関係については、引き続き、日朝平壌宣言にのっとって、核、ミサイルを含めた諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図るべく努力していきます。

イランの核問題については、深刻な懸念を国際社会と共有します。平和的、外交的な解決に努力することを基本とし、原油市場や日本経済への影響などにも総合的に勘案しつつ、各国と連携して適切に対応いたします。

また、消費者行政に万全を期すとともに、テロやサイバー攻撃、大規模自然災害、国内外の重大事件・事故など、国民の生命、身体、財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。

（人類のより良き未来のために）

我が国は、アジア太平洋地域の安定と繁栄を超えて、人類全体によりよき未来をもたらすためにも、積極的に貢献します。これは、国際社会への責任を果たすだけではなく、この国に生まれてよかったと思える、誇りある国の礎となるものです。

先日、南スーダンでの国連平和維持活動に、自衛隊の施設部隊を送り出しました。国際社会と現地の期待に応え、アフリカの大地でインフラ整備に必死に汗を流す自衛隊員の姿は、必ずや日本人の誇りの一部となるはずです。こうした海外での貢献活動に加えて、軍縮・不拡散、気候変動などの人類の安全な未来への貢献、ＯＤＡの戦略的活用を通じた人類の豊かな未来への貢献にも努めてまいります。

（５　むすびに）

私は、大好きな日本を守りたいのです。この美しいふるさとを未来に引き継いでいきたいのです。私は、真に日本のためになることを、どこまでも粘り強く訴え続けます。

ことしは、日本の正念場です。試練を乗り越えた先に、必ずや希望と誇りある日本の光が見えるはずです。

この国は、今を生きる私たちだけのものではありません。未来に向かって永遠の時間を生きていく将来の世代もまた、私たちが守るべき国民です。この国を築き、守り、繁栄を

導いてきた先人たちは、国の行く末に深い思いを寄せてきました。私たちは、長い長い歴史のたすきを継ぎ、次の世代へと渡していかなければなりません。

今、私たちが日本の将来のために先送りできない課題があります。拍手喝采を受けることはないかもしれません。それでも、さきに述べた大きな改革は、必ずやり遂げなければならないのです。

全ての国民を代表する国会議員の皆様、志を立てた初心に立ち返ろうではありませんか。困難な課題を先送りしようとする誘惑に負けてはなりません。次の選挙のことだけを考えるのではなく、次の世代のことを考え抜くのが政治家です。そして、この国難のただ中に国家のかじ取りを任された私たちは、政治改革家たる使命を果たさなければなりません。

政治を変えましょう。苦難を乗り越えようとする国民に力を与え、この国の未来を切り開くために、今こそ、大きな政治を、決断する政治を、ともになし遂げようではありませんか。日本の将来は、私たち政治家の良心にかかっているのです。

国民新党を初めとする各党各会派、そして国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ､私の施政方針演説とさせていただきます。

ありがとうございました。

野田内閣総理大臣の施政方針演説（第180回国会）

(2) 玄葉外務大臣の外交演説

第180回国会の開会に当たり、外交の基本方針について所信を申し述べます。

（総論）

私は、外務大臣就任以来、我が国の国益を最大化することを目指し、着実な成果を目指す、結果重視の実のある外交を全力で進めてきました。我が国が震災からの復興に取り組んでいる最中も、国際社会では、新興国の台頭、国際的に活動する主体の多様化、情報通信技術の革命的な進歩、欧州の経済危機、アラブの春に見られる民主化の動きなど、多くの新たな事態が発生しています。加えて、ことしは、米国、中国、韓国、ロシア、フランスなどで選挙や指導者の交代が予定されています。

国益は、安全保障、繁栄、価値の三本柱から構成されます。日本が国益を確保するには、我が国自身による安全保障面での努力はもとより、みずからが位置するアジア太平洋地域にあるリスクを最小化して、成長の機会を最大化することが重要です。そのために、この地域に民主主義的な価値に支えられた豊かで安定した秩序をつくり、その中で、昨年来の大きな命題である震災からの復興を進め、地域諸国との共生の中で日本の再生を図っていく必要があります。

我が国の繁栄には、平和で安定した世界の構築が不可欠です。そのために内向き傾向からの脱却を進めることも重要です。

これまでも、14年間で半減した政府開発援助予算について反転の端緒を開くとともに、南スーダンへの自衛隊部隊の派遣による人的貢献、防衛装備品等の海外移転に関する基準の策定、環太平洋パートナーシップ交渉参加に向けた関係国との協議の開始など、さまざまな課題に正面から取り組んできました。輸入規制など風評被害への対応についても、福島県の一部において家畜の平均卸売価格が震災前の水準に戻った例もあり、今後とも粘り強く働きかけていきます。

本年も、日本ならではの構想力を発揮して、逆転現象、すなわちピンチをチャンスに転じること、例えば、震災からの復興を日本の再生につなげていくことや、気候変動を機会として日本の技術を世界に展開することが不可欠です。私は、アジア太平洋地域にとどまらず、世界に打って出る積極的な外交を展開していきます。

（アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成）

アジアでは、日本を取り巻く国際環境は著しく変化しています。

アジア太平洋地域の成長の機会を最大化し、リスクを最小化するためには、国際法にのっとったルールを基盤とする、開放的で多層的なネットワークを地域の各国とともにつくることが重要と考えています。そのために、これらの国々との協力関係を強化することに加え、東アジア首脳会議、アジア太平洋経済協力といった枠組みを活用し、共通の課題の解決に向けて役割を果たしてきました。

21世紀の国際環境の変化に対応し、アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序づくりに資する日米同盟のあり方について、不断に検討し続けていきます。

日米同盟は、日本の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域と世界の安定と繁栄のための公共財です。日米両国は、さまざまなレベルで信頼関係を深めてきました。これに基づき、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に、日米同盟を一層深化、発展させます。

また、安全保障面においては、昨年の２プラス２の結果に基づき、幅広い分野での具体的協力を推進していきます。その際、在日米軍が我が国に必要な抑止力の確保に不可欠な役割を担っていることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編については、沖縄の皆様の御理解を得るべく、政府として全力を挙げて取り組んでいく考えです。

沖縄の負担軽減については、これまでも、米軍属に対する裁判権の行使に関する運用について日米合同委員会において新たな枠組みに合意するなど、努力を重ねてまいりました。

引き続き、一つ一つ、目に見える成果を積み重ねていく決意です。

アジア太平洋地域における開放的で多層的なネットワークには、中国の全面的な参加が不可欠です。

その中国とは、ことし、国交正常化40周年を迎え、戦略的互恵関係の一層の深化を目指します。地域のみならず、世界の安定と繁栄のために、中国が建設的役割を果たしていくことが重要です。そのためにも、幅広い分野で協力を進めることにつき両国間で一致してきており、具体的な取り組みを進めます。

日本、米国、中国３カ国の戦略的な対話と協調が、地域の平和と安定のために、これまでになく重要な時期にあり、既に存在する日中韓、日米韓、日米豪、日米印といった枠組みに加え、昨年提唱した日米中の対話を立ち上げたいと考えています。

韓国は、基本的価値を共有する、最も重要な隣国です。

難しい問題が起きることもありますが、日韓両国が、未来志向の考えのもとで、大局的な見地から協力する必要があります。両国間関係をさらに重層的で強固なものとすべく、引き続き、首脳、閣僚を含む両国の人的往来や文化交流を活発化させます。

竹島問題は、一朝一夕に解決する問題ではありませんが、言うまでもなく、韓国側に対して、受け入れられないものについては受け入れられないとしっかりと伝え、粘り強く対応していきます。

ロシアとの関係では、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日ロ関係を構築すべく、ウラジオストク・ＡＰＥＣの成功に向けた協力を含め、あらゆる分野における協力の進展に向けて努力します。

両国間の最大の懸案である北方領土問題については、先般、根室管内を訪問し、その一日も早い解決が必要との思いを改めて強くしました。近くラブロフ外相が訪日する予定ですが、ロシア政府との間で実質的な議論を行っていきたいと考えます。

朝鮮半島情勢については、金正日国防委員長の死去を受けた新しい事態に適切に対応します。

日米韓で連携し、安保理決議及び六者会合共同声明違反であるウラン濃縮活動の即時停止を含む、北朝鮮による具体的行動を強く求めていきます。

日朝関係については、日朝平壌宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図るべく努力していきます。

拉致問題は、我が国の国家主権と国民の生命、安全にかかわる重大な問題であり、国際社会全体にとっての重要な関心事項です。全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、全力を尽くします。

東南アジア諸国連合とは、昨年の日・ＡＳＥＡＮ首脳会議でバリ宣言を採択しました。これを踏まえ、連結性強化や防災面等の協力を推進します。また、ことしは日・メコン首脳会議を日本で開催し、メコン地域諸国との協力を一層深化させます。

豪州とは、安全保障分野での協力や相互依存的経済関係の強化を進めます。

インドとは、昨年末の野田総理の訪問の成果を踏まえ、戦略的グローバルパートナーシップをさらに発展させます。

昨年末のミャンマー訪問では、政府首脳に対し、民主化、国民和解に向けた最近の動きを評価し、政治犯の釈放を含むさらなる努力を強く求めました。また、アウン・サン・スー・チー氏とは、日本の経験を踏まえ、法の支配や民主主義、自由貿易、人間の尊厳や人間の安全保障について議論しました。そして、両者に対して、歴史的な友好関係に立脚して、一層の改革を支援していく考えを伝達しました。

その後、ミャンマーにおいて、さらに多数の政治犯が釈放されたことを歓迎します。

太平洋島嶼国との関係では、ことし５月に沖縄県で開催する太平洋・島サミットにおいて、さらなる関係強化を図ります。

古来、日本は、東西の文化を柔軟に受け入れ、融合してきました。そして、調和を重んじ、相互に尊重し合うという価値を育んできました。アジア的価値に根差しながら西洋的

価値を取り入れ、民主主義をアジアでいち早く導入したのも日本です。そのような日本だからこそ果たせる役割があると感じていますし、役割を果たしていきたいと考えています。

（内向き傾向からの脱却を進め、世界の諸課題の解決に挑む日本）

我が国は、こうしたアジア太平洋地域におけるネットワークの形成にとどまらず、国際社会の諸課題に積極的に関与していきます。

第一に、政治、安全保障面での貢献です。

我が国は、平和維持、平和構築において、国連平和維持活動への協力を通じ、より積極的な役割を果たします。

ハイチ等における取り組みに加え、日本政府は、今般、国連南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊の派遣を開始しました。今後とも、日本の得意分野を生かして国際社会の平和と安定に向けた貢献を行い、そのための環境整備を進めていきます。

アフガニスタンの平和構築は、国際社会として成功させるべき重要な課題です。

先日の同国訪問の際のカルザイ大統領との会談において、私は、安定と持続可能な成長に向けた取り組みを引き続き支援することを表明するとともに、７月に東京で開催する閣僚級会合の内容について議論し、具体的な方向性について、おおむね一致を見たところであります。成果が上がるよう、さらに関係国との調整を進めます。

アフガニスタンの安定を図る上で、パキスタンを含む周辺地域の安定も重視していきます。

中東和平についても、直接交渉再開に向けた働きかけやパレスチナに対する支援などを通じて、引き続き貢献します。

また、我が国にとって重要な海上航行の安全確保については、海賊対処行動に加えて、ソマリア及び周辺国の安定と海上取り締まり能力の向上などへの支援を継続します。

国際社会の公共財である海洋に関する協力については、昨年のＥＡＳにおいて一定の成果を上げることができましたが、引き続き、アジア太平洋地域の関係国とともに、国際法と整合的な形での共通理念やルールを強化すべく、積極的に取り組みます。

核軍縮・不拡散分野では、2010年核兵器不拡散条約運用検討会議で採択された行動計画の着実な実施を促進するとともに、日豪両国が主導してきた軍縮・不拡散イニシアチブを推し進め、核リスクの低減を通じた、核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会の議論を主導します。

不拡散の分野では、日本は、特に北朝鮮とイランの核問題の現状に深刻な懸念を有しています。国際社会の懸念を解消するために、イランが、問題の平和的、外交的解決のために決断し、速やかに実質的行動をとることを求めます。

この問題の解決に当たっては、効果的な制裁及び原油価格の安定の必要性に留意をし、国際社会と連携しつつ、我が国としても能動的に役割を果たしていきます。

原子力安全については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故の徹底検証から得られる知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務と考えます。

その一環として、ことし後半に、国際原子力機関との共催で、原子力安全に関するハイレベルの国際会議を日本で開催します。

新しい国際秩序の構築に際しては、国連の強化は不可欠であり、我が国は、国連の組織改革と機能強化に取り組んできました。

特に、安保理改革の実現及び日本の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組みます。

また、国連を初めとする国際機関の邦人職員の増強、中でも幹部職員の増強に力を入れてまいります。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約については、昨年５月の閣議了解を受け、政府として、今国会に、条約及び国内担保法案を提出することを目指します。

第二に、経済、社会面での貢献です。

途上国の安定と発展や地球規模課題の解決のため、そして我が国自身の平和と発展のために、ＯＤＡは極めて有効な手段です。近年影響力を増す新興国との協力を強化し、ＮＧ

Ｏを含む民間セクターとも連携しながら、ＯＤＡを戦略的かつ効果的に活用します。

具体的には、ミレニアム開発目標達成と、その先の国際開発目標策定、防災や平和構築などの諸課題に率先して取り組むほか、インフラ整備などを通じて、途上国の持続的な成長を後押しします。

そして、これらの取り組みの根底にある哲学が、我が国が、構想力を発揮し、国際社会における議論を主導してきた、人間の安全保障です。

人間の安全保障の実現が課題となっているアフリカにおいて、開発支援と貿易・投資の拡大、平和と安定への貢献、グローバルな課題への対応を三本柱とする外交を着実に展開します。また、来年、横浜で、第５回アフリカ開発会議を開催します。

さらに、世界の持続可能な開発に向け、ことし６月開催の国連持続可能な開発会議や、年末の国連気候変動枠組み条約第18回締約国会議での議論に貢献し、世界のグリーン経済への移行や低炭素成長実現の基盤づくりに主導的役割を担います。春には、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を東京で開催する予定です。

日本の高い技術力を生かし、省エネ、創エネ、蓄エネの最先端モデルを世界に発信したいと考えます。

化石燃料、レアメタル等のエネルギー・鉱物資源及び食料の安定供給のため、新興国を含めた資源国との多層的な協力関係強化が重要です。特に我が国は化石燃料の海外依存度が極めて高いため、資源国、輸送経路の沿岸国などとの関係強化を図り、エネルギー安全保障の実現のための努力を続けます。

そのためには、何よりも原油の供給と価格の安定が重要であるとの考えに立ち、年始に中東諸国を訪問しました。同時に、我が国は、世界最高水準のエネルギー・環境技術をさらに強化していく必要があります。中東各国要人との会談では、この分野での各国との協力を呼びかけ、賛同を得たところであります。

次に、海外の成長を日本の成長につなげるためには、貿易立国として、世界の需要を日本の内需として捉えることが必要です。包括的経済連携に関する基本方針に基づき、アジア太平洋自由貿易圏の実現に向けて主導的役割を果たし、より幅広い国々と、高いレベルでの経済連携を積極的かつ多角的に進めます。

具体的には、ＴＰＰについては、交渉参加に向けた関係国との協議を通じ、関係各国が我が国に求めるものについてさらなる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って結論を得ていく考えです。

日中韓については、早期交渉開始を目指します。さらに、日韓、日豪交渉を推進し、日・ＥＵの早期交渉開始を目指すとともに、ＡＳＥＡＮプラス３やＡＳＥＡＮプラス６といった経済連携の枠組みづくりにも積極的に貢献してまいります。

海外市場の開拓を進めることも重要です。

アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大です。高速鉄道、水、環境技術など、日本のすぐれたインフラ技術を提供し、各国の発展を支え、ともに成長するというウイン・ウインの関係を構築していきたいと考えます。その際には、国際協力機構の海外投融資を含むＯＤＡの活用も検討してまいりたいと考えます。

第三に、日本的な価値を生かした外交の推進が重要と考えます。

日本は、古くから、外国のさまざまな文化や技術を取り入れ、柔軟に日本流にアレンジし、日本ブランドともいうべきものをつくり上げてきました。

最近、サウジアラビアでは、テレビで日本人の礼儀正しさなどを紹介する番組が放映されて、我が国への関心が喚起されました。その後、訪日ビザの発給件数が３倍になりました。

私は、いわゆるクール・ジャパンを超えて、精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、日本的な価値に対する理解の増進に取り組みます。また、文化協力を通じた国際貢献の充実を図ります。特に、昨年の震災で示された日本と海外とのきずなを育むために、人と人と

の交流にも力を入れていきます。

（総合的な外交の能力強化のための環境作り）

以上のような政策を効果的に実施するためには、オール・ジャパンで外交を推進することが必要です。

その観点から、地方自治体や民間企業、ＮＧＯ、市民の皆様との連携を強化します。日本企業の海外での活動を支えるためにも、海外で活躍する日本国民の生命、身体、財産を保護し、利益の増進に努めます。また、外交上不可欠な情報収集・分析能力をさらに強化します。

外交記録の公開についても積極的に実施していきます。

（結び）

昨年、我が国は未曽有の大災害に見舞われましたが、世界は、災害を一旦受け入れた上で力強く立ち上がろうとする被災者、そして日本国民の強靱さに注目しました。

私が二十数年愛読している「言志四録」の中で、江戸時代の儒学者の佐藤一斎は次のように説いています。逆境に遭う者はよろしく順をもってこれを処すべし、順境におる者はよろしく逆境を忘れざるべし。

ことしは、たつ年です。日本は、苦しい今こそ内向き傾向から脱却して、竜のように立ち上がり、世界の中で課せられた使命を一層能動的に果たしていかなければなりません。

外交は国の総力を挙げて進めていくべきものであり、議員各位におかれましては、ぜひとも超党派での御協力をお願いいたします。そして、国民の皆様の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

(3) 安住財務大臣の財政演説

平成24年度予算及び平成23年度第４次補正予算の御審議に当たり、財政政策等の基本的な考えについて所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明申し上げます。

（我が国経済の現状と成長に向けた方策）

未曽有の被害をもたらした東日本大震災から約10カ月がたちました。この間、政府としては、震災からの復旧復興のための補正予算を３次にわたり編成するなど、復旧復興、景気の下振れの回避に全力を挙げて取り組んでまいりました。こうした中、我が国経済は、依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに景気が持ち直してきているところです。

他方、欧州政府債務危機の動向等による海外経済の減速懸念、為替の動向、原子力発電所事故の影響による電力供給の制約など、さまざまなリスク要因が存在することも事実です。

本年は、さまざまな苦難を乗り越えながら、我が国経済を確かな再生の軌道に乗せていく年としていかなければなりません。

そのためには、引き続き、震災からの復興、福島の再生等の足元の課題に全力で取り組むとともに、少子高齢化、生産年齢人口の減少、経済のグローバル化といった環境変化に対応した経済社会の構造転換を進め、我が国の成長基盤の強化を図っていくことが不可欠です。

規制、制度の改革等を通じた新規産業の創出、アジア太平洋地域を初めとする世界経済の成長を取り込むための高いレベルでの戦略的かつ多角的な経済連携、官民一体となったインフラ分野の海外展開といった取り組みを推進し、金融政策を行う日本銀行と緊密な情報交換、連携を保ちつつ、デフレの脱却と経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、欧州の政府債務問題を見ても明らかなように、悪化した財政を放置すれば、安定した経済成長を実現する上で、大きなリスクになりかねません。次に述べる社会保障と税の一体改革などを通じ、財政健全化に一刻も早く取り組み、経済の安定的な成長の基盤を築いていく必要があります。

（社会保障と税の一体改革）

我が国の社会保障制度は、世界に誇り得る

国民の共有財産として、支え合う社会の基盤となっております。将来世代にこれを引き継ぎ、かつ、子供からお年寄りまでの国民生活の安心を確保する全世代対応型の社会保障制度を築き上げていくためにも、社会保障・税一体改革により、必要な負担を分かち合う仕組みをつくっていくことが不可欠です。

一方、社会保障を支える我が国財政に目を転ずれば、税収が歳出の半分すら賄えず、国及び地方の長期債務残高が平成24年度末には対ＧＤＰ比195％に達すると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。欧州の政府債務問題を踏まえれば、財政健全化は、市場や国際社会の信認を維持し、我が国の経済や国民生活を守る上で、逃げることのできない課題です。

政治改革、行政改革等の、みずからの襟を正す取り組みにもこれまで以上に踏み込み、国民の御理解を得ながら、消費税収について、社会保障財源化し、経済状況を好転させることを条件に、2014年４月に８％、2015年10月に10％へと税率を段階的に引き上げるなど、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩を踏み出していかなければなりません。

今後、本年度内に消費税法の改正を含む税制抜本改革の関連法案を国会に提出いたします。

（平成24年度予算及び税制改正の大要）

続いて、平成24年度予算及び税制改正の大要を御説明申し上げます。

平成24年度予算において、引き続き東日本大震災からの復興に切れ目なく全力で対応するため、東日本大震災復興特別会計を創設し、必要な予算を計上してまいります。また、日本再生重点化措置を実施し、我が国経済社会の真の再生のために予算を重点配分しているほか、提言型政策仕分け等を予算に適切に反映し、公務部門において徹底した無駄を排除することなどにより、中期財政フレームを遵守しつつ、予算の大胆なめり張りづけを行っています。

基礎的財政収支対象経費は68兆3,897億円であります。前年度当初予算に比べ、２兆4,728億円の減少となっております。

これに国債費21兆9,442億円を合わせた一般会計総額は、前年度当初予算に比べ、２兆777億円減少の90兆3,339億円としております。

一方、歳入については、租税等の収入は42兆3,460億円を見込んでおり、前年度当初予算に比べ、１兆4,190億円の増加となっております。その他収入は３兆7,439億円を見込んでおり、前年度当初予算と比べ、３兆4,427億円の減少となっております。

国債費が増加し、税外収入が大幅に減少する中で、歳出歳入両面において最大限の努力を行った結果、新規国債発行額については44兆2,440億円となっております。

震災からの復興については、与野党間の協議を踏まえつつ、復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するため、特別会計法の一部を改正し、東日本大震災復興特別会計を創設することとしております。

同特別会計においては、歳出について、東日本大震災関係経費３兆2,500億円、復興債費1,253億円、復興予備費4,000億円を計上し、歳入については、復興特別税5,305億円、一般会計からの受入金5,507億円、その他収入118億円、復興公債金２兆6,823億円を見込んでおります。

これらの復興予算が円滑、迅速に執行されることは重要であり、財政当局としても、各省庁等の執行状況を注視してまいります。

主要な経費について申し上げます。

社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金、医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保するとともに、恒久的な子どものための手当への移行を図っております。

また、経済成長や人材育成、安全・安心社会の実現に資する観点から、ライフイノベーションの一体的推進や在宅医療・介護の推進、新卒大学生の現役就職支援などの施策を充実することとしております。

基礎年金国庫負担については、歳出予算には国庫負担36.5％分を計上し、これと、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還

される交付国債により、国庫負担２分の１を確保することとしました。

これらの結果、前年度当初予算に比べ、約２兆3,000億円の減額となっております。

文教及び科学振興費については、被災児童生徒への対応に万全を期すほか、きめ細かく質の高い義務教育の実現、スピード感を持った大学改革の推進、大学生向け奨学金や授業料減免の充実を図っております。

また、原子力関係の既存の予算の大幅な縮減と安全・事故対策等へのシフト、大学等を活用した被災地域経済の再生と、地震、津波への対応の実施、宇宙・海洋分野における予算の重点化、基礎研究の支援の充実などを図っております。

地方財政については、震災対応に万全を期すほか、地方歳出について国の歳出の取り組みと基調を合わせつつ、前年度に引き続き、地方の財源不足の状況を踏まえた加算を１兆500億円行うこととしております。

この結果、一般会計ベースの地方交付税交付金等について、前年度当初予算に比べ1,905億円減少し、16兆5,940億円となっておりますが、地方自治体に交付される地方交付税の総額は５年連続で増加し、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、引き続き、地方に最大限配慮しております。

防衛関係費については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえ、引き続き、防衛力の構造改革を行い、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト削減への取り組みなど、経費の合理化、効率化を行っております。

公共事業関係費については、選択と集中やコスト縮減の徹底を通じて引き続き合理化、効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分しております。

経済協力費については、経費の見直しを行いつつ、我が国の成長にも資する分野等への重点化を進め、ＯＤＡ全体の事業量の確保を図っております。

中小企業対策費については、中小企業の活性化を図るため、資金調達の円滑化に関する施策、海外展開支援、研究開発支援等に重点化を行うほか、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援にも取り組むこととしております。

エネルギー対策費については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全対策や電力供給不足への対応等に重点化を図っております。

農林水産関係予算については、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に基づき、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指し、農地の集約化、若者の新規就農を進め、六次産業化を初め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推進することとしております。

治安関係予算については、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、災害等における警察活動基盤の整備や再犯防止に向けた取り組みなどの施策を充実することとしております。

国家公務員の人件費は、東日本大震災の復旧復興に係る増員には適切に配慮しつつ、全省庁を挙げて厳格な定員管理に取り組むこととしており、前年度当初予算と比べ661億円の減少となる、５兆944億円となっております。

平成24年度財政投融資計画については、引き続き、対象事業の重点化、効率化を図りつつ、日本再生の基本戦略等を踏まえ、東日本大震災からの復興及び日本再生、成長力強化に積極的に対応することとし、計画の規模は17兆6,482億円となっております。

復興債、財投債及び借換債を含めた国債発行総額については、174兆2,313億円と、４年連続で前年度当初に比べ増額となりました。国債残高が多額に上る中、財政規律を維持して市場の信認を確保するとともに、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ、動向等を踏まえた発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営してまいります。

平成24年度税制改正においては、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、平成23年度税制改正の積み残し事項の取り扱いなど、特に喫緊の対応を要する税制改正を行うこととしております。

具体的には、車体課税の見直し、研究開発

税制の上乗せ特例の延長、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充、延長、給与所得控除の上限の設定など、所要の措置を講ずることとしております。

（平成23年度補正予算（第４号及び特第４号）の大要）

次に、平成23年度第４次補正予算の大要について申し述べます。

まず、歳出面においては、災害対策費等の義務的経費等の追加を行っております。また、高齢者医療、子育て、福祉等関係経費や中小企業金融関係経費等のその他の経費や地方交付税交付金を計上する一方、国債費の不用など、既定経費の減額を行うこととしております。

歳入面においては、税収及び税外収入の増加等を見込んでおります。

これらの結果、平成23年度一般会計第４次補正後予算の総額は、一般会計第３次補正後予算に対し歳入歳出とも１兆1,118億円増加し、107兆5,105億円となります。

また、特別会計予算についても所要の補正を行うこととしております。

（むすび）

以上、財政政策等の基本的考え方と平成24年度予算及び平成23年度第４次補正予算の大要について御説明申し上げました。

我が国経済社会の再生に向けた諸施策が平成24年度当初から直ちに実施されるためには、平成24年度予算を今年度内に成立させることが必要不可欠であります。関係法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

さまざまな苦難を乗り越え、日本が新しい第一歩を踏み出すためにも、経済成長と財政再建の両立を図り、日本経済を再生させていかなければなりません。引き続き震災からの復興に全力を尽くすとともに、若人からお年寄りまで、全ての人が将来の明るい展望を見出せる国家を実現すべく、社会保障と税の一体改革を初めとする諸般の課題に、全身全霊をささげ、取り組んでまいります。国民各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

(4) 古川経済財政政策担当大臣の経済演説

（１　はじめに）

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、その所信を申し上げます。

東日本大震災と原発事故から10カ月余りがたちました。改めて、この震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

この間に被災地の方々が復旧復興に注いできた御努力と、それを支えてきた国民の皆様の折れない心ときずなの強さには、国民の一人として深い感動を禁じ得ません。日本再生に向けて被災地の復旧復興を強力に推進するとともに、新成長戦略の実行を加速し、日本経済を再び力強い成長軌道に乗せていくという、経済財政政策を担当する大臣として、私に課された重い責務に全力で取り組んでまいります。

（２　経済財政政策の基本姿勢 ― イノベーションの実現をめざす ― ）

私は、日本経済が直面する諸課題を克服するためには、社会のあらゆる場面でイノベーションを実現し、成長力を高めることが必要不可欠だと考えます。かつて、ソニーの井深大氏が、企業にとって重要なのは発明より革新なのだと語ったように、イノベーションは、単なる新製品、新技術の開発にとどまらず、これまでの延長線上や従来の枠にとらわれない、自由で新しい発想や創意工夫により、非連続な発展を実現することです。

こうしたイノベーションは、しばしば、異なる考え方や文化が出会い、融合し、あるいは相克するプロセスの中で生まれてきます。例えば、我が国が主要な貿易相手国と高いレベルの経済連携を強力に推進して人や物や資金の交流を強化することは、イノベーション

を喚起することにもつながります。

また、南北に細長い国土の多様性と、各地で活躍する中小企業の厚みは、日本の強みであり、そこにイノベーションの種が潜んでいます。こうした種を育て、イノベーションという形で開花させるため、例えば、５年間法人税を無税とする復興特区や、地域を区切って思い切った規制緩和を行う総合特区の創設などの取り組みを行ってまいりました。

今後とも、こうした特区制度などを最大限活用し、地域の創意工夫を促し、創業や起業、そして事業の再生、再編などを通じて、地域におけるイノベーションの実現を目指してまいります。

特に私がイノベーションを実現する主役として期待しているのが、若い世代の人たちです。

私たちの先人は、奇跡と言われた戦後復興をなし遂げました。それは、イノベーションに次ぐイノベーションの結果であったと言っても過言ではありません。若い世代の皆さんには、先輩たちに負けないチャレンジ精神を発揮して、イノベーションを実現してもらいたいと思います。

私は、人材育成や創業、起業への支援、また、失敗してもやり直すことのできる環境の整備により、若い皆さんの自由で柔軟な発想を生かした新たなチャレンジを強力に後押ししてまいります。

近江商人の三方よしの精神や、渋沢栄一の「論語と算盤」という考え方が、我が国の企業に高い倫理性を持たせ、社会との共存を前提とし、持続的成長を可能とする企業文化を根づかせてきました。シュンペーターの言う創造的破壊だけがイノベーションではありません。私は、こうした先人に学び、日本のよさを生かした発展的創造としてのイノベーションを実現していきたいと考えています。

こうした基本姿勢のもと、以下、当面の経済財政運営、中長期の経済成長と財政健全化への取り組み、そして、新しい成長に向けた取り組みの三つに分けて、今後の重点課題を申し述べます。

（３　今後の経済財政政策）

（当面の経済財政運営）

まず、当面の経済財政運営としては、日本経済の再生に向けて、円高への対応を含めた景気の下振れ回避、デフレからの脱却に全力で取り組んでまいります。

我が国の景気は、大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しています。しかし、欧州政府債務危機を主因とする金融市場の動揺など、我が国経済を取り巻く環境は予断を許しません。警戒感を持って、しっかりと注視し、対応していくことが必要です。

そこで、政府は、大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機等による景気の先行きリスクを踏まえ、円高への総合的対応策及び平成23年度第３次、第４次補正予算の迅速かつ着実な実行等により、景気の下振れ回避に万全を期します。同時に、平成24年度予算の執行等を通じて日本経済の再生に取り組み、中長期的に持続的な経済成長につなげてまいります。

また、デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防いでまいります。

政府と日本銀行は、一体となって、速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組んでいくことが極めて重要との認識で一致しています。日本銀行に対しては、政府とのさらなる緊密な情報交換、連携のもと、適切かつ果断な金融政策運営を期待します。

これらを踏まえ、本日閣議決定した政府経済見通しでは、我が国経済は、当面、復興施策の推進によって需要の発現と雇用の創出が見込まれることから、平成24年度の国内総生産の実質成長率を2.2％程度、名目成長率を2.0％程度と見込んでおります。

（経済成長と財政健全化の両立に向けた取組）

中長期的には、日本再生のため、経済成長と財政健全化を両立させる経済財政運営を実現し、経済の土台を立て直さなければなりません。

当面、復興需要が見込まれる中で、今後、

民需主導の持続的な経済成長への円滑な移行を図り、イノベーションを中核としつつ、新たな国際分業、人材育成、若者や女性、高齢者等の就労促進などを進めて、2011年度から2020年度までの平均で、名目成長率３％程度、実質成長率２％程度を政策努力の目標として取り組んでまいります。

また、現下の欧州政府債務危機を踏まえれば、財政健全化の取り組みは待ったなしです。

このため、社会保障と税の一体改革については、年初に取りまとめた社会保障・税一体改革素案に基づき、着実に取り組んでまいります。

本日、こうした政策運営のもとで経済や財政が中長期的にどのような姿となっていくかを展望し、政策方針を検証するため、中長期の経済や財政の姿を示す試算を公表しました。今後、いわゆる官庁エコノミストなどの人材育成を進めるとともに、政策の客観性、透明性を高める多様な分析や試算を公表するなど、政策立案のイノベーションも進めてまいります。

このような取り組みを通じて、車の両輪である経済成長と財政健全化を同時に推進し、両立を実現してまいります。

（新しい成長に向けて）

社会保障・税一体改革素案で示した道筋に沿って財政健全化を着実に進めるためにも、これから２年間は、日本経済の再生に専念し、成長力を強化しなければなりません。

私は、昨年12月に閣議決定した日本再生の基本戦略で提示した、経済連携の推進と世界の成長力の取り込みなどによるさらなる成長力強化、分厚い中間層の復活、世界における日本のプレゼンス強化などに、イノベーションを軸にして、全力で取り組んでまいります。

また、エネルギーの安定供給は、日本経済再生の前提条件であると同時に、将来のエネルギー供給のあり方を見据えたものである必要があります。

原発への依存度を中期的に下げていく中で、イノベーションの実現によって、温暖化対策にもつながる再生可能エネルギーや、蓄電池等の普及・促進による省エネ、創エネ、蓄エネの推進に全力で取り組みます。

このような考え方のもと、日本再生の基本戦略の具体化等を進め、本年半ばごろを目途に、日本再生戦略を策定してまいります。また、希望と誇りのある日本を取り戻すため、切り開いていくべき新たなフロンティアを提示し、我が国が中長期的に目指すべき方向性を、野田内閣の国家ビジョンとして取りまとめてまいります。

（４　むすび）

これまで、我が国は、何度も国難というべき状況に直面し、そのたびにそれを克服してきました。我々日本人の精神構造は柔構造です。しなっても、折れることなくもとに戻る。そして、もとに戻ったときには、苦難を経験した分、以前よりさらに強くなっているのです。まさに今、私たちは、日本という国の底力を世界に示す好機にあると言えるのではないでしょうか。

しかし、そのためには、自分たちのこと以上に、次世代のことを考える姿勢が必要だと思います。

終戦連絡中央事務局次長としてＧＨＱとの折衝に当たった白洲次郎氏は、国民に呼びかける形で次のように書き残しています。「恐らく吾々の余生の間には、大した好い日も見ずに終るだろう。それ程事態は深刻で、前途は荊の道である。然し吾々が招いたこの失敗を、何分の一でも取りかえして吾々の子供、吾々の孫に引継ぐべき責任と義務を私は感じる」。

白洲次郎氏のこの言葉に象徴されるような思いを当時の日本人は共有していたからこそ、戦後復興はなし遂げられたのです。

かつて、アメリカのケネディ大統領は、大統領就任演説で、国家があなたのために何をしてくれるのかではなく、あなたが国家のために何ができるのかを問おうではないかと国民に語りかけました。私は、今、国民の皆様に、自分のために何ができるかではなく、次世代のために何ができるかを問おうではないかと訴えかけたいと思います。

私自身、次世代の人たちが、日本で生まれたこと、そして日本人であることに誇りと自信を持つことができる社会をつくるため、日

本経済再生へ向けて、全力でみずからに課された職責に邁進することをお誓い申し上げて、私の所信の表明とさせていただきます。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（１月24日）に対する質疑は、26日に谷垣禎一君（自民）、樽床伸二君（民主）及び細田博之君（自民）が行い、27日には井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、内山晃君（きづな）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）及び田中康夫君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（構造改革）

①「国家公務員の人件費削減」に関する質疑に対して、「給与臨時特例法案は、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曽有の国難に対処するため、平均約８％という厳しい給与減額支給措置を平成26年３月末まで講じようとするものであり、それ以降の国家公務員の給与水準についても、引き続き、国家公務員人件費２割削減という目標の達成に向けて、適切に対処をしていく」旨の答弁があった。

②「地方公務員を含めた公的部門全体の総人件費改革の必要性」に関する質疑に対して、「人件費改革については、公的部門全体で取り組むことが重要と考えている。各地方公共団体では、これまでも独自に給与削減措置や定員純減に取り組んでいるものと承知しており、引き続き、各地方公共団体においては、給与については地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講じるとともに、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組まれることを期待している」旨の答弁があった。

③「国家公務員制度改革関連法案と社会保障・税一体改革素案との関係」に関する質疑に対して、「社会保障・税一体改革を推進するに当たっては、国民の納得と信頼を得るため、人件費削減などの行政改革を併せて行うことが重要である。このため、給与臨時特例法案に基づき給与削減を図るとともに、国家公務員制度改革関連法案を早期に成立させ、新制度の下、労使交渉を通じて人事給与制度の改革を進めていくことが重要と考えている」旨の答弁があった。

④「国会議員の歳費削減」に関する質疑に対して、「行政の無駄を徹底排除することは、当然の前提として、議員が自ら身を切る覚悟なくしては、大きな改革、国民負担を語ることはできない。各党がそれぞれの考え方、提案を持ち寄り、与野党協議で具体的に詰めて成案を得られるよう与野党がお互いに努力することを提案する」旨の答弁があった。

⑤「独立行政法人改革」に関する質疑に対して、「民主党マニフェスト2009では、独立行政法人の実施する事業について、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、国が責任を負うべき事業は国が直接実施することとしており、法人の在り方は、全廃を含めて抜本的な見直しを進めるとしていたところ、今回の改革は、現行の独立行政法人制度を廃止し、新たな法人制度を構築するものであり、マニフェストの考え方に沿ったものになっていると考えている。予算の削減額等については、これまで約２兆円の不要資産が国庫納付されることとなったほか、国からの財政支出も、政権交代前と比較して約１割の削減となっている。今回の改革は、法人の政策実施機能とガバナンスの強化を主な目的として新たな制度、組織を構築しようとするものであり、これにより、一層効率的な業務運営が確保され、従来発生した無駄の発生を未然に防止することを通じ、将来的に国の財政負担の軽減に寄与していくものと考えている」旨の答弁があった。

⑥「特別会計改革」に関する質疑に対して、「今回の特別会計改革は、全ての特別会計及び勘定について見直しを行い、区分経理の必要性が乏しくなったものを廃止、統合し、国

全体の財政状況の総覧性を向上させることを基本原則として行うものであり、数合せといった批判は当たらない」旨の答弁があった。

⑦「地域主権改革」に関する質疑に対して、「地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革であり、民主党政権にとって大変重要な課題である。平成24年度予算では、一括交付金を質量とも拡充し、額としては8,000億円を超える規模となっている。また、現在、国の出先機関の原則廃止に向けて、必要な法案を今国会に提出すべく準備を進めるなど、改革を着実に実施したいと考えている。東日本大震災の被災地では、地域主権の理念を踏まえながら、復興交付金や復興特区制度などを活用し、復興事業を加速化していく」旨の答弁があった。

⑧「道州制」に関する質疑に対して、「地域主権改革においては、まず、受益と負担の相関関係が一番見える基礎自治体、つまり市町村に権限と財源を集中するべきと考える。その上で、基礎自治体だけでできない部分を広域自治体が補っていくこととし、広域自治体については、当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本と考えている。ただし、地域の自主的な判断として基礎自治体の足りないところを補完するための道州制については、将来的に検討していくことはあり得ると考えている」旨の答弁があった。

⑨「大都市制度の見直し」に関する質疑に対して、「大都市制度の在り方については、現在、第30次地方制度調査会に諮問しているところであり、政府としては、同調査会の審議状況を踏まえ、各方面からの提言を聞きつつ、大都市制度の現状や課題、その解決方策について、様々な観点から検討していく」旨の答弁があった。

⑩「教育目標の設定を含めた地方教育行政の在り方」に関する質疑に対して、「地方公共団体における教育目標の設定については、法律上、その内容が首長の職務権限に属するとされた事項に関するものである場合を除いて、教育委員会の職務権限に属するものであり、首長にその職務権限はないと解されている。政府としては、今後の地方教育行政の在り方について、地方の声も受け止めながら、しっかり検討していく」旨の答弁があった。

⑪「郵政改革関連法案」に関する質疑に対して、「郵政改革関連法案は、郵政民営化によって生じた諸問題を克服し、郵政事業サービスが地域の利用者の立場に立って郵便局で一体的に提供され、将来にわたり、あまねく公平に利用できることを確保するためのものである。内閣を挙げて、郵政改革の今国会での実現に全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

（選挙制度改革）

①「一票の格差の是正と議員定数削減」に関する質疑に対して、「違憲状態とされている一票の格差を是正するための措置に加えて、衆議院議員の定数を削減する案を民主党として決めたと承知している。しかし、各党にそれぞれ意見があり、各党協議会において、各党から提案されている、一票の格差是正、定数削減、制度の抜本改革の三つの課題について、同時決着を目指して協議を行うこととされていると承知している」旨の答弁があった。

②「首相公選制」に関する質疑に対して、「議院内閣制との相違点を含めて内容を十分に承知しておらず、また、憲法にも関わる問題であり、内閣総理大臣の立場として、この場で見解を述べることは差し控えさせていただきたい」旨の答弁があった。

（社会保障・税一体改革（社会保障関係を除く））

①「前回総選挙の際の野田総理の消費税引上げに反対する発言」に関する質疑に対して、「民主党が前回総選挙時に国民に対して約束したことは、衆議院の任期中には消費税の引上げは行わない、引上げを行う際には国民に信を問うということであった。社会保障・税一体改革素案では、第１弾の消費税の引上げは2014年４月を予定している。これは現在の衆議院議員の任期終了後であり、当然、引上げの前には総選挙を行うことになる。したがって、社会保障・税一体改革の実現が国民に対する裏切りとの指摘は当たらないと考えている」旨の答弁があった。

②「前回総選挙の際のマニフェストに書いてないことはやらない旨の野田総理の発言」に関する質疑に対して、「私の選挙中の発言において行き過ぎや言葉足らずの点があったとするなら、素直に反省をし、国民におわびするが、政府の政策は、状況の変化の中で、国民の声を伺いながら、優先順位を適切に判断していくことも必要と考えている。社会保障・税一体改革も、先送りできない与野党共通の課題として実現を目指している。こうした政策判断の是非については、次の選挙において国民の判断を仰ぎたいと考えている」旨の答弁があった。

③「前回総選挙の際の天下り法人等のシロアリを退治しないで消費税を引き上げることを批判した野田総理の発言」に関する質疑に対して、「政権交代後、３度の当初予算編成において、独立行政法人に対する支出は約１割の削減、公益法人向け支出は約25％削減など、大幅に削減をしてきた。また、天下りの根絶のために、府省庁による再就職あっせんを内閣の方針として全面禁止するとともに、独立行政法人の役員人事について公募を実施するなど、再就職の適正化について取り組んできた。これに加え、再就職等規制の監視機能強化を目的の一つとする国家公務員制度改革関連法案の早期成立を図っていく。行政改革については、最大限取り組んできたところであるが、今後とも不断の取組を続けていく決意である」旨の答弁があった。

④「社会保障・税一体改革に関する国民への説明及び行政改革等の実行の必要性」に関する質疑に対して、「少子高齢化が急速に進む中、子育てや若者就労への支援を強化するなど、全世代対応型に社会保障制度を転換することや、将来世代への負担のツケ回しを行うことなく社会保障のための安定財源を確保していくことなど、社会保障・税一体改革の意義や具体的な内容を分かりやすく伝えていく努力が欠かせないと考えている。国民への情報発信に全力を尽くしていく。また、議員定数削減や公務員総人件費削減など、自ら身を切る改革と社会保障・税一体改革を包括的に進めることにより、国民の納得と信頼を得ることができるよう、全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑤「消費税率の引上げに伴う低所得者対策」に関する質疑に対して、「低所得者への年金加算など、社会保障・税一体改革に盛り込まれたきめ細かな施策を実施するとともに、2015年度以降の番号制度の本格稼働、定着後の実施を念頭に、総合合算制度や給付付き税額控除の導入を検討する。また、そのような再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として簡素な給付措置を実施することとしており、今後、それらの具体化に向けて検討を進める」旨の答弁があった。

⑥「消費税収の使途の明確化」に関する質疑に対して、「国分については全額社会保障４経費に充てることを消費税法に規定するとともに、会計上も毎年度の予算等において使途を明確化する。地方分についても使途を明確化することとし、現行の地方消費税を除く消費税収の全額が、官の肥大化に使われず、国民に還元されることが国民に分かりやすい形で示されるよう、検討を進める」旨の答弁があった。

⑦「自民党提出の財政健全化責任法案と社会保障・税一体改革素案の関係」に関する質疑に対して、「2020年までの財政健全化に向けた道筋は、財政健全化責任法案と我々の問題意識が共有するところ大である。社会保障の充実、安定化とともに財政健全化を進めることは、どの政党が政権をとっても逃げることのできない課題であると考えている。改革の方向性についての考え方に大きな違いはなく、是非、協議に応じていただきたい」旨の答弁があった。

⑧「消費税の適正転嫁及び駆け込み需要とその反動減の緩和」に関する質疑に対して、「消費税の適正転嫁については、弱い立場の事業者が不利益を被ることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、関係府省が一丸となって対策を講じていく。駆け込み需要とその反動減の緩和については、特に影響が大きい住宅取得について、必要な措置を総合的に検討することとしている」旨の答弁があった。

⑨「消費増税が経済に与える影響」に関す

る質疑に対して、「社会保障の充実、安定化を図ることは、先送りできない課題である。社会保障・税一体改革を実施することは、将来の不安を取り除き、人々が安心して消費や経済活動を行う基礎を築くものと考えている。なお、2015年度以降については、社会保障・税一体改革素案において、『今回の改革に引き続き、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況などを踏まえつつ、次の改革を実施する』とされており、新成長戦略、日本再生の基本戦略等を実施し、力強い経済成長を実現するとともに、歳出・歳入両面から最大限の努力を行っていく必要があると考えている」旨の答弁があった。

⑩「所得税の累進課税の強化の必要性」に関する質疑に対して、「所得税については、所得再分配機能が低下していることに加え、今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性が更に低下することも踏まえ、所得再分配機能の回復を図ることとしている。今回の改革では、特に高い所得階層に絞って一定の負担増とすることとし、課税所得5,000万円超について最高税率を45％に引き上げることとしている」旨の答弁があった。

⑪「消費税に係るインボイス制度及び輸出戻し税」に関する質疑に対して、「今回の改革においては、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆるインボイス制度の導入は行わないこととした。また、輸出取引については消費税を免税とし、他方で、輸入国側が輸入の際に課税する仕組みは、国際的なルールとなっている。輸出企業は消費税の還付を受けているが、仕入れの際に支払った消費税分を控除した結果として還付が生じているものであり、輸出企業の益税になっているとの指摘は当たらないと考えている」旨の答弁があった。

⑫「歳入庁の創設に向けた検討状況」に関する質疑に対して、「歳入庁の創設については、社会保障・税一体改革素案において『作業に着手する』としているが、新しい年金制度の内容や番号制度の導入状況などを踏まえて判断するべき課題であるため、歳入庁設置の時期については、今後、国民の視点に立った徴収体制を構築する観点から作業を進めた上で判断していく」旨の答弁があった。

（社会保障・税一体改革（社会保障関係））

①「新しい年金制度の導入に関する民主党の試算」に関する質疑に対して、「社会保障・税一体改革に関して民主党内で議論を行っている際に年金制度に関して様々な検討が行われ、更に検討を深めることとされたと承知している。民主党における議論、検討であり、党がどのように議論を深め整理するか判断した上で、今後の協議の中で取り扱うことになる」旨の答弁があった。

②「最低保障年金の実現に必要な消費税率の引上げ幅」に関する質疑に対して、「社会保障・税一体改革素案においては、最低保障年金を含む新しい年金制度についても基本的な考え方を示し、国民的合意に向けた議論や環境整備を進めた上で、平成25年に法案を提出することとしている。今後、民主党での議論を踏まえて、政府としても必要な検討を進めていきたいと考えている。なお、新しい年金制度については、現行制度からの切替えに相当長期の移行期間が必要であることから、2015年の段階において、現行制度による場合と比較して、消費税率の引上げ幅に影響を及ぼすほどの大きな追加財源が必要になるものではないと認識している」旨の答弁があった。

③「被用者年金一元化」に関する質疑に対して、「被用者年金一元化については、職種を問わず全ての人が同じ制度に加入するという民主党の新しい年金制度の方向性にも沿って、まずは、被用者年金制度全体の公平性、安定性の確保の観点から、社会保障・税一体改革素案に盛り込まれた。今国会での法案提出に向けて、検討を進めていく」旨の答弁があった。

④「年金額等の特例水準の解消」に関する質疑に対して、「年金財政の安定と世代間の公平を図る観点から、早急に特例水準の計画的な解消に取り組むこととしている。その際、年金額等を一度に引き下げたのでは、高齢者等の生活への影響が大きいことから、３年間で徐々に解消することとしている」旨の答弁があった。

⑤「後期高齢者医療制度の見直し」に関する質疑に対して、「高齢者医療制度については、厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議で検討が進められ、平成22年12月に、現行の後期高齢者医療制度の廃止など、最終的な取りまとめが行われている。社会保障・税一体改革素案にあるとおり、関係者の理解を得た上で今国会に法案を提出することとしており、関係者の理解を得られるよう、更なる検討、調整を行っていく」旨の答弁があった。

⑥「高額療養費制度の見直し」に関する質疑に対して、「平成24年度からの外来の現物給付化に引き続き、所要の財源を確保した上で、年間での負担上限等の導入を目指す。その際、年収300万円以下程度の、所得が低い方に特に配慮する。その上で、抜本的な見直しに向けて、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや、給付の重点化を通じた取組を更に検討する」旨の答弁があった。

⑦「介護職員の処遇改善のための財源」に関する質疑に対して、「平成24年度においては、介護報酬改定の中で、現行の処遇改善交付金による処遇改善の取組を継続することとしている。さらに、社会保障・税一体改革における介護サービスの機能充実に向けては、制度の重点化、効率化と消費税率の引上げを通じて必要な財源を確保することとし、この中で、介護職員の処遇改善に引き続き取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑧「消費税率引上げによる社会保障制度改正」に関する質疑に対して、「社会保障・税一体改革では、消費税率の引上げ分を全額社会保障財源化することとしている。具体的には、５％の引上げ分のうち、１％分に当たる2.7兆円程度で、子ども・子育て支援の強化など、社会保障の充実を賄うことにしている。また、４％分に当たる10.8兆円程度で、年金国庫負担の２分の１など、社会保障の安定化を賄うことにしている」旨の答弁があった。

（財政政策）

①「消費税率引上げ時期の後れによる財政健全化目標達成への影響」に関する質疑に対して、「経済財政の中長期試算によれば、2015年度の基礎的財政収支赤字については、慎重な経済前提の下で、対ＧＤＰ比半減目標の達成は現時点においては厳しいものとなっているが、仮に、2015年度について、消費税率の10％への引上げ後の財政収支への影響を平年度化すれば、対ＧＤＰ比半減目標を満たした数値となる」旨の答弁があった。

②「平成24年度予算における年金交付国債の償還財源」に関する質疑に対して、「年金交付国債による対応は、平成24年度基礎年金給付費の２分の１と36.5％の差額を国庫の負担としつつ、年金財政への国庫金の繰入れは消費税引上げ後に消費税収を充てて行うことを明確にするために行うものである」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復旧・復興）

①「復興を通じた日本再生の思い」に関する質疑に対して、「復興庁、復興交付金、復興特区制度などの道具立てができた。平成24年度予算にも、除染や瓦れき処理など、更なる復興の推進に欠くことのできない経費が多数盛り込まれている。これらを用い、復興事業をスピードアップしていきたい。また、被災地では、何よりも働く場の確保が特に重要な課題となっている。復興特区制度などを活用して、被災地の産業復興と雇用の確保を進めていきたい。大震災からの復興は、全ての日本人にとっての挑戦であり、総力を挙げて被災地の復興を進めるとともに、それを起爆剤として、停滞を続ける日本全体に活力を取り戻していきたい」旨の答弁があった。

②「復興庁の創設」に関する質疑に対して、「復興庁の規模については、地方も含め、復興本部事務局の人員を大幅に上回る体制を確保した上、各府省の職員を併任発令し、必要な業務を行わせる。また、地方出先機関との関係については、復興庁に各省の出先機関の事務全てを集約することは適当でないと考えるが、被災３県に置く復興局には本庁と同様の総合調整権限を付与し、現地でワンストップで対応する」旨の答弁があった。

③「被災者及び被災自治体への支援」に関する質疑に対して、「平成24年２月10日に設置する復興局は、従来の現地対策本部の人員を大幅に上回る体制を確保するとともに、合同

支援チームを編成･派遣することなどにより、被災自治体の復興事業の実施等の支援を行うこととしている。さらに、岩手県、宮城県、福島県にはそれぞれ２か所の支所を､青森県、茨城県には事務所を設置し、現地のニーズに即応できる体制を整える｣旨の答弁があった。

④「仮設住宅の防寒対策」に関する質疑に対して､｢平成23年９月からの､窓の二重サッシ化､断熱材の追加､暖房器具の設置などは、おおむね同年末までに完了したところであるが、引き続き、被災者の生活の負担を少しでも軽減できるよう取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑤｢仮設住宅退去を見据えた住宅確保計画」に関する質疑に対して､｢被災者の方々のニーズに応じて、延長して仮設住宅にとどまることができるようになっている。他方、自力で住宅を確保することが困難な被災者に対しては災害公営住宅の供給を進めることとし、自力で住宅を再建しようとする被災者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について､金利引下げ等の措置を実施している」旨の答弁があった。

⑥｢東日本大震災に係る産業再生への取組」に関する質疑に対して､｢被災地域の産業の復興は、被災者の働く場の確保や地域経済の再建のために喫緊の課題であり、政府としても様々な施策を講じてきており、引き続き、漁業及び水産加工業など、被災地の産業の振興に全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

⑦「被災地における中小企業支援施策」に関する質疑に対して､｢中小企業等グループ補助金については、これまで、国費1,376億円、県費と合わせて2,064億円の支援を実施し､平成24年度政府予算案においても500億円を計上している。また、平成23年度第３次補正予算により、都道府県に造成している雇用創出のための基金を積み増し、被災地の本格的な雇用を創出するために、産業政策と一体となって、被災者を雇い入れた場合に助成する事業を創設している」旨の答弁があった。

⑧「被災地の雇用問題及び医療・介護負担の特例措置」に関する質疑に対して、｢『日本はひとつ』しごとプロジェクトに基づき、産業政策や復旧・復興事業で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、個別の状況に応じてきめ細かな就職支援を実施するなどの施策を強力に推進し、被災地の働く場の確保に全力を尽くしていく。また、医療・介護負担の特例措置については、福島原発事故による警戒区域等の住民の一部負担金の免除措置を最長１年間延長するとともに、その他の地域でも、国民健康保険、後期高齢者医療制度や介護保険の一部負担金の免除措置を一定期間継続する方針である」旨の答弁があった。

⑨｢被災地の新規需要や雇用創出の必要性」に関する質疑に対して､｢企業立地や研究開発に係る予算措置、域内投資に対する思い切った税制上の特例措置を講じる復興特区制度等を活用することにより、再生可能エネルギーや医療などの新産業の創出を図り、被災地の復興を加速していく」旨の答弁があった。

（福島第一原子力発電所事故への対応）

①「原発事故被災者支援」に関する質疑に対して､｢特に、賠償・除染・健康管理について、今後、政府は総力を挙げて取り組む。賠償については、政府として、原子力損害の範囲等に関する指針を示すとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介の実施のほか、原子力損害賠償支援機構による支援を行っており、これらの枠組みを活用しながら、迅速・公正・適正な賠償が実現されるよう、必要な取組を進める。除染については、今後とも十分な予算を確保していくとともに、400人規模の体制を確立し、市町村ごとに丁寧に対応していきたいと考えている。健康管理については、福島県が主体となって、18歳以下の全県民を対象とした甲状腺超音波検査など、県民健康管理調査が実施されているが、政府として、必要な財政的・技術的支援を行っている」旨の答弁があった。

②「除染に係る中間貯蔵施設の建設場所の選定」に関する質疑に対して､｢中間貯蔵施設については､双葉郡内での立地が適切であり、同地域にお願いせざるを得ないとの結論に至った。平成24年度内に立地場所を決定し、平成27年度より供用を開始できるよう、関係市

町村及び地域住民の理解と協力を求めていく」旨の答弁があった。

③「除染対象地域の面積と費用」に関する質疑に対して、「平成23年12月、国及び市町村それぞれが除染を実施する地域を市町村単位で指定した。今後、それぞれが除染実施区域を定める計画を策定する予定であるが、除染対象面積はその中で決まるものであり、現時点で明確にすることは困難である。除染費用に関しては、復旧・復興予備費及び第３次補正予算により約4,640億円を確保している。これらに平成24年度予算要求を合わせて、当面の費用として総額１兆1,000億円超の財政措置を計上しているが、必要があれば予算の積み増しを考える」旨の答弁があった。

④「除染の支援体制」に関する質疑に対して、「国が直轄で除染を実施する地域については、役場周辺等の除染を先行的に実施するとともに、除染ロードマップに基づき市町村等との協議を進め、平成23年度末を目途に実施計画を策定し、本格的な除染を実施する。市町村を中心に除染を実施する地域についても、国として必要な財政的・技術的措置に万全を期すとともに、市町村の仮置場の設置等の活動を支援する」旨の答弁があった。

⑤「学校給食の安全・安心の確保及び食品の検査機器整備」に関する質疑に対して、「政府は、学校給食モニタリング事業や給食用食材の検査機器の導入を着実に進め、学校給食の安全、安心の確保のための取組の充実に努める。食品の放射能測定機器の整備事業に関しては、補助対象を、食品衛生法に基づき食品の検査を実施している都道府県、保健所設置市及び特別区とした。このほか、住民の不安払拭のため、全ての都道府県、市町村を対象に検査機器を貸与し、食品の放射性物質の検査体制を整備している。また、ベルトコンベヤー式測定機器などの簡易測定機器も補助対象としている」旨の答弁があった。

⑥「米の放射能汚染」に関する質疑に対して、「水田土壌や玄米の放射性物質汚染については、効果的・効率的な検査体制を整備して検査を進め、汚染の原因究明と消費者に対する的確な情報提供に努めるとともに、水田土壌中の濃度分布図の精緻化を進める。また、平成24年産稲の作付けについて、福島県等関係自治体の意見を聞きながら、早期に方針を決める。あわせて、農地の除染やカリ肥料の施用等に対する支援を行う。なお、汚染稲わらについては、関係自治体と連携して保管や焼却などを進めている。また、100ベクレルを超えた米については、生産者等に出荷代金相当額を支払い、市場流通から隔離する対策を実施する」旨の答弁があった。

⑦「賠償指針の策定時期及び避難者の帰郷時期」に関する質疑に対して、「原子力損害賠償紛争審査会において、損害賠償の取扱いについて検討されているが、避難指示区域の見直しに先立ち、平成24年３月中には必要な指針を取りまとめてもらいたいと考えている。帰郷時期については平成24年３月末目途の避難指示区域の見直しの後、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実な地域については、インフラの復旧や除染の進捗を踏まえて、地元との十分な協議を行った上で避難指示を解除し、早期に避難者が帰郷できる環境を整えていく」旨の答弁があった。

⑧「原子力損害賠償の対象」に関する質疑に対して、「原子力損害賠償紛争審査会は、原子力事故との相当因果関係が住民に一律に認められる対象区域を指針で定めたが、同指針では、対象区域外でも、個別具体的な事情に応じて事故との相当因果関係が認められれば賠償の対象となり得ることも明記されている」旨の答弁があった。

⑨「放射能に汚染された土地の買上げ」に関する質疑に対して、「損害賠償上の扱いなどを踏まえ、県、市町村等の意見を伺いつつ、当該地域の住民に対する支援パッケージ全体の中で対応を検討していく」旨の答弁があった。

⑩「福島県における18歳以下の医療費無償化」に関する質疑に対して、「平成24年１月８日に福島県を訪問した際に福島県知事などから改めて要請を受け、現在、政府内で検討しているところである。大変重要な課題と受け止める一方、課題の多い問題でもあることから、関係者間で慎重に検討を進めている」旨

の答弁があった。

⑪「福島の復旧・復興のための支援措置」に関する質疑に対して、「福島の復興再生には、安心して暮らすことのできる生活環境の実現や産業の復興再生、新産業の創出が必要である。このため、今国会に福島復興再生特別措置法案を提出し、福島の復興再生を促進するための規制や手続の特例、課税の特例などの支援措置を講じていく」旨の答弁があった。

⑫「復興交付金、復興基金及び原子力被害応急対策基金の積み増し等」に関する質疑に対して、「福島の復興に向けては、復興交付金のほか、福島県原子力災害等復興基金など必要な予算措置を講じてきたところであり、平成24年度予算にも必要な経費を盛り込んだ。その運用については、被災地の復興に効果的に活用できるよう努力する。福島県から要望のあった原子力被害応急対策基金の創設については、政府部内で検討している」旨の答弁があった。

⑬「原子力防災体制の強化及び原子力発電所の再稼働」に関する質疑に対して、「地方自治体に丁寧に説明し、意見を聞きながら、地域防災計画の作成を支援することが重要である。他方、代替電源の確保、ポンプ車の配備など、緊急安全対策を適切に実施した発電所は、今回の事故と同程度の地震、津波、全交流電源などに対応できるものとなっている。緊急安全対策実施後の施設が現時点でどの程度の安全裕度を有するかについて、現在、ストレステストで確認している。ストレステスト評価後に、定期検査で停止中の原発の運転を再開するか否かは、地元の理解も含めて、政治レベルで判断する」旨の答弁があった。

⑭「原発事故収束」に関する質疑に対して、「循環注水冷却システムの中期的安全の確保などに関する専門家による緻密な検証作業を経て、原子炉の冷温停止状態を確認したことから、発電所の事故そのものは収束に至ったと判断した。このような区切りがついたことを踏まえ、早期に避難者が帰郷できる環境を整える。他方、周辺地域の除染を始め、原発事故との戦いは終わっていない。発電所の安全維持に万全を期しながら、廃炉に至るまで全力を挙げたい」旨の答弁があった。

⑮「原子力災害対策本部の議事録」に関する質疑に対して、「原子力災害対策本部の議事内容が文書で随時記録されなかったことは事実である。公文書管理法では、事後も含めて、行政組織の意思決定や実績について文書作成が求められていることに加えて、本件は、国民の関心、社会的影響が大きな事案であることから、迅速な対応が必要である。このため、平成24年１月24日に、原子力災害対策本部副本部長である枝野経済産業大臣から、同本部の事務局長である原子力安全・保安院長に対して、意思決定の過程及び実績が把握できる資料の整備、公表を遅くとも２月中に行うよう指示した」旨の答弁があった。

⑯「居住制限、帰還困難、避難指示解除準備区域の設定並びに地域再生策及び生活支援策」に関する質疑に対して、「平成23年12月26日の原子力災害対策本部で決定した見直し方針では、新たな三つの区域設定の考え方だけでなく、住民の安全、安心の確保、徹底した除染の実施と子供への配慮、インフラ復旧、雇用対策、損害賠償の扱いなどの課題についても国として対応することを明示した。今後、政府は、区域設定に合わせて、インフラの復旧など生活環境の整備や、長期避難者の支援に努める」旨の答弁があった。

⑰「東京電力の中長期的な経営の在り方」に関する質疑に対して、「東京電力の中長期的な経営の在り方については、東京電力と原子力損害賠償支援機構が平成24年春を目途に策定する総合特別事業計画に盛り込まれる。計画策定の際には、あらゆる可能性を排除しない幅広い選択肢を検討するよう、経済産業大臣から指示を行った。総合特別事業計画認定の申請があった場合、賠償の迅速かつ適切な実施の確保や経営合理化の徹底などの観点から判断する」旨の答弁があった。

⑱「破綻処理型の東京電力国有化を行う必要性」に関する質疑に対して、「東京電力を法的整理した場合、被害者の賠償債権や、事故処理に関係する事業者が有する取引債権の完全な履行が不確実になる。また、東京電力の信用不安から、海外からの燃料の調達や、こ

れらに関する権益確保の支障を生じるおそれもある。これらの問題の解決には困難が多いため、現時点では、東京電力の法的整理は適切でないと考えている」旨の答弁があった。

⑲「東京電力の電気料金値上げ」に関する質疑に対して、「一般家庭等の電気料金の値上げは、経済産業大臣による認可が必要である。現在、電気料金制度・運用に係る有識者会議において制度・運用の見直しを検討しており、また、平成24年春を目途に策定予定の総合特別事業計画に徹底的な経営合理化策が盛り込まれるよう求めている。規制部門の料金値上げは、こうした検討がしっかりと行われ、新生東電として生まれ変わることが前提となって初めて議論すべきものであり、現時点で値上げを容認しているといったことはない」旨の答弁があった。

（エネルギー・環境政策）

①「エネルギー基本計画の改訂作業の状況、当面のエネルギー需給の見通し及び再生可能エネルギーの導入目標」に関する質疑に対して、「国民が安心できる中長期的エネルギー構成を目指して、見直し作業を進めている。平成24年の夏を目途に、新しい戦略と計画を取りまとめる。また、当面のエネルギー需給の見通しについては、平成24年の夏に原子力発電所の再起動がなく平成22年夏並みのピーク需要となった場合には、約１割の電力需給ギャップが生じる見通しである。このため、平成23年11月にエネルギー需給安定行動計画を決定した。この計画に沿って、エネルギー需給の安定やコストの抑制に万全を期していく。火力発電の需要増に伴う燃料の安定供給確保策や燃料の高騰対策についても対策を講じている。再生可能エネルギーの具体的な導入目標については、平成24年夏を目途にエネルギー政策全体を議論する中で検討していく。買取価格については、調達価格等算定委員会における議論の結果を尊重して適正な価格を決定する」旨の答弁があった。

②「脱原発依存」に関する質疑に対して、「中長期的に、原子力発電への依存度を最大限引き下げていくという方向を目指すべきと考えている。今後のエネルギー政策については、平成24年の夏を目途に結論が得られるよう、エネルギー・環境会議を中心に検討していく」旨の答弁があった。

③「再生可能エネルギーの利用拡大、天然ガスの確保と利用強化及び石炭政策」に関する質疑に対して、「再生可能エネルギー特別措置法に基づき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に加え、第３次補正予算において設備導入に対する補助や、平成24年度予算において研究開発支援の大幅な拡充を行っている。さらに、保安規制や立地規制の見直しといった規制・制度改革にも取り組み、再生可能エネルギーの導入拡大を推進していく。天然ガスの確保と利用については、資源権益の獲得を平成24年度予算の重点事業の一つと位置付け、天然ガスの確保を進めていく。また、天然ガスコンバインドサイクル発電についても導入支援を行っている。石炭政策に関しては、エネルギー源としての石炭の安定供給確保、石炭火力発電の高効率化に向けた技術開発及びインフラ・システム輸出を通じた国際貢献を進めていきたい」旨の答弁があった。

④「ストレステストの信用性及び原発の再稼働」に関する質疑に対して、「原発事故原因の究明については、様々な調査が進められており、一定程度は明らかになってきていると考えている。その上で、各原子力発電所において、緊急安全対策等の措置を講じていく。こうした対策等を踏まえ、現時点での安全上の余裕をチェックするストレステストは、事業者による評価結果を保安院がＩＡＥＡのレビューも受けつつ確認したものを、更に原子力安全委員会が確認する。その上で、再稼働については、政治レベルでの総合的な判断を行っていく」旨の答弁があった。

⑤「原子炉等規制法における原発運転期間の例外規定」に関する質疑に対して、「原子力発電所の運転期間の制限については、これまで制限がなかったものに40年という制限を設け、重大事故対策の義務付けや、既存の設備に対しても新たな知見を取り込んだ技術基準を適合させる措置など、大幅な規制強化を行う。こうした厳格な規制を課すことで、40年を超えて運転することは、極めて例外的なケ

ースと考えている」旨の答弁があった。

⑥「原子力安全規制組織の創設に向けた取組」に関する質疑に対して、「新しい原子力安全規制組織は、内閣から独立した合議制の委員会形式ではなく、内閣の責任の下で、迅速な意思決定が行われ、適切に危機管理対応が行われる組織形態が適切であると考えている。こうした観点から、環境省の外局として、新しい原子力安全規制組織を設置することとした。緊急時対応以外の規制に係る判断を行う権限をこの組織の長に法律上委任することなどにより、原子力安全規制の独立性を厳格に確保したいと考えている」旨の答弁があった。

⑦「温室効果ガス排出削減目標」に関する質疑に対して、「今後の地球温暖化対策については、エネルギー・環境会議の場においてエネルギー政策と表裏一体で検討し、夏頃に決定する。温室効果ガス削減の中期目標についても、国民的な議論を経て決定されることになる」旨の答弁があった。

⑧「京都議定書第二約束期間への参加の必要性」に関する質疑に対して、「全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に資さないため、我が国がこれに加わらないとの立場に変わりはない。引き続き排出削減に向けた取組を進め、将来の枠組みの構築に向けた交渉に参画をしていく」旨の答弁があった。

（農林漁業政策）

①「土地改良及び中山間地域対策」に関する質疑に対して、「農業の体質強化を進めていく上で、農業農村整備事業により生産性の向上を図ることは重要だと認識している。農業農村整備事業予算については、平成22年度の予算編成では減額としたが、平成23年度予算、平成24年度予算は、当初予算に関連予算及び補正予算を適切に組み合わせ、地域の要望と政策上の必要性に対応した。また、中山間地域対策については、経営の複合化も念頭に置きつつ、地域の実情に十分配慮し、中山間地域の条件不利を補正するため、中山間地域等直接支払の実施、六次産業化の推進、未利用資源を活用した再生可能エネルギーの開発等により、地域の特色を生かした施策を講じていく」旨の答弁があった。

②「戸別所得補償制度の見直し」に関する質疑に対して、「戸別所得補償制度については、できるだけ早く法制化する必要があると考えている。このため、第180回国会においては、検討中の法案として戸別所得補償法案を位置付けているところであり、準備が整った段階で国会に提出したいと考えている。法案の円滑な成立のためにも、平成25年度以降の本制度の在り方について、早期に３党協議が再開され、検証も踏まえた合意に達することを期待している」旨の答弁があった。

③「森林・林業の再生」に関する質疑に対して、「森林・林業基本計画に基づき、東日本大震災からの復興に必要な木材を安定供給するための全国的な対策を進める中で、現場技能者などの人材育成等の施策を講じ、新たな雇用や定住を促進しながら、森林・林業の再生に努めていく。また、国有林野については、その組織、技術力、資源を活用して、民有林や地域振興も含めた森林・林業の再生に貢献できるよう、債務を区分経理した上で一般会計に移行することとし、関連法案を今国会に提出する考えである」旨の答弁があった。

（経済・金融政策）

①「日本経済の再生」に関する質疑に対して、「日本経済の再生は、被災地の復興のために、また、将来に繁栄を引き継いでいくために不可欠であり、全力で取り組む。平成24年度予算は、経済再生に向けた大きな一歩となるものであり、関連法案や第４次補正予算と併せて、早期の成立を図る」旨の答弁があった。

②「我が国の経済状況」に関する質疑に対して、「我が国の景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している一方、欧州政府債務危機の影響等により、海外景気が更に下振れするリスクに十分留意が必要である」旨の答弁があった。

③「新産業育成、日本再生重点化措置、雇用と経済成長」に関する質疑に対して、「農業、エネルギー・環境、医療・介護といった新たな需要を生み出す分野でのイノベーションを

推進するとともに、日本の優れたコンテンツや地域資源を生かしながら、新たな産業の芽を育てていくための環境を整備していく。日本再生重点化措置については、我が国経済社会を再生し、国民一人一人が希望を持って前に進める社会を実現するために予算を重点配分する分野を特定している。こうした取組とともに、力強い経済成長と雇用創出を実現するため、国家戦略会議において、新成長戦略の実行を加速するとともに、日本再生戦略を年央までに策定し、官民が一体となって着実に実行していく」旨の答弁があった。

④「デフレ脱却の展望と財政健全化目標の達成」に関する質疑に対して、「来年度は、国内需要に主導された着実な成長が見込まれることから、消費者物価がプラスに転じ、ＧＤＰデフレーターは前年比でマイナス幅が縮小する見込みである。政府としては、デフレ脱却に向け、日本銀行（日銀）と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組む。また、経済財政の中長期試算によれば、慎重な経済前提の下で、社会保障・税一体改革の実施により、2015年度中に、財政構造としては基礎的財政収支赤字の対ＧＤＰ比半減目標の水準が達成される姿となることが見込まれ、引き続き、2015年度における財政健全化目標の達成に向けて、成長力の強化を始め、あらゆる政策努力に全力を挙げる方針である」旨の答弁があった。

⑤「中小企業の資金繰り支援及び中小企業金融円滑化法の期限延長」に関する質疑に対して、「我が国経済を支える中小企業を育成強化していくためには、資金繰り支援を始めとした総合的な中小企業支援策を講じていくことが重要である。また、中小企業金融円滑化法の期限を１年間再延長するための改正法案を提出することとしており、その間に、中小企業に対する事業再生等の支援措置を集中的に講じることを考えている」旨の答弁があった。

⑥「ルールある経済社会に向けた取組」に関する質疑に対して、「労働者の生活を安定させ、中小企業の活力を高めることは、分厚い中間層を復活させ、日本経済を再生させるために重要である。このため、派遣労働者を保護するための労働者派遣法改正案の早期成立を目指す。また、最低賃金については、新成長戦略で掲げた目標の実現に向けて、雇用、経済への影響にも配慮し、労使関係者との調整を丁寧に行いながら、その引上げに取り組む。さらに、大企業による中小企業に対する違法な行為を排除するため、引き続き、独占禁止法や下請法の厳正な執行に取り組む」旨の答弁があった。

⑦「物価安定目標の採用の要否」に関する質疑に対して、「日銀は、消費者物価上昇率で２％以下のプラス、中心は１％程度とする中長期的な物価安定の理解に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで実質ゼロ金利政策を継続するとの方針を明らかにしていると承知している。みんなの党提案の日銀法改正案については、政府の関与をこれまで以上に強めるものとなっており、中央銀行の独立性の観点等から、慎重に考える必要がある。デフレ脱却に向け、日銀に対しては、内外経済の動向等を踏まえながら、政府との更なる緊密な情報交換、連携の下、適切かつ果断な金融政策運営を行うことを期待する」旨の答弁があった。

（外交・安全保障政策）

①「外交についての基本認識及び基本戦略」に関する質疑に対して、「日米同盟を基軸としつつ、また、中国の建設的な役割も得て、アジア太平洋地域の安定と繁栄を実現するため、我が国は主体的な役割を果たしていく」旨の答弁があった。

②「駐留軍用地返還特措法と沖縄の基地問題」に関する質疑に対して、「来年度以降の駐留軍用地の跡地利用については、沖縄県からの提案等を踏まえ、返還特措法及び沖縄振興特措法に規定している制度を一元化するとともに、給付金制度の拡充や原状回復措置の徹底等、跡地利用を促進し、円滑化する内容の法案を準備しており、今国会に提出する」旨の答弁があった。

③「普天間飛行場代替施設に係る環境影響評価書」に関する質疑に対して、「普天間飛行場代替施設に係る環境影響評価書については、

平成23年末の沖縄県庁舎の状況等を勘案し、評価書の提出に伴う混乱をできる限り避けるため、やむを得ず、課業時間外に県庁に搬入することとした。また、平成23年６月、米国防省が普天間飛行場に配備されているＣＨ46をＭＶ22オスプレイに換装する旨の発表を行ったことを踏まえ、同評価書にはＭＶ22オスプレイについて適切に反映されており、関係法令等に基づき適切に対応しているものと考えている」旨の答弁があった。

④「米軍再編に関する日米合意の実現可能性」に関する質疑に対して、「沖縄における基地問題については、日米合意を踏まえつつ、普天間飛行場の危険性の一刻も早い除去を目指し、沖縄の負担軽減を図ることがこの内閣の基本的な姿勢である。沖縄において普天間飛行場の県外移設を求める声があることは承知しているが、現在の日米合意は、全体として、少なくとも現状に比べると、大きな沖縄の負担軽減につながると考えており、政府としては、引き続き、全力で取り組む」旨の答弁があった。

⑤「領土問題」に関する質疑に対して、「領土問題は、我が国の主権に関わる極めて重要な問題であり、体制整備の面を含め、我が国の立場を確保し主張していく上でより有効な方策について、政府として不断に検討していきたいと考えている。竹島問題については、平成23年12月18日に行った日韓首脳会談で、私から、日韓間には困難な問題があることを伝え、こうした問題が日韓関係全体に悪影響を及ぼすことがないよう、李明博大統領とともに大局的な見地から努力したい旨を伝えた」旨の答弁があった。

（ＴＰＰ協定等）

①「ＴＰＰ交渉参加に向けた各国との協議方針」に関する質疑に対して、「平成23年12月に閣議決定した日本再生の基本戦略に従い、各国が我が国に求めるものについて、更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、ＴＰＰについての結論を得ることとしている。農林水産物の輸入拡大の要求についても、関係各国が我が国に何を求めるのか、協議を通じてしっかりと情報収集した上で、農林漁業者を含む国民各層に情報を提供したい」旨の答弁があった。

②「ＦＴＡ戦略の全体像」に関する質疑に対して、「日中韓ＦＴＡ、ＡＳＥＡＮ＋３、ＡＳＥＡＮ＋６、そしてＴＰＰは、いずれもアジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）の実現に寄与する地域的な取組であると認識している。ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議を進めるとともに、日中韓やＡＳＥＡＮを中心とした広域経済連携の取組も積極的に推進し、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルールの形成に向け、主導的役割を果たしていく考えである」旨の答弁があった。

③「ＴＰＰ交渉における文書・情報の取扱い」に関する質疑に対して、「我が国は交渉参加に向けた協議を行っている段階であり、協議を通じて得られた情報については、出せるものはきちんと出していくとの考えの下、適切な情報提供や説明にしっかりと努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、ＴＰＰについての結論を得たい」旨の答弁があった。

④「ＴＰＰの推進と郵政改革の整合性」に関する質疑に対して、「今後、米国との間で我が国の交渉参加に向けた協議を進める中で、仮に米国が郵政改革法案について問題提起する場合には、我が国としては、法案は、郵政事業は同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性に配慮して行われるものとすることを基本方針としており、ＷＴＯ協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの従来からの我が国の考えを引き続き表明し、同国の理解を求めていく考えである」旨の答弁があった。

⑤「ＴＰＰに関する米国内の意見の情報公開」に関する質疑に対して、「米国内の意見については、さきに取りまとめられたパブリックコメントの結果について情報提供しているが、今後とも、国民への一層の説明や情報提供に努めていく」旨の答弁があった。

⑥「米国との二国間懸念事項」に関する質疑に対して、「今後、米国を含む関係国との協議をしていく中で、個別の二国間懸案事項へ

の対応が求められる可能性は否定はできないが、その場合でも、我が国としては、何が対応可能で、何が対応困難かを明確にし、あくまでも個別に対応する考えである」旨の答弁があった。

（野田総理の政治姿勢）

①「衆議院の解散」に関する質疑に対して、「野田内閣の使命は、大震災復興、原発事故との戦い、経済再生、そして社会保障・税一体改革であり、何としても、行政改革、政治改革の推進と併せてやり抜く決意である」旨の答弁があった。

②「政治主導・国民主導」に関する質疑に対して、「この国難に立ち向かっていくために必要なのは、スピードであり、マンパワーである。閣僚を含む政権与党が一丸となって職責を果たし、官僚は専門家として持てる力を最大限に発揮し、与野党は徹底的な議論と対話によって懸命に一致点を見いだし、国の危機に立ち向かうことが肝要だと考えている。国民の生活が第一という我々の原点は不変であり、これからも、マニフェストに掲げてきた政策をできる限り実現できるように力を合わせて頑張っていく」旨の答弁があった。

（民主党のマニフェスト）

①「総理の民主党マニフェストに対する姿勢」に関する質疑に対して、「平成23年の夏、民主党においてマニフェストの中間検証を実施した。実現したものもある一方で、実現に至っていないものがあることも率直に認め、国民に反省とおわびを申し上げたと承知している。マニフェストについては、経済財政状況の変化と３党合意を踏まえ、政策の優先順位・政策選択に基づき、今後も一つでも多くの政策を実現できるように努力していきたいと考えている。マニフェストに記載していない政策についても、政権交代後の状況の変化に基づいて、様々な事業を、国民のためと思ったものはやってきた」旨の答弁があった。

②「八ッ場ダム」に関する質疑に対して、「八ッ場ダムについては、政権交代以降、予断を持たずに検証を行ってきた。その結果に沿って、国土交通大臣が事業継続との判断を行ったものである。マニフェストと異なる結論に至ったことは、真摯に反省し、おわびをしたい。今後とも、マニフェストはできる限り実現する努力を行うとともに、できない場合は、国民に対して説明を尽くし、理解いただけるよう努める」旨の答弁があった。

２　主な議案等の経過

年 月 日	議　　案　　等
平成24年 １月24日	○国務大臣の演説 ・野田内閣総理大臣の施政方針演説 ・玄葉外務大臣の外交演説 ・安住財務大臣の財政演説 ・古川経済財政政策担当大臣の経済演説
１月26日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 谷垣禎一君（自民）、樽床伸二君（民主）、細田博之君（自民） **答弁** 野田内閣総理大臣、岡田社会保障・税一体改革担当大臣・行政改革担当大臣、鹿野農林水産大臣、前田国土交通大臣、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣
１月27日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、内山晃君（きづな）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）、田中康夫君（国民） **答弁** 野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣、平野文部科学大臣、岡田社会保障・税一体改革担当大臣、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣
２月３日	○平成23年度一般会計補正予算（第４号）〈可決〉 ○平成23年度特別会計補正予算（特第４号）〈可決〉 **討論**（以上２件） 笠井亮君（共産）、若泉征三君（民主）、橘慶一郎君（自民）、高木陽介君（公明）、中島隆利君（社民）
２月21日	○趣旨説明・発言 ・平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） ・特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・平成24年度地方財政計画 ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明・発言** 安住財務大臣、川端総務大臣 **質疑** 野木実君（民主）、松浪健太君（自民）、伊東良孝君（自民）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、斎藤やすのり君（きづな）

年 月 日	議　　案　　等
２月21日	**答弁** 野田内閣総理大臣、川端総務大臣、安住財務大臣、前田国土交通大臣、岡田社会保障・税一体改革担当大臣、自見金融担当大臣
３月８日	○平成24年度一般会計予算〈可決〉 ○平成24年度特別会計予算〈可決〉 ○平成24年度政府関係機関予算〈可決〉 ・予算３案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議（石原伸晃君外３名提出）〈否決〉 **趣旨弁明**（動議） 塩谷立君（自民） **討論**（以上４件） 若井康彦君（民主）、三ッ矢憲生君（自民）、高木陽介君（公明）、笠井亮君（共産）、小林正枝君（きづな）、服部良一君（社民）
３月23日	○児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 **討論** 高橋千鶴子君（共産）、長尾敬君（民主）、小林正枝君（きづな）、永岡桂子君（自民）、古屋範子君（公明）、阿部知子君（社民）
４月５日	○参議院から平成24年度一般会計予算外２件を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・平成24年度一般会計予算外２件両院協議会協議委員の選挙 （休憩） ・平成24年度一般会計予算外２件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので、憲法第60条第２項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告
４月12日	○北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案（小平忠正君外14名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 小平忠正君（民主）
４月13日	○北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（小平忠正君外14名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 佐藤勉君（自民）
４月17日	○日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（小平忠正君外16名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 遠藤乙彦君（公明）
５月８日	○趣旨説明 ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

年 月 日	議　　案　　等
５月８日	**説明** 小宮山厚生労働大臣 **質疑** 長妻昭君（民主）、大島理森君（自民）、鴨下一郎君（自民）、石井啓一君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、斎藤やすのり君（きづな）、阿部知子君（社民） **答弁** 野田内閣総理大臣、岡田行政改革担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣、小宮山厚生労働大臣
５月10日	○趣旨説明 ・子ども・子育て支援法案（内閣提出） ・総合こども園法案（内閣提出） ・子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） **説明** 小宮山少子化対策担当大臣 **質疑** 泉健太君（民主）、野田聖子君（自民）、馳浩君（自民）、池坊保子君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、渡辺義彦君（きづな）、重野安正君（社民） **答弁** 野田内閣総理大臣、小宮山少子化対策担当大臣・厚生労働大臣、平野文部科学大臣、岡田社会保障・税一体改革担当大臣
５月11日	○趣旨説明 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 安住財務大臣、川端総務大臣 **質疑** 古本伸一郎君（民主）、野田毅君（自民）、金子一義君（自民）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、豊田潤多郎君（きづな）、中島隆利君（社民）、江田憲司君（みんな） **答弁** 野田内閣総理大臣、自見国務大臣
５月29日	○趣旨説明 ・原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出） ・地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

年 月 日	議　　案　　等
５月29日	・原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出） **説明** 細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣、塩崎恭久君（自民） **質疑** 山花郁夫君（民主）、井上信治君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、吉井英勝君（共産）、斎藤やすのり君（きづな）、服部良一君（社民） **答弁** 野田内閣総理大臣、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣・環境大臣、塩崎恭久君（自民）、吉野正芳君（自民）、柴山昌彦君（自民）、江田康幸君（公明）、枝野経済産業大臣、平野文部科学大臣
６月１日	○趣旨説明 ・国家公務員法等の一部を改正する法律案（第177回国会、内閣提出） ・国家公務員の労働関係に関する法律案（第177回国会、内閣提出） ・公務員庁設置法案（第177回国会、内閣提出） ・国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第177回国会、内閣提出） ・地方自治法第156条第４項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（第177回国会、内閣提出） **説明** 中川公務員制度改革担当大臣 **質疑** 福島伸享君（民主）、高木美智代君（公明）、塩川鉄也君（共産）、中後淳君（きづな）、重野安正君（社民）、柿澤未途君（みんな） **答弁** 野田内閣総理大臣、中川公務員制度改革担当大臣、川端総務大臣、岡田行政改革担当大臣、原人事院総裁
６月21日	○本国会の会期を６月22日から９月８日まで79日間延長するの件（議長発議）〈可決〉
６月26日	○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 ○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 ○社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外５名提出）〈可決〉 ○子ども・子育て支援法案（内閣提出）〈修正〉 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外５名提出）〈可決〉 ○子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈修正〉 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）〈修正〉

年 月 日	議　　案　　等
６月26日	○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 **討論**（以上８件） 高橋千鶴子君（共産）、鉢呂吉雄君（民主）、渡辺浩一郎君（きづな）、金子一義君（自民）、服部良一君（社民）、斉藤鉄夫君（公明）、渡辺喜美君（みんな）
７月26日	○新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に関する報告 **報告** 森本防衛大臣 **質疑** 楠田大蔵君（民主）、今津寛君（自民）、渡辺義彦君（生活）、東順治君（公明）、赤嶺政賢君（共産）、照屋寛徳君（社民） **答弁** 野田内閣総理大臣、森本防衛大臣、玄葉外務大臣
８月９日	○野田内閣不信任決議案（渡辺喜美君外５名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 渡辺喜美君（みんな） **討論** 笠浩史君（民主）、鈴木克昌君（生活）、中島正純君（国民）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、浅尾慶一郎君（みんな）
８月24日	○李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案（小平忠正君外11名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 笠浩史君（民主） ○香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案（小平忠正君外11名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 髙木毅君（自民）
８月28日	○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 菅川洋君（生活）、江端貴子君（民主）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、服部良一君（社民）
９月７日	○請願356件〈採択〉

３　決議

○　可決したもの

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案（小平忠正君外14名提出、決議第１号）［民主・自民・公明・きづな・みんな・国民・大地・日本］（平成24.4.12可決）

去る３月16日、北朝鮮は４月12日から16日の間に人工衛星を打ち上げると発表し、先に合意に至った米朝対話など国際社会の努力に対して逆行する姿勢を頑なにとっている。

北朝鮮は、2009年４月に人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射しており、さらに今回、打ち上げが強行されれば、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第1695号、並びに弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止を規定した第1718号及び第1874号に違反することは明白であり、国際社会の意思を再三無視した暴挙の繰り返しとなる。

人工衛星であれ弾道ミサイルであれ、北朝鮮のかかる行為は、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として断じて容認できない。本院は、発射予告に対して断固たる抗議を行うとともに、発射の無条件中止を強く求める。

政府は、発射に備えて、国民の生命・財産を守るための万全の体制を構築し、その運用に遺漏なきを期するとともに、米国、中国、韓国をはじめとする国際社会と連携し、北朝鮮に対して発射の中止を求める働き掛けを最後まで継続し、問題の平和的解決が図られるよう努力すべきである。

右決議する。

北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（小平忠正君外14名提出、決議第２号）［民主・自民・公明・きづな・みんな・国民・大地・日本］（平成24.4.13可決）

今４月13日、北朝鮮は我が国をはじめ国際社会からの再三にわたる中止要請にもかかわらず、「人工衛星」打ち上げと称して事実上の弾道ミサイル発射実験を行った。

これは弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第1695号、並びに弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止を規定した第1718号及び第1874号に違反することは明白であり、我が国として断じて容認できない。

さらに今回の発射が、我が国国民をはじめ、韓国、台湾、フィリピンなど東アジア地域に重大な不安を与えたことは、北朝鮮の孤立化を一層深める結果となっている。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、一連の国連決議を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、これらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、我が国の断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに、我が国独自制裁の徹底を図るべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国連安保理において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（小平忠正君外16名提出、決議第３号）［民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな・国民・大地・日本］（平成24.4.17可決）

1991年のソ連邦崩壊に伴い長い歴史と豊かな伝統を誇るウクライナが独立国として新たに誕生し、翌1992年、日本との間で外交関係を樹立してから本年で20周年を迎えた。まことに慶賀にたえない。

1994年、ウクライナは当時世界第３位といわれた膨大な核兵器を廃棄するという英断を行い、唯一の被爆国として核軍縮・不拡散分野の先頭に立ち、『核兵器のない世界』を目指してきた我が国と協力を進めてきた。また、1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故に際し、本院は適切な措置を講ずることを日本政府に求める本会議決議を行い、我が国政府は原子力の安全確保や被災地域を対象とした支援を実施するなど、両国は一貫して友好協力関係を育んできた。

かかる二国間関係を背景とし、昨年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、ウクライナ政府及びウクライナ国民から多大の支援と心温まるお見舞いを戴いた。これが被災者をはじめとする我が国国民に与えた勇気と感銘は、日ウクライナ関係に新たな一ページを記すものであり、本院は改めてウクライナに対し衷心より感謝の意を表する次第である。

深刻な原子力災害を経験した両国が、事故後の緊急対応・復旧について共有する知見は、単に両国の利益となるにとどまらず、国際社会の公共財ともなり得るものである。かかる観点から本院の中から、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」の締結の必要性が指摘され、今般、協定締結の運びとなったことは誠に有意義かつ画期的なことである。本院は同協定の下で日ウクライナ協力が更に密接かつ強力に進められることを期待する。

ここに本院は、日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、今後とも日本及びウクライナ両国が信頼関係に基づくパートナーとして、国際社会の平和と発展のために最大限の努力を傾注することを切望してやまないものである。

右決議する。

李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第５号）［民主・自民・みんな・国民・改会・日本］（平成24.8.24可決）

島根県の竹島は、我が国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。

しかしながら、韓国は、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきた。韓国が不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

今般８月10日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。我が国はこのことを強く非難するとともに、竹島の不法占拠を韓国が一刻も早く停止することを強く求める。また、我が国政府は、断固たる決意をもって、韓国政府に対し、毅然とした態度をとり、我が国政府が一丸となって、竹島問題について効果的な政策を立案・実施するべきである。

さらに、８月14日、李明博韓国大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問について極めて不適切な発言を行った。友好国の国家元首が天皇陛下に対して行う発言として極めて非礼な発言であり、決して容認できないものであり、発言の撤回を求める。

我が国は、韓国を重要な隣国として認識していることは変わらず、韓国国民と親密な友誼を結んでいくことができると引き続き信じている。そのためにも、李明博韓国大統領をはじめとする韓国政府要人及び韓国国民が賢明かつ冷静な対応をすることを強く求める。

右決議する。

香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第６号）［民主・自民・みんな・国民・改会・日本］（平成24.8.24可決）

尖閣諸島は我が国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。また、現に我が国は尖閣諸島を有効に支配している。したがって、尖閣諸島を巡り解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

こうした中、香港の民間団体の活動家ら14名が、今月15日、我が国海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って、尖閣諸島沖の我が国領海に侵入した。また、これら活動家のうち７名は、同日夕刻、尖閣諸島魚釣島に不法上陸した。

これらの行為は極めて遺憾であり、本院は、これらの行為を厳しく糾弾するとともに、厳重に抗議する。

これらの違法行為に対し、国内法令に則り厳正な対応を行うのは政府の当然の責務である。政府は、違法行為に対し法に則り厳正に対処するとともに、こうした事態が再発しないよう、中国、香港当局に対し厳重な申し入れを行い、更に、尖閣諸島の有効支配を引き続き確たるものとしていくために、警備体制の強化を含め、あらゆる手立てを尽くすべきである。

同時に、日本にとり、中国及び香港は、幅広い分野で緊密な関係を有し、利益を共有する重要なパートナーである。日中両国は、アジア太平洋地域を始め国際社会における平和、安定、繁栄に向け、戦略的互恵関係を一層強化させていくため共に手を携えていく関係にある。

我が国は、こうした大局を見失わず、同時に、主張すべきを主張し、措置すべきを措置し、領土・領域の保全を全うし、我が国の国益を、冷徹に、断固として守っていくべきである。

右決議する。

○　否決したもの

野田内閣不信任決議案（渡辺喜美君外５名提出、決議第４号）［生活・共産・社民・みんな・田中康夫君（無）］（平成24.8.9否決）

本院は、野田内閣を信任せず。

右決議する。

【第181回国会】

１　国務大臣の演説及び質疑

平成24年10月29日に野田内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月31日及び11月１日に各党の代表質問が行われた。

(1) 野田内閣総理大臣の所信表明演説

（１　はじめに　― 明日（あした）の安心、明日（あす）への責任 ―）

第181回国会に当たり、謹んで所信を申し上げます。

内閣総理大臣を拝命してから１年余り、この間、私を突き動かしてきたものは、この国の将来を憂える危機感です。今何とかしなければならないという切迫した使命感です。

東日本大震災が我が国に突きつけた難題、そしてそれ以前から我が国が背負ってきた重荷の数々、いずれも、このまま放置すれば、５年後、10年後の将来に取り返しのつかない禍根を残してしまうでしょう。立ちどまっている時間はないのです。

２年目の厳しい冬を迎える被災地の復興、今も続く原発事故との戦い、事故に起因して再構築が求められるエネルギー・環境政策、不透明感を増す足元の経済情勢と安全保障環境、そして歴史に類を見ない超少子高齢化社会の到来、全ての課題は複雑に絡み合い、この国の将来を覆っています。

さきの国会で、私は、先送りを続ける決められない政治から脱却し、決断する政治の実現を訴えました。一体、何のための決断する政治なのか。今こそ、その原点を見定めなければなりません。

きょうよりあしたは必ずよくなる、私は、この国に生をうけ、目の前の今を懸命に生き抜こうとしている全ての日本人に、そう信じてもらえる社会をつくりたいのです。

年齢や男女の別、障害のあるなしなどにかかわらず、どこに住んでいようと、社会の中に自分の居場所と出番を見出して、ただ一度の人生をたくましく生きていってほしい。子供も、地方も、働く人も、元気を取り戻してほしいのです。

あしたの安心を生み出したい。

私は、雇用を守り、格差をなくし、分厚い中間層に支えられた公正な社会を取り戻したいのです。原発に依存しない、安心できるエネルギー・環境政策を確立したいのです。

あすへの責任を果たしたい。

私は、子や孫たち、そしてまだ見ぬ将来世代のために、今を生きる世代としての責任を果たしたいのです。

決断する政治は、今を生きる私たちにあしたの安心をもたらし、未来を生きる者たちに向けたあすへの責任を果たすために存在しなければなりません。

さきの国会で、社会保障・税一体改革の関連法が成立しました。決断する政治への断固たる意思を示した画期的な成果です。ぬくもりあふれる社会を取り戻し、次の世代に引き継いでいくための大きな第一歩です。

しかし、まだ宿題が残ったままです。あすへの責任を果たすために、道半ばの仕事を投げ出すわけにはいきません。

誰もがやらなければならないことをいたずらに政局と結びつけ、権力闘争に果てしないエネルギーが注がれてしまうような政治を、いつまでも繰り返してよいはずがありません。やみくもに政治空白をつくって、政策に停滞をもたらすようなことがあってはなりません。

将来世代を含む全ての国民を代表する国会議員の皆さん、やるべきことをきちんとやり抜こうではありませんか。あすへの責任を堂々と果たすため、さきの国会で熟議の末に見出した初めの一歩の先に、確かな次の一歩

をこの国会で力強く踏み出そうではありませんか。

（２　「明日（あす）への責任」を果たすための諸課題）

（明日（あす）への責任　― 日本経済の再生に道筋を付ける ―）

あすへの責任を果たす。それは、将来不安の連鎖を招くデフレ経済と過度な円高から抜け出すことです。そして、日本経済の潜在力を覚醒させ、先行きに確かな自信を取り戻すことです。

日本経済の再生に道筋をつけ、雇用と暮らしに安心感をもたらすことは、野田内閣が取り組むべき現下の最大の課題です。

欧州の債務危機の余波や新興国経済の減速によって、世界経済の先行きは決して盤石とは言えません。かつてない規模での貿易赤字など、日本経済の足元にも不安は広がっています。

今、日本経済が失速してしまっては、雇用や暮らしに直結するだけではなく、将来に向けた改革の推進力までもが失われかねません。切れ目のない経済対策は、改革を断行するための将来投資でもあるのです。

内閣総理大臣に就任して以降、日本各地で、あすへの挑戦を続ける先駆者や、経済の現場を縁の下から支える偉人たちと出会いました。彼らの自信に満ちた笑顔を思い出すとき、私は、日本の潜在力に確信を持つことができます。

大田区の小さな町工場でミクロン単位の切削を難なく手作業でやり遂げる現代の名工、消費者とのきずなづくりに農業再生とふるさと群馬のあすを見出す若き農業者、万国津梁、世界のかけ橋とならんとの使命をみずから体現すべく、沖縄でソフトウエア開発にいそしむ起業家たち、そして、挫折を繰り返しながらも挑戦を続け、感謝と責任感を胸に、知のフロンティアを切り開いた山中伸弥教授、こうした姿は、私たち日本人の底力を示すほんの一端にすぎません。

経済再生を推し進める第一の原動力は、フロンティアの開拓により力強い成長を目指す日本再生戦略にあります。これは、疲弊する地域経済の現場であすのために戦う人たちへの応援歌でもあります。戦略に描いた道筋を着実にたどっていけるよう、日本再生を担う人材の育成やイノベーションの創出に力を入れるとともに、グリーン、ライフ、農林漁業の重点三分野と中小企業の活用に政策資源を重点投入します。

その先駆けとなる新たな経済対策の策定を指示し、先般、その第一弾をまとめました。新たな成長のエンジンとなるグリーンエネルギー革命、画期的な治療法を待ち望んでいる人たちの心に光をともす再生医療の推進、情熱ある若者を担い手として呼び込む農林漁業の六次産業化、今般の経済対策によって、これらを初めとする将来への投資を前倒しして実施します。また、金融政策を行う日本銀行とは、さらに一層の緊密な連携を図ってまいります。

国民生活と経済の根幹を支えるエネルギー・環境政策は、大震災後の日本の現実に合わせて再構築しなければなりません。

東京電力福島第一原発の事故は、これまで進めてきたエネルギー政策のあり方に無数の反省をもたらしました。あたかも事故がなかったかのように原発推進を続けようという姿勢も、国民生活へのさまざまな影響を度外視して即座に原発をなくそうという主張も、あすへの責任を果たすことにはなりません。

今後のエネルギー・環境政策については、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するとした革新的エネルギー・環境戦略を踏まえて遂行してまいります。その際、立地自治体との約束を守り、国際社会と責任ある議論を行うとともに、国民生活への深刻な打撃が生じないよう、柔軟性を持って、不断の検証と見直しを行いながら対処します。

戦後早くから長年続けられてきた原発推進政策を変えることは、決して容易なことではありません。それでも、困難な課題から目をそらしたり、逃げたり、諦めたりするのではなく、原発に依存しない社会の実現に向けて大きく政策を転換し、果敢に挑戦をしていこうとするものであります。

そして、この新たな挑戦は、経済再生を推し進める第二の原動力ともなります。原子力に依存しない社会を一日でも早く実現するためにはもちろんのこと、日本経済が元気を取り戻すためにも、徹底した省エネ社会の実現と再生可能エネルギーの導入拡大が鍵を握っています。

そのためには、市民の主体的な参画も欠かせません。グリーン政策大綱を年末までに策定し、経済対策とあわせて、日本から世界へと広がるグリーンエネルギー革命を思い切って加速させます。再生可能エネルギーの導入拡大に不可欠な電力系統の強化や安定化にも取り組みます。オール・ジャパンの力で、ともにこの革命をなし遂げようではありませんか。

世界の歴史の流れの大局を見据えたとき、通商国家たる日本がその繁栄を託すべきすべは、思慮深い経済外交にあります。経済外交は、中長期的な我が国の立ち位置を示すだけでなく、経済再生の第三の原動力ともなるものです。

約半世紀ぶりに東京で開催したＩＭＦ・世界銀行総会は、戦後も今も、世界とともにあってこそ日本の繁栄があることを再確認する機会でもありました。

通商国家の要諦は、国際環境の変化への即応です。アジアの片隅に浮かぶ、老いていく内向きな島国として衰退の道へと向かってしまうのか。それとも、世界の発展の中心にあるアジア太平洋地域の核として、21世紀の新たな繁栄の秩序づくりを主導し、活力に満ちた開かれた国を目指すのか。後者の道を果敢に選ばなければ、あすへの責任は果たせません。

アジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）の実現という目標は、既に内外で共有されています。高いレベルの経済連携を引き続き推進し、自由な貿易・投資が各国に豊かさをもたらし、地域の互恵関係を強化する新たなルールづくりを主導します。

そのため、国益の確保を大前提として、守るべきものは守りながら、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定と、日中韓ＦＴＡ、東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）を同時並行的に推進します。あわせて、日豪ＥＰＡなどの交渉を推進し、日・ＥＵの早期交渉開始を目指します。

また、アジア太平洋地域の玄関口として大きな潜在力を持つ沖縄については、その自立的な発展を引き続き力強く支援します。

さらに、エネルギー・環境政策の革新を図る過程において、資源国との関係を強化する資源外交を展開し、エネルギー安全保障に万全を期してまいります。

（明日（あす）への責任　― 被災地の復興と福島再生を途切れさせない ―）

あすへの責任を果たす。それは、大震災のもたらした試練を乗り越えるための支援を一刻たりとも滞らせることなく、被災地の復興への歩みを確実に前へ進めることです。

発災から１年半以上の歳月が流れました。ふるさとを愛する住民たちの不屈の精神に支えられ、被災地の町の再生にさまざまな進捗が見られる一方で、政府の取り組みには、まだまだ不十分な点、至らぬ点があることも事実です。

私は、これまで何度も被災地を訪れ、仮設住宅で暮らされている方々の切実な声に接してきました。そうした声に応え、厳しい冬を乗り切るため、お風呂に追いだき機能をつけるなど、寒さへの備えに万全を期してきました。被災された方々のお住まいがなくなるとの懸念に応え、仮設住宅の２年の入居期限を延長しましたが、さらに災害公営住宅の整備や住宅の高台移転を精力的に進めます。

また、被災地からの御要望が特に強い中小企業グループ化補助金の拡充を初めとする予備費の機動的な投入も決めたところです。

これからも、復興庁が司令塔となり、改善すべきは改善しながら、継続的な人的支援、復興特区、復興交付金などの支援を進めます。瓦れきを処理し、活力あるふるさとをよみがえらせるために奮闘する住民と自治体の努力を、企業やＮＰＯなどとも連携しながら、政府一丸となって支えてまいります。

復興予算の使途にさまざまな批判が寄せられています。被災地の復興に最優先で使って

ほしいという声に真摯に耳を傾けなければなりません。被災地が真に必要とする予算はしっかりと手当てしつつ、それ以外については厳しく絞り込んでまいります。

原発事故との戦いは、今もまだ続いています。私が先日訪問した福島第一原発の構内では、過酷な作業を続ける現場の作業員に向けて全国から送り届けられた応援と感謝の言葉が壁を埋め尽くしていました。風評被害を払拭しようとする地元の人たちの懸命な努力に応え、被災地の産品を食べて応援しようという動きも広がっています。福島を愛し、福島の再生に格闘する人たちの不屈の精神は、それを支えようとする心ある全国の人々とつながり、確かに響き合っているのです。

福島の再生なくして日本の再生なし。政府全体で共有しているこの強い決意が揺らぐことはありません。内外から寄せられる支援や励ましがやむこともありません。事故原発の廃炉に向けた作業を着実に進めるとともに、除染、賠償、インフラの復旧、産業の再建など、福島再生を具体化していくために、予備費による福島企業立地補助金の拡充を初めとする最大限の政策を実施してまいります。

さきの大震災は、国全体の防災対策にも大きな警鐘を鳴らしました。これまでに得た教訓を将来発生が懸念されている南海トラフの巨大地震や首都直下地震などの対策に生かしていくことも、私たちに託された、あすへの責任です。

平素から、大規模自然災害だけでなく、テロやサイバー攻撃なども含め、国民の生命財産を脅かすような事態への備えを徹底し、常に緊張感を持って危機管理に万全を期します。

（明日（あす）への責任　― 国民生活の安心の基盤を固める ―）

あすへの責任を果たす。それは、私たちが日々の生活を送る上で感じている将来への不安を少しでも取り除いていくことであります。

あすに希望を持てない若者たちが数多くいます。あすを担う子供たちを育てる喜びを実感するよりも、その負担に押し潰されそうになっている親たちがいます。貧困や孤独にあえぎ、あるいはその瀬戸際にあって、あしたの生活さえ思い描けない人や、いじめにおびえる子供たちもいます。

そうした現実から目をそらさず、社会全体として手を差し伸べなければなりません。一人でも多くの人が、働くことを通じて社会とつながる実感を抱くことができるよう、経済全体の再生やミスマッチの解消を通じて、雇用への安心感を育みます。行政の手が行き届かないところにも社会のぬくもりを届ける新しい公共が社会に根づくための環境整備にも努めます。

国民生活の将来に不安が残るのは、年金、医療、介護といった社会保障の道行きに依然として不確かさがあるからです。

チルドレンファーストの理念に立脚した子ども・子育て支援については、歴史的な拡充に向けて、既に新たな扉が開かれています。

公党間の約束である３党合意を基礎に、社会保障の残された課題について、さらに議論を進めなければなりません。早急に国民会議を立ち上げ、年金や高齢者医療など、そのあるべき姿を見定め、社会保障の将来に、揺るぎない安心感を示していこうではありませんか。

消費税率引き上げの意義は理解できても、生活への影響に不安を感じるという声も聞こえます。

低所得者対策や価格転嫁対策を具体化するとともに、きめ細やかな社会保障や税制の基盤となるマイナンバー制度を実現しなければなりません。また、所得税や相続税の累進構造を高めるなど、税制面から格差是正を推し進めなければなりません。積み残しとなっている関連法案の早期成立も含め、こうした社会保障・税一体改革の残された課題に、一つ一つ道筋をつけていこうではありませんか。

（明日（あす）への責任　― 国家の矜持を保ち、平和と安定に力を尽くす ―）

あすへの責任を果たす。それは、国家としての矜持を保ち、アジア太平洋地域の平和と安定に力を尽くしていくことです。

我が国をめぐる安全保障環境は、かつてなく厳しさを増していることは間違いありません。領土や主権をめぐるさまざまな出来事も

生じています。

我が国の平和と安全を守り、領土、領海を守るという国家としての当然の責務を、国際法に従って、不退転の決意で果たします。さきの国連総会において、私は、こうした我が国の立場を明快に申し述べました。憲法の基本理念である平和主義を堅持しながら、今後とも国際社会への発信を続けるとともに、周辺海域の警備体制の強化に努めます。

同時に、人と人との国境を越える交流は、かつてない深まりを見せています。大局観を持って、中国、韓国、ロシアを初めとする周辺諸国と安定した信頼関係を取り結ぶことは、我が国と地域全体が平和と繁栄を享受するための礎であり、国が果たすべき重大な責務の一つです。

あくまで基軸となるのは、日米同盟です。その基盤をより強固なものにしなければなりません。

そうであればこそ、先般沖縄で発生した許しがたい事件は、日本国民、特に沖縄県民の心を深く傷つける事件であり、決してあってはならないものです。事件、事故の再発防止はもちろん、普天間飛行場の移設を初めとする沖縄の基地負担の軽減に向け、全力で取り組んでいくことを改めて誓います。

北朝鮮との関係では、４年ぶりとなる政府間協議を再開すべく調整しています。日朝平壌宣言にのっとって、拉致、核、ミサイルの諸懸案を解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を図る方針を堅持しつつ、拉致問題の全面的な解決に全力を尽くします。

さきの国会で述べたとおり、首脳間の信頼関係の強化に努め、周辺諸国との友好、互恵関係のさらなる充実に努めてまいります。

（明日（あす）への責任　― 政治・行政への信頼回復 ―）

あすへの責任を果たす。それは、政治と行政への信頼を取り戻すことです。

最高裁判所から違憲状態との警告がなされている衆参両院における一票の格差の是正と、定数削減を含む選挙制度改革は、もはや一刻の猶予も許されません。必ず、この国会中に結論を見出してまいります。

いかなる政権であっても、特例公債なしで今の財政を運営することはできません。既に地方予算など、執行抑制が余儀なくされており、このままでは、身近な行政サービスなどが滞って、国民生活にも重大な支障が生じ、経済再生の足を引っ張りかねません。

ねじれ国会の制約のもとで、政局第一の不毛な党派対立の政治に逆戻りしてしまうのか。それとも、政策本位で論戦を闘わせ、やらなければならないことにきちんと結論を出すことができるのか。その最大の試金石となるのが、特例公債法案です。

一刻も早い法案の成立を図るとともに、予算の裏づけとなる法案のあり方に関して、与野党が胸襟を開いて議論を進め、解決策を見出さなければなりません。毎年の特例公債法案を政治的な駆け引きの材料にしてしまう悪弊をここで断ち切ろうではありませんか。

行政改革の歩みも、とめてはなりません。

地域主権改革は、民主党を中心とする政権にとって、改革の一丁目一番地です。関係者の意見を踏まえながら、義務づけ、枠づけのさらなる見直しや出先機関の原則廃止などを引き続き進めます。

また、独立行政法人・特別会計改革、国家公務員の総人件費の抑制、公務員制度改革を引き続き推進するとともに、退職給付の官民格差解消を図ります。

さらに、復興に向けた国民負担を軽減できるよう日本郵政の株式売却の準備を進めるとともに、郵政三事業の一体的な運営とユニバーサルサービスの義務づけを基本とする郵政事業改革も着実に進めます。

（３　おわりに　― 中庸の姿勢で、「明日（あす）への責任」を果たす決意 ―）

誰しも、十代さかのぼれば、そこには1,024人の祖先がいます。私たちは、遠い昔から祖先たちが引き継いできた長い歴史のたすきを受け継ぎ、この国に生をうけました。戦乱や飢饉のさなかにも、明治の変革期や戦後の焼け野原においても、祖先たちが未来の世代を思い、額に汗して努力を重ね、将来への投資を怠らなかったからこそ、今の私たちの平和と繁栄があるのです。

子や孫たち、そして十代先のまだ見ぬ未来を生きる世代のために、私たちは何を残していけるのでしょうか。

夕暮れどき、一日の仕事を終え、仰ぐ夕日の美しさに感動し、汗を流した充足感に包まれて、あしたを生きていく力が再び満ちていく瞬間です。10年先も、100年先も、夕日の美しさに素直に感動できる勤勉な日本人でありたい。社会にぬくもりがあふれる、平和で豊かな日本を次の世代に引き継いでいきたいのです。

私たちの目の前には、国論を二分するような、複雑で困難な課題が山積しています。余りに先行きが不透明で、閉塞感に包まれているがゆえに、ややもすると、単純明快でわかりやすい解決策にすがりたいという衝動に駆られてしまうかもしれません。しかし、極論の先に、真の解決はありません。

複雑に絡み合った糸を一つ一つ解きほぐし、今と未来、どちらにも誠実であるために、言葉を尽くして、進むべき道を見出していく。ともに見出した進むべき道を、一歩一歩、粘り強く、着実に進んでいく。私たちの背負うあすへの責任を果たす道は、中庸を旨として、意見や利害の対立を乗り越えていく先にしか見出せません。

国会議員の皆さん、まずは、目の前にある課題に向き合わなければなりません。あくまで政策本位で、未来をおもんぱかり、あすへの責任をひたすらに果たしていく政治文化を確立しようではありませんか。

そして、この演説をお茶の間や職場でお聞きいただいている主権者たる一人一人の皆さん、今がよければそれでいいという発想では、国としてのあすへの責任は果たせません。主権者たる皆さんの力が必要です。

日本経済の再生の先頭に立つのも、グリーンエネルギー革命を担うのも、活力あるふるさとの町をよみがえらせるのも、皆さんです。国を守る姿勢を貫くのも、日本の将来への危機感を共有して負担を分かち合っていくのも、全て皆さんです。

皆さんが願うのは、党派対立が繰り返され、大局よりも政局ばかりを優先してしまう政治なのでしょうか。それとも、やるべきことを最後までやり抜き、あすへの責任を着実に果たしていく政治なのでしょうか。主権者たる皆さんには、政治の営みを厳しく監視し、あすへの責任を果たす方向へと政治の背中を押してほしいのです。

政権交代以降、民主党を中心とする政権のこれまでの取り組みは、皆さんの大きな期待に応える上ではいまだ道半ばでありますが、目指してきた社会の方向性は決して間違っていないと私は信じます。

それは、今を生きる仲間とあしたの安心を分かち合い、これからを生きていく子や孫たちにあすへの責任を果たしていくという強い意思です。中間層の厚みを取り戻し、格差のない公正な社会を取り戻していこうとする断固たる姿勢です。

暮らしや雇用の不安におびえる人たちは、今この瞬間にも、社会のぬくもりが届けられるのを待っています。未来を生きる声なき弱者たちは、常に私たちの責任ある行動を待っています。あしたの安心をもたらし、あすへの責任を果たすのは、今です。

今こそ、全ての日本人が手を携えて、分厚い中間層に支えられた、ぬくもりあふれる社会の実現に向けて、さらなる一歩を踏み出そうではありませんか。あらん限りの底力を発揮し、将来への自信を確かなものへと変えていこうではありませんか。そして、未来に向かって永遠の時間を生きていく将来の国民たちの声なき期待に応えていこうではありませんか。

この国会が、あしたの安心をもたらし、あすへの責任を果たす建設的な議論の場となることを強く期待して、私のこの国会に臨んでの所信といたします。

ありがとうございました。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（10月29日）に対する質疑は、31日に安倍晋三君（自民）、仙谷由人君（民主）、甘利明君（自民）及び東祥三君（生活）が行い、11月１日には井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、阿部知子君（社民）、渡辺喜美君（みんな）及び松野頼久君（維新）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（政治姿勢）

①「年内に解散する約束」に関する質疑に対して、「10月19日の３党党首会談で近いうちに国民の信を問うと約束した意味は大きく、自分も責任を重く受け止めている。それを踏まえ、環境整備をした上で判断したい。その中でも急がなければいけないテーマとして公債発行特例法案、一票の格差、定数削減の問題、社会保障国民会議を挙げている。条件が整えば自分の判断をしていく」旨の答弁があった。

②「閣僚の任命」に関する質疑に対して、「任命に至るプロセスは、様々な総合的な検討と判断の結果である。任命した閣僚が職務を全うできなかったという意味で、責任は自覚をしている。内閣全体で職務に邁進することによって、その責任を果たしたい」旨の答弁があった。

③「民主党の立ち位置と進む道」に関する質疑に対して、「民主党は結党以来、民主中道を掲げ、改革路線に邁進してきた。私なりの言葉で言えば、所信において表明した、中庸の姿勢で明日（あす）への責任を果たすということであると考える。行き過ぎず、偏らず、改革のど真ん中の道を着実に進むために、今と未来に誠実にありたい」旨の答弁があった。

④「地域主権改革」に関する質疑に対して、「市町村に権限と財源を集中した上で、基礎自治体だけでできない部分を広域自治体が補い、広域自治体については、当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本と考える。地域主権改革は、地域のことは地域住民自らが責任を持って決められるようにするための重要な改革であり、着実にその推進に取り組んできた。今後とも、出先機関の原則廃止の取組も含め改革を進めていく。道州制については、将来的に検討していくことはあり得る」旨の答弁があった。

⑤「教育再生」に関する質疑に対して、「意思ある全ての子供たちに教育を受ける機会が与えられ、知徳体の調和のとれた成長が図られるよう、人への投資を重視するという考えの下、高校授業料実質無償化を始め、教育費の負担軽減や教育の質の向上に積極的に取り組んできた。今後とも、日本再生戦略を踏まえ、改革の推進に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑥「いじめ、虐待問題」に関する質疑に対して、「いじめについては、早期発見、早期対応を基本に、社会全体が一体となって取り組む必要があるため、学校における指導の充実、相談体制の整備などに努めている。また、児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応等切れ目ない対策を進めるため、子育て支援事業の推進、児童相談所、市町村の体制強化や社会的養護体制の整備などを進めている。次代を担う大切な子供一人一人の身体、生命の安全を守るため、関係機関の連携を強め、対策に全力を挙げて取り組んでいく」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復旧・復興）

①「総理のリーダーシップ」に関する質疑に対して、「復興庁を司令塔として被災者の生活支援やインフラの復旧に取り組んできた結果、復旧から本格的な復興の段階に移りつつあるが、不十分な点、至らない点があるのも事実である。こうした点を真摯に受け止め、復興を更に加速していくため、復興庁を中心に各大臣がしっかり対応する。今後とも被災地の努力を政府一丸となって支えていく」旨の答弁があった。

②「住宅再建」に関する質疑に対して、「被災地の本格的な生活再建に向け、住宅の再建が重要な課題となってきているため、災害公営住宅の供給を進めるとともに、二重ローン問題への対応について、ガイドラインを策定し、その運営を支援していく」旨の答弁があった。

③「災害廃棄物の処理施設等」に関する質疑に対して、「災害廃棄物の処理は着実に進んでいるが、廃棄物処理の平成24年度末の中間目標を達成するには、処理の取組をスピードアップする必要があるため、仮設焼却炉と破砕・選別施設の処理能力の更なる増強、広域処理の受入れの確定や、国の直轄工事における再生資材の活用に取り組んでいく。中間貯蔵施設は、必要不可欠な施設であり、現地の実情を踏まえて議論を深めるため、双葉地方町村に個別に説明を進めてきた。今後とも、関係自治体とよく相談し、できるだけ早く事前の調査に入りたいと考えている。最終処分場については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分する方針であり、そのために必要な減容化技術や安全な運搬方法の在り方などについて、丁寧に検討を行っていく」旨の答弁があった。

④「復興予算の流用問題」に関する質疑に対して、「平成23年度第３次補正予算や平成24年度予算に計上された復興関連予算は、復興基本法に定められた復興の基本理念に沿った施策に対して予算措置を講じたものであり、現在、各事業の所管大臣が責任を持って執行に当たっているが、個別の事業については、種々の指摘、批判を受けていることも事実である。今後、それらの執行は国民に誤解を招くことのないよう慎重に対応すべきものである。平成25年度予算の編成に当たっては、被災地が真に必要とする予算はしっかりと手当てしつつ、それ以外については厳しく絞り込んでいく」旨の答弁があった。

⑤「健康調査の実施主体及び原発事故被災者支援法の基本方針について」に関する質疑に対して、「今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る住民の健康管理調査は、大変重要であると認識をしている。福島県民の健康管理については、県知事の考えを踏まえ、県が健康管理を自治事務として行い、国は健康管理調査が円滑に行われるよう財政的、技術的な支援を行うという役割分担の下で、国としての責任を果たすべく取り組んでいる。原発事故被災者支援法に基づく基本方針については、真に支援を必要とされる方に適切な支援が行われることとなるよう、積極的に検討していく」旨の答弁があった。

⑥「東京電力福島第一原子力発電所の事故収束」に関する質疑に対して、「平成23年12月、原子力災害対策本部にて、事故対応の一つの区切りとして、冷温停止状態を達成し、ステップ２が完了したことを確認した。その後も、温度の低下した状態が着実に維持されている。また、廃炉に向けた取組については、中長期ロードマップに従って、政府と東京電力が一体となって取り組んでいる。これまで経験のない困難を伴うことから、国が主導的な役割を果たし、内外の英知を結集して進め、廃炉に至るまで全力を挙げて取り組む所存である」旨の答弁があった。

（外交・安全保障政策）

①「集団的自衛権」に関する質疑に対して、「従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解してきており、現時点でその解釈を変えることはない」旨の答弁があった。

②「日米関係」に関する質疑に対して、「日米同盟については、安全保障分野のみならず、経済、文化・人的交流における協力を含む包括的な深化、発展を一層推進していくと同時に、先般沖縄で発生した許し難い事件については、決してあってはならない極めて遺憾なものであり、引き続き、綱紀粛正と再発防止について、米側に強く申し入れていく」旨の答弁があった。

③「普天間飛行場及びオスプレイ配備」に関する質疑に対して、「普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならず、日米両政府は、辺野古への移設が唯一有効な解決策であると考えている。同時に、国土面積の0.6％しかない沖縄県内に、全国の約74％の在日米軍専用施設・区域が集中していることを踏まえ、沖縄の基地負担を少しでも軽減することが最優先の課題であると認識をしている。オスプレイの配備は我が国の安全保障にとって大きな意味があるが、その運用に際しては、安全性はもとより、地元の方々の生活への最大限の配慮をすることが大前提である。今後とも、地元の方々の不安を払拭できるよう、丁寧に説明をしていく」旨の答弁があった。

④「東アジアにおける我が国の政治姿勢」に関する質疑に対して、「東アジアの安全保障環境は厳しさを増しており、領土や主権をめぐる様々な出来事も生じている。我が国の主権に関わる問題については、国際法にのっとり、不退転の決意でしっかりと対応すると同時に、大局観を持って、周辺諸国と安定した信頼関係を取り結んでいくべきと考える。特に、中国との関係は、我が国にとって最も重要な二国間関係の一つである。尖閣をめぐる事態が、アジア太平洋地域の安定に影響を及ぼすことは望んでおらず、そのような状況とならないよう、引き続き様々な形で意思疎通を維持強化しながら、冷静に対応していく」旨の答弁があった。

⑤「尖閣諸島」に関する質疑に対して、「尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。我が国の一貫した立場については、国内外で正しい理解を得るべく、情報発信を強化している」旨の答弁があった。

⑥「拉致問題の基本方針」に関する質疑に対して、「拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その解決は最優先の課題である。生存者の即時帰国に向けた施策及び安否不明の拉致被害者に関する真相究明を最重要項目として確認するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査等の継続を掲げており、拉致実行犯の引渡しを求めていく方針に変わりはない。今後とも、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

⑦「ＴＰＰへの参加」に関する質疑に対して、「アジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）の実現は既に内外で共有された目標であり、高いレベルの経済連携を引き続き推進し、貿易・投資に関する新たなルールづくりを主導する方針であるため、国益の確保を大前提として、守るべきものは守りながら、ＴＰＰと日中韓ＦＴＡ、東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）を同時並行的に推進する。ＴＰＰ交渉への参加については、国内における議論や関係国との協議が煮詰まっていく段階で判断をする。政府としては、特定の時期にＴＰＰ交渉参加を正式決定する方針を固めたという事実はない」旨の答弁があった。

（エネルギー政策）

①「脱原発依存とグリーンエネルギー革命推進」に関する質疑に対して、「原発に依存しない社会の実現に向けて、これまでの原発推進政策を大きく転換し、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するとした革新的エネルギー・環境戦略を踏まえて、エネルギー政策を遂行する。こうした政策転換を可能とするためにも、グリーン政策大綱を年末までに策定し、日本から世界へと広がるグリーンエネルギー革命を思い切って加速させる」旨の答弁があった。

②「電力システム改革」に関する質疑に対して、「競争的で国民に開かれた電力システムを構築し、低廉で安定的な電力供給を実現していく。徹底した省エネルギー社会の実現と再生可能エネルギーの導入拡大は、グリーンエネルギー革命の柱であり、固定価格買取制度の着実な運用や、家庭用燃料電池の導入支援など、あらゆる政策資源を投入して取り組む」旨の答弁があった。

③「原発の再稼働等」に関する質疑に対して、「原発再稼働については、安全性の確認が大前提であり、大飯原発３、４号機の再起動に当たっては、東日本大震災のような地震、津波に襲われても炉心損傷に至らない十分な安全性が確保されていることを原子力規制委員会が確認した。また、大間原発建設再開については、既に原子炉の設置許可及び工事計画認可が行われていることを前提に、事業者が判断したものであり、今後は、原子力規制委員会が独立の立場から安全性を確認していくことになる。原発の再稼働や新増設を含むエネルギー政策上の判断については、革新的エネルギー・環境戦略において、安全性が確認された原発は、重要電源として活用することを決定している」旨の答弁があった。

④「国際的な原子力協力」に関する質疑に対して、「平成23年の原発事故を踏まえ、事故の経験と教訓を世界と共有することが重要であり、国際的な原子力安全の向上に貢献して

いくことは、我が国が果たすべき責務と考える。諸外国が希望する場合には、相手国の事情などを見極めながら、高い水準の安全性を有する技術を提供し、原子力協力を行っていくことには、基本的な意義があるものと考える」旨の答弁があった。

（社会保障政策）

①「社会保障政策の基本的な考え」に関する質疑に対して、「社会保障制度については、自助、共助、公助が最も適切に組み合わされることが必要である。核家族の増加などの家族形態の変化、非正規労働者の増加など、自助を支える社会基盤が弱体化していることに着目し、共助や公助によるセーフティーネット機能を強化する必要があると考え、社会保障・税一体改革では、自助、共助、公助の好循環を目指している。また、社会保障制度改革推進法では、社会保障の機能の充実と給付の重点化、効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現することを目指している」旨の答弁があった。

②「社会保障改革」に関する質疑に対して、「医療、介護、年金などを含めた社会保障制度の残された課題については、３党合意や社会保障制度改革推進法に示された考え方に沿って議論を深め、取り組んでいく必要がある。社会保障国民会議は平成25年８月21日までの期限となっており、政治の責任として、社会保障に対する揺るぎない安心感を示すためにも、国民会議を早急に立ち上げることが必要である」旨の答弁があった。

③「消費税引上げ」に関する質疑に対して、「社会保障を持続可能なものとするためにも、社会保障・税一体改革を前に進めていかなければならず、財政規律を守る国であることを行動で示すことが、財政に対する市場の信認を確保し、安定的な経済成長を実現する基礎になるものと考える。また、消費税の引上げ分は全額社会保障財源として国民に還元することとしており、転嫁対策などの具体化も進めていく一方で、日本経済の失速を避けるため、切れ目ない経済対策を講じつつ、デフレからの早期脱却と日本経済の活性化に向けた取組を加速させる。あわせて、低所得者対策の具体化も検討していく」旨の答弁があった。

④「雇用対策」に関する質疑に対して、「分厚い中間層を復活させるためには、高齢者、女性、若者、障害者、全てを念頭に全員参加型社会を目指すとともに、ディーセントワークを実現しなければならないため、求職者支援制度を創設し、第二のセーフティーネットとするとともに、医療、介護といった成長分野での雇用創出や人材育成を進めるなど累次の雇用政策を講じてきた。また、東日本大震災の発生を受け、『日本はひとつ』しごとプロジェクトとして、被災地の雇用情勢に応じた対策に取り組んできた。さらに、少子高齢化が進み、非正規雇用の労働者が全労働者の３分の１を超える中で、労働者派遣法、労働契約法、高年齢者雇用安定法をそれぞれ改正し、働く人を一層元気にする仕組みができつつある。今後は、日本再生戦略に基づき、若者雇用対策など、更に力を入れていく」旨の答弁があった。

（経済・税財政政策）

①「経済政策」に関する質疑に対して、「日本経済の再生に道筋をつけ、雇用と暮らしに安心感をもたらすことは最大の課題であるため、フロンティアの開拓により力強い成長を導く日本再生戦略を７月に閣議決定した。日本再生を担う人材の育成やイノベーションの創出に力を入れるとともに、グリーン、ライフ、農林漁業の重点三分野と中小企業の活用に政策資源を重点投入していく。その先駆けとなる新たな経済対策の第一弾として、緊急性の高い施策について予備費の使用を決定した。遅くとも11月中を目途として経済対策の決定に向けた作業を進め、デフレからの早期脱却と日本経済の活性化に向けた取組を加速させる。また、政府と日本銀行（日銀）で、デフレ脱却に向けた取組について、共通理解という形で取りまとめ、共同して表明、発表した。エネルギー・環境政策の再構築や経済外交の展開とあわせ、経済再生を推し進めている」旨の答弁があった。

②「予算と特例公債を一体処理するルールづくり」に関する質疑に対して、「現下の厳しい財政事情にあっては、特例公債なしで今の

財政を運営することはできない。国家国民のため、政策本位で論戦を闘わせ、結論を出すことが政治の使命であり、そのための最大の試金石と考えられるのが公債発行特例法案であると考えている。毎年の公債発行特例法案を政治的駆け引きの材料にする悪弊を断ち切り、与野党間で議論を進め、解決策を見いださなければならない」旨の答弁があった。

③「補正予算の編成」に関する質疑に対して、「公債発行特例法案の審議状況や経済対策の内容を踏まえた上で、その時期や内容について検討していくが、デフレからの早期脱却と経済活性化に向け、公債発行特例法案を含む我が国の諸課題について、与野党間で議論を進めたいと考える」旨の答弁があった。

④「富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革」に関する質疑に対して、「消費税の引上げによって国民全体に負担をお願いする中、格差是正の観点から所得課税や資産課税において、税率構造の見直し等を進めていかなければならないと考えており、税制抜本改革法附則に基づき、平成25年度改正においてしっかりと検討していく。所得１億円を超えると所得税の負担率が下がるという点については、証券優遇税制が原因の一つにあると考えられるため、平成26年１月から確実に20％の本則税率とする方針であり、法人税の実質負担率が中小企業よりも大企業の方が低い点については、二重課税回避のための措置などを大企業の税負担の減少のための措置と位置付けているのであれば、その論拠は妥当でないものと考える。また、平成23年度改正における中小企業の軽減税率の引下げなど、中小企業には特段の配慮をしている」旨の答弁があった。

⑤「中小企業支援及び金融円滑化法」に関する質疑に対して、「円高等の影響を受ける中小企業の資金繰りについては対応に万全を期しており、引き続き、中小企業の資金繰りの安定化に向け、しっかりとした対応を行っていく。また、金融機関における貸付条件の変更等の取組が定着している現状等に鑑み、中小企業金融円滑化法は予定どおり平成25年３月末に終了するが、引き続き、貸付条件の変更等に努める。現在、内閣府、金融庁、中小企業庁において、中小企業再生支援協議会の機能強化等に取り組んでいる。さらに、金融円滑化法の期限到来後を見据えた中小企業再生支援の強化という対応策を講じることとしており、今後とも、中小企業の経営改善、事業再生支援をより一層後押ししていく」旨の答弁があった。

⑥「再生医療の早期実現に向けた研究支援」に関する質疑に対して、「政府の実施する事業については、研究の支援を含め不断に見直しを行う一方で、真に必要な研究については、これまでも重点的に支援をしてきた。山中伸弥教授のノーベル賞受賞も踏まえ、ｉＰＳ細胞研究を重点的かつ着実に支援していく」旨の答弁があった。

⑦「日銀法改正」に関する質疑に対して、「総裁の解任など、政府の関与をこれまで以上に強める日銀法改正については、日銀の独立性の観点から、慎重に考える必要がある」旨の答弁があった。

⑧「経済外交」に関する質疑に対して、「アジア太平洋地域を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持し、そして増進をしていくためにも不可欠であるため、幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めるとともに、円高メリットを活用した海外Ｍ＆Ａの促進などの施策や、日本の技術や豊富な経験、ノウハウを集約し、官民連携によるインフラ分野での海外展開を推進する。ＡＳＥＡＮ諸国を中心に、精力的にインフラ整備と関係システムの輸出に取り組んでいる」旨の答弁があった。

（選挙制度改革）

「一票の格差是正、定数削減」に関する質疑に対して、「選挙制度については、国会において各党各会派で議論、成案を得るべき事項ではあるが、違憲、違法の状態にある一票の格差是正は喫緊の課題であり、議員、政治家の身を切るという意味で、定数削減も国民の強い要請と認識をしている。党利党略を超えて、政治改革の推進という国民の要請にいかに応えるか、各党が真剣に議論し、今国会で結論を得たい」旨の答弁があった。

２　主な議案等の経過

年 月 日	議　　案　　等
平成24年 10月29日	○今回の臨時会の会期は11月30日まで33日間とするの件（議長発議）〈可決〉 ○国務大臣の演説 ・野田内閣総理大臣の所信表明演説
10月31日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 安倍晋三君（自民）、仙谷由人君（民主）、甘利明君（自民）、東祥三君（生活） **答弁** 野田内閣総理大臣、城島財務大臣、平野復興大臣、枝野経済産業大臣
11月１日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、阿部知子君（社民）、渡辺喜美君（みんな）、松野頼久君（維新） **答弁** 野田内閣総理大臣、玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、長浜原子力防災担当大臣・環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当大臣、城島財務大臣、平野復興大臣
11月８日	○趣旨説明 ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） **説明** 城島財務大臣 **質疑** 中野寛成君（民主）、竹本直一君（自民）、牧義夫君（生活）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、中島隆利君（社民）、杉本かずみ君（みんな）、松浪健太君（維新） **答弁** 野田内閣総理大臣、城島財務大臣、樽床総務大臣、前原経済財政政策担当大臣
11月15日	○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）〈修正〉 **討論** 玉城デニー君（生活）、斉木武志君（民主）、佐々木憲昭君（共産）、齋藤健君（自民）、平智之君（みんな）、竹内譲君（公明）、中島隆利君（社民）、石関貴史君（維新）
11月16日	衆議院解散

【第182回国会】

１　正副議長の選挙及び内閣総理大臣の指名

第182回国会（特別会）は、第46回衆議院議員総選挙後の12月26日に召集された。

召集日の本院本会議において、選挙の結果、伊吹文明君が議長に、赤松広隆君が副議長に当選した。また、記名投票の結果、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。なお、参議院本会議においても、安倍晋三君が指名された。

２　主な議案等の経過

年　月　日	議　　案　　等
平成24年 12月26日	○議長の選挙 ・選挙の結果、伊吹文明君が当選 ○副議長の選挙 ・選挙の結果、赤松広隆君が当選 ○今回の特別会の会期は12月28日まで３日間とするの件（議長発議）〈可決〉 ○内閣総理大臣の指名 ・安倍晋三君を内閣総理大臣に指名

内閣総理大臣の指名（首班指名）（第182回国会）

第３

委員会等の概況

「委員会等の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査一覧　凡例

凡　例	凡例が示すもの
参	提出時において参議院先議の議案
(　) 付年月日	当該国会前のもの
(公聴)	公聴会
(地公)	いわゆる地方公聴会
(小委)	小委員会
(連)	連合審査会
(分科)	分科会
(発言)	質疑に代わる発言
(全)	全会一致
(多)	賛成多数
(少)	賛成少数
(欠)	欠席
(附)	附帯決議

第３　委員会等の概況

１　内閣委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	荒井	聰君	民主				
理　事	後藤	祐一君	民主	理　事	田村	謙治君	民主
理　事	津村	啓介君	民主	理　事	湯原	俊二君	民主
理　事	鴨下	一郎君	自民	理　事	平沢	勝栄君	自民
理　事	古賀	敬章君	生活	理　事	高木	美智代君	公明
	阿久津	幸彦君	民主		石田	勝之君	民主
	石山	敬貴君	民主		磯谷	香代子君	民主
	園田	康博君	民主		高井	崇志君	民主
	長島	一由君	民主		橋本	博明君	民主
	橋本	勉君	民主		原口	一博君	民主
	福島	伸享君	民主		福田	衣里子君	民主
	村井	宗明君	民主		本村	賢太郎君	民主
	森山	浩行君	民主		矢崎	公二君	民主
	小泉	進次郎君	自民		塩崎	恭久君	自民
	平	将明君	自民		竹本	直一君	自民
	徳田	毅君	自民		中川	秀直君	自民
	長島	忠美君	自民		野田	聖子君	自民
	京野	公子君	生活		瑞慶覧	長敏君	生活
	村上	史好君	生活		遠山	清彦君	公明
	塩川	鉄也君	共産		浅尾	慶一郎君	みんな

欠員１

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案17件（うち継続審査５件）、議員提出法律案７件（うち継続審査６件）及び承認を求めるの件１件（継続審査）、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）

○　要旨

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行うもの

○　**審査結果**
継続審査

②　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）

○　**要旨**
国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**（②、③、④、⑤及び㉗の５件について）
・　平成24年人事院勧告の「国家公務員制度改革等に関する報告」における指摘内容
・　自律的労使関係制度の措置の考え方
・　再就職等監視委員会による再就職等規制違反行為についての調査の在り方

○　**審査結果**
継続審査

③　国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）

○　**要旨**
国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの

○　**主な質疑内容**
（②参照）

○　**審査結果**
継続審査

④　公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）

○　**要旨**
国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

○　**主な質疑内容**
（②参照）

○　**審査結果**
継続審査

⑤　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）

○　**要旨**
国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの

○　**主な質疑内容**

（②参照）

○　**審査結果**

継続審査

⑥　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

○　**要旨**

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として特定地域再生事業に関する事項を追加するとともに、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定める等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　高齢化の進行に対応するために行われている地域再生制度の取組
・　地域再生制度や構造改革特区制度を利用していない自治体の意欲を引き出し、制度の利用を促すために必要な方策
・　特定地域再生事業の具体的イメージ

○　**審査結果**

可決

⑦　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○　**要旨**

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　構造改革特区制度創設から10年が経過した現在における制度の現状認識
・　平成24年３月31日に構造改革特別区域法所定の認定申請等の期限を経過したことにより生じた支障の有無
・　提案された規制の特例事項の審査に際して政務三役の関与と大臣による定期的審査の必要性

○　**審査結果**

可決

⑧　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

○　**要旨**

利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑨　内閣府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

○　要旨

宇宙開発利用に関する施策を一体的に推進するため、宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する総合調整等の事務を内閣府の所掌事務に追加するとともに、内閣府の所掌事務をより円滑に遂行する体制を整備するため、他省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職することができるようにする等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　内閣府が指導力を発揮し、国全体としての戦略的な宇宙関係予算を編成する必要性

・　宇宙政策委員会委員の任命について国会同意人事としない理由

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日の経過に伴い、所要の規定の整理を行うこと

⑩　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第32号）

○　要旨

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定める等とするもの

○　審査結果

継続審査

⑪　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第33号）

○　要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うもの

○　審査結果

継続審査

⑫　地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第35号）

○　要旨

地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務等を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務

の範囲等に関する事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑬　不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）

○　**要旨**

近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る罰則の法定刑を引き上げる等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　犯罪の拠点となっているサーバが海外にある場合の警察の対応の仕方

・　意図せずに情報を入手した場合について、フィッシング行為に該当するか否かの判断基準の考え方

・　フィッシング行為の定義等本法の規定の適用範囲についての明確化の必要性

○　**審査結果**

可決

⑭　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）

○　**要旨**

最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　特定危険指定暴力団等の指定要件の考え方

・　警戒区域の設定の在り方

・　新たに規定される事業者の責務の内容を明確にする必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑮　新型インフルエンザ等対策特別措置法案（内閣提出第58号）

○　**要旨**

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　パンデミックに至るまでの過程において全体を把握する統括者と政府内での情報の共有体制

・　平成21年の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の事例を踏まえた住民に対する

予防接種の対象者拡充の考え方
・　まん延の防止のため住民に対して移動制限を要請する可能性及び罰則の有無

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑯　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）

○　**要旨**

独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によって的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑰　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第80号）

○　**要旨**

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備を行うもの

○　**審査結果**

継続審査

⑱　地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外３名提出、第173回国会衆法第11号）

○　**要旨**

地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑲　死因究明推進法案（下村博文君外５名提出、第174回国会衆法第30号）

○　**要旨**

死因究明の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑳　国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外６名提出、第174回国会衆法第32号）

○　要旨

職員団体の業務の実態にかんがみ、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの

○　審査結果

継続審査

㉑　国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外６名提出、第176回国会衆法第５号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの

○　審査結果

継続審査

㉒　幹部国家公務員法案（河野太郎君外６名提出、第176回国会衆法第６号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの

○　審査結果

継続審査

㉓　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外２名提出、第177回国会衆法第31号）

○　要旨

国民の祝日として、主権回復記念日を加え、同記念日を４月28日とするもの

○　審査結果

継続審査

㉔　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（長妻昭君外15名提出、衆法第７号）

○　要旨

集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの

○　**審査結果**
継続審査

㉕　死因究明等の推進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）

○　**要旨**
我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進しようとするもの

○　**結果**
成案・提出決定

㉖　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第13号）

○　**要旨**
警察等が取り扱う死体について死因又は身元を明らかにすることを通じて、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保するため、当該死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めるもの

○　**結果**
成案・提出決定

㉗　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第６号）

○　**要旨**
国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置することについて、国会の承認を求めるもの

○　**主な質疑内容**
（②参照）

○　**審査結果**
継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	(23. 4.22)		24. 1.24			9. 7 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）	(23. 6. 3)	6. 1	1.24 8.31	9. 5		9. 7 閉会中 審査			
国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）	(23. 6. 3)	6. 1	1.24 8.31	9. 5		9. 7 閉会中 審査			
公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）	(23. 6. 3)	6. 1	1.24 8.31	9. 5		9. 7 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）	(23. 6. 3)	6. 1	1.24 8.31	9. 5		9. 7 閉会中 審査			
地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	2. 3		6. 1 6.14	7.27	7.27 可決（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・みんな）	7.31 可決	内閣 8.28 可決	8.29 可決	9. 5 法74号
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	2. 3		6. 1 6.14	7.27	7.27 可決（多） （賛-民主・自民・生活・公明・みんな） （反-共産）	7.31 可決	内閣 8.28 可決	8.29 可決	9. 5 法73号
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	2.14		8. 2 8. 3			9. 7 閉会中 審査			
内閣府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	2.14		6. 1 6. 8	6.14	6.14 修正（多） （賛-民主・自民・公明・みんな） （反-共産）	6.15 修正	内閣 6.20 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法35号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第32号）	2.14		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第33号）	2.14		9.6			9.7 閉会中審査			
地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第35号）	2.14		9.6			9.7 閉会中審査			
不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	2.21		3.13 3.14	3.16	3.16 可決（全） （賛-民主・自民・公明・共産・みんな）	3.23 可決	内閣 3.29 可決	3.30 可決	3.31 法12号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）	参 2.28		7.19 7.20	7.20	7.20 可決（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・みんな） （附）	7.26 可決	内閣 6.20 可決 （附）	6.20 可決	8.1 法53号
新型インフルエンザ等対策特別措置法案（内閣提出第58号）	3.9		3.16 3.16	3.23 3.28	3.28 可決（多） （賛-民主・自民・公明・みんな） （反-共産） （附）	3.30 可決	内閣 4.24 可決 （附）	4.27 可決	5.11 法31号
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	5.11		9.6			9.7 閉会中審査			
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第80号）	5.11		9.6			9.7 閉会中審査			

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）	(21.11.26)		24.1.24			9.7 閉会中審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
死因究明推進法案（下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号）	(22. 6.11)		1.24		5.18 撤回許可				
国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）	(22. 6.14)		1.24			9. 7 閉会中審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）	(22.11. 4)		1.24			9. 7 閉会中審査			
幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）	(22.11. 4)		1.24			9. 7 閉会中審査			
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号）	(23. 8.26)		1.24			9. 7 閉会中審査			
行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（長妻昭君外15名提出、衆法第7号）	4.13		9. 6			9. 7 閉会中審査			
死因究明等の推進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）	5.18				5.18 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・みんな)	5.22 可決	内閣 6.14 可決 (附)	6.15 可決	6.22 法33号
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第13号）	5.18				5.18 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・公明・みんな) (反-共産)	5.22 可決	内閣 6.14 可決 (附)	6.15 可決	6.22 法34号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）	(23. 6. 3)	24. 6. 1	1.24 8.31	9. 5		9. 7 閉会中審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 障害者の災害被害実態調査の実施についての政府の対応
- 事業仕分けの今後の在り方
- 東日本大震災における国の出先機関の対応や出先機関改革を疑問視する自治体からの意見に対する国務大臣の見解
- 米国における韓国系団体等による従軍慰安婦の石碑建立の動きに対する内閣官房長官の見解
- 平成23年における貿易収支が赤字であった要因
- 「子ども家庭省（仮称)」の設置に関する政府の方針
- 秘密保全法制の具体化を直ちに取りやめるべきとの意見に対する内閣官房長官の見解
- 我が国の技術力を医療機器開発につなげるための戦略
- 多種多様な独立行政法人に同じ制度を一律に適用することの是非
- 歳入庁を創設する必要性

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 9. 5	再就職等監視委員会委員長	羽柴　　駿君	国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会） 国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会） 公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会） 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会） 地方自治法第156条第４項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会）

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	古川	元久君	民主				
理　事	後藤	祐一君	民主	理　事	田村	謙治君	民主
理　事	津村	啓介君	民主	理　事	初鹿	明博君	民主
理　事	長島	忠美君	自民	理　事	平沢	勝栄君	自民
理　事	古賀	敬章君	生活	理　事	高木	美智代君	公明
	阿久津	幸彦君	民主		井戸	まさえ君	民主
	磯谷	香代子君	民主		打越	あかし君	民主
	神山	洋介君	民主		工藤	仁美君	民主
	中川	正春君	民主		橋本	博明君	民主
	福島	伸享君	民主		藤田	一枝君	民主
	松岡	広隆君	民主		本村	賢太郎君	民主
	森山	浩行君	民主		矢崎	公二君	民主
	山尾	志桜里君	民主		鴨下	一郎君	自民
	小泉	進次郎君	自民		塩崎	恭久君	自民
	平	将明君	自民		竹本	直一君	自民
	徳田	毅君	自民		中川	秀直君	自民
	野田	聖子君	自民		京野	公子君	生活
	瑞慶覧	長敏君	生活		村上	史好君	生活
	遠山	清彦君	公明		塩川	鉄也君	共産
	浅尾	慶一郎君	みんな		石関	貴史君	維新

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案11件（継続審査）、議員提出法律案６件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

④　公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑤　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑥　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第30号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑦　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第32号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑧　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第33号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑨　地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出、第180回国会閣法第35号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑩　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第79号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑪　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第80号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑫　地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外３名提出、第173回国会衆法第11号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑬　国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外６名提出、第174回国会衆法第32号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑭　国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外６名提出、第176回国会衆法第５号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑮　幹部国家公務員法案（河野太郎君外６名提出、第176回国会衆法第６号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑯　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外２名提出、第177回国会衆法第31号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑰　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（長妻昭君外15名提出、第180回国会衆法第７号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑱　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第６号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	(23. 4.22)		24.10.29		（審査未了）				
国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）	(23. 6. 3)	(24. 6. 1)	10.29 (24. 8.31)		（審査未了）				
国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）	(23. 6. 3)	(24. 6. 1)	10.29 (24. 8.31)		（審査未了）				
公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）	(23. 6. 3)	(24. 6. 1)	10.29 (24. 8.31)		（審査未了）				
国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）	(23. 6. 3)	(24. 6. 1)	10.29 (24. 8.31)		（審査未了）				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第30号）	(24. 2.14)		10.29 (24. 8. 3)		（審査未了）				
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第32号）	(24. 2.14)		10.29		（審査未了）				
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第33号）	(24. 2.14)		10.29		（審査未了）				
地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出、第180回国会閣法第35号）	(24. 2.14)		10.29		（審査未了）				
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第79号）	(24. 5.11)		10.29		（審査未了）				
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第80号）	(24. 5.11)		10.29		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）	(21.11.26)		24.10.29		（審査未了）				
国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）	(22. 6.14)		10.29		（審査未了）				
国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）	(22.11. 4)		10.29		（審査未了）				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）	(22. 11. 4)		10.29		（審査未了）				
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号）	(23. 8.26)		10.29		（審査未了）				
行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（長妻昭君外15名提出、第180回国会衆法第7号）	(24. 4.13)		10.29		（審査未了）				

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）	(23. 6. 3)	(24. 6. 1)	24.10.29 (24. 8.31)		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた作業の今後の手順及び法制化に当たり留意すべき事項
- 議員外交を活用して拉致問題解決を図ることについての政府の見解
- 地方公務員の給与水準（ラスパイレス指数）が国家公務員を上回る旨の財務省による試算が財政制度等審議会財政制度分科会に示された件についての見解
- 児童虐待の早期発見に向け、児童相談所への相談を促すための政府の取組
- 東日本大震災の復興の取組が迅速さを欠き、必要な支援が行き届いていないとの国民の声に対する見解
- 特殊な事情を抱える沖縄県における地域主権の在り方についての見解
- 秘密保全法制の検討に関する資料を公開する必要性
- 今後の国の出先機関改革についての見解
- 今後更に政治主導により予算編成を行いたい分野
- 女性に対する暴力等の実態についての国民への周知の必要性

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	平井　たくや君	自民	
理　事	あかま　二郎君	自民	
理　事	竹本　直一君	自民	
理　事	平沢　勝栄君	自民	
理　事	足立　康史君	維新	
	青山　周平君	自民	
	秋元　司君	自民	
	穴見　陽一君	自民	
	井野　俊郎君	自民	
	井上　貴博君	自民	
	伊藤　達也君	自民	
	池田　佳隆君	自民	
	小泉　進次郎君	自民	
	徳田　毅君	自民	
	大串　博志君	民主	
	黄川田　徹君	民主	
	伊東　信久君	維新	
	三宅　博君	維新	
	佐藤　英道君	公明	
	大熊　利昭君	みんな	
	村上　史好君	生活	
理　事	塩崎　恭久君	自民	
理　事	野田　聖子君	自民	
理　事	山口　壯君	民主	
理　事	高木　美智代君	公明	
	赤枝　恒雄君	自民	
	秋本　真利君	自民	
	安藤　裕君	自民	
	井林　辰憲君	自民	
	伊藤　信太郎君	自民	
	池田　道孝君	自民	
	鴨下　一郎君	自民	
	平　将明君	自民	
	長島　忠美君	自民	
	大畠　章宏君	民主	
	後藤　祐一君	民主	
	鈴木　義弘君	維新	
	宮沢　隆仁君	維新	
	桝屋　敬悟君	公明	
	赤嶺　政賢君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

２　総務委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	武正	公一君	民主				
理　事	逢坂	誠二君	民主	理　事	野木	実君	民主
理　事	皆吉	稲生君	民主	理　事	宮島	大典	民主
理　事	石田	真敏君	自民	理　事	坂本	哲志君	自民
理　事	福嶋	健一郎君	生活	理　事	西	博義君	公明
	稲見	哲男君	民主		小原	舞君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		大島	敦君	民主
	大西	孝典君	民主		奥野	総一郎君	民主
	小室	寿明君	民主		杉本	かずみ君	民主
	高井	崇志君	民主		永江	孝子君	民主
	長島	一由君	民主		野田	国義君	民主
	松崎	公昭君	民主		山田	良司君	民主
	湯原	俊二君	民主		和嶋	未希君	民主
	加藤	紘一君	自民		川崎	二郎君	自民
	菅	義偉君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		中谷	元君	自民
	平井	たくや君	自民		森山	裕君	自民
	岡島	一正君	生活		笠原	多見子君	生活
	斎藤やすのり君		生活		稲津	久君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案９件（うち継続審査２件）、議員提出法律案５件（うち継続審査１件）、承認を求めるの件１件及び決算等２件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第78号）

○　要旨

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年３月31日までの間減額して支給する措置を講ずるもの

○　審査結果

（審査未了）

② 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第９号）

○ 要旨

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起こすことができる期間を５年間延長するもの

○ 主な質疑内容

・ 本法律案は衆議院総務委員会の決議（平成23年８月11日）等に基づいて提出されたものであるにもかかわらず、提案理由において、適用期間の延長理由を、同決議等で示された「東日本大震災に起因する事情」ではなく「東日本大震災の発生後における合併市町村の実情」としている理由についての総務大臣見解

・ 地方公共団体からの要望を踏まえ、市町村建設計画の変更や合併特例債の発行に係る手続を簡素化すべきであるとすることについての総務大臣見解

・ 起債に依存した財政運営は望ましくないことから、合併特例債、過疎対策事業債の発行期限の延長は今回限りとすべきであるとすることについての総務大臣見解

○ 審査結果

可決

③ 東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）

○ 要旨

平成23年度の第２次補正予算及び第４次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするもの

○ 主な質疑内容

・ 補正予算に伴う地方交付税の増額分を国の政策判断で翌年度に繰り越し、翌年度の地方交付税の財源に充てることの予算単年度主義から見た場合の妥当性についての総務大臣見解

・ 補正予算により地方交付税が増額した場合の取扱いについて、国の裁量を限定するようなルールを構築することについての総務大臣見解

・ 第４次補正予算により増額となった地方交付税の増額分3,608億円を交付税特別会計借入金や臨時財政対策債の償還財源に充てず、全額来年度に繰り越すこととした理由についての総務大臣見解

○ 審査結果

可決

④ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○ 要旨

環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置の要件の変更と延長、固定資産税及び都市計画税における住宅用地に係る据置特例の廃止及び平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　商業地等に係る固定資産税の負担調整の状況の評価、住宅用地に関して廃止されることとなった据置特例を廃止するか否かの判断基準等の確認
・　平成24年度税制改正におけるわがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入が固定資産税の課税標準の特例２件にとどまった理由等の確認
・　平成24年度は見送りとなった「地球温暖化対策のための税」についての今後の取組方針

○　審査結果

可決

⑤　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

○　要旨

平成24年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税及び特別交付税の総額の特例並びに震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設け、あわせて当せん金付証票の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用による地方交付税の増額は本来は行うべきものではないとすることについての総務大臣見解
・　復興事業として行われる地方単独事業も震災復興特別交付税による措置の対象に加えるべきであるとすることについての総務大臣見解
・　当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和するのは国民の射幸心をあおって売上げを確保しようとすることにほかならないとすることについての総務大臣見解
・　政権交代以降地方交付税の総額を増額していることに対する地方の反応についての総務大臣見解

○　審査結果

可決

⑥　消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）

○　要旨

火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図る等のため、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　統括防火管理者及び統括防災管理者の選任義務付け等の制度の実効性を確保するための方策についての見解
・　消防用機械器具等の検定業務への民間参入を認めた場合のチェック体制についての見解
・　検定に合格していない検定対象消防用機械器具等に係る回収命令や罰則の製造事業者への適用の有無の確認

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第59号）

○　要旨

地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑧　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）

○　要旨

議会の招集手続及び会期制度並びに再議及び専決処分の制度の見直し等の措置を講ずるとともに、直接請求に必要な署名数要件の緩和を行い、あわせて国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合の制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うもの

○　主な質疑内容

・　本法律案が正当な理由がある場合には長等は議場に出席しなくてもよいこととしていることに関し、「正当な理由」の今後の運用についての総務大臣見解

・　通年会期方式の制度化のメリットについての総務大臣見解

・　専決処分について議会が不承認した場合に長が講ずべき具体的措置内容を法律上明確に規定すべきであるとすることについての総務大臣見解

・　修正案に係る政務活動費の対象となる経費及び議員活動に係るものであっても対象とならない経費についての修正案提出者への確認

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化、政務調査費の名称の変更等、普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加等

⑨　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）

○　要旨

電波の公平かつ能率的な利用の促進を図るため、一定の要件を満たす電気通信業務用基地局について、その免許の申請を行うことができる者を入札又は競りにより決定する制度を創設しようとするもの

○　審査結果

継続審査

⑩　一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案（平井たくや君外４名提出、第179回国会衆法第１号）

○　要旨

人事院の平成23年９月30日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額の改定等を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等に対する給与の支給に当たって、平成26年３月31日

までの間減額して支給する措置を講ずるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑪　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（稲見哲男君外４名提出、衆法第１号）

○　**要旨**

平成23年９月30日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職、内閣総理大臣等特別職及び防衛省職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、平成26年３月31日までの間、国家公務員の給与を減額して支給する特例措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　今後とも法の趣旨にのっとり人事院勧告を尊重することの総務大臣への確認

・　国家公務員給与削減の政府案が人事院勧告を無視し一部の組合との合意だけをもって強引に進めようとしたこと等により大混乱を引き起こしたとすることについての総務大臣見解

・　①の給与臨特法案（閣法）による給与削減額約6,000億円は総人件費２割削減の中に含まれないと理解してよいかの総務大臣への確認

・　地方公共団体において独自の給与削減措置が行われている場合における人事委員会勧告の取扱い及び人事委員会勧告を実施せずに独自の給与削減を行っている団体の有無の総務省への確認

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

附則に、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するものとするとの規定を追加するもの

⑫　過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第16号）

○　**要旨**

東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を５年間延長するもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

⑬　大都市地域における特別区の設置に関する法律案（逢坂誠二君外８名提出、衆法第28号）

○　**要旨**

道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　特別区を設置することができる要件を人口200万以上とした理由の提出者への確認

・　大都市制度の課題の解決に関する様々な提案がある中で特別区の設置のみを可能とする法律案を提出した理由の提出者への確認

・　普通地方公共団体の住民が権能が制限された特別区の住人になることは地方自治の本旨に合致したものと言えるのかについての提出者及び総務大臣見解

○　**審査結果**

可決

⑭　地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（平井たくや君外４名提出、衆法第32号）

○　**要旨**

地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限する措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑮　大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（逢坂誠二君外４名提出、衆法第36号）

○　**要旨**

指定都市又は特別区及びこれを包括する都道府県による大都市制度に関する提案に係る手続について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑯　放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）

○　**概要**

日本放送協会（ＮＨＫ）の平成24年度予算につき、一般勘定事業収支については、事業収入及び事業支出とも6,489億円となっているもの

なお、受信料については、テレビ受信機のみを対象とする受信料体系に移行した昭和43年以降、初めてとなる値下げを平成24年10月から実施するとするもの

また、事業運営に当たっては、東日本大震災を踏まえ、いかなる災害時にも対応できるよう安全・安心を守るための公共放送の機能を強化するとともに、完全デジタル移行後の放送と通信の融合時代にふさわしい新たなサービスを開発し、国際・国内放送の充実、受信料公平負担の徹底のための営業改革と理解促進に努めるとするもの

○　**主な質疑内容**

・　受信料収入の10％還元のうち値下げを７％にとどめたことに対する、更なる業務効率化等により10％値下げ実現の可能性、７％値下げの検討過程及びその理由についてのＮＨＫ説明

・　平成24年度～26年度の次期経営計画において重点項目とされている災害対応について、今後発生する可能性のある大地震に備えたＮＨＫの整備体制についてのＮＨＫ説明

・　インターネットを通じた番組の配信と受信料の在り方について、家にテレビがな

くパソコンで放送をみる若い世代も多い中、ネット配信をリアルタイムで行い、それを有料化することについての総務大臣見解

○　審査結果

承認（附帯決議）

⑰　日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

日本放送協会の平成21年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,655億円、経常事業支出6,462億円、経常事業収支差金193億円、当期事業収支差金124億円とするもの

○　審査結果

（審査未了）

⑱　日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

日本放送協会の平成22年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,801億円、経常事業支出6,495億円、経常事業収支差金306億円、当期事業収支差金379億円とするもの

○　審査結果

（審査未了）

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第78号）	(23. 6. 3)		24. 1.24		（審査未了）				
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第9号）	(23.11. 1)		1.24 4.17	6. 7	6. 7 可決（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな）	6. 8 可決	総務 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法36号
東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	1.24		2. 2 2. 3	2. 3	2. 3 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・社民・みんな） （反-共産）	2. 3 可決	総務 2. 8 可決	2. 8 可決	2.15 法1号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	1.31	2.21	2.21 3.1	3.6 3.8	3.8 可決(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・社民・みんな) (反-共産)	3.8 可決	総務 3.29 可決	3.30 可決	3.31 法17号
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	1.31	2.21	2.21 3.1	3.6 3.8	3.8 可決(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・社民・みんな) (反-共産)	3.8 可決	総務 3.29 可決	3.30 可決	3.31 法18号
消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）	参 3.2		6.1 6.7	6.19	6.19 可決(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな) (附)	6.19 可決	総務 4.19 可決 (附)	4.20 可決	6.27 法38号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第59号）	3.9		9.6			9.7 閉会中審査			
地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	3.9		7.23 7.24	7.31 8.7	8.7 修正(多) (賛-民主・自民・生活・公明・みんな) (反-共産・社民) (附)	8.10 修正	総務 8.28 可決 (附)	8.29 可決	9.5 法72号
電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	3.9		9.6			9.7 閉会中審査			

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案（平井たくや君外4名提出、第179回国会衆法第1号）	(23.12.7)		24.1.24		2.23 撤回許可				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（稲見哲男君外4名提出、衆法第1号）	2.22		2.22 2.23	2.23	2.23 修正(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・みんな) (反-共産・社民)	2.23 修正	総務 2.28 可決	2.29 可決	2.29 法2号
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第16号）	6.7				6.7 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな)	6.8 可決	総務 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法39号
大都市地域における特別区の設置に関する法律案（逢坂誠二君外8名提出、衆法第28号）	7.30		7.30 7.31	8.7	8.7 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明・みんな) (反-共産・社民)	8.10 可決	総務 8.28 可決	8.29 可決	9.5 法80号
地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（平井たくや君外4名提出、衆法第32号）	8.24		9.6			9.7 閉会中 審査			
大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（逢坂誠二君外4名提出、衆法第36号）	8.29		9.6			9.7 閉会中 審査			

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	24.2.14		3.16 3.21	3.21 3.22	3.22 承認(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな) (附)	総務 3.29 承認 (附)	3.30 承認	

決算等

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(23. 4.12)		24. 1.24		（審査未了）				
日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	2.14		9. 6		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 地方議会議員年金制度の廃止に際して衆参両院の総務委員会で行われた附帯決議と被用者年金一元化の動きを踏まえた地方議会議員の年金問題の取扱い方針についての総務大臣政務官見解
- 地方公共団体に地方公務員給与の引下げを求めないこと及び地方交付税の削減等を行わないことの総務大臣への確認
- 政府提出の国家公務員の労働関係に関する法律案をはじめとする国家公務員の自律的労使関係の確立のための関連法案の成立に向けての総務大臣決意及び地方公務員についても同様の法案を早期に提出すべきであるとすることについての総務大臣見解
- 新たな採用試験の開始の年である平成25年度に新規採用数を平成21年度に比べて56％削減する方針を閣議決定したことは厳しくないかとすることについての総務省見解
- 第30次地方制度調査会においては、大都市問題というテーマ設定を超えて、国・地方を通じた役割分担及び基礎自治体の在り方を含めた議論を行うことが必要であるとすることについての総務大臣所見
- 総務省は、瓦れきの広域処理の窓口対応や被災地とのマッチング等について、より一層環境省と連携すべきであるとすることについての総務大臣見解
- 地方の税財政の自主権の確立のためには、道州制への移行も視野に入れながら、地方交付税制度を廃止し、安定的な財源である消費税を地方の財源とすることも選択肢の一つとして考えていく必要があるとすることについての総務大臣見解
- 消費税率の引上げに対し、東日本大震災被災３県を対象とした簡易な給付措置が消費税減免の代替措置の選択肢となり得るかについての総務大臣見解
- 消防組織法上の消防団の位置付けの見直しについての見解並びに全国的に消防団員が減少傾向にある現状についての認識及び対策
- スマートフォンの普及によるデータ通信量の急増に伴う更なる通信障害発生の危険性への対応についての総務大臣見解
- 700MHz帯の割当てについては、国民共有の資源である電波の経済的価値を最大限高

め、もって国庫に資するためにも周波数オークションを実施すべきであるとすることについての総務大臣見解
・　數土前ＮＨＫ経営委員長の東京電力の社外取締役就任が報道機関における非当事者原則に抵触するおそれについての総務大臣見解

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件（平成24.3.8）

現下の厳しい経済環境の下において地方の疲弊が極めて深刻であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

１　地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

２　地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

３　巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

４　地方債制度及びその運用については、平成24年度から民間資金に係る地方債届出制度が導入されることも踏まえ、地方債のリスク・ウェイトを零とする現行の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

５　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用は、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。

６　東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応に万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ、所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

７　当せん金付証票については、今回の制度改正の円滑な実施に努めるとともに、発売諸経費や事務の一層の効率化を図ること。

８　地域自主戦略交付金については、国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機として国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3. 6	地方公共団体金融機構理事長	渡邉　雄司君	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
3.21	日本放送協会会長	松本　正之君	放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会技師長・専務理事	永井　研二君	
	日本放送協会専務理事	金田　　新君	
	日本放送協会理事	大西　典良君	
	日本放送協会理事	今井　　環君	
	日本放送協会理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会理事	石田　研一君	
3.22	日本放送協会経営委員会委員長	數土　文夫君	
	日本放送協会会長	松本　正之君	
	日本放送協会技師長・専務理事	永井　研二君	
	日本放送協会専務理事	金田　　新君	
	日本放送協会理事	大西　典良君	
	日本放送協会理事	今井　　環君	
	日本放送協会理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会理事	石田　研一君	
4.12	日本放送協会技師長・専務理事	永井　研二君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会理事	冷水　仁彦君	
	日本郵政株式会社専務執行役	中城　吉郎君	
	日本郵政株式会社常務執行役	三輪　享生君	
7.24	日本放送協会経営委員会委員	井原　理代君	

（6）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 24. 3.14	東京都（調布市及び小金井市）	情報通信及び消防に関する研究開発の現状調査	11人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	小宮山	洋子君	民主				
理　事	逢坂	誠二君	民主	理　事	奥野	総一郎君	民主
理　事	小室	寿明君	民主	理　事	松崎	公昭君	民主
理　事	橘	慶一郎君	自民	理　事	森山	裕君	自民
理　事	福嶋	健一郎君	生活	理　事	西	博義君	公明
	石津	政雄君	民主		稲見	哲男君	民主
	小原	舞君	民主		大島	敦君	民主
	大西	孝典君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	高井	崇志君	民主		永江	孝子君	民主
	野木	実君	民主		野田	国義君	民主
	福田	昭夫君	民主		皆吉	稲生君	民主
	柳田	和己君	民主		山田	良司君	民主
	湯原	俊二君	民主		吉川	政重君	民主
	井上	信治君	自民		石田	真敏君	自民
	加藤	紘一君	自民		川崎	二郎君	自民
	菅	義偉君	自民		谷	公一君	自民
	中谷	元君	自民		平井	たくや君	自民
	岡島	一正君	生活		笠原	多見子君	生活
	斎藤やすのり君		生活		稲津	久君	公明
	塩川	鉄也君	共産		柿澤	未途君	みんな
	重野	安正君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件（うち継続審査２件）、議員提出法律案２件（継続審査）及び決算等２件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第59号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

② 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第61号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）

○　要旨

民間における退職給付の支給の実情に鑑み、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第２条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置を講ずる等のもの

○　主な質疑内容（③及び④の２件について）

・　今回導入される退職年金の企業年金との異同及びこれを終身退職年金と有期退職年金の二つに区分する趣旨の財務大臣政務官への確認
・　今回導入される早期退職募集制度の活用策の総務省への確認
・　人事院の民間企業退職給付調査における調査対象企業の規模についての考え方の妥当性及び見直し周期についての総務大臣見解

○　審査結果

可決

④　地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第２条の規定等を踏まえ、地方公務員等の共済年金の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置を講ずる等のもの

○　主な質疑内容

（③参照）

○　審査結果

可決

⑤　地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（平井たくや君外４名提出、第180回国会衆法第32号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑥　大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（逢坂誠二君外４名提出、第180回国会衆法第36号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑦　日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため審査未了）

⑧　日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第59号）	(24. 3. 9)		24.10.29		（審査未了）				
電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第61号）	(24. 3. 9)		10.29		（審査未了）				
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	11. 2		11.15 11.16	11.16	11.16 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明) (反-共産・みんな・社民)	11.16 可決	総務 11.16 可決	11.16 可決	11.26 法96号
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	11. 2		11.15 11.16	11.16	11.16 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明) (反-共産・みんな・社民)	11.16 可決	総務 11.16 可決	11.16 可決	11.26 法97号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（平井たくや君外4名提出、第180回国会衆法第32号）	(24. 8.24)		24.10.29		（審査未了）				
大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（逢坂誠二君外4名提出、第180回国会衆法第36号）	(24. 8.29)		10.29		（審査未了）				

決算等

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(23. 4.12)		24.10.29		（審査未了）				
日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(24. 2.14)		10.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　地域主権改革における、基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化及び国の出先機関の原則廃止の進捗状況と今後の進め方についての総務大臣見解
・　公債発行特例法案が成立していないことに伴い、国の一存で地方交付税の支払を延期したことは、地方交付税を自治体固有の財源であるとする総務省の見解と矛盾しているとすることについての総務大臣見解
・　人事院勧告の内閣提出後３か月経過したにもかかわらず取扱いを決定しない理由の総務大臣への確認
・　地方公務員にも、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定特例法」という。）による国家公務員給与の平均7.8%カットと同様の措置をとるよう要請すべきであるとすることを踏まえ、給与改定特例法と地方公務員の給与の関

係についての総務大臣見解

・　給与改定特例法の適用期間２年間は国家公務員より地方公務員の方が給与が高くなることの総務大臣への確認

・　通信分野において潜在的な可能性が大きいスマートメーター（通信機能を備えた電力計）をはじめとするＭ２Ｍ（Machine To Machine）市場における新規参入とイノベーションを促すため、Ｍ２Ｍ通信を行う無線局に係る電波利用料を無料にすべきであるとすることについての総務大臣見解

・　東京スカイツリーから地上デジタル放送の試験電波を出したところ電波障害が関東一円で約16万件も発生することが判明したことを踏まえ、そのような事態が生じた原因のＮＨＫ及び総務大臣への確認

・　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が施行されたことを踏まえ、郵便局のユニバーサルサービスの維持、消費税の負担の軽減措置、新規参入事業のメニューについての郵政民営化担当大臣見解

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24.11. 8	日本放送協会理事・技師長	久保田啓一君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	北側	一雄君	公明				
理　事	石原	宏高君	自民	理　事	上杉	光弘君	自民
理　事	江﨑	鐵磨君	自民	理　事	小此木	八郎君	自民
理　事	中谷	元君	自民	理　事	後藤	斎君	民主
理　事	井上	英孝君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	井上	信治君	自民		石川	昭政君	自民
	石﨑	徹君	自民		泉原	保二君	自民
	今枝	宗一郎君	自民		岩田	和親君	自民
	うえの賢一郎君		自民		小倉	將信君	自民
	小田原	潔君	自民		越智	隆雄君	自民
	大岡	敏孝君	自民		大久保	三代君	自民
	大串	正樹君	自民		大西	英男君	自民
	大見	正君	自民		加藤	寛治君	自民
	川崎	二郎君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		小川	淳也君	民主
	奥野	総一郎君	民主		郡	和子君	民主
	松原	仁君	民主		今井	雅人君	維新
	今村	洋史君	維新		岩永	裕貴君	維新
	浦野	靖人君	維新		椎木	保君	維新
	濱村	進君	公明		佐藤	正夫君	みんな
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（審査未了）

②　日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（審査未了）

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(23. 4.12)		24.12.27		（審査未了）				
日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(24. 2.14)		12.27		（審査未了）				

３　法務委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	鉢呂	吉雄君	民主				
理　事	勝又	恒一郎君	民主	理　事	黒岩	宇洋君	民主
理　事	辻	惠君	民主	理　事	樋口	俊一君	民主
理　事	稲田	朋美君	自民	理　事	棚橋	泰文君	自民
理　事	熊谷	貞俊君	生活	理　事	大口	善徳君	公明
	井戸	まさえ君	民主		大西	孝典君	民主
	川口	浩君	民主		桑原	功君	民主
	小室	寿明君	民主		橘	秀徳君	民主
	玉置	公良君	民主		中屋	大介君	民主
	橋本	勉君	民主		藤田	大助君	民主
	皆吉	稲生君	民主		山尾	志桜里君	民主
	吉川	政重君	民主		河井	克行君	自民
	城内	実君	自民		北村	茂男君	自民
	柴山	昌彦君	自民		平沢	勝栄君	自民
	森	英介君	自民		柳本	卓治君	自民
	相原	史乃君	生活		樋高	剛君	生活
	漆原	良夫君	公明		中島	政希君	改会
	横粂	勝仁君	改会		園田	博之君	日本

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案８件（うち継続審査５件）及び議員提出法律案３件（うち継続審査２件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）

○　要旨

一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めるもの

○　主な質疑内容（①及び②の２件について）

- 人事院勧告を超えて、厳しい財政状況や東日本大震災に対処することを理由とした給与削減の深堀りにより、裁判官の報酬を減額することについての憲法上の問題
- 減額支給措置と増税による景気への影響
- 今回の公務員の給与削減による公務員総人件費への削減効果

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

題名を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案」とし、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行うこと等

② 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）

○ 要旨

一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めるもの

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

修正

＜修正内容＞

題名を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案」とし、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行うこと等

③ 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第12号）

○ 要旨

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるようにするもの

○ 主な質疑内容

- 司法試験の年間合格者数3,000人という目標と今後の法曹人口について、歴代の法務大臣の答弁を踏まえての法務大臣の見解
- 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書の勧告を受けての法務省の取組
- 司法修習生の修習資金に関し、現行の貸与制から従前の給費制となる可能性についての修正案提出者の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

原案の全部を修正し、題名を「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案」とし、政府は法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後１年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずる規定を追加すること等

④ 刑法等の一部を改正する法律案（第179回国会内閣提出第13号、参議院送付）

○ 要旨

初入者等について刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなどするもの

○ 主な質疑内容（④及び⑤の２件について）

- 再犯者に対する刑の一部執行猶予制度の適用が薬物事犯に限定されている理由
- 法改正が保護司の職務に与える影響、保護司の確保・増員の必要性
- 社会貢献活動の具体的内容及びその効果を検証・検討するための機関設置の必要性

○　審査結果
継続審査

⑤　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（第179回国会内閣提出第14号、参議院送付）

○　要旨
刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めるもの

○　主な質疑内容
（④参照）

○　審査結果
継続審査

⑥　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○　要旨
下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を30人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を30人減少するもの

○　主な質疑内容
・　近年の訴訟数の増加に比べて、十分な裁判官の増員が図られているかについての最高裁判所当局の見解
・　国家公務員の新規採用を約６割削減する平成24年４月の閣議決定を踏まえ、裁判官の定員管理に対する法務大臣の覚悟
・　訟務分野のいわゆる判検交流について縮小・廃止の検討の有無及び今後の見通しについての法務大臣の見解

○　審査結果
可決

⑦　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）

○　要旨
法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にするもの

○　審査結果
継続審査

⑧　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第62号）

○　要旨
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、我が国において子の返還等に関する援助を行う中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常

居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するために必要な裁判手続等について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑨　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外３名提出、第173回国会衆法第５号）

○　**要旨**

児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの

○　**審査結果**

継続審査

⑩　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻惠君外２名提出、第177回国会衆法第23号）

○　**要旨**

みだりに児童ポルノを有償でかつ反復して取得すること等を処罰する罰則を設けるとともに、児童ポルノの定義を明確化し、あわせて心身に有害な影響を受けた児童の保護等に関する施策を推進するための規定の新設等を行うもの

○　**審査結果**

継続審査

⑪　東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第４号）

○　**要旨**

東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について東日本大震災法律援助事業を行うもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑫　刑法の一部を改正する法律案（高市早苗君外３名提出、衆法第14号）

○　**要旨**

日本国に対して侮辱を加える目的で、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を整備するもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）	(23. 6. 3)		24. 1.24 2.22	2.22	2.22 修正(全) (賛-民主・自民・公明・日本・中島政希君・横粂勝仁君)	2.23 修正	法務 2.28 可決	2.29 可決	2.29 法4号
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）	(23. 6. 3)		1.24 2.22	2.22	2.22 修正(全) (賛-民主・自民・公明・日本・中島政希君・横粂勝仁君)	2.23 修正	法務 2.28 可決	2.29 可決	2.29 法5号
裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第12号）	(23.11. 4)		1.24 (23.12. 2)	3.23 6. 1	6. 1 修正(多) (賛-民主・公明・中島政希君) (反-横粂勝仁君) (欠-自民・日本) (附)	6. 8 修正	法務 7.26 可決	7.27 可決	8. 3 法54号
刑法等の一部を改正する法律案（第179回国会内閣提出第13号、参議院送付）	参 (23.11. 4)		1.24 6. 1	8. 3 8. 7		9. 7 閉会中 審査			
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（第179回国会内閣提出第14号、参議院送付）	参 (23.11. 4)		1.24 6. 1	8. 3 8. 7		9. 7 閉会中 審査			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	1.27		7.26 7.27	7.27 7.31	7.31 可決(全) (賛-民主・自民・生活・公明・改会・日本)	7.31 可決	法務 8.28 可決	8.29 可決	9. 5 法75号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	3. 6		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第62号）	3. 9		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）	(21.11.20)		24. 1.24 (23. 8. 9)			9. 7 閉会中 審査			
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻惠君外2名提出、第177回国会衆法第23号）	(23. 8. 8)		1.24 (23. 8. 9)			9. 7 閉会中 審査			
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第4号）	3.16				3.16 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・中島政希君・横粂勝仁君) (欠-日本)	3.16 可決	法務 3.22 可決 (附)	3.23 可決	3.29 法6号
刑法の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、衆法第14号）	5.29		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 取調べの可視化（録音・録画制度の導入）の試行状況、法制審議会の答申の時期、新たな捜査手法の導入との関係
- 少年事件の国選付添人制度を拡充する必要性
- 死刑制度及び「死刑の在り方についての勉強会」取りまとめ報告書についての法務大臣の見解
- 悪質な運転による死亡事故に対する危険運転致死傷罪等を見直す必要性
- 裁判員制度の実施状況及び見直しについての検討状況
- 検察審査会の起訴議決の在り方
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（ハーグ条約実施法案）の内容
- 人権侵害救済法案の提出時期及び法務省が公表した「検討中の法案の概要」の問題点
- 法曹養成制度の現状についての政府の認識及び法曹養成制度に関する検討の見通し
- 東日本大震災に伴う法務省の対応（外国救援隊の入国の円滑化、登記情報のバックアップ、滅失した戸籍の再製、土地の境界の復元等）

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3.23	明治大学法科大学院特任教授	青山　善充君	裁判所法の一部を改正する法律案 （内閣提出、第179回国会）
	京都大学名誉教授	佐藤　幸治君	
	日本弁護士連合会副会長	新里　宏二君	

【第181回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	平岡	秀夫君	民主				
理　事	井戸	まさえ君	民主	理　事	桑原	功君	民主
理　事	辻	惠君	民主	理　事	中屋	大介君	民主
理　事	城内	実君	自民	理　事	柴山	昌彦君	自民
理　事	熊谷	貞俊君	生活	理　事	大口	善徳君	公明
	荒井	聰君	民主		石毛	鉄子君	民主
	石森	久嗣君	民主		緒方	林太郎君	民主
	岡田	康裕君	民主		川口	博君	民主
	黒岩	宇洋君	民主		後藤	斎君	民主
	階	猛君	民主		橘	秀徳君	民主
	津島	恭一君	民主		松本	剛明君	民主
	山花	郁夫君	民主		稲田	朋美君	自民
	河井	克行君	自民		棚橋	泰文君	自民
	平沢	勝栄君	自民		森	英介君	自民
	柳本	卓治君	自民		吉野	正芳君	自民
	相原	史乃君	生活		樋高	剛君	生活
	漆原	良夫君	公明		中島	政希君	改会
	横粂	勝仁君	改会		園田	博之君	太陽

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件（継続審査）及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　刑法等の一部を改正する法律案（第179回国会内閣提出第13号、参議院送付）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（第179回国会内閣提出第14号、参議院送付）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第52号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果
（解散のため本院において審査未了）

④　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第62号）

○　要旨
（第180回国会参照）

○　審査結果
（解散のため本院において審査未了）

⑤　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外３名提出、第173回国会衆法第５号）

○　要旨
（第180回国会参照）

○　審査結果
（解散のため本院において審査未了）

⑥　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻惠君外２名提出、第177回国会衆法第23号）

○　要旨
（第180回国会参照）

○　審査結果
（解散のため本院において審査未了）

⑦　刑法の一部を改正する法律案（高市早苗君外３名提出、第180回国会衆法第14号）

○　要旨
（第180回国会参照）

○　審査結果
（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
刑法等の一部を改正する法律案（第179回国会内閣提出第13号、参議院送付）	参 (23.11.4)		24.10.29 (24.6.1)		（審査未了）				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（第179回国会内閣提出第14号、参議院送付）	参 (23. 11. 4)		10.29 (24. 6. 1)		（審査未了）				
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第52号）	(24. 3. 6)		10.29		（審査未了）				
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第62号）	(24. 3. 9)		10.29		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）	(21. 11. 20)		24. 10. 29 (23. 8. 9)		（審査未了）				
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻惠君外2名提出、第177回国会衆法第23号）	(23. 8. 8)		10.29 (23. 8. 9)		（審査未了）				
刑法の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第180回国会衆法第14号）	(24. 5. 29)		10.29		（審査未了）				

【第182回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	石田	真敏君	自民				
理　事	大塚	高司君	自民	理　事	大塚	拓君	自民
理　事	棚橋	泰文君	自民	理　事	平沢	勝栄君	自民
理　事	森	英介君	自民	理　事	篠原	孝君	民主
理　事	浦野	靖人君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	大串	正樹君	自民		大西	英男君	自民
	大野	敬太郎君	自民		大見	正君	自民
	奥野	信亮君	自民		鬼木	誠君	自民
	加藤	寛治君	自民		勝沼	栄明君	自民
	勝俣	孝明君	自民		門	博文君	自民
	門山	宏哲君	自民		金子	恵美君	自民
	神田	憲次君	自民		菅家	一郎君	自民
	城内	実君	自民		柴山	昌彦君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		岡田	克也君	民主
	柚木	道義君	民主		上西	小百合君	維新
	上野	ひろし君	維新		遠藤	敬君	維新
	大口	善徳君	公明		椎名	毅君	みんな
	照屋	寛徳君	社民		石川	知裕君	無

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

4　外務委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	田中　眞紀子君	民主			
理　事	菊田　真紀子君	民主	理　事	長安　　豊君	民主
理　事	村越　　祐民君	民主	理　事	山尾　志桜里君	民主
理　事	河井　　克行君	自民	理　事	三ッ矢　憲生君	自民
理　事	萩原　　仁君	生活	理　事	赤松　　正雄君	公明
	市村　浩一郎君	民主		小川　　淳也君	民主
	大泉　ひろこ君	民主		勝又　恒一郎君	民主
	阪口　　直人君	民主		首藤　　信彦君	民主
	中野　　譲君	民主		浜本　　宏君	民主
	早川　久美子君	民主		三浦　のぼる君	民主
	山口　　壯君	民主		秋葉　　賢也君	自民
	小野寺　五典君	自民		金田　　勝年君	自民
	後藤田　正純君	自民		高村　　正彦君	自民
	東　　祥三君	生活		渡辺　　義彦君	生活
	笠井　　亮君	共産		服部　　良一君	社民
	浅野　　貴博君	大地			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約11件及び内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第１号）

○　要旨

我が国とパプアニューギニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　審査結果

継続審査

②　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○　要旨

我が国とコロンビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　審査結果

継続審査

③　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第３号）

○　要旨

我が国とジャージーとの間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

④　租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第４号）

○　要旨

我が国とガーンジーとの間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑤　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第５号）

○　要旨

我が国とポルトガルとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑥　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第６号）

○　要旨

締約国の税務当局間における租税に関する情報交換、外国租税債権の徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑦　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第７号）

○　要旨

監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑧　欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第８号）（参議院送付）

○　要旨

欧州復興開発銀行の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　新たに受益国となるアラブ諸国から要請されることが予想される支援の内容

・　欧州域外から加盟した我が国がアラブ諸国へ提供できる支援及びノウハウの内容

○　審査結果

承認

⑨　偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第９号）（参議院送付）

○　要旨

偽造品等の知的財産権侵害物品の拡散を防止するため、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本協定の批准が欧州議会で否決され、我が国内でも一部市民から反対の主張が表明されていることに対しての外務省の認識

・　本協定締結に伴い、インターネット・サービス・プロバイダが権利侵害者の情報を権利者に直接開示できるようになり、それがネット利用の監視強化につながる可能性

・　本協定に基づく規制の強化や罰則の厳格化を目的とする国内法の改正を今後行う予定の有無

○　審査結果

承認

⑩　2006年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）

○　要旨

船員に関する既存の条約等を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国検査等の措置について定めるもの

○　審査結果

承認

⑪　1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）

○　要旨

ＷＴＯ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、特定の医薬品及びその中間原料の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正について定めるもの

○　審査結果

承認

⑫　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）

○　要旨

在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設し、在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定し、住居手当の一括支給に関する制度を導入するもの

○　主な質疑内容

- 我が国とクック及び南スーダンとの間で今後構築すべき二国間関係の具体像
- 「2015年までの150大使館体制整備」の実現可能性
- 外務省が在外公館を改廃するに際し考慮している具体的要素

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

原案では「平成24年４月１日」となっている施行期日を「公布の日」に改め、改正後の法律の在勤基本手当の基準額及び研修員手当に関する規定は、平成24年４月１日から適用すること

《議案審査一覧》

条　約

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	24. 2.24		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	2.24		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	2.24		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	2.24		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	2.24		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	2.24		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	3. 9		8.28 8.31			9. 7 閉会中 審査			
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第8号）（参議院送付）	参 4.17		8.28 8.29	8.29 8.31	8.31 承認（全） （賛-民主・大地） （欠-自民・生活・公明・共産・社民）	9. 6 承認	外交防衛 7.31 承認	8. 3 承認	9.28 条8号
偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）	参 4.17		8.28 8.29	8.29 8.31	8.31 承認（全） （賛-民主・大地） （欠-自民・生活・公明・共産・社民）	9. 6 承認	外交防衛 7.31 承認	8. 3 承認	
2006年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）	参 4.17		8.28 8.29	8.29 8.31	8.31 承認（全） （賛-民主・大地） （欠-自民・生活・公明・共産・社民）	9. 6 承認	外交防衛 7.31 承認	8. 3 承認	
1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）	参 4.17		8.28 8.29	8.29 8.31	8.31 承認（全） （賛-民主・大地） （欠-自民・生活・公明・共産・社民）	9. 6 承認	外交防衛 7.31 承認	8. 3 承認	9.28 条9号

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	24. 2. 3		6. 1 7.25	8. 1	8. 1 修正（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・大地） （附）	8. 2 修正	外交防衛 8.28 可決 （附）	8.29 可決	9. 5 法70号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 政府開発援助（ＯＤＡ）関係（ＯＤＡ予算、対中ＯＤＡの在り方等）
- 日中関係（尖閣諸島問題、中国における人権問題、在新潟中国総領事館移転問題等）
- 日露関係（北方領土問題、メドベージェフ露首相の国後島訪問問題等）
- 日韓関係（竹島問題、日本海呼称問題等）
- 在日米軍基地問題（普天間飛行場移設問題、オスプレイ沖縄配備問題等）
- シリア情勢
- 南スーダン情勢
- アフガニスタン支援策
- 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定関係

【第181回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	中山　　義活君	民主			
理　事	菊田　真紀子君	民主	理　事	山尾　志桜里君	民主
理　事	三ッ矢　憲生君	自民	理　事	萩原　　仁君	生活
理　事	赤松　　正雄君	公明		市村　浩一郎君	民主
	大泉　ひろこ君	民主		吉良　　州司君	民主
	阪口　　直人君	民主		首藤　　信彦君	民主
	高橋　　昭一君	民主		浜本　　宏君	民主
	早川　久美子君	民主		藤田　　憲彦君	民主
	三浦　のぼる君	民主		村越　　祐民君	民主
	谷田川　　元君	民主		吉田　おさむ君	民主
	秋葉　　賢也君	自民		小野寺　五典君	自民
	金田　　勝年君	自民		河野　　太郎君	自民
	棚橋　　泰文君	自民		福井　　照君	自民
	東　　祥三君	生活		渡辺　　義彦君	生活
	笠井　　亮君	共産		服部　　良一君	社民
	浅野　　貴博君	大地			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約７件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第１号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第２号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第３号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④　租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第４号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑤　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第５号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑥　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第６号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑦　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第７号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

条　約

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第1号）	(24. 2.24)		24.10.29		（審査未了）				
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第2号）	(24. 2.24)		10.29		（審査未了）				
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第3号）	(24. 2.24)		10.29		（審査未了）				
租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第4号）	(24. 2.24)		10.29		（審査未了）				
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第5号）	(24. 2.24)		10.29		（審査未了）				
租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第6号）	(24. 2.24)		10.29		（審査未了）				
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（第180回国会条約第7号）	(24. 3. 9)		10.29 (24. 8.31)		（審査未了）				

【第182回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	河井	克行君	自民				
理　事	木原	誠二君	自民	理　事	木原	稔君	自民
理　事	河野	太郎君	自民	理　事	棚橋	泰文君	自民
理　事	葉梨	康弘君	自民	理　事	吉田	泉君	民主
理　事	河野	正美君	維新	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	秋葉	賢也君	自民		勝俣	孝明君	自民
	上川	陽子君	自民		神山	佐市君	自民
	川田	隆君	自民		神田	憲次君	自民
	菅家	一郎君	自民		菅野	さちこ君	自民
	木内	均君	自民		黄川田	仁志君	自民
	福井	照君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	大島	敦君	民主		前原	誠司君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主		小熊	慎司君	維新
	小沢	鋭仁君	維新		伊佐	進一君	公明
	山内	康一君	みんな		笠井	亮君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

５　財務金融委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	海江田　万里君	民主				
理　事	網屋　　信介君	民主	理　事	泉　　健太君	民主
理　事	糸川　　正晃君	民主	理　事	岸本　　周平君	民主
理　事	竹下　　亘君	自民	理　事	山口　　俊一君	自民
理　事	豊田　潤多郎君	生活	理　事	竹内　　譲君	公明
	五十嵐　文彦君	民主		江端　　貴子君	民主
	小野塚　勝俊君	民主		緒方　林太郎君	民主
	大串　　博志君	民主		岡田　　康裕君	民主
	小山　　展弘君	民主		近藤　　和也君	民主
	中塚　　一宏君	民主		中林　美恵子君	民主
	藤田　　憲彦君	民主		古本　伸一郎君	民主
	三谷　　光男君	民主		三村　　和也君	民主
	森本　　和義君	民主		若泉　　征三君	民主
	齋藤　　健君	自民		竹本　　直一君	自民
	丹羽　　秀樹君	自民		西村　　康稔君	自民
	野田　　毅君	自民		三ッ矢　憲生君	自民
	村田　　吉隆君	自民		山本　　幸三君	自民
	大谷　　啓君	生活		菅川　　洋君	生活
	玉城　デニー君	生活		斉藤　　鉄夫君	公明
	佐々木　憲昭君	共産		木内　　孝胤君	改会
	田中　　康夫君	無			

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案10件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第２号）

○　要旨

平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度における特例公債の発行に関する措置を定めるとともに、平成24年度及び平成25年度における、基礎年金の国庫負担の追加に伴う費用の財源を確保するため、年金特例公債の発行に関する措置を定めるもの

※　なお、本法律案は、平成24年１月24日に提出された「平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案」について、年金特例公債の発行等に係る規定を追加するとともに、題名を改める等の内閣修正（同年７月31日本会議において承諾）が行われたものである。

○　主な質疑内容

・　本法律案が成立しない場合に予算執行に支障が生じる時期

・　平成22年度以来、当初予算において公債発行額が約44兆円に達している深刻な財政状況に対する財務大臣の認識
・　年金特例公債の償還財源と将来の財政への影響

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決
（参議院において未付託未了）

②　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する事業に関する経理を明確にするため、東日本大震災復興特別会計を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　東日本大震災復興特別会計を創設した場合に特別会計内で資金が滞留しないよう方策を講ずる必要性
・　東日本大震災復興特別会計予算の歳出を被災者の要望に応えるものにする必要性
・　本法律案が成立しない場合には平成24年度予算が成立しても東日本大震災復興特別会計予算が執行できない可能性

○　審査結果

可決

③　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を平成25年３月31日まで１年間延長するもの

○　主な質疑内容

・　中小企業金融円滑化法の出口戦略の見通し
・　今般の延長を最終延長としていることの妥当性
・　適用期限については今後の経済情勢を見極めて柔軟に対応する必要性

○　審査結果

可決

④　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

銀行等をめぐる経済情勢の変化等を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による銀行等が保有する株式等の買取り等の業務の期限を平成29年３月31日まで延長する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　銀行等保有株式取得機構が果たした役割及び意義
・　買取期限延長の意義

・　銀行等株式保有制限法のこれまでの効果と今後の銀行等保有株式取得機構による持合事業法人からの銀行株の買取りの必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）

○　要旨

保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図り、保険契約者等の保護を行うため、子会社の業務範囲の特例、保険契約の移転に係る規制の見直し、保険募集の再委託制度の導入、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行うもの

○　主な質疑内容

・　本法律案による規制緩和により得られる具体的な国民のメリット
・　契約者保護の観点から保険募集の再委託のガイドラインを策定する必要性
・　保険契約の移転単位規制撤廃が保険契約者の利益を損なうおそれ

○　審査結果

可決

⑥　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）

○　要旨

新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、給与所得控除の上限設定、環境関連投資促進税制の拡充、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長、地球温暖化対策のための課税の特例の創設等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　給与所得控除の上限設定の趣旨とこれに伴う平均的な負担増
・　住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長の目的及び効果
・　地球温暖化対策のための税の導入が我が国経済に与える影響

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○　要旨

最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限の延長等の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの強化等を図るもの

○　主な質疑内容

・　豚肉の差額関税制度を悪用した脱税防止に向けた検討状況
・　平成24年度の関税の税収概算額を前年度予算額より950億円増としている理由及び概算額に対する政府の認識
・　漢方薬原料及びふっ化水素の基本税率を無税とする改正の理由

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑧　株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

○　要旨

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を延長することに伴い、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行うことができる期限を平成25年３月31日まで延長等するもの

○　主な質疑内容

・　中小企業支援における企業再生支援機構の有効性
・　企業再生支援機構と中小企業金融円滑化法との関係性
・　中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等を受けた企業が企業再生支援機構による支援対象となる可能性

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

企業再生支援機構による再生支援の申込みをすることができる事業者から、大規模な事業者として政令で定める事業者を除くこと等

⑨　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）

○　要旨

特別会計の設置、管理及び経理に関する基本理念を創設するとともに、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑩　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）

○　要旨

我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、総合的な取引所の実現に向けた制度の整備、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　新たに金融商品として金融商品取引所におけるデリバティブ取引の対象となる商品の範囲
・　総合的な取引所の規制・監督が一元化される範囲
・　総合的な取引所の実現に向けた関係各省の決意

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第2号）（注）	24. 1.24	2.21	2.21 2.29	3. 2 3. 6 3. 7 8. 1 8. 3 8.24	8.24 可決（多） （賛-民主） （反-生活・公明・共産・田中康夫君） （欠-自民・改会）	8.28 可決	（未付託未了）		
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	1.24	2.21	2.21 2.29	3. 2 3. 6 3. 7 3. 8	3. 8 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・国民） （反-共産）	3. 8 可決	財政金融 3.29 可決	3.30 可決	3.31 法15号
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	1.27		3.16 3.16	3.21	3.21 可決（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・国民）	3.23 可決	財政金融 3.29 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法21号
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	1.27		3.16 3.16	3.21	3.21 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・国民） （反-共産） （附）	3.23 可決	財政金融 3.29 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法22号
保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	1.27		3.21 3.21	3.23	3.23 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・国民） （反-共産）	3.27 可決	財政金融 3.29 可決	3.30 可決	3.31 法23号
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	1.27	2.21	2.21 2.29	3. 2 3. 6 3. 7 3. 8	3. 8 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・国民） （反-共産） （附）	3. 8 可決	財政金融 3.29 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法16号
関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	1.31		3.13 3.14	3.16	3.16 可決（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・国民） （附）	3.23 可決	財政金融 3.29 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法19号

（注）　7月31日、「平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案」について、法律の題名の変更等を行う内閣修正を承諾

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	3. 2		3.16 3.16	3.21	3.21 修正（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・国民） （反-共産） （附）	3.23 修正	財政金融 3.29 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法20号
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	3. 9		9. 6			9. 7 閉会中審査			
金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）	参 3. 9		8.28 8.29	8.29	8.29 可決（多） （賛-民主・生活・公明・改会） （反-共産・田中康夫君） （欠-自民）	9. 6 可決	財政金融 7.26 可決 （附）	7.27 可決	9.12 法86号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 所得税・法人税の申告件数の増加、国税通則法の改正、東日本大震災への対応等による国税職員増員の必要性
- 豚肉の差額関税制度の問題点とその在り方
- 改正貸金業法完全施行後の実態を把握し資金需要と供給が一致するような政策を講じていく必要性
- 円高、デフレ、電力不足等の喫緊の課題に対する政府の経済対策
- ＡＩＪ投資顧問の企業年金資産消失事件の概要及び原因並びに再発防止策
- 日銀の金融緩和策における「中長期的な物価安定の目途」の導入決定に対する財務大臣の評価
- 欧州の財政金融問題が我が国経済に与える影響
- 増資インサイダー事件の概要及び再発防止策
- 英国の銀行によるロンドン銀行間取引金利不正操作疑惑に対する金融庁の認識
- 消費税法改正法（平成24年法律第68号）のいわゆる景気弾力条項と消費税率引上げの実施時期との関係

(4) 証人・参考人

① 証人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 4.13	（ＡＩＪ投資顧問株式会社代表取締役）	浅川　和彦君	金融に関する件（ＡＩＪ投資顧問による年金資産運用問題）
	（アイティーエム証券株式会社代表取締役）	西村　秀昭君	
	（株式会社東京年金経済研究所代表取締役）	石山　　勲君	

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 2.29	日本銀行総裁	白川　方明君	財政及び金融に関する件
3. 2	日本銀行総裁	白川　方明君	平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本銀行副総裁	西村　清彦君	
	独立行政法人住宅金融支援機構理事	合田　純一君	
	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷　隆博君	
3. 8	日本銀行総裁	白川　方明君	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
3.14	社団法人日本証券投資顧問業協会会長	岩間陽一郎君	金融に関する件
	企業年金連合会理事長	村瀬　清司君	
	全国卸商業団地厚生年金基金常務理事	神戸　　厚君	
3.21	株式会社企業再生支援機構代表取締役社長	西澤　宏繁君	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）
3.27	一般社団法人信託協会会長	野中　隆史君	金融に関する件
	日本証券業協会会長	前　　哲夫君	
	ＡＩＪ投資顧問株式会社代表取締役	浅川　和彦君	
	アイティーエム証券株式会社代表取締役	西村　秀昭君	
	株式会社東京年金経済研究所代表取締役	石山　　勲君	
8. 1	日本銀行理事	門間　一夫君	財政及び金融に関する件
8. 3	一橋大学国際・公共政策大学院准教授	國枝　繁樹君	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）
	株式会社大和総研チーフエコノミスト	熊谷　亮丸君	
	慶應義塾大学経済学部教授	土居　丈朗君	

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	五十嵐	文彦君	民主				
理　事	泉	健太君	民主	理　事	緒方	林太郎君	民主
理　事	中林	美恵子君	民主	理　事	古本	伸一郎君	民主
理　事	竹本	直一君	自民	理　事	山口	俊一君	自民
理　事	豊田	潤多郎君	生活	理　事	竹内	譲君	公明
	網屋	信介君	民主		池田	元久君	民主
	石山	敬貴君	民主		江端	貴子君	民主
	小野塚	勝俊君	民主		岡田	康裕君	民主
	柿沼	正明君	民主		川口	浩君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	斉木	武志君	民主		武正	公一君	民主
	道休	誠一郎君	民主		富岡	芳忠君	民主
	宮崎	岳志君	民主		柚木	道義君	民主
	齋藤	健君	自民		竹下	亘君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		西村	康稔君	自民
	野田	毅君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	村田	吉隆君	自民		山本	幸三君	自民
	大谷	啓君	生活		菅川	洋君	生活
	玉城	デニー君	生活		斉藤	鉄夫君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		木内	孝胤君	改会
	田中	康夫君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件（うち継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第63号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

② 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第１号）

○ 要旨

平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度における特例公債の発行に関する措置を定めるとともに、平成24年度及び平成25年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴う費用の財源を確保するため、年金特例公債の発行に関する措置を定めるもの

○　主な質疑内容

・　予算が成立しても本法律案が成立しないため予算執行に支障を来している現状に対する財務大臣の所見

・　年金特例公債の償還に消費税率引上げによる増収分を充てることは将来にわたる国民負担となる可能性

・　修正案により平成27年度まで予算の範囲内で特例公債の発行を可能とすることと財政民主主義との関係

・　修正案により財政規律が緩む可能性及び今後の財政健全化への取組方針

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

平成24年度から平成27年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める等

《議案審査一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第63号）	(24. 3. 9)		24.10.29		（審査未了）				
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第1号）	10.29	11. 8	11. 8 11. 9	11. 9 11.14	11.14 修正（多） （賛-民主・自民・公明・改会） （反-生活・共産・田中康夫君） （附）	11.15 修正	財政金融 11.15 可決 （附）	11.16 可決	11.26 法101号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　諸外国の例を踏まえ、我が国においても特例公債法がなくとも公債発行を可能とする財政法の在り方を検討する必要性

・　Ｇ20財務大臣・中央銀行総裁会議への出席の成果に対する財務大臣の認識

・　デフレ・円高脱却のために本格的な補正予算を編成して経済対策を行う必要性

・　円高是正に対する財務大臣の決意

・　日銀の「中長期的な物価安定の目途」の水準（当面１％）の妥当性

・　政府と日銀の共同文書「デフレ脱却に向けた取組について」（平成24年10月30日）の意義についての財務大臣及び日銀総裁の認識

・　中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応
・　社会保障・税一体改革等に伴う低所得者層の負担の重さに対する財務大臣の認識

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成24.11. 7	日本銀行総裁	白川　方明君	財政及び金融に関する件
11.14	日本銀行総裁	白川　方明君	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	金田　勝年君	自民	
理　事	小里　泰弘君	自民	
理　事	竹下　亘君	自民	
理　事	山本　幸三君	自民	
理　事	坂元　大輔君	維新	
	工藤　彰三君	自民	
	小島　敏文君	自民	
	小林　鷹之君	自民	
	小松　裕君	自民	
	國場　幸之助君	自民	
	左藤　章君	自民	
	齋藤　健君	自民	
	丹羽　秀樹君	自民	
	野田　毅君	自民	
	岸本　周平君	民主	
	階　猛君	民主	
	木下　智彦君	維新	
	阪口　直人君	維新	
	岡本　三成君	公明	
	小池　政就君	みんな	
	畑　浩治君	生活	
理　事	北川　知克君	自民	
理　事	竹本　直一君	自民	
理　事	馬淵　澄夫君	民主	
理　事	上田　勇君	公明	
	熊田　裕通君	自民	
	小林　茂樹君	自民	
	小林　史明君	自民	
	古賀　篤君	自民	
	今野　智博君	自民	
	佐々木　紀君	自民	
	斎藤　洋明君	自民	
	西村　康稔君	自民	
	山口　俊一君	自民	
	玄葉　光一郎君	民主	
	松本　剛明君	民主	
	坂本　祐之輔君	維新	
	高橋　みほ君	維新	
	竹内　譲君	公明	
	佐々木　憲昭君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

６　文部科学委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	石毛	鍈子君	民主				
理　事	金森	正君	民主	理　事	田島	一成君	民主
理　事	永江	孝子君	民主	理　事	松本	大輔君	民主
理　事	馳	浩君	自民	理　事	松野	博一君	自民
理　事	松崎	哲久君	生活	理　事	池坊	保子君	公明
	石井	登志郎君	民主		奥村	展三君	民主
	川口	浩君	民主		城井	崇君	民主
	桑原	功君	民主		斉木	武志君	民主
	杉本	かずみ君	民主		高井	美穂君	民主
	高野	守君	民主		高橋	昭一君	民主
	中屋	大介君	民主		福田	昭夫君	民主
	室井	秀子君	民主		本村	賢太郎君	民主
	山岡	達丸君	民主		和嶋	未希君	民主
	あべ	俊子君	自民		甘利	明君	自民
	遠藤	利明君	自民		河村	建夫君	自民
	下村	博文君	自民		田野瀬良太郎君		自民
	永岡	桂子君	自民		古屋	圭司君	自民
	石原	洋三郎君	生活		大山	昌宏君	生活
	加藤	学君	生活		三輪	信昭君	生活
	富田	茂之君	公明		宮本	岳志君	共産
	土肥	隆一君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案１件（継続審査）及び参議院提出法律案２件（うち継続審査１件)、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）

○　要旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作物の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるほか、著作権等を侵害する行為を防止又は抑止するための技術的保護手段の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　写真等の写り込みが著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる場合に該当するかの判断基準及び具体例を示す必要性

・　ＤＶＤ等に用いられている暗号型方式の保護技術の内容及びこれを技術的保護手段の対象とする効果

・　海外における私的違法ダウンロードの罰則規定及び刑事罰の対象となった事例並びに国内における罰則化の検討状況

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

違法に配信されているものであることを知りながら、有償の音楽・映像を私的使用目的で複製する行為（私的違法ダウンロード）について罰則を設けること等

②　教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外３名提出、第174回国会衆法第４号）

○　**要旨**

公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの

○　**審査結果**

継続審査

③　古典の日に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第30号）

○　**要旨**

古典の日（11月１日）を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現を図ろうとするもの

○　**結果**

成案・提出決定

④　東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）

○　**要旨**

東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑤　劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案（参議院提出、参法第21号）

○　**要旨**

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進するもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案第16条の規定により、文部科学大臣が定める「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の策定スケジュールと具体的な内容

・　学校教育と劇場、音楽堂等との連携及び文化芸術の鑑賞・発信の機会における大都市圏と地方の格差解消に向けた取組

・　アートマネジメント人材の育成に向けた劇場、音楽堂等と大学等との連携や、研修、講座の開講などの大学における人材育成の取組状況

○　審査結果

可決

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）	24. 3. 9		6. 1 6. 1	6.15	6.15 修正(多) (賛-民主・自民・公明) (反-共産・きづな) (欠-土肥隆一君)	6.15 修正	文教科学 6.20 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法43号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）	(22. 3.10)		24. 1.24			9. 7 閉会中 審査			
古典の日に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第30号）	8.24				8.24 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・生活・公明・共産・ 土肥隆一君)	8.24 可決	文教科学 8.28 可決	8.29 可決	9. 5 法81号

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）	参 (23. 8. 9)		24. 1.24 (23. 8.26)			9. 7 閉会中 審査			

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案（参議院提出、参法第21号）	参 6.14		6.15 6.20	6.20	6.20 可決（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・土肥隆一君）	6.21 可決	文教科学 6.14 成案・提出決定	6.15 可決	6.27 法49号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 特定扶養控除の縮減に伴い、負担増となる世帯へ対応するため、高校無償化制度を見直す必要性
- 首長による教育目標の設定等を定める大阪府教育行政基本条例と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」との関係
- 滋賀県大津市の事案をはじめとするいじめ問題への国の対応及び教育委員会制度の在り方
- 平成24年度予算における小学校第２学年の35人以下学級の実現について、義務標準法を改正せずに加配措置により対応することとした理由
- 中学校における武道の必修化（柔道の授業）に当たっての安全対策等の進捗状況及び予算措置
- 食材の放射性物質の検査等、学校給食の安全確保のための文部科学省の取組状況
- 大学の秋入学に伴い生じるギャップタームを社会貢献活動や勤労体験等に有効に活用する必要性
- 原子力損害賠償制度の在り方
- 次世代スーパーコンピュータ「京」の活用分野及び共同利用促進の必要性
- 2012年ロンドンオリンピックにおける日本選手団の成果とその理由及び2020年東京オリンピック招致の展望
- 東日本大震災の被災地に対する復興支援として、文化遺産を活かした地域振興策を推進する必要性

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 8.24	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長	河野　一郎君	文部科学行政の基本施策に関する件

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	川内	博史君	民主				
理　事	金森	正君	民主	理　事	城井	崇君	民主
理　事	高井	美穂君	民主	理　事	永江	孝子君	民主
理　事	下村	博文君	自民	理　事	松野	博一君	自民
理　事	松崎	哲久君	生活	理　事	池坊	保子君	公明
	江端	貴子君	民主		川口	浩君	民主
	川端	達夫君	民主		高野	守君	民主
	竹田	光明君	民主		土肥	隆一君	民主
	中野	譲君	民主		中屋	大介君	民主
	野木	実君	民主		松本	大輔君	民主
	村井	宗明君	民主		室井	秀子君	民主
	本村	賢太郎君	民主		山田	良司君	民主
	吉田	統彦君	民主		笠	浩史君	民主
	あべ	俊子君	自民		遠藤	利明君	自民
	大島	理森君	自民		河村	建夫君	自民
	塩谷	立君	自民		田野瀬良太郎君		自民
	永岡	桂子君	自民		馳	浩君	自民
	石原	洋三郎君	生活		大山	昌宏君	生活
	加藤	学君	生活		三輪	信昭君	生活
	富田	茂之君	公明		宮本	岳志君	共産
	山内	康一君	みんな				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案１件（継続審査）及び参議院提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第２条の規定等を踏まえ、私立学校教職員共済制度の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置等のための規定の整備を行うもの

○　主な質疑内容

- 施行期日が平成27年10月１日とされている本法律案を今国会中に成立させなければならない理由
- 年金に限らず私立学校教職員と国公立学校教職員の待遇の均衡を図る必要性
- 公私間の退職金水準の実態を踏まえて私立学校教職員の新たな年金制度の設計を行う必要性

○　審査結果

可決

② 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外３名提出、第174回国会衆法第４号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③ 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	24.11.2		11.15 11.16	11.16	11.16 可決（多） （賛-民主・自民・生活・公明） （反-共産・みんな）	11.16 可決	文教科学 11.16 可決	11.16 可決	11.26 法98号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）	(22.3.10)		24.10.29		（審査未了）				

参　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）	参 (23. 8. 9)		24.10.29 (23. 8.26)		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　平成25年度開設予定で大学設置認可申請を行っている秋田公立美術大学、札幌保健医療大学及び岡崎女子大学の設置不認可を撤回し、認可すべきとの考えに対する文部科学大臣の見解
・　大学設置・学校法人審議会の答申と大臣の裁量権との関係
・　大学教育の質向上に向けた大学の設置認可制度の在り方
・　35人以下学級の推進等を盛り込んだ文部科学省の教職員定数改善計画（平成25～29年度)に対する財務省の見解
・　ｉＰＳ細胞研究等の再生医療の推進に向けた文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の連携及び研究の継続性のための研究費基金化の必要性
・　原子力損害賠償に関して、国が具体的な賠償支払の指針を策定する必要性

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	松野	博一君	自民				
理　事	遠藤	利明君	自民	理　事	坂井	学君	自民
理　事	塩谷	立君	自民	理　事	永岡	桂子君	自民
理　事	馳	浩君	自民	理　事	田嶋	要君	民主
理　事	桜内	文城君	維新	理　事	浮島	智子君	公明
	あべ	俊子君	自民		大島	理森君	自民
	河村	建夫君	自民		岸	信夫君	自民
	坂本	剛二君	自民		桜井	宏君	自民
	櫻田	義孝君	自民		笹川	博義君	自民
	清水	誠一君	自民		島田	佳和君	自民
	白石	徹君	自民		白須賀	貴樹君	自民
	新開	裕司君	自民		新谷	正義君	自民
	末吉	光徳君	自民		助田	重義君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		鈴木	俊一君	自民
	枝野	幸男君	民主		中根	康浩君	民主
	長妻	昭君	民主		若井	康彦君	民主
	椎木	保君	維新		重徳	和彦君	維新
	新原	秀人君	維新		樋口	尚也君	公明
	青柳	陽一郎君	みんな		井出	庸生君	みんな
	宮本	岳志君	共産		青木	愛君	生活
	吉川	元君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

（閉会中審査）

- 大阪市立桜宮高校において体罰を受けていた生徒が自殺をした事案に関して、部活動の顧問教諭等による体罰の状況を文部科学省が分析・検証する必要性
- 懲戒と体罰の定義の明確化の必要性
- 教員養成段階からの体罰禁止教育の必要性
- 教育における国と地方の権限の在り方の見直しの観点から、地方教育行政法を見直す必要性
- 体罰の防止に向けて、幅広い観点から中央教育審議会等において検証を行う必要性

７　厚生労働委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	池田	元久君	民主				
理　事	岡本	充功君	民主	理　事	長尾	敬君	民主
理　事	長妻	昭君	民主	理　事	柚木	道義君	民主
理　事	加藤	勝信君	自民	理　事	田村	憲久君	自民
理　事	岡本	英子君	生活	理　事	古屋	範子君	公明
	石森	久嗣君	民主		稲富	修二君	民主
	大西	健介君	民主		工藤	仁美君	民主
	斉藤	進君	民主		白石	洋一君	民主
	田中	美絵子君	民主		竹田	光明君	民主
	玉木	朝子君	民主		仁木	博文君	民主
	西村	智奈美君	民主		樋口	俊一君	民主
	藤田	一枝君	民主		宮崎	岳志君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	摩耶君	民主
	吉田	統彦君	民主		和田	隆志君	民主
	あべ	俊子君	自民		鴨下	一郎君	自民
	菅原	一秀君	自民		棚橋	泰文君	自民
	谷畑	孝君	自民		永岡	桂子君	自民
	長勢	甚遠君	自民		松浪	健太君	自民
	松本	純君	自民		青木	愛君	生活
	石井	章君	生活		小林	正枝君	生活
	玉城	デニー君	生活		三宅	雪子君	生活
	坂口	力君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案11件（うち継続審査３件）、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は５件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）

○　要旨

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止する規定を削除すること等

② 国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第15号）

○ 要旨

国民年金の第３号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

③ 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第16号）

○ 要旨

労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図り、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等の制限の対象に追加するとともに、職場における受動喫煙防止のために必要な措置を講ずること等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）

○ 要旨

平成23年度末までの暫定措置とされた雇止めによる離職者に係る所定給付日数の特例及び個別延長給付を２年間延長するとともに、失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を２年間延長するもの

○ 主な質疑内容

- 雇止めによる離職者等に対する給付日数の拡充措置の役割及び成果
- 求人数の増加や景気回復に向けた対応及び給付日数の拡充措置等の暫定措置を２年間で終了させるための具体的な方策
- 雇用保険の国庫負担割合を引き下げる暫定措置の廃止の見通し

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

平成24年度から、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、子どものための手当を支給することとし、平成24年６月分以降については、所得が一定額以上である者の手当額を減額するもの

○ 主な質疑内容

- 恒久法を成立させて子どものための現金給付制度を安定化させることの意義
- 年少扶養控除の廃止により実質的な手取り額が減少する世帯に対する政府の対応策や年少扶養控除の今後の在り方

・　本法律案に基づく児童手当と子ども・子育て新システムとの関係

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

手当の名称を児童手当とし、所得が一定額以上である者に対する手当支給を当分の間の特例給付とすること等

⑥　国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○　**要旨**

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　都道府県調整交付金の財政調整機能を強化するための今後の取組
・　新たな高齢者医療制度の国保財政への影響
・　医師不足や地域偏在を踏まえた今後の医師養成数についての検討状況

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

平成24年４月１日となっている施行期日を公布の日に改めること

⑦　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○　**要旨**

平成24年度及び25年度の基礎年金国庫負担割合を２分の１とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずるもの

※　なお、本法律案は、平成24年度及び25年度の「国庫負担割合約36.5％と２分の１の差額」を負担するための財源を年金特例公債にする等の内閣修正（平成24年７月31日内閣から修正申入書を受領）が行われたものである。

○　**審査結果**

継続審査

⑧　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）

○　**要旨**

高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、継続雇用制度の対象者の限定を可能とする仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保先の対象拡大等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案の施行が若年者の雇用削減を招きかねないという懸念がある中で高年齢者雇用と若年者雇用の確保に関する厚生労働大臣の見解
・　継続雇用の対象者が雇用される関連会社の明確な範囲を規定する必要性
・　修正案の「心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等」の規定が拡大解釈されないための歯止めについての修正案提出者の見解

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

厚生労働大臣は、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含めた事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を定めるものとすること

⑨　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第68号）

○　要旨

「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるほか、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充等を行おうとするもの

○　主な質疑内容

・　本法律案を障害者自立支援法の廃止案ではなく改正案としたことに対する厚生労働大臣の見解
・　障害者等の範囲に加えられる政令で定める難病等の範囲及び当該範囲の検討の基となる厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会の結論が出る時期
・　法施行３年後の障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方の検討に当たっての見直しの方向性

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとすること等

⑩　労働契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）

○　要旨

有期労働契約が通算５年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みを導入する等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　通算契約期間の５年の手前での雇止めの懸念が現実になるおそれが高まった場合にはそれを防ぐ手当を講ずる必要性
・　無期転換した後の労働条件について正社員との均衡を考慮して引き上げる必要性
・　本法律案第20条における不合理と認められる労働条件の具体的な内容及び同条に違反する労働条件は無効となり損害賠償責任や比較対象となった労働条件との差を補充する効果があることの確認

○　審査結果

可決

⑪　年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（内閣提出第83号）

○　要旨

高齢者や障害者等の生活を支援するため、年金収入等が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者等に対し、福祉的な給付として年金生活者支援給付金を支給しようとするもの

○　**審査結果**
継続審査

⑫　国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外５名提出、第173回国会衆法第12号）

○　**要旨**
施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの

○　**審査結果**
撤回許可

⑬　アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外２名提出、第177回国会衆法第32号）

○　**要旨**
アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**
継続審査

⑭　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第８号）

○　**要旨**
施設で就労する障害者等の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないものとするもの

○　**結果**
成案・提出決定

⑮　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号）

○　**要旨**
ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を５年延長し、平成29年８月６日までとするもの

○　**結果**
成案・提出決定

⑯　カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第31号）

○　**要旨**
カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定について定めるとともに、カネミ油症患者に関する施策の基本となる

事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進するもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑰　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第34号）

○　**要旨**

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況等に鑑み、給付金の請求期限の延長等の措置を講ずるもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

⑱　医薬品等行政評価・監視委員会設置法案（長妻昭君外２名提出、衆法第35号）

○　**要旨**

信頼できる医薬品等行政を確立するために必要な体制を構築することにより、医薬品等の安全性の確保を図るため、厚生労働省に、医薬品等行政評価・監視委員会を設置するもの

○　**審査結果**

継続審査

⑲　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第38号）

○　**要旨**

子育てと就業との両立が困難であること等の母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、国等による民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力など、その就業の支援に関する特別の措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑳　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（参議院提出、参法第35号）

○　**要旨**

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末梢（しょう）血幹細胞提供あっせん事業及び臍（さい）帯血供給事業について必要な規制及び助成を行おうとするもの

○　**審査結果**

可決

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会 付託日 提　案 理　由	委員会 質　疑	委員会 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	委員会名 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）	(22. 4. 6)	(22. 4.16)	24. 1.24 (22. 4.23) (22.11.26)		3. 7 修正（多） （賛−民主・自民・公明・きづな） （反−共産・社民・みんな） （附）	3. 8 修正	厚生労働 3.27 可決 （附）	3.28 可決	4. 6 法27号
国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第15号）	(23.11.22)		1.24			9. 7 閉会中 審査			
労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第16号）	(23.12. 2)		1.24 8. 3			9. 7 閉会中 審査			
現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	1.27		3. 8 3. 9	3.14	3.14 可決（全） （賛−民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな） （附）	3.16 可決	厚生労働 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法9号
児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	1.27		3.15 3.16	3.21	3.21 修正（多） （賛−民主・自民・公明・社民） （反−共産・きづな・みんな）	3.23 修正	厚生労働 3.29 可決	3.30 可決	3.31 法24号
国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	2. 3		3.22 3.23	3.28	3.28 修正（多） （賛−民主・自民・公明・きづな・みんな） （反−共産・社民）	3.30 修正	厚生労働 4. 3 可決	4. 5 可決	4. 6 法28号
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）（注）	2.10		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	3. 9		7.24 7.25	7.27 8. 1	8. 1 修正（多） （賛−民主・自民・生活・公明・みんな） （反−共産・社民）	8. 2 修正	厚生労働 8.28 可決	8.29 可決	9. 5 法78号

（注）７月31日、内閣から修正申入書を受領

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第68号）	3.13		4.17 4.17	4.18	4.18 修正(多) (賛-民主・自民・公明) (反-共産・きづな・社民・みんな) (附)	4.26 修正	厚生労働 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法51号
労働契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）	3.23		6. 1 6. 1	7.25	7.25 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明・みんな) (反-共産・社民)	7.26 可決	厚生労働 7.31 可決	8. 3 可決	8.10 法56号
年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（内閣提出第83号）	7.31		9. 6			9. 7 閉会中審査			

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）	(21.11.26)		24. 1.24		4.18 撤回許可				
アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）	(23. 8.26)		1.24			9. 7 閉会中審査			
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第8号）	4.18				4.18 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな)	4.26 可決	厚生労働 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法50号
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号）	6.15				6.15 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな)	6.15 可決	厚生労働 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法46号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第31号）	8.24				8.24 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな)	8.24 可決	厚生労働 8.28 可決 (附)	8.29 可決	9. 5 法82号
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第34号）	8.29				8.29 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな)	9. 6 可決	厚生労働 9. 7 可決	9. 7 可決	9.14 法91号
医薬品等行政評価・監視委員会設置法案（長妻昭君外2名提出、衆法第35号）	8.29		9. 6			9. 7 閉会中審査			
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第38号）	9. 5				9. 5 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな)	9. 6 可決	厚生労働 9. 7 可決	9. 7 可決	9.14 法92号

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（参議院提出、参法第35号）	参 24. 8.28		8.29 9. 5		9. 5 可決(全) (賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな)	9. 6 可決	厚生労働 8.28 成案･提出決定	8.29 可決	9.12 法90号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　被用者年金一元化に当たり加入者数の多い厚生年金制度側が納得する制度にする必要性

・　ＡＩＪ投資顧問に運用委託していた厚生年金基金の単独型、連合型、総合型別の基金数及び資産額
・　ＴＰＰ協定交渉における薬価の決定方法に係る協議の状況
・　難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるために難病対策を法制化する必要性
・　カネミ油症事件被害者救済を目指す超党派議員連盟における議員立法の取組に対して厚生労働省は協力する必要性
・　待機児童解消に向けた目標に見合う保育所整備の見通し
・　介護保険の24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを実施するために必要な介護・看護職員の人材確保策
・　生活保護の不正受給や稼働能力のある受給者の増加への対応策
・　過労死防止基本法制定の必要性
・　最低賃金全国平均1,000円という目標を現在の衆議院議員の任期満了までに実現できるかどうか西村厚生労働副大臣への確認

（4）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 24. 4.11	新潟県	厚生労働関係の基本施策に関する実情調査（へき地における医療及び障害者支援施設等に関する調査）	12人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	長妻	昭君	民主				
理　事	岡本	充功君	民主	理　事	中川	治君	民主
理　事	中野	譲君	民主	理　事	福田	衣里子君	民主
理　事	加藤	勝信君	自民	理　事	松本	純君	自民
理　事	岡本	英子君	生活	理　事	古屋	範子君	公明
	石森	久嗣君	民主		糸川	正晃君	民主
	稲富	修二君	民主		大西	健介君	民主
	工藤	仁美君	民主		斉藤	進君	民主
	白石	洋一君	民主		田中	美絵子君	民主
	竹田	光明君	民主		玉木	朝子君	民主
	長尾	敬君	民主		長島	一由君	民主
	西村	智奈美君	民主		初鹿	明博君	民主
	水野	智彦君	民主		宮崎	岳志君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	摩耶君	民主
	あべ	俊子君	自民		石田	真敏君	自民
	鴨下	一郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	田村	憲久君	自民		棚橋	泰文君	自民
	永岡	桂子君	自民		長勢	甚遠君	自民
	青木	愛君	生活		石井	章君	生活
	小林	正枝君	生活		玉城	デニー君	生活
	三宅	雪子君	生活		坂口	力君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		江田	憲司君	みんな
	阿部	知子君	社民		谷畑	孝君	維新

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件（継続審査）及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第15号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

② 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第16号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第26号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　主な質疑内容

・　基礎年金国庫負担割合２分の１が維持・恒久化される意義

・　消費税率引上げによる増収分を基礎年金国庫負担割合２分の１を維持するための財源とする理由

・　本法律案で年金額等の特例水準の解消を行う理由

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

年金額の特例水準の段階的な解消等に係る施行期日を平成25年10月１日に繰り下げるとともに、年金額等の適正化の割合を変更すること

④　年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第83号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　主な質疑内容

・　年金生活者支援給付金の支給要件等の具体的内容

・　保険料納付実績に応じた額となる年金生活者支援給付金は無年金、低年金者対策にならないとの意見に対する政府の見解

・　低年金者対策を年金制度の枠内でなく別建ての福祉的措置として行う理由

○　審査結果

可決

⑤　アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外２名提出、第177回国会衆法第32号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑥　医薬品等行政評価・監視委員会設置法案（岡本充功君外１名提出、第180回国会衆法第35号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第15号）	(23.11.22)		24.10.29		（審査未了）				
労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第16号）	(23.12. 2)		10.29 (24. 8. 3)		（審査未了）				
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第26号）	(24. 2.10)		10.29 11.14	11.14	11.14 修正（多） （賛-民主・自民・公明・維新） （反-生活・共産・みんな・社民）	11.15 修正	厚生労働 11.15 可決	11.16 可決	11.26 法99号
年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第83号）	(24. 7.31)		10.29 11.14	11.14	11.14 可決（多） （賛-民主・自民・公明） （反-生活・共産・みんな・社民・維新）	11.15 可決	厚生労働 11.15 可決	11.16 可決	11.26 法102号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）	(23. 8.26)		24.10.29		（審査未了）				
医薬品等行政評価・監視委員会設置法案（岡本充功君外1名提出、第180回国会衆法第35号）	(24. 8.29)		10.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　厚生労働大臣の挨拶における「潤いのある社会保障」の中に民主党マニフェストの

子ども手当、最低保障年金及び後期高齢者医療の廃止が含まれるかについての確認
・　70歳から74歳の患者負担を２割から１割へ軽減する措置の平成25年度以降の取扱い
・　再生医療の実用化に向けて立法措置を含む国を挙げての支援体制を構築する必要性
・　精神科、心療内科等における向精神薬等の処方実態に対する厚生労働大臣の認識及びその適正化に向けた取組
・　真に生活保護を必要とする生活困窮者に対して生活保護費を支給できていない実情に関する社会保障審議会における議論の内容及び厚生労働大臣政務官の見解
・　今後10年余りで介護職員を100万人増加させる必要性がある中で介護職員の年収が極めて低い現状に対する認識及び介護職員の増加策
・　労働者の適性に合った就業の実現を通じて労働生産性を向上させる取組を雇用労働政策に位置付ける必要性

【第182回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	松本	純君	自民				
理　事	鈴木	淳司君	自民	理　事	関	芳弘君	自民
理　事	薗浦	健太郎君	自民	理　事	田中	良生君	自民
理　事	永岡	桂子君	自民	理　事	長島	昭久君	民主
理　事	杉田	水脈君	維新	理　事	古屋	範子君	公明
	あべ	俊子君	自民		加藤	勝信君	自民
	鴨下	一郎君	自民		小林	茂樹君	自民
	小林	鷹之君	自民		菅原	一秀君	自民
	鈴木	憲和君	自民		瀬戸	隆一君	自民
	田所	嘉徳君	自民		田中	英之君	自民
	田野瀬	太道君	自民		田畑	毅君	自民
	田畑	裕明君	自民		高木	宏壽君	自民
	髙鳥	修一君	自民		高橋	ひなこ君	自民
	武井	俊輔君	自民		武部	新君	自民
	武村	展英君	自民		棚橋	泰文君	自民
	津島	淳君	自民		辻	清人君	自民
	武正	公一君	民主		中川	正春君	民主
	中根	康浩君	民主		若井	康彦君	民主
	鈴木	望君	維新		鈴木	義弘君	維新
	高橋	みほ君	維新		東国原	英夫君	維新
	輿水	恵一君	公明		濵地	雅一君	公明
	柏倉	祐司君	みんな		中島	克仁君	みんな
	高橋	千鶴子君	共産		阿部	知子君	無

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

8　農林水産委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	吉田　　公一君	民主				
理　事	石津　　政雄君	民主	理　事	梶原　　康弘君	民主
理　事	田名部　匡代君	民主	理　事	野田　　国義君	民主
理　事	小里　　泰弘君	自民	理　事	宮腰　　光寛君	自民
理　事	石田　　三示君	生活	理　事	石田　　祝稔君	公明
	石山　　敬貴君	民主		今井　　雅人君	民主
	打越　あかし君	民主		小山　　展弘君	民主
	近藤　　和也君	民主		佐々木　隆博君	民主
	高橋　　英行君	民主		玉木　雄一郎君	民主
	道休　誠一郎君	民主		富岡　　芳忠君	民主
	仲野　　博子君	民主		福島　　伸享君	民主
	森本　　哲生君	民主		山岡　　達丸君	民主
	山田　　正彦君	民主		和嶋　　未希君	民主
	伊東　　良孝君	自民		今村　　雅弘君	自民
	江藤　　拓君	自民		北村　　誠吾君	自民
	武部　　勤君	自民		谷川　　弥一君	自民
	保利　　耕輔君	自民		山本　　拓君	自民
	金子　　健一君	生活		菊池長右ェ門君	生活
	京野　　公子君	生活		中野渡　詔子君	生活
	西　　博義君	公明		吉泉　　秀男君	社民
	石川　　知裕君	大地			

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案４件、議員提出法律案２件（継続審査）及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（内閣提出第20号）

○　要旨

我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が行う新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社農林漁業成長産業化支援機構に関し、その設立、業務の範囲、支援基準等を定めるもの

○　主な質疑内容

- 既存のファンドがある中で、新たなファンドの仕組みを導入する意義
- 機構の目的に、農林漁業者の経営の安定向上、地域との調和への配慮、農林漁業者の主体性確保等を追加することについての見解
- 地域ファンドが設立されていない地域の事業者が、機構に対して直接出資を申し込むことの可否

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

機構の目的の見直し、農林漁業者等の意向を反映させるための手続の追加、対象事業者と対象事業活動支援団体との区別の明確化、農林水産大臣が定める支援基準の明確化、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化を図ること等

②　農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第36号）

○　要旨

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、市町村の認定を受けて再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者について、農地法等に基づく手続の簡素化等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

③　競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

○　要旨

近年の競馬の売上額の継続的な減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、競馬の振興を図るため、払戻金の金額の算出方法を改めるとともに、地方競馬主催者に対する必要な支援の延長の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　地方競馬全国協会が行う競馬活性化事業等による地方競馬の収支改善等への効果及び必要な資金確保のための措置を５年間延長することとした理由
・　農林水産大臣が定めるとされている払戻率の上限の決定時期及び具体的な数値の見込み
・　払戻率の見直しに対応するための新たなプログラム整備に対する支援策

○　審査結果

可決

④　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）

○　要旨

国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　国有林野事業の一般会計化により企業的経営の考え方が喪失し、行政改革に逆行する懸念
・　国有林野事業における債務返済見通しの試算根拠
・　本法律案と森林・林業再生プランに示されている「10年後の木材自給率50％以上」

との関連性及び整合性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外４名提出、第174回国会衆法第35号）

○　**要旨**

農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農林水産業者等に対して交付金を交付するもの

○　**審査結果**

継続審査

⑥　農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外６名提出、第177回国会衆法第10号）

○　**要旨**

農業の担い手の育成及び確保に係る制度を見直すこと等を通じて施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の施策の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑦　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第３号）

○　**要旨**

しばしば台風の来襲を受け、雨量が極めて多く、かつシラス等特殊な火山噴出物等に覆われている特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業への特別な助成等を引き続き実施するため、法律の有効期限を平成29年３月31日まで５年間延長するもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

⑧　養ほう振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第23号）

○　**要旨**

近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂の振興を図るため、養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等について定めるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑨　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）

○　要旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保等の措置を講ずるもの

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（内閣提出第20号）	24. 2. 7		8. 1 8. 1	8. 2	8. 2 修正（全） （賛-民主・自民・生活・公明・社民・大地） （附）	8. 2 修正	農林水産 8.28 可決 （附）	8.29 可決	9. 5 法83号
農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第36号）	2.17		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	2.24		3.16 3.21	3.27	3.27 可決（全） （賛-民主・自民・公明・きづな・社民・大地）	3.27 可決	農林水産 6.19 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法37号
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）	参 3. 2		4.16 4.18	6.20	6.20 可決（全） （賛-民主・自民・公明・きづな・社民・大地） （附）	6.21 可決	農林水産 4.12 可決 （附）	4.16 可決	6.27 法42号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）	(22. 6.14)		24. 1.24 (23. 5.31)			9. 7 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号）	(23. 5.27)		1.24 (23. 5.31)			9. 7 閉会中審査			
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第3号）	3.15				3.15 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・きづな・社民・大地)	3.16 可決	農林水産 3.22 可決	3.23 可決	3.30 法7号
養ほう振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第23号）	6.19				6.19 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・きづな・社民・大地)	6.19 可決	農林水産 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法45号

参　法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）	参 24. 3.22		3.23 3.27		3.27 可決	農林水産 3.22 成案・提出決定	3.23 可決	3.31 法10号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る農林漁業者等への損害賠償の支払が進まない理由及び支払を迅速化する必要性
- ＴＰＰ協定交渉に対する農林水産大臣の基本姿勢
- 米国産牛肉の輸入条件を含むＢＳＥ対策の再評価とＴＰＰ交渉との関係
- 北京常設展示館事業に係る米の輸出について、平成23年12月の中国国家品質監督検験検疫総局の検疫が必要との回答にかかわらず、李春光駐日中国大使館経済参事処一等書記官の文書を根拠に輸出を行った理由
- ＳＢＳ輸入による中国産ミニマム・アクセス米の販売に対する農林水産大臣の感想
- 米国での干ばつ発生による飼料価格の高騰への懸念及び配合飼料価格安定制度の補

塡財源を十分に確保する必要性
・　平成24年度の農業者戸別所得補償制度の予算所要額について、翌年度計上予定額を含めた平成23年度と異なる手法で公表した理由
・　青年就農給付金について親元就農の場合における給付要件を緩和する必要性
・　耕作放棄地等を活用して再生可能エネルギーを促進するための農地転用の取組
・　諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に向けた農林水産大臣の対応方針
・　山村地域を活性化するための森林づくりを重視する必要性
・　漁業用燃油価格の異常高騰への対応策

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

平成24年度畜産物価格等に関する件（平成24.3.21）

我が国の畜産・酪農は、配合飼料価格の高止まり、畜産物の消費と価格の低迷に加え、東京電力株式会社の原発事故に伴う風評被害の発生という情勢の中で、その経営の悪化、生産基盤の縮小など、未曾有の危機に陥っている。

また、本年４月１日から食品中の放射性物質の新基準値が施行されることに伴い、適切な対応が求められている。さらに、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への参加の検討やＢＳＥに係る輸入牛肉の月齢制限等の緩和の検討に対して、懸念が広がっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成24年度の畜産物価格の決定に当たっては、再生産を確保し将来に希望が持てる価格を実現するとともに、平成24年度当初予算で講じようとする関連対策について、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　ＥＰＡ交渉及びＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との協議に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成18年12月の本委員会決議「日豪ＥＰＡの交渉開始に関する件」及び平成23年12月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」を十分に踏まえて臨むこと。

２　ＢＳＥに係る輸入牛肉の月齢制限等については、科学的知見に基づいた検証を十分に行い、拙速な緩和は行わないこと。

３　酪農家の生産意欲を喚起し、生産基盤の回復を実現できるよう、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。

４　都府県酪農について、生産基盤の強化のための対策を講じること。また、放射性物質による汚染地域における安全な粗飼料の確保に向けた支援措置を継続すること。

５　肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家が十分な所得を確保できる水準となるよう適切に決定すること。

６　指定食肉の牛肉安定価格及び豚肉安定価格については、現行価格を基本に適切に決定するとともに、相場の下落時には機動的・弾力的に調整保管を発動すること。

７　肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）の毎月払いの継続については、枝肉価格の状況等を踏まえて引き続き適切に決定すること。

８　配合飼料価格安定基金については、配合飼料価格高騰時の補てん財源が不足することのないよう、異常補てん基金の活用などにより、生産者への補てん金を確保すること。

9　飼料穀物については、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時や飼料穀物の高騰など不測の事態や急激な環境変化の発生時に畜産・酪農家に配合飼料を安定的に供給できるよう、その弾力的な備蓄の在り方について検討を行うこと。

10　原発事故に伴う放射性物質の影響により出荷できない老廃牛の滞留並びに汚染された稲わら、牧草及び堆肥の滞留について、一刻も早く対策を確立すること。

11　食品中の放射性物質の新基準値が本年４月１日から施行されることに伴い、必要な検査体制を確立するとともに、生産対策、風評被害対策及び東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう措置すること。

　また、風評被害の払拭に向けて、牛乳・乳製品や食肉等の消費拡大を推進すること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3.27	日本中央競馬会理事長	土川　健之君	競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）
6.20	東京電力株式会社常務取締役	廣瀬　直己君	農林水産関係の基本施策に関する件

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 24. 5.24	福島県、茨城県	農林水産業の実情調査	12人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	小宮山	泰子君	生活				
理　事	石山	敬貴君	民主	理　事	田名部	匡代君	民主
理　事	高橋	英行君	民主	理　事	野田	国義君	民主
理　事	江藤	拓君	自民	理　事	小里	泰弘君	自民
理　事	石田	三示君	生活	理　事	石田	祝稔君	公明
	梶原	康弘君	民主		小山	展弘君	民主
	近藤	和也君	民主		佐々木	隆博君	民主
	空本	誠喜君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	玉置	公良君	民主		道休	誠一郎君	民主
	仁木	博文君	民主		福島	伸享君	民主
	藤田	大助君	民主		皆吉	稲生君	民主
	山岡	達丸君	民主		山田	正彦君	民主
	吉田	公一君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	赤澤	亮正君	自民		伊東	良孝君	自民
	今村	雅弘君	自民		北村	誠吾君	自民
	武部	勤君	自民		谷川	弥一君	自民
	保利	耕輔君	自民		宮腰	光寛君	自民
	菊池長右ェ門君		生活		京野	公子君	生活
	中野渡	詔子君	生活		西	博義君	公明
	吉泉	秀男君	社民		松浪	健太君	維新
	石川	知裕君	大地				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第36号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外４名提出、第174回国会衆法第35号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外６名提出、第177回国会衆法第10号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第36号）	(24. 2.17)		24.10.29		（審査未了）				

衆　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）	(22. 6.14)		24.10.29 (23. 5.31)		（審査未了）				
農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号）	(23. 5.27)		10.29 (23. 5.31)		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　東日本大震災による放射能汚染の農地土壌への影響についての現状及び対策
・　ＢＳＥ対策の見直しに係る食品健康影響評価の経緯・内容及び厚生労働省の対応
・　ＴＰＰに参加した場合の農地や担い手を守るための有効な国内対策についての農林水産大臣の見解

・　「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づく出資要件を柔軟にする必要性
・　平成24年産水稲の作況指数が102となる中で米価が高水準で推移していることについての現状認識とその理由
・　鳥獣被害の現状及び風水害により被災した侵入防止柵の復旧についての認識
・　平成25年度の加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量の在り方
・　財政制度等審議会財政制度分科会に戸別所得補償制度を批判した資料を配付した財務省への農林水産大臣の対応
・　諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に関しての準備調査費を復興関連事業として計上したことの妥当性
・　自伐林業方式に対する支援策
・　共同利用漁船等復旧支援対策事業の執行状況

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	森山	裕君	自民				
理　事	今村	雅弘君	自民	理　事	小里	泰弘君	自民
理　事	北村	誠吾君	自民	理　事	土井	亨君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	笠	浩史君	民主
理　事	田沼	隆志君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	赤澤	亮正君	自民		伊東	良孝君	自民
	江藤	拓君	自民		黄川田	仁志君	自民
	谷川	弥一君	自民		土屋	正忠君	自民
	寺田	稔君	自民		冨樫	博之君	自民
	渡海	紀三朗君	自民		東郷	哲也君	自民
	冨岡	勉君	自民		豊田	真由子君	自民
	中川	俊直君	自民		中川	郁子君	自民
	中谷	真一君	自民		中根	一幸君	自民
	中村	裕之君	自民		藤原	崇君	自民
	保利	耕輔君	自民		盛山	正仁君	自民
	岸本	周平君	民主		階	猛君	民主
	福田	昭夫君	民主		山井	和則君	民主
	中田	宏君	維新		中丸	啓君	維新
	中山	成彬君	維新		稲津	久君	公明
	輿水	恵一君	公明		林	宙紀君	みんな
	畑	浩治君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

（閉会中審査）

- 加工原料乳生産者補給金単価を引き上げるとともに、配合飼料価格安定制度の安定的な運営に向けて対策を講ずる必要性
- 原発事故により直接被害又は風評被害を受けた畜産業への対策の内容
- 戸別所得補償制度の水田活用の所得補償交付金（飼料用米の交付単価：８万円/10a）が飼料自給率向上に果たした役割に対する評価及び平成26年度に向けた制度設計の基本的認識
- ＴＰＰ交渉への参加を前提としなくとも、農業対策を実施する必要性
- 諫早湾干拓事業潮受堤防排水門開門調査について、農林水産大臣が佐賀県及び長崎県に足を運んで理解を求める必要性
- 北海道をはじめとする雪害について迅速に被害状況を把握し対策を講ずる必要性

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

平成25年度畜産物価格等に関する件（平成25.1.24）

我が国の畜産・酪農経営は、配合飼料価格の高騰、畜産物の消費と価格の低迷、東京電力株式会社の原発事故に伴う風評被害など、これまでにない厳しい環境下にある。特に、配合飼料については、為替相場の円安傾向を背景に今後更なる価格の上昇が懸念されており、畜産・酪農経営の将来展望を一層困難なものとしている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成25年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。加工原料乳限度数量については、生乳の安定供給を確保するとともに、生産意欲の増大を図るため、適切に決定すること。

また、後継者の確保、酪農ヘルパーへの支援など生産基盤の強化を図るとともに、国産チーズの生産を拡大するための対策を講ずること。

２　牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

３　畜産・酪農の経営安定対策については、畜種別・地域別・経営体ごとの特性に対応し、十分な所得を確保できる実効ある制度として確立するため、その見直しについて検討を進めること。

４　配合飼料価格安定制度については、今後とも畜産・酪農経営の安定に寄与するよう補塡財源の確保など十全の措置を講ずるとともに、配合飼料価格が高止まりする中、農家負担の軽減を図る観点から、制度の見直しについて検討を行うこと。

５　飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、飼料用米・稲発酵粗飼料・稲わら・エコフィードの利用拡大、水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進するとともに、草地更新や品種改善など国産飼料の生産基盤対策を充実・強化すること。

６　原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を迅速に進めること。

また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むとともに、東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう措置すること。

７　地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進するとともに、諸外国に向けた国産畜産物の信頼回復等輸出促進対策を強化すること。

８　ＢＳＥに係る輸入牛肉の規制緩和に当たっては、科学的知見に基づいた検証を十分に行い、消費者の理解を得られるよう努めること。

９　ＥＰＡ交渉及びＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との協議に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成18年12月の本委員会決議「日豪ＥＰＡの交渉開始に関する件」及び平成23年12月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」を十分に踏まえて臨むこと。

右決議する。

９　経済産業委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	中山	義活君	民主				
理　事	石関	貴史君	民主	理　事	川口	博君	民主
理　事	近藤	洋介君	民主	理　事	田嶋	要君	民主
理　事	梶山	弘志君	自民	理　事	菅原	一秀君	自民
理　事	髙松	和夫君	生活	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	井戸	まさえ君	民主		大西	健介君	民主
	大島	章宏君	民主		北神	圭朗君	民主
	櫛渕	万里君	民主		斉木	武志君	民主
	柴橋	正直君	民主		高野	守君	民主
	中根	康浩君	民主		花咲	宏基君	民主
	藤田	大助君	民主		松岡	広隆君	民主
	三浦	のぼる君	民主		山崎	誠君	民主
	山本	剛正君	民主		近藤	三津枝君	自民
	高市	早苗君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷畑	孝君	自民		西野	あきら君	自民
	西村	康稔君	自民		額賀	福志郎君	自民
	木村たけつか君		生活		中後	淳君	生活
	江田	康幸君	公明		吉井	英勝君	共産
	山内	康一君	みんな		平山	泰朗君	国民
	中津川	博郷君	改会		平	智之君	減税
	園田	博之君	日本				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案７件（うち継続審査２件）、議員提出法律案１件、参議院提出法律案１件及び承認を求めるの件１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）

○　要旨

公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

②　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）

○　要旨

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の

活動を促進するため、特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　「特定多国籍企業」「研究開発事業」及び「統括事業」要件についての省令委任内容
・　「国際戦略総合特区」制度との連携の必要性
・　誘致企業目標数の規模とその効果

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

○　要旨

近年の競輪及びオートレース（以下「競輪等」という。）の売上額の継続的な減少による施行者の収支の悪化及び競輪に関する事業仕分けの指摘を踏まえ、今後も競輪等の事業を持続可能なものとするため、競輪等の事業運営及び経営の改善に資するための措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　競輪等の第１号交付金及び第２号交付金額の推移及び成果
・　本法律案による収支改善効果及び赤字が継続する施行者の撤退の必要性
・　事業仕分けでの指摘どおり、ＪＫＡ等の団体への天下りを廃止する必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

○　要旨

東日本大震災の経験を踏まえ、石油をはじめとしたエネルギーの安定供給を確保するためには、災害時の石油供給体制等の整備を一層強化する必要があることから、災害時の石油・石油ガス（ＬＰガス）の供給に関する体制の構築に係る措置及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源開発に係る支援機能の集約化・整備のための措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　新たな石油備蓄等の発動要件の想定事例
・　災害時供給連携計画の内容、発動要件該当事例及び東日本大震災時からの改善点
・　オールジャパン体制で資源確保戦略の策定を進めるための議論の場の必要性

○　審査結果

可決

⑤　経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（内閣提出第28号）

○　要旨

エネルギーの利用の制約への対応、生産年齢人口の減少下における就業者数の維持又は増加その他我が国の経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する事業を行うことを促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に関

する措置並びに当該事業に係る製品及び役務の需要の開拓を図るための措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑥　中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）

○　**要旨**

中小企業の経営力の強化を図るため、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し、中小企業基盤整備機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　認定経営革新等支援機関の認定基準及び既存の商工会・商工会議所との連携の必要性

・　中小企業基盤整備機構による経営革新等支援機関への専門家派遣協力における支援内容

・　中小企業の海外展開におけるマッチング機会の創出（展示会・商談会）や相談窓口の充実の必要性

○　**審査結果**

可決

⑦　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）

○　**要旨**

我が国経済の発展のため、エネルギー需給の早期安定化を図ることを目的として、蓄電池やエネルギー管理システム（ＢＥＭＳ・ＨＥＭＳ）の活用等により電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にすることにより、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくし、また、建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑧　脱原発基本法案（山岡賢次君外12名提出、衆法第39号）

○　**要旨**

脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発のための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保するための措置を講ずるもの

○　**結果**

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑨　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第33号）

○　要旨

共済事業の効率的な業務の実施を図るため、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一個の事業協同組合又は協同組合連合会で行うことができるようにするための措置を講ずるもの

○　審査結果

可決

⑩　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第４号）

○　要旨

平成24年４月14日から平成25年４月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	(22. 3.12)		24. 1.24 (22. 5.26)			9. 7 閉会中 審査			
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）	(23. 2.14)		1.24 (23.12. 2)	4.18	4.18 可決(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・みんな・日本) (反-共産) (附)	4.26 可決	経済産業 7.26 可決 (附)	7.27 可決	8. 3 法55号
自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	2. 7		3.14 3.16	3.21	3.21 可決(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・日本) (反-共産・みんな) (附)	3.23 可決	経済産業 3.29 可決 (附)	3.30 可決	3.31 法11号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	2.10		6. 1 7.25	7.27	7.27 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明・みんな・国民・日本) (反-共産・平智之君)	7.31 可決	経済産業 8.28 可決	8.29 可決	9. 5 法76号
経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（内閣提出第28号）	2.10		8. 2 8. 3			9. 7 閉会中審査			
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）	参 3. 2		6.15 6.15	6.20	6.20 可決(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・みんな・日本・平山泰朗君)	6.21 可決	経済産業 4.19 可決	4.20 可決	6.27 法44号
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	3.13		9. 6			9. 7 閉会中審査			

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
脱原発基本法案（山岡賢次君外12名提出、衆法第39号）	24. 9. 7					9. 7 閉会中審査			

参　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第33号）	参 24. 8.28		8.29 9. 5		9. 5 可決（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・みんな・国民・改会・減税・日本）	9. 6 可決	経済産業 8.28 成案・提出 決定	8.29 可決	9.12 法85号

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	24. 4.10		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 円高による日本経済への影響を緩和するための施策の必要性
- 今後のエネルギー・環境政策及び原発再稼働に対する経済産業大臣の見解
- 東京電力による電気料金値上げ及び電力業界の競争促進・市場開放についての経済産業大臣の見解
- 省エネ促進に対する政府の取組方針
- ＴＰＰへの参加及び消費増税により想定される中小企業への影響
- 小規模企業に対する総合的・重層的な施策の必要性
- 我が国の伝統・文化と「ものづくり」を総合的に海外にアピールするクール・ジャパン戦略の在り方

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
環境委員会 経済産業委員会連合審査会	平成 24. 6. 8	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出） 地方自治法第156 条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出） 原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3.16	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
4.13	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	
6.15	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	
7.25	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	
	日本銀行企画局長	内田　眞一君	

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	海江田	万里君	民主				
理　事	櫛渕	万里君	民主	理　事	高野	守君	民主
理　事	中根	康浩君	民主	理　事	山本	剛正君	民主
理　事	菅原	一秀君	自民	理　事	西村	康稔君	自民
理　事	髙松	和夫君	生活	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	石井	登志郎君	民主		石田	勝之君	民主
	岸本	周平君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	近藤	洋介君	民主		斉木	武志君	民主
	柴橋	正直君	民主		田嶋	要君	民主
	田中けいしゅう君		民主		花咲	宏基君	民主
	樋口	俊一君	民主		平山	泰朗君	民主
	本多	平直君	民主		牧野	聖修君	民主
	松岡	広隆君	民主		松宮	勲君	民主
	梶山	弘志君	自民		岸田	文雄君	自民
	近藤	三津枝君	自民		新藤	義孝君	自民
	高市	早苗君	自民		西野	あきら君	自民
	額賀	福志郎君	自民		木村たけつか君		生活
	中後	淳君	生活		江田	康幸君	公明
	吉井	英勝君	共産		杉本	かずみ君	みんな
	平	智之君	みんな		中津川	博郷君	改会
	園田	博之君	太陽				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案３件（継続審査）、議員提出法律案１件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

② 経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第28号）

○ 要旨

（第180回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第69号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④　脱原発基本法案（山岡賢次君外12名提出、第180回国会衆法第39号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑤　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第180回国会承認第４号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	(22. 3.12)		24.10.29 (22. 5.26)		（審査未了）				
経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第28号）	(24. 2.10)		10.29 (24. 8. 3)		（審査未了）				
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第69号）	(24. 3.13)		10.29		（審査未了）				

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
脱原発基本法案（山岡賢次君外12名提出、第180回国会衆法第39号）	(24. 9. 7)		24.10.29		（審査未了）				

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第180回国会承認第4号）	(24. 4.10)		24.10.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 被災地への企業進出に際して政府からの補助金が減額されたことで進出が困難になっている現状に対する経済産業大臣の認識
- 再生医療の実用化・産業化の推進及びそのための関係省庁連携の必要性
- 原子力発電所の再稼働及び運転停止の判断を担保する法的枠組み並びに再稼働のための新安全基準の早期策定の必要性
- 「革新的エネルギー・環境戦略」における「2030年代原発稼働ゼロ」と「40年運転制限制」厳格適用の整合性についての経済産業大臣の見解
- 再生可能エネルギー発電と併せて最先端技術を用いた石炭発電や天然ガスを利用したコンバインドサイクル発電等を積極的に推進する必要性
- 南鳥島近海のレアアース開発に対する支援強化の必要性及び安全保障の観点からの資源確保戦略の重要性についての政府の認識
- 中小企業金融円滑化法の再々々延長の是非及び「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の効果

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	富田　茂之君	公明	
理　事	櫻田　義孝君	自民	
理　事	西川　京子君	自民	
理　事	葉梨　康弘君	自民	
理　事	西岡　新君	維新	
	岩田　和親君	自民	
	島田　佳和君	自民	
	菅原　一秀君	自民	
	中山　展宏君	自民	
	長坂　康正君	自民	
	西川　公也君	自民	
	西銘　恒三郎君	自民	
	根本　幸典君	自民	
	萩生田　光一君	自民	
	橋本　英教君	自民	
	奥野　総一郎君	民主	
	細野　豪志君	民主	
	中山　成彬君	維新	
	西根　由佳君	維新	
	井坂　信彦君	みんな	
	塩川　鉄也君	共産	
理　事	中山　泰秀君	自民	
理　事	西村　明宏君	自民	
理　事	古本　伸一郎君	民主	
理　事	江田　康幸君	公明	
	梶山　弘志君	自民	
	白石　徹君	自民	
	高市　早苗君	自民	
	永山　文雄君	自民	
	丹羽　雄哉君	自民	
	西村　康稔君	自民	
	額賀　福志郎君	自民	
	野中　厚君	自民	
	橋本　岳君	自民	
	林田　彪君	自民	
	原口　一博君	民主	
	鷲尾　英一郎君	民主	
	西田　譲君	維新	
	岡本　三成君	公明	
	三谷　英弘君	みんな	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

10　国土交通委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	伴野	豊君	民主				
理　事	阿知波	吉信君	民主	理　事	川村	秀三郎君	民主
理　事	辻元	清美君	民主	理　事	若井	康彦君	民主
理　事	金子	恭之君	自民	理　事	山本	公一君	自民
理　事	畑	浩治君	生活	理　事	富田	茂之君	公明
	石井	登志郎君	民主		奥田	建君	民主
	沓掛	哲男君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	古賀	一成君	民主		坂口	岳洋君	民主
	髙木	義明君	民主		高橋	英行君	民主
	津島	恭一君	民主		筒井	信隆君	民主
	中川	治君	民主		橋本	清仁君	民主
	初鹿	明博君	民主		福田	昭夫君	民主
	向山	好一君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		吉田	おさむ君	民主
	赤澤	亮正君	自民		小渕	優子君	自民
	北村	茂男君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	徳田	毅君	自民		二階	俊博君	自民
	林	幹雄君	自民		福井	照君	自民
	望月	義夫君	自民		小宮山	泰子君	生活
	古賀	敬章君	生活		竹内	譲君	公明
	穀田	恵二君	共産		中島	隆利君	社民
	柿澤	未途君	みんな		中島	正純君	国民
	中島	政希君	改会		亀井	静香君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案12件（うち継続審査１件）、議員提出法律案６件（うち継続審査４件）、参議院提出法律案１件及び承認を求めるの件１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）

○　要旨

交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案に盛り込まれていない移動権の趣旨を実現するために必要な施策及び財源確保の在り方

・　本法律案において交通安全確保の趣旨を明確にする必要性

・　デマンド交通における今後の課題と交通基本法案の役割

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

継続審査

②　都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

○　要旨

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　想定される地震の規模及び官邸等における緊急対策の在り方

・　都市再生緊急整備地域に現在指定されていない池袋駅等の重要なターミナル駅を含む地域においても帰宅困難者対策を実施する必要性

・　災害弱者への配慮に関する具体的な取組

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）

○　要旨

我が国の外航船社による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、我が国外航船社が運航する外国船舶のうち、航海命令に際し日本船舶に転籍して確実かつ速やかに航行することが可能なものを準日本船舶として認定することとし、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となるトン数の測度（国による船舶の大きさの測定）に関する手続の特例等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　日本の成長戦略上重要である日本商船隊の国際競争力確保のための取組

・　準日本船舶の認定制度の創設とトン数標準税制の拡充を一体として行う必要性

○　審査結果

可決

④　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）

○　要旨

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書等の国際基準に適確に対応しつつ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する対策の一層の強化等を図るため、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け、独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴う指定法人に関する制度の創設、海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　マルポール条約の締結国に条約を厳守させ、実効性あるものにするため、日本政府が国際社会の中で行うべき対応

・　日本におけるＬＮＧ燃料船の実用化に向けた国土交通省の技術支援や育成についての実績及び今後の対応

○　審査結果
可決

⑤　船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）

○　要旨
2006年の海上の労働に関する条約の締結に伴い、船員の労働条件等に関する規制の見直しを行うとともに、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査に関する制度の創設等について定めるもの

○　審査結果
可決

⑥　都市の低炭素化の促進に関する法律案（内閣提出第43号）

○　要旨
都市の低炭素化を図るため、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置について定めるもの

○　主な質疑内容
・　都市の低炭素化の促進に対する目標及び目標達成時の効果
・　市街地の縮小による都市の経済活力減退の懸念
・　低炭素住宅の建築促進のための中小工務店の技術力向上に向けた取組

○　審査結果
可決

⑦　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

○　要旨
不動産特定共同事業の活用を一層推進するため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者についての必要な規制等について定めるもの

○　審査結果
継続審査

⑧　海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）

○　要旨
我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の所要の措置について定めるもの

○　主な質疑内容
・　本法律案により海上保安庁の任務や所掌事務として追加される規定が想定する具体的業務
・　海上保安庁の充実及び人員、装備の機能強化の必要性

・　退去命令を出すことができる「航行の秩序を維持するために必要があると認めるとき」の具体例

○　**委員派遣**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑨　国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出第53号）

○　**要旨**

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対しコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、貨物自動車運送事業者等及び運転者が当該運送に関し遵守すべき事項等について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑩　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出第54号）

○　**要旨**

民間の能力を活用した空港の運営等を推進するため、国土交通大臣がその基本方針を定めることとするとともに、国土交通大臣又は地方公共団体が管理する空港について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑪　ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（内閣提出第70号）

○　**要旨**

ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる地域等のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域について、国土交通大臣による特定地域振興基本方針の策定、都道府県による特定地域振興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑫　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案（内閣提出第82号）

○　**要旨**

欧州連合によるイランに対する制裁措置により、イラン産原油を我が国に輸送する特定タンカーの運航が停止する事態を回避するため、特定タンカー所有者が、一定の損害賠償義務の履行を担保する契約を保険者と締結している場合、政府は、これにより支払われる金額を保険者に交付することができる契約を、特定タンカー所有者との間で締結することができること等、特別の措置について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案が成立しない場合に国民生活へ及ぼす具体的影響
・　本法律案の提出が６月11日まで遅れた理由
・　ＥＵによるイラン産原油の輸送に係る再保険引受禁止措置が実施されるにもかかわらず、我が国がイラン産原油の輸入を継続する理由

○　審査結果

可決

⑬　北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外４名提出、第174回国会衆法第11号）

○　要旨

北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑭　離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外４名提出、第174回国会衆法第33号）

○　要旨

奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充するもの

○　審査結果

撤回許可

⑮　離島航路航空路整備法案（武部勤君外４名提出、第174回国会衆法第34号）

○　要旨

離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑯　地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）

○　要旨

地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急的な措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制をするもの

○　審査結果

継続審査

⑰　国土強靱化基本法案（二階俊博君外10名提出、衆法第15号）

○　要旨

国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土の強靱化に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに国土の強靱化基本計画の策定その他国土の強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、国土強靱化戦略本部等を設置するもの

○　審査結果

継続審査

⑱　離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第20号）

○　要旨

離島の厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図るため、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念及び国の責務に係る規定並びに離島活性化交付金等の交付に係る規定を定め、基本的施策の充実等を図るもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

⑲　南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、衆法第26号）

○　要旨

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定、南海トラフ巨大地震に関する地震観測体制の整備、緊急対策推進基本計画及び緊急対策実施計画の作成、緊急対策実施計画に係る特別の措置、特定緊急対策事業推進計画の認定及び特別の措置、緊急集団移転促進事業の実施に係る特別の措置等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑳　雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第29号）

○　要旨

近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

㉑　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）

○　要旨

特定船舶の入港禁止措置についての平成18年７月５日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成25年４月13日まで１年延長する変更

をしたため、特定船舶入港禁止法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	(23. 3. 8)		24. 1.24 8. 7	8.22		9. 7 閉会中審査			
都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	2. 7		3.15 3.16	3.21	3.21 可決(全) (賛-民主・自民・公明・共産・社民・みんな・国民) (附)	3.23 可決	国土交通 3.29 可決 (附)	3.30 可決	4. 6 法26号
海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	参 2.21		8.28 8.29	8.31	8.31 可決(全) (賛-民主・国民) (欠-自民・生活・公明・共産・社民・みんな・改会・亀井静香君)	9. 6 可決	国土交通 7.26 可決 (附)	7.27 可決	9.12 法88号
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）	参 2.21		8.28 8.29	8.31	8.31 可決(全) (賛-民主・国民) (欠-自民・生活・公明・共産・社民・みんな・改会・亀井静香君)	9. 6 可決	国土交通 7.26 可決 (附)	7.27 可決	9.12 法89号
船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）	参 2.21		8.28 8.29	8.31	8.31 可決(全) (賛-民主・国民) (欠-自民・生活・公明・共産・社民・みんな・改会・亀井静香君)	9. 6 可決	国土交通 7.26 修正 (附)	7.27 修正	9.12 法87号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
都市の低炭素化の促進に関する法律案（内閣提出第43号）	2.28		7.24 7.25	7.27	7.27 可決（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな・国民・改会） （欠-亀井静香君）	7.31 可決	国土交通 8.28 可決	8.29 可決	9.5 法84号
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	2.28		9.6			9.7 閉会中 審査			
海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	2.28		7.26 7.27	8.3	8.3 可決（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな・国民・改会・ 亀井静香君） （附）	8.10 可決	国土交通 8.28 可決 （附）	8.29 可決	9.5 法71号
国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出第53号）	3.6		9.6			9.7 閉会中 審査			
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出第54号）	3.6		9.6			9.7 閉会中 審査			
ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（内閣提出第70号）	3.13		9.6			9.7 閉会中 審査			
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案（内閣提出第82号）	6.11		6.12 6.13	6.15	6.15 可決（全） （賛-民主・自民・公明・共産・社民・みんな・国民） （欠-亀井静香君）	6.15 可決	国土交通 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法52号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）	(22. 4. 7)		24. 1.24			9. 7 閉会中 審査			
離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号）	(22. 6.14)		1.24		6.15 撤回許可				
離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）	(22. 6.14)		1.24			9. 7 閉会中 審査			
地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）	(22.11.30)		1.24			9. 7 閉会中 審査			
国土強靱化基本法案（二階俊博君外10名提出、衆法第15号）	6. 4		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第20号）	6.15				6.15 成案・提出決定(全) (賛−民主・自民・公明・共産・社民・みんな・国民) (欠−亀井静香君)	6.15 可決	国土交通 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法40号
南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、衆法第26号）	6.21		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第29号）	参 24. 7.26		7.27			9. 7 閉会中 審査	国土交通 7.26 成案・提出 決定	7.27 可決	

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	24. 4.10		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 今後の公共事業関係予算の在り方
- 八ッ場ダム建設事業における本体工事着工に係る考え方
- 東北沿岸部におけるＪＲ東日本による被災鉄道の復旧
- 独立行政法人都市再生機構の組織改革の意義及び問題点
- 離島を含む地方航空路線の維持・充実のために取り組むべき政策
- 関越自動車道における高速ツアーバス事故問題及びバス事業等の在り方
- ミッシングリンクが残っていることによる影響及びその解消の必要性
- 災害時を踏まえた出先機関の役割と出先機関改革の検討状況
- 日本航空経営再建問題
- 平成24年７月九州北部豪雨による災害を契機とした砂防対策等実施の必要性

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

離島の振興に関する件（平成24. 6. 15）

離島は四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺漏なきを期するべきである。

１　今回の改正離島振興法の最大の特徴の一つであるソフト事業支援施策については、介護、自然環境、再生可能エネルギーをはじめ、交通・情報通信、産業・雇用、医療・福祉、教育、防災・減災の分野といった多岐にわたるものであり、具体的かつ充実した施策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとすること。例えば、人の往

来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ新しく創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

２　改正後の離島振興法第７条の２の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

また、改正後の離島振興法第７条の４の規定により公表することとする事業等としては、地域公共交通確保維持改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

３　離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

４　政府において、災害時多目的船（病院船）を導入・運用する際は、災害時等以外の平時における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立防止等のため、離島における飛行艇の定期的な活用も併せて検討するとともに、ヘリポートの整備を推進すること。

５　学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について国は可能な限り支援すること。

６　離島特別区域制度について、政府はその制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

７　政府は、離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

８　本委員会は、附則第５条に規定する「早急に」は、１年以内と認識する。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 5.18	公益社団法人日本バス協会副会長兼高速バス委員会委員長	小田　征一君	国土交通行政の基本施策に関する件（バス事業等のあり方）
	高速ツアーバス連絡協議会会長	村瀬　茂高君	
	関西大学社会安全学部教授	安部　誠治君	
8. 7	株式会社企業再生支援機構企業再生支援委員会委員長	瀬戸　英雄君	国土交通行政の基本施策に関する件（航空問題等）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
8.21	一般財団法人航空保安研究センター代表理事	大西　　賢君	国土交通行政の基本施策に関する件（航空問題等）
	嘉悦大学ビジネス創造学部准教授	小野　展克君	
	早稲田大学アジア研究機構教授	戸崎　　肇君	
	株式会社企業再生支援機構企業再生支援委員会委員長	瀬戸　英雄君	
8.22	新潟県三条市長	國定　勇人君	交通基本法案（内閣提出、第177回国会）
	公益社団法人日本バス協会会長	髙橋　　幹君	
	都市交通評論家	亘理　　章君	
	立命館大学経営学部特任教授	土居　靖範君	

（6）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 24. 7.31 ～ 8. 1	沖縄県	海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査	11人
(閉会中) 10. 4 ～ 10. 5	高知県、愛媛県	国土交通行政に関する実情調査	８人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	平野	博文君	民主				
理　事	奥田	建君	民主	理　事	柿沼	正明君	民主
理　事	坂口	岳洋君	民主	理　事	津川	祥吾君	民主
理　事	金子	恭之君	自民	理　事	山本	公一君	自民
理　事	畑	浩治君	生活	理　事	富田	茂之君	公明
	阿知波	吉信君	民主		川村	秀三郎君	民主
	沓掛	哲男君	民主		高橋	英行君	民主
	辻元	清美君	民主		筒井	信隆君	民主
	長安	豊君	民主		橋本	清仁君	民主
	橋本	勉君	民主		伴野	豊君	民主
	藤田	大助君	民主		三日月	大造君	民主
	三村	和也君	民主		向山	好一君	民主
	森本	和義君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		若井	康彦君	民主
	小渕	優子君	自民		北村	茂男君	自民
	北村	誠吾君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	佐藤	勉君	自民		徳田	毅君	自民
	二階	俊博君	自民		林	幹雄君	自民
	宮路	和明君	自民		望月	義夫君	自民
	金子	健一君	生活		古賀	敬章君	生活
	竹内	譲君	公明		穀田	恵二君	共産
	杉本	かずみ君	みんな		中島	隆利君	社民
	中島	政希君	改会		亀井	静香君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案５件（継続審査）、議員提出法律案５件（継続審査）、参議院提出法律案１件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第44号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

③　国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第53号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

④　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第54号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑤　ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（内閣提出、第180回国会閣法第70号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑥　北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外４名提出、第174回国会衆法第11号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑦　離島航路航空路整備法案（武部勤君外４名提出、第174回国会衆法第34号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑧　地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）

○　**要旨**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑨　国土強靱化基本法案（二階俊博君外10名提出、第180回国会衆法第15号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑩　南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、第180回国会衆法第26号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑪　雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、第180回国会参法第29号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑫　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第180回国会承認第３号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	(23. 3. 8)		24.10.29 (24. 8. 7)		（審査未了）				
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第44号）	(24. 2.28)		10.29		（審査未了）				
国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第53号）	(24. 3. 6)		10.29		（審査未了）				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出、第180回国会閣法第54号）	(24. 3. 6)		10.29		（審査未了）				
ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（内閣提出、第180回国会閣法第70号）	(24. 3.13)		10.29		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）	(22. 4. 7)		24.10.29		（審査未了）				
離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）	(22. 6.14)		10.29		（審査未了）				
地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）	(22.11.30)		10.29		（審査未了）				
国土強靱化基本法案（二階俊博君外10名提出、第180回国会衆法第15号）	(24. 6. 4)		10.29		（審査未了）				
南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、第180回国会衆法第26号）	(24. 6.21)		10.29		（審査未了）				

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、第180回国会参法第29号）	参 (24. 7.26)		24.10.29		（審査未了）				

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第180回国会承認第3号）	(24. 4.10)		24.10.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 発電用の利水ダムに洪水調整の規定がなかったことから熊野川が氾濫したとの指摘を踏まえ、利水ダムの治水目的での運用を国土交通省が主体的に進めていく必要性
- 南海トラフ巨大地震等の津波対策のため津波避難道の整備を全国防災対策費の対象事業に含める必要性
- 東日本大震災の被災地における復興まちづくり、住宅再建の進捗状況
- 戸開走行保護装置の設置が義務付けられた平成21年より前に設置されたエレベーターについて徹底的な安全性の調査の実施と装置の設置を義務付ける必要性
- 中国「万里の長城」で発生した登山ツアーの遭難事故に関しツアーを企画した旅行業者に対する観光庁の監視、監督の状況
- 尖閣諸島周辺海域の情勢を踏まえた海上保安庁の装備及び要員の充実のための予算拡充の必要性
- 首都圏空港の抜本的機能強化の取組内容及び成田空港の深夜・早朝の飛行について積極的な運用方策の必要性

【第182回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	金子	恭之君	自民				
理　事	北村	誠吾君	自民	理　事	原田	憲治君	自民
理　事	平口	洋君	自民	理　事	ふくだ	峰之君	自民
理　事	望月	義夫君	自民	理　事	近藤	洋介君	民主
理　事	西野	弘一君	維新	理　事	高木	陽介君	公明
	小渕	優子君	自民		北村	茂男君	自民
	佐藤	勉君	自民		白須賀	貴樹君	自民
	徳田	毅君	自民		二階	俊博君	自民
	林	幹雄君	自民		比嘉	奈津美君	自民
	福田	達夫君	自民		福山	守君	自民
	藤井	比早之君	自民		藤丸	敏君	自民
	船田	元君	自民		船橋	利実君	自民
	星野	剛士君	自民		細田	健一君	自民
	堀井	学君	自民		堀内	詔子君	自民
	前田	一男君	自民		牧島	かれん君	自民
	松島	みどり君	自民		宮路	和明君	自民
	安住	淳君	民主		生方	幸夫君	民主
	後藤	祐一君	民主		柚木	道義君	民主
	西村	眞悟君	維新		馬場	伸幸君	維新
	東国原	英夫君	維新		丸山	穂高君	維新
	濱村	進君	公明		樋口	尚也君	公明
	柿沢	未途君	みんな		杉本	かずみ君	みんな
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	無

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

11　環境委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	生方	幸夫君	民主				
理　事	大谷	信盛君	民主	理　事	川越	孝洋君	民主
理　事	近藤	昭一君	民主	理　事	矢﨑	公二君	民主
理　事	田中	和徳君	自民	理　事	吉野	正芳君	自民
理　事	横山	北斗君	生活	理　事	江田	康幸君	公明
	柿沼	正明君	民主		工藤	仁美君	民主
	篠原	孝君	民主		空本	誠喜君	民主
	田島	一成君	民主		高山	智司君	民主
	玉置	公良君	民主		森岡	洋一郎君	民主
	山花	郁夫君	民主		横光	克彦君	民主
	吉川	政重君	民主		井上	信治君	自民
	岸田	文雄君	自民		近藤	三津枝君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		福井	照君	自民
	古川	禎久君	自民		町村	信孝君	自民
	斎藤やすのり君		生活		小泉	俊明君	減税
	佐藤　ゆうこ君		減税				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案５件（うち継続審査１件）、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）及び承認を求めるの件２件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第５号）

○　要旨

地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標を設定し、地球温暖化対策の基本事項を定める等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

②　原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

○　要旨

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の結果損なわれた我が国の原子力の安全に関する行政に対する内外の信頼を回復し、その機能の強化を図るため、規制と利用の分離及び原子力の安全の確保に関する規制の一元化の観点から環境省に原子力規制庁を設置するほか関係する組織を再編するとともに、原子力の安全の確保

に関する規制その他の制度について、最新の知見を踏まえた基準を既設の原子炉施設等にも適用するものとすること、重大事故対策の強化を図ることその他の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容（②、③、⑧及び⑪の４件について）

・　原子力安全規制組織の独立性確保の在り方

・　緊急時における内閣総理大臣の指示権の対象事項

・　原子力規制庁の職員に係るノーリターンルールの適用範囲及び原子力発電所の40年運転規制及びその期間延長認可の是非

○　経済産業委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　結果

本会議において撤回承諾

③　原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出第12号）

○　要旨

原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）における安全の確保を確実なものとするため、原子力の安全の確保に関する施策又は措置の実施状況及び原子力事故等の原因等について調査その他の事務を行うことを任務とする原子力安全調査委員会を設置することとし、その所掌事務、組織等を定めるもの

○　主な質疑内容

（②参照）

○　経済産業委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　結果

本会議において撤回承諾

④　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）

○　要旨

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進していくため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限（平成25年３月31日）を平成35年３月31日まで延長する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　現行法の有効期限の10年間で特定支障除去等事業の全事案を処理できなかった理由

・　国が特定支障除去等事業の進捗状況を把握し、都道府県等に対し必要な助言及び技術支援等を行う必要性

・　行政代執行を行った地方自治体による不法投棄等原因者への責任追及状況及び地方自治体による迅速な対応の欠如による事態拡大の可能性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案（内閣提出第66号）

○　要旨

使用済小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 回収促進のインセンティブを付与するための方策
- 個人情報保護対策充実の必要性
- 地域に根付いた既存の回収業者等の有効活用の必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外４名提出、第174回国会衆法第７号）

○　要旨

低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑦　気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）

○　要旨

気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑧　原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出、衆法第10号）

○　要旨

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、環境省の外局として設置するもの

○　主な質疑内容

（②参照）

○　経済産業委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　**審査結果**

撤回許可

⑨　原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出、衆法第19号）

○　**要旨**

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、環境省の外局として設置する等の措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑩　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第33号）

○　**要旨**

動物取扱業の適正化を図るため、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、出生後56日未満の犬又は猫の引渡し等を制限すること等により第一種動物取扱業に係る規制を強化し、及び第二種動物取扱業についての届出制度を創設するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、動物の所有者について終生飼養の責務を追加し、終生飼養の責務の趣旨に照らして都道府県等が犬又は猫の引取りを拒否できることとし、及び愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑪　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

○　**要旨**

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律において、原子力安全・保安院が廃止されることに伴い、現在、産業保安に関する業務を行う組織として同院に設置されている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省の地方機関として設置することについて、国会の承認を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（②参照）

○　**経済産業委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**結果**

本会議において撤回承諾

⑫　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第５号）

○　要旨

原子力規制委員会設置法において、原子力安全・保安院が廃止されることに伴い、現在、産業保安に関する業務を行う組織として同院に設置されている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省の地方機関として設置することについて、国会の承認を求めるもの

○　審査結果

承認

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	(22.10.13)		24. 1.24			9. 7 閉会中 審査			
原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	1.31	5.29	5.29 6. 1	6. 5 6. 8 6. 8(連)		6.15 撤回承諾			
原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出第12号）	1.31	5.29	5.29 6. 1	6. 5 6. 8 6. 8(連)		6.15 撤回承諾			
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）	参 2.21		8. 2 8. 3	8. 3	8. 7 可決(全) (賛-民主・自民・生活・公明・佐藤ゆうこ君) (附)	8.10 可決	環境 6.18 可決 (附)	6.20 可決	8.22 法58号
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案（内閣提出第66号）	3. 9		7.26 7.27	7.27	7.31 可決(全) (賛-民主・自民・生活・公明・佐藤ゆうこ君) (附)	7.31 可決	環境 8. 2 可決 (附)	8. 3 可決	8.10 法57号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）	(22. 3.19)	(22. 4.20)	24. 1.24 (22. 4.23)			9. 7 閉会中 審査			
気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）	(22. 4.14)	(22. 4.20)	1.24 (22. 4.23)			9. 7 閉会中 審査			
原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外3名提出、衆法第10号）	4.20	5.29	5.29 6. 1	6. 5 6. 8 6. 8(連)	6.15 撤回許可				
原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出、衆法第19号）	6.15				6.15 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・公明・きづな) (反-佐藤ゆうこ君)	6.15 可決	環境 6.20 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法47号
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第33号）	8.28				8.28 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・生活・公明・佐藤ゆうこ君)	8.28 可決	環境 8.28 可決 (附)	8.29 可決	9. 5 法79号

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備　考
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	24. 1.31	5.29	5.29 6. 1	6. 5 6. 8 6. 8(連)		6.15 撤回承諾			
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第5号）	6.15		6.15 6.15		6.15 承認(全) (賛-民主・自民・公明・きづな・佐藤ゆうこ君)	6.15 承認	環境 6.20 承認	6.20 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 災害廃棄物の安全性についての周知徹底及び受入れ自治体に対する財政支援等により広域処理を加速させる必要性
- 放射性物質によって汚染された廃棄物及び土壌等を保管管理する中間貯蔵施設の設置に向けた進捗状況並びに最終処分場の設置見通し
- 小水力発電の推進に向けた取組及び農業用水路を活用した小水力発電の今後の展開
- 2030年までのエネルギー選択に係る三つのシナリオについての討論型世論調査で約７割がゼロシナリオを選択した結果に対する評価
- ７月31日に閣議決定した日本再生戦略に盛り込まれたエネルギー・環境分野の取組による市場規模及び雇用創出の見込み
- ７月５日に提出された国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書についての政府としての位置付け
- 原子力規制委員会の委員長候補者の適格性並びに委員長及び委員候補者の人選過程
- 動物愛護の観点から、警戒区域に残された牛などの家畜を終生飼養する必要性
- 世界遺産の保全及び活用についての国家戦略を明記した「世界遺産推進法」（仮称）を制定する必要性

(4) 決議

決議は２件で、その内容は次のとおりである。

① 原子力規制委員会設置等に関する件（平成24.6.15）

政府は、「原子力規制委員会設置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

1　本法律が、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を目的としていることに鑑み、原子力規制行政に当たっては、推進側の論理に影響されることなく、国民の安全の確保を第一として行うこと。

2　原子力規制庁の職員の人事については、本法律が原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、全ての職員に原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織へのノーリターンルールを適用することとしていることに鑑み、法施行後５年以内にあっても、可能な限りその趣旨に沿った人事を行うこと。

3　原子力安全規制の専門技術的事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の統合は、一体的な原子力安全規制行政の確保に不可欠であることに鑑み、統合のための法制上の措置が可能な限り速やかに行えるよう、関係の行政機関が一体となって取り組むこと。また、その職員の引継ぎに当たっては、現在の給与水準の確保及び専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実のための措置を行うこと。

4　原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度の充実のための措置を行うこと。

5　東京電力福島第一原子力発電所事故においては、緊急事態応急対策拠点施設、いわ

ゆるオフサイトセンターが機能しなかった反省に鑑み、原子力防災対策に関し現地での実効性を担保するために、オフサイトセンターを原子力施設から適切に離れた場所に設置すること。また、その場所は、原子力施設近傍の原子力災害を受けない場所に第二オフサイトセンターを新設するのではなく、県庁等の関係者の参集が容易な交通手段が整い、情報収集や指示・命令の情報伝達を行う通信の確保が図りやすい場所を基本とすること。

6　原子力災害において、避難が遅れた住民の安全の確保が図られるよう、放射線防護のための一時避難が行える施設を整備すること。

7　今回の東京電力福島第一原子力発電所事故から、緊急時の防災は平時から防災に対する備えが重要であるとの教訓を得たことに鑑み、原子力防災会議と原子力規制委員会は平時から緊密な連携関係を構築し、防災体制の一体化を図ること。

8　内閣に置かれる原子力防災会議及びその事務局長、事務局の在り方については、原子力災害を含む大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方についての抜本的な見直しの方向性を踏まえつつ、この法律の施行後３年以内に行われる原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討と併せて、その見直しを行い、必要な措置を講ずること。

9　地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。

10　第11条第４項の内部規範を定めるに当たっては、原子力規制委員会は、以下の各点の規定を設けること。

(1)　委員長若しくは委員個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、その在任中のみならず、その就任前直近３年間についても、寄附者及び寄附金額を公表する旨の規定

(2)　委員長又は委員が、その在任中、原子力事業者等から寄附を受けてはならない旨の規定

(3)　委員長又は委員に就任した者が研究を指導していた学生の原子力事業者への就職について、その原子力事業者名、事業者ごとの就職者数等を公表する規定

11　原子力規制委員会が行う原子力事故の原因の調査に関する事務については、原子力行政において過去に原子力事故やトラブルの隠蔽がされてきたことへの反省に立ち、事故等の規模にかかわらず、国民に対し、速やかに全ての情報を公開することを旨として行うこと。

12　国家公務員を新規に採用するに当たっては、原子力規制庁に十分な人材が配置されるよう、一定の採用枠を確保する等の配慮を行うこと。

右決議する。

②　動物の愛護及び管理の推進に関する件（平成24.8.28）

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

1　動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導す

ること。

２　第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実に行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によって不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

３　マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急かつ積極的に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来たさないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。

４　動物看護師（仮称）については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

５　動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方についても、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

６　犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること。

７　実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、３Ｒ（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

８　飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

９　動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生も積極的に活用することを推奨するとともに、動物

愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。

10　被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

11　犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
環境委員会 経済産業委員会連合審査会	平成24. 6. 8	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出） 地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出） 原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出）

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成24. 6. 5	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出） 地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出） 原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出）
6. 8	獨協医科大学准教授	木村　真三君	
	福島原発事故独立検証委員会委員長	北澤　宏一君	
	法政大学大学院客員教授	宮野　　廣君	
	認定ＮＰＯ法人環境エネルギー政策研究所所長	飯田　哲也君	

（環境委員会 経済産業委員会連合審査会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 6. 8	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 原子力安全調査委員会設置法案（内閣提出） 地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出） 原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外３名提出）
	原子力委員会委員長	近藤　駿介君	

（7）視察

視察日	視察地名	視　察　目　的	視察委員
平成 24. 5.16	神奈川県	環境の基本施策に関する実情調査	15人
8.29	長崎県	環境の基本施策に関する実情調査	８人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	横光	克彦君	民主				
理　事	大谷	信盛君	民主	理　事	近藤	昭一君	民主
理　事	田島	一成君	民主	理　事	矢崎	公二君	民主
理　事	近藤	三津枝君	自民	理　事	田中	和徳君	自民
理　事	横山	北斗君	生活	理　事	江田	康幸君	公明
	生方	幸夫君	民主		小沢	鋭仁君	民主
	川越	孝洋君	民主		園田	康博君	民主
	高山	智司君	民主		玉置	公良君	民主
	中島	正純君	民主		松本	龍君	民主
	山崎	誠君	民主		吉川	政重君	民主
	吉田	泉君	民主		井上	信治君	自民
	小池	百合子君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	古川	禎久君	自民		町村	信孝君	自民
	吉野	正芳君	自民		斎藤やすのり君		生活
	今井	雅人君	維新		小泉	俊明君	減税
	佐藤	ゆうこ君	減税				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第５号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外４名提出、第174回国会衆法第７号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	(22.10.13)		24.10.29		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）	(22. 3.19)	(22. 4.20)	24.10.29 (22. 4.23)		（審査未了）				
気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）	(22. 4.14)	(22. 4.20)	10.29 (22. 4.23)		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　原子力規制委員会の委員長等人事について国会に対し事後同意を求める必要性
・　地球温暖化対策の重要性について、気候変動枠組条約第18回締約国会議（ＣＯＰ18）を含めて世界に発信していく必要性
・　地球温暖化対策のための基本法の枠組みを作る必要性
・　「平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく除染措置及び指定廃棄物の最終処分場選定の進捗状況及び今後の見通し
・　国が指定廃棄物の最終処分場の候補地を決定する際には、事前通告なしに当該候補地の自治体に提示する方式ではなく、事前に県内の全市町村が集まって協議を重ねた上で結論を出す必要性
・　「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく廃ペットボトル等の再商品化に際して、市況の実勢価格が適切に入札価格に反映される柔軟な制度を構築する必要性

【第182回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	吉野　正芳君	自民				
理　事	小池　百合子君	自民		理　事	古川　禎久君	自民
理　事	松本　文明君	自民		理　事	松本　洋平君	自民
理　事	御法川　信英君	自民		理　事	菊田　真紀子君	民主
理　事	松田　学君	維新		理　事	斉藤　鉄夫君	公明
	井上　信治君	自民			田中　和徳君	自民
	丹羽　秀樹君	自民			町村　信孝君	自民
	三ッ林　裕巳君	自民			三原　朝彦君	自民
	宮内　秀樹君	自民			宮川　典子君	自民
	宮崎　謙介君	自民			宮﨑　政久君	自民
	宮澤　博行君	自民			宮下　一郎君	自民
	玉木　雄一郎君	民主			古川　元久君	民主
	藤井　孝男君	維新			松浪　健太君	維新
	濵地　雅一君	公明			杉本　かずみ君	みんな
	中島　克仁君	みんな			笠井　亮君	共産
	野間　健君	無				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

（閉会中審査）

- 今後の除染事業における環境大臣と復興大臣との具体的役割分担
- 除染の取組に当たり、東京電力福島第一原子力発電所からの距離及び地方自治体の境界等にとらわれず地形等も考慮してきめ細やかな対応を取る必要性
- 除染の一層の推進のための仮置場、中間貯蔵施設及び最終処分場の確保並びに福島復興の加速化に向けた環境大臣の決意
- 不適正除染事案が環境に及ぼす影響度及び除染事業の実態
- 不適正除染事案に係る環境省による調査結果を踏まえた今後の再発防止策
- 発注者である環境省による受注企業に対する相応な監督体制構築の必要性
- 除染適正化のための自治体及び住民と連携した施工監理の仕組みづくりの重要性
- 除染作業労働者への不適正な賃金支払や線量管理の不十分性等の問題について、環境省が労働者から直接ヒアリング等を行って労働条件等を適正化する必要性

12　安全保障委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	笹木	竜三君	民主				
理　事	小原	舞君	民主	理　事	神山	洋介君	民主
理　事	楠田	大蔵君	民主	理　事	藤田	憲彦君	民主
理　事	今津	寛君	自民	理　事	岩屋	毅君	自民
理　事	渡辺	義彦君	生活	理　事	東	順治君	公明
	吉良	州司君	民主		斉藤	進君	民主
	下条	みつ君	民主		神風	英男君	民主
	空本	誠喜君	民主		田中	美絵子君	民主
	高橋	昭一君	民主		橘	秀徳君	民主
	松宮	勲君	民主		渡辺	周君	民主
	江渡	聡徳君	自民		大野	功統君	自民
	木村	太郎君	自民		武田	良太君	自民
	中谷	元君	自民		浜田	靖一君	自民
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民
	下地	幹郎君	国民		小泉	俊明君	減税
	浅野	貴博君	大地				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

○　要旨

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団の改編、防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る規定の整備等を行うもの

○　審査結果

（審査未了）

②　国際平和協力法案（中谷元君外４名提出、第174回国会衆法第24号）

○　要旨

国際連合を中心として国際の平和及び安全の維持に係る多様な取組が行われていることを踏まえ、国及び国民の安全を保ち我が国の繁栄を維持するためには国際の平和及び安全の確保が不可欠であるとの認識の下に、国際の平和及び安全の維持に係る国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与するため、国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手続その他の必要な事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

③　国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外４名提出、第174回国会衆法第25号）

○　**要旨**

我が国として国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの

○　**審査結果**

継続審査

④　自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外７名提出、第174回国会衆法第31号）

○　**要旨**

外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	24. 2.10		9. 6		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）	(22. 5.26)		24. 1.24			9. 7 閉会中審査			

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）	(22. 5.26)		1.24			9. 7 閉会中 審査			
自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）	(22. 6.11)		1.24			9. 7 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 自衛隊の充足率が向上しない理由及び実員を増加させる必要性に対する防衛大臣の見解
- 価格高騰や納期遅延の場合にＦ35Ａ導入を見直す可能性についての防衛大臣の見解
- 在沖縄海兵隊が我が国に一番近い米領であるグアムより遠いハワイ等へ分散移転することによる抑止力低下の懸念に対する外務大臣及び防衛大臣の見解
- 普天間飛行場移設問題をはじめとする沖縄の米軍基地問題を沖縄県の民意を踏まえて解決していく必要性に対する防衛大臣、外務大臣及び防衛省の見解
- 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案において内閣官房長官が記者会見で「通常は我が国領域内に落下することはない」と発言しながらＰＡＣ３及び自衛隊部隊を沖縄に展開した理由及び想定していた状況についての防衛大臣の見解
- ６月10日の沖縄県議会選挙の結果を受けて普天間飛行場の移設先として辺野古案が最善であるとの防衛大臣の認識の変化の有無及び辺野古移設の実現性に関する防衛大臣の見解
- サイバー攻撃対処のための内閣官房情報セキュリティセンターの機能強化等体制の整備及びサイバー攻撃に対する自衛権行使の可否を含む概念の整理の必要性についての防衛省の認識及び取組状況
- ＣＨ46からＭＶ22オスプレイへの換装のような国民の関心が高い装備の換装を日米間で協議する制度を構築する必要性についての防衛大臣の見解
- 自衛隊によるいわゆる「駆けつけ警護」や宿営地の他国軍隊との共同防衛を可能とするＰＫＯ協力法改正案の今国会中の提出についての防衛省及び外務大臣の見解

【第181回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	神風	英男君	民主				
理　事	小原	舞君	民主	理　事	楠田	大蔵君	民主
理　事	田中	美絵子君	民主	理　事	高橋	昭一君	民主
理　事	今津	寛君	自民	理　事	武田	良太君	自民
理　事	渡辺	義彦君	生活	理　事	東	順治君	公明
	小川	淳也君	民主		神山	洋介君	民主
	斉藤	進君	民主		下条	みつ君	民主
	空本	誠喜君	民主		橘	秀徳君	民主
	中林	美恵子君	民主		長島	昭久君	民主
	藤田	憲彦君	民主		宮島	大典君	民主
	森岡	洋一郎君	民主		岩屋	毅君	自民
	江渡	聡徳君	自民		大野	功統君	自民
	中谷	元君	自民		浜田	靖一君	自民
	福井	照君	自民		赤嶺	政賢君	共産
	照屋	寛徳君	社民		小泉	俊明君	減税
	浅野	貴博君	大地				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団の改編、防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る規定の整備等を行うもの

○　審査結果

可決

②　国際平和協力法案（中谷元君外４名提出、第174回国会衆法第24号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外４名提出、第174回国会衆法第25号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④　自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外７名提出、第174回国会衆法第31号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	24.11.6		11.15 11.16		11.16 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明・大地) (反-共産) (欠-社民・減税)	11.16 可決	外交防衛 11.16 可決	11.16 可決	11.26 法100号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）	(22.5.26)		24.10.29		（審査未了）				
国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）	(22.5.26)		10.29		（審査未了）				
自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）	(22.6.11)		10.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　我が国の安全に密接に関わるおそれのある事態に限定して集団的自衛権の制限的行使を可能とすることが日米同盟の強化・充実につながるという考えについての防衛大臣及び外務大臣の見解
・　米国の安全保障政策におけるリバランス及び中国共産党最高指導部の交代が国際安全保障環境に与える影響についての外務大臣の認識
・　防衛関係費が10年連続で減少していることが我が国の抑止力や近隣諸国の我が国に対する印象に与える影響についての防衛大臣の見解
・　平成29年３月までに我が国へ納入される予定の航空自衛隊の次期戦闘機Ｆ35Ａに搭載されるソフトウェアが防衛省の要求性能を満たさない型となる可能性に対する防衛省の認識
・　外交、特に対中外交においては細やかな配慮が必要であることについての外務大臣の認識
・　市街地の中心にある普天間飛行場で、ＭＶ22オスプレイの進入・出発経路はできる限り人口密集地域上空を避けて設定する旨の日米合同委員会の合意が守られるべきことについての防衛大臣の見解
・　平成14年に神奈川県で米兵から暴行を受けたオーストラリア人女性の自身の経験を踏まえた外務省への要請（米軍人・軍属による事件・事故の対策チーム及び24時間体制の性犯罪被害者救済センターの設置）についての外務大臣の認識
・　ロシア訪問が予定されている森元内閣総理大臣の北方領土問題交渉及び日露関係の発展に果たす役割に対する外務大臣の評価

【第182回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	武田	良太君	自民				
理　事	今津	寛君	自民	理　事	岩屋	毅君	自民
理　事	葉梨	康弘君	自民	理　事	武藤	容治君	自民
理　事	山本ともひろ君		自民	理　事	三日月	大造君	民主
理　事	丸山	穂高君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	江渡	聡徳君	自民		中谷	元君	自民
	浜田	靖一君	自民		福井	照君	自民
	武藤	貴也君	自民		務台	俊介君	自民
	村井	英樹君	自民		八木	哲也君	自民
	保岡	興治君	自民		簗	和生君	自民
	山口	泰明君	自民		山下	貴司君	自民
	大西	健介君	民主		寺島	義幸君	民主
	野田	佳彦君	民主		西根	由佳君	維新
	三木	圭恵君	維新		伊佐	進一君	公明
	畠中	光成君	みんな		赤嶺	政賢君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

13　国家基本政策委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　田中けいしゅう君　民主

理　事	松本　剛明君	民主		理　事	三日月　大造君	民主
理　事	逢沢　一郎君	自民		理　事	井上　信治君	自民
理　事	井上　義久君	公明			加藤　公一君	民主
	鹿野　道彦君	民主			城島　光力君	民主
	仙谷　由人君	民主			樽床　伸二君	民主
	手塚　仁雄君	民主			寺田　学君	民主
	長島　昭久君	民主			本多　平直君	民主
	前原　誠司君	民主			三井　辨雄君	民主
	笠　浩史君	民主			石原　伸晃君	自民
	大島　理森君	自民			塩谷　立君	自民
	谷垣　禎一君	自民			茂木　敏充君	自民
	内山　晃君	生活			小沢　一郎君	生活
	川島　智太郎君	生活			鈴木　克昌君	生活
	志位　和夫君	共産			与謝野　馨君	無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
1　国会関係		
⑴　一票の格差の是正		
与党民主党代表として、最高裁から違憲状態であると指摘されている一票の格差の是正に取り組む決意	平成 24. 2.29	谷垣　禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
⑵　議員歳費の削減		
①　「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案」の成立（２月29日）にあわせ、民主党代表として議員歳費20％削減に取り組む必要性	2.29	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
②　民主党の議員歳費削減案についての自民党の見解	4.11	谷垣　禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣

討　　議　　内　　容	開会日	討　議　者
⑶　政治倫理		
岐阜県下呂市長選挙（４月15日）に際し、公職選挙法違反とみられる行為をした前田国土交通大臣の処遇	4.11	谷垣　禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
２　社会保障と税の一体改革		
⑴　社会保障・税一体改革大綱（平成24年２月17日閣議決定）		
①　新年金制度、被用者年金一元化など社会保障関係法案の提出時期及び後期高齢者医療制度廃止後の具体策	2.29	谷垣　禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
②　民主党マニフェストの最低保障年金を新年金制度に取り入れる考えの有無		
③　平成25年に新年金法案を提出するに当たり、同大綱に基づく消費税率引上げとは別途更なる引上げ法案を提出する考えの有無		
④　自民党の「わが党の政策ビジョンと平成24年度予算」（平成24年２月24日）における「将来における償還財源」の具体的内容		
⑤　社会保障全体の一体的改革案になっておらず、消費税増税だけが目的となりかねない懸念	2.29	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
⑵　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案		
①　野党との協議を呼び掛ける前に同法案の成立に向けて政府・与党をまとめる必要性	4.11	谷垣　禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
②　民主党から一体として国会の場での議論に向けた具体的な提案がない理由及び党首会談ではなく国会審議を先行させる必要性		
③　同法律案を第180回国会中に成立させる覚悟の有無		
④　同法律案と一体として改革するとしている最低保障年金を含めた新年金制度及び新しい後期高齢者医療制度についての民主党内での議論の進捗状況		
⑤　社会保障と税の一体改革に関する工程表の信用を失わせる原因となっている民主党マニフェストを撤回する必要性		
⑥　社会保障と税の一体改革について、トップ同士で胸襟を開いて議論するため党首会談を行う必要性		
⑦　同法律案と一体的に議論するため、新しい後期高齢者医療制度などの社会保障改革の具体案を示す必要性	4.11	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
⑧　消費税の逆進性を克服するための具体案を示す必要性		

討　　議　　内　　容	開会日	討　議　者
⑨　社会保障を支える安定財源についての公明党の見解	4.11	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
３　東日本大震災（平成23年３月11日）からの復旧・復興		
①　瓦れきの広域処理に国が積極的に関与する、あるいは更に国が処理施設を造って対応する必要性	2.29	谷垣　禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
②　復旧予算の執行状況を検証し、工程表を作り直す必要性		
４　その他		
①　原油価格の上昇に伴う国民生活への影響に対して早急に取り組む必要性	4.11	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
②　真の地域主権改革を進めるには、安定財源である消費税を地方の財源とする必要性	4.11	渡辺　喜美君（みんな） 野田佳彦内閣総理大臣

【第181回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	古賀	一成君	民主				
理　事	奥村	展三君	民主	理　事	馬淵	澄夫君	民主
理　事	山井	和則君	民主	理　事	逢沢	一郎君	自民
理　事	茂木	敏充君	自民	理　事	鈴木	克昌君	生活
理　事	井上	義久君	公明		安住	淳君	民主
	大串	博志君	民主		北神	圭朗君	民主
	手塚	仁雄君	民主		寺田	学君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主		細川	律夫君	民主
	細野	豪志君	民主		松本	剛明君	民主
	三谷	光男君	民主		安倍	晋三君	自民
	甘利	明君	自民		石破	茂君	自民
	高村	正彦君	自民		細田	博之君	自民
	内山	晃君	生活		小沢	一郎君	生活
	川島	智太郎君	生活		志位	和夫君	共産
	谷畑	孝君	維新		与謝野	馨君	無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
１　国会関係		
⑴　解散についての見解		
①　３党党首会談（平成24年８月８日）で総理が約束した解散を速やかに実行する必要性	平成 24.11.14	安倍　晋三君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
②　総理自らの判断で解散を行うことへの決意	11.14	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
③　参議院選挙区定数の４増４減を行う「公職選挙法の一部を改正する法律案」を衆議院で可決後、衆議院小選挙区定数の０増５減について合意し、さらに議員定数削減と選挙制度改革の道筋をつけた上で解散を決断する必要性		

討　　議　　内　　容	開会日	討　議　者
⑵　一票の格差の是正と議員定数削減		
①　民主党提出の、一票の格差を是正し、議員定数を削減する「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（以下「民主党提出法律案」という。）を今国会中に成立させる必要性	11.14	安倍　晋三君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
②　一票の格差是正に向けた衆議院小選挙区定数の０増５減を、議員定数削減と選挙制度改革に先行して行う必要性		
③　今国会中に議員定数削減の合意ができない場合は、来年の通常国会で成案を得る必要性		
④　議員定数削減の成案が得られるまでは、国民に消費税の引上げという負担をお願いしている以上、議員歳費の削減等を行う必要性		
⑤　民主党提出法律案についての公明党の見解	11.14	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
⑥　民主党提出法律案に合意できない場合でも、議員定数削減ができるまで議員歳費の２割削減など互いに身を切る努力を続ける必要性		
２　民主党マニフェスト		
平成21年の衆議院議員総選挙時の民主党のマニフェストの一番の前提であった、政治主導で、国の仕組みを中央集権から地域主権へと根本的に変えるということについての見解	11.14	小沢　一郎君（生活） 野田佳彦内閣総理大臣

党首討論（第181回国会）

【第182回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	山本	公一君	自民
理　事	逢沢	一郎君	自民
理　事	細田	博之君	自民
理　事	渡辺	博道君	自民
理　事	松野	頼久君	維新
	石破	茂君	自民
	高村	正彦君	自民
	山田	賢司君	自民
	山本ともひろ君		自民
	吉川	貴盛君	自民
	義家	弘介君	自民
	渡辺	孝一君	自民
	寺島	義幸君	民主
	平沼	赳夫君	維新
	鈴木	克昌君	生活
	中村	喜四郎君	無
理　事	原田	義昭君	自民
理　事	山口	泰明君	自民
理　事	津村	啓介君	民主
理　事	井上	義久君	公明
	衛藤	征士郎君	自民
	田所	嘉徳君	自民
	山田	美樹君	自民
	湯川	一行君	自民
	吉川	赳君	自民
	若宮	健嗣君	自民
	海江田	万里君	民主
	石原	慎太郎君	維新
	渡辺	喜美君	みんな
	阿部	寿一君	無

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

14　予算委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	中井　　洽君	民主	
理　事	大谷　　信盛君	民主	
理　事	細川　　律夫君	民主	
理　事	室井　　秀子君	民主	
理　事	小池　百合子君	自民	
理　事	高木　　陽介君	公明	
	打越　あかし君	民主	
	大西　　健介君	民主	
	岸本　　周平君	民主	
	後藤　　祐一君	民主	
	玉木　雄一郎君	民主	
	橋本　　博明君	民主	
	平岡　　秀夫君	民主	
	山岡　　達丸君	民主	
	山田　　良司君	民主	
	渡部　　恒三君	民主	
	伊東　　良孝君	自民	
	金子　　一義君	自民	
	佐田　玄一郎君	自民	
	野田　　毅君	自民	
	山本　　幸三君	自民	
	金子　　健一君	生活	
	山岡　　賢次君	生活	
	笠井　　亮君	共産	
	山内　　康一君	みんな	
	松木けんこう君	大地	
理　事	金森　　正君	民主	
理　事	三日月　大造君	民主	
理　事	石破　　茂君	自民	
理　事	牧　　義夫君	生活	
	今井　　雅人君	民主	
	江端　　貴子君	民主	
	黄川田　　徹君	民主	
	櫛渕　　万里君	民主	
	杉本　かずみ君	民主	
	仁木　　博文君	民主	
	花咲　　宏基君	民主	
	馬淵　　澄夫君	民主	
	山崎　　誠君	民主	
	湯原　　俊二君	民主	
	赤澤　　亮正君	自民	
	小里　　泰弘君	自民	
	金田　　勝年君	自民	
	橘　　慶一郎君	自民	
	馳　　浩君	自民	
	内山　　晃君	生活	
	三宅　　雪子君	生活	
	東　　順治君	公明	
	阿部　　知子君	社民	
	中島　　正純君	国民	

(2) 予算審議の概況

① 平成23年度一般会計補正予算（第４号）
平成23年度特別会計補正予算（特第４号）

○ 補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずるため、一般会計の歳出については合計２兆5,345億円を計上するとともに、既定経費の減額として合計１兆4,227億円の修正減少を行う一方、歳入については、租税及印紙収入の増収等、その他収入の増収等を見込むこと等により、合計１兆1,118億円を計上すること等を内容とするもので、平成24年１月24日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成23年度一般会計予算の総額は、第３次補正後予算に対し、歳入歳出とも、１兆1,118億円増加して、107兆5,105億円となっている。

特別会計予算においては、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計など７特別会計について、所要の補正を行っている。

また、一般会計予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ又は社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定している。特別会計予算総則においては、為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行い得るようにするため、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、平成23年度補正予算（特第３号）における165兆円から195兆円へと引き上げることとしている。

○　審議経過

衆議院予算委員会においては、１月30日、安住財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

２月１日には、基本的質疑が行われ、第４次補正予算の重点箇所、消費税の逆進性対策、社会保障と税の一体改革、北朝鮮問題、マニフェストの在り方、被災者の失業給付延長問題、八ッ場ダム建設事業、放射性物質の検査体制、年金制度改革等について質疑が行われた。

２月２日には、まず、一般的質疑が行われ、今後の行政改革の在り方、被災地の復旧・復興問題、インフレターゲットの導入、東日本大震災関係会議の議事録の在り方、放射性セシウム汚染牛問題、水俣病特措法関係、イランの核開発問題等について質疑が行われた。

その後、野田内閣総理大臣も出席して、新任５大臣に対する質疑が行われ、普天間飛行場移設問題、自衛隊の海外派遣に関する一般法、沖縄防衛局における講話問題、沖縄県八重山採択地区における教科書採択問題、田中防衛大臣の沖縄訪問、東日本大震災関係会議の議事録未作成問題等について質疑が行われた。

その後、締めくくり質疑が行われ、八ッ場ダム建設事業、災害時における相互応援協定、沖縄防衛局における講話問題、復興庁の組織体制の在り方、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の日本語教育の経費、野田内閣総理大臣の政治姿勢等について質疑を行い、質疑は終局した。

２月３日には、討論、採決を行い、本補正予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、１月30日、安住財務大臣から趣旨説明を聴取し、２月６日、７日及び８日に質疑を行い、同月８日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成218、反対６で可決され、本補正予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

２月３日、野田内閣総理大臣及び参考人防衛省沖縄防衛局長真部朗君も出席して沖縄防衛局講話等の問題について集中審議が行われ、本問題の事実関係、対処方針、公務員の選挙活動、普天間飛行場移設問題等について、質疑が行われた。

②　平成24年度一般会計予算
平成24年度特別会計予算
平成24年度政府関係機関予算

○　予算の概要

我が国経済は、依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに景気が持ち直してきている。他方、欧州政府債務危機の動向等による海外経済の減速懸念、為替の動向、原子力発電所事故の影響による電力供給の制約など、様々なリスク要因が存在する。

このような中で、平成24年度予算は、引き続き東日本大震災からの復興に切れ目なく全力で対応するため、東日本大震災復興特別会計を創設して必要な予算を計上するとともに、「日本再生重点化措置」を実施し、我が国経済社会の真の再生のために予算を重点配分しているほか、「提言型政策仕分け」等を予算に適切に反映し、公務部門において徹底して無駄を排除することなどにより、「中期財政フレーム」を遵守するものとして編成され、平成24年１月24日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、90兆3,339億円で、平成23年度当初予算額に対して２兆777億円（▲2.2%）の減少となっている。

歳出については、国債費を除いた、基礎的財政収支対象経費の規模は68兆3,897億円であり、平成23年度当初予算額に対して２兆4,728億円（▲3.5%）の減少となっている。

ア　社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保するとともに、恒久的な子どものための手当への移行を図り、また、経済成長や人材育成、安全・安心社会の実現に資する観点から、ライフ・イノベーションの一体的推進や在宅医療・介護の推進、新卒大学生の現役就職支援などの施策を充実することとしている。なお、基礎年金国庫負担については、歳出予算には国庫負担36.5%分を計上し、これと税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される交付国債により、国庫負担の２分の１を確保することとし、これらの結果、平成23年度当初予算額に対して8.1%減の26兆3,901億円を計上している。

イ　文教及び科学振興費については、被災児童生徒への対応に万全を期すほか、きめ細かく質の高い義務教育の実現、スピード感を持った大学改革の推進、大学生向け奨学金や授業料減免の充実を図り、また、原子力関係の既存の予算の大幅な縮減と安全・事故対策等へのシフト、大学等を活用した被災地域経済の再生と地震・津波への対応の実施、宇宙・海洋分野における予算の重点化、基礎研究の支援の充実を図ることとし、平成23年度当初予算額に対して1.9%減の５兆4,057億円を計上している。

ウ　防衛関係費については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえ、引き続き、防衛力の構造改革を行い、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト削減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととし、平成23年度当初予算額に対して1.3%減の４兆7,138億円を計上している。

エ　公共事業関係費については、「選択と集中」やコスト縮減の徹底を通じて引き続き合理化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分することとし、平成23年度当初予算額に対して8.1%減の４兆5,734億円を計上している。

オ　経済協力費については、経費の見直しを行いつつ、我が国の成長にも資する分野等への重点化を進め、ＯＤＡ全体の事業量の確保を図ることとし、平成23年度当初予算額に対して1.6%減の5,216億円を計上している。

カ　中小企業対策費については、中小企業の活性化を図るため、資金調達の円滑化に関する施策、海外展開支援、研究開発支援等に重点化を行うほか、最低賃金引上げに向けた中小企業支援にも取り組むこととし、平成23年度当初予算額に対して8.5%減の

1,802億円を計上している。

キ　エネルギー対策費については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全対策や電力供給不足への対応等に重点化を図ることとし、平成23年度当初予算額に対して4.2％減の8,202億円を計上している。

ク　国債費については、一般会計の負担に属する公債及び借入金等の償還、公債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、これらの事務取扱に必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成23年度当初予算額に対して1.8％増の21兆9,442億円を計上している。

ケ　地方財政については、震災対応に万全を期すほか、地方歳出について国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の財源不足の状況を踏まえた加算を１兆500億円行うこととしている。一般会計の地方交付税交付金等として、平成23年度当初予算額に対して1.1％減の16兆5,940億円を計上している。

なお、地方自治体に交付される地方交付税の総額は５年連続で増加し、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、引き続き地方に最大限配慮している。

歳入については、租税及印紙収入は、個人所得課税、資産課税等の税制改正を行うこととしている結果、平成23年度当初予算額に対して、3.5％増の42兆3,460億円になると見込まれている。その他収入については、平成23年度当初予算額に対して47.9％減の３兆7,439億円が見込まれている。

公債発行額については、平成23年度当初予算額に対して0.1％減の44兆2,440億円を予定しており、公債依存度は49.0％となる。

特別会計及び政府関係機関予算については、特別会計の歳出総額は394兆945億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は190兆5,254億円となっている。特別会計の数は18であり、政府関係機関の数は４である。

財政投融資計画については、引き続き対象事業の重点化・効率化を図るとともに、現下の厳しい経済・財政事情を踏まえつつ、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、「日本再生の基本戦略」等を踏まえ、東日本大震災からの復興及び日本再生・成長力強化に積極的に対応することとしている。その規模は、平成23年度計画に対して18.4％増の17兆6,482億円となっている。

○　審議経過

平成24年１月24日、衆・参両院の本会議において野田内閣総理大臣の施政方針演説、安住財務大臣の財政演説等政府４演説が行われ、これらに対する各党の代表質問は、１月26日、27日及び30日の３日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、１月30日、安住財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

２月９日、10日、13日及び15日の４日間、基本的質疑が行われた。

同月９日には、在日米軍再編の見直し、中小企業対策、マニフェストの在り方、普天間飛行場移設問題、農業者戸別所得補償制度、東日本大震災からの復興、社会保障・税一体改革素案、福島県の子どもの医療費無料化、最低保障年金等について質疑が行われた。

同月10日には、円高・デフレ対策、イラン情勢、現行の年金制度に対する認識、核廃絶に向けた日本の取組、首都直下型地震・三連動地震対策、再生可能エネルギー、年金の給付水準引下げ問題、東京電力福島第一原子力発電所事故、歳入庁構想、福島県の森林の除染等について質疑が行われた。

同月13日には、東京電力福島第一原子力発電所事故、豪雪対策、地域主権改革、福島県における18歳以下の医療費無料化、女性宮家の創設、高校無償化の見直し等について質疑が行われた。

同月15日には、高校授業料無償化問題、公務員制度改革、原子力規制庁、東日本大震災からの復興、東京電力福島第一原子力発電所事故、米軍再編問題、首相公選制等について質疑が行われた。

その後、一般的質疑が行われ、地球サミット2012（リオ＋20）に向けた日本政府の取

組、国内情報通信インフラの現状と課題、高齢者世代の社会保障負担の在り方、メタンハイドレート、拉致問題等について質疑が行われた。

２月16日には、一般的質疑が行われ、農業政策、共通番号制度、行政改革実行本部の設置、福島特別立法、障害者自立支援法、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施、日本における第三国定住による難民受入制度等について質疑が行われた。

２月17日には、野田内閣総理大臣も出席して安全保障問題（在日米軍再編問題・北朝鮮問題等）について集中審議が行われ、在日米軍再編計画の見直し、拉致問題、竹島問題、イラン情勢、中国及びインドの海洋戦略、外交・安全保障政策、集団的自衛権と個別的自衛権、普天間飛行場移設問題、在日米軍の航空機騒音訴訟、尖閣諸島問題等について質疑が行われた。

２月20日及び21日には、一般的質疑が行われた。

同月20日には、ＴＰＰ事前協議と農村政策、行政改革、歳入庁構想、ゼロ・エネルギー住宅、取調べ可視化法案、私学復旧助成法案、食品中の放射性物質の新たな基準値、我が国の経済・財政の現状、都市再生機構の分割・再編、ＴＰＰ交渉参加国との事前協議、パブリック・ディプロマシー（広報文化外交）、八ッ場ダム建設事業、東日本大震災１周年追悼式等について質疑が行われた。

同月21日には、住宅市場活性化、ＴＰＰと食料自給率、死刑制度、医療分野及び教育分野のＩＣＴ利活用、大学授業料の無償化と給付制奨学金の導入、原子力行政における利益相反の懸念、臓器移植に関する施策の現状等について質疑が行われた。

２月22日には、野田内閣総理大臣も出席して社会保障（年金を含む）と税について集中審議が行われ、社会保障と税の一体改革、消費税率引上げの環境整備、社会保障・税一体改革大綱、少子化対策、民主党年金改革案、消費税率引上げによる中小企業への影響、国民健康保険料の在り方、歳入庁構想、無駄の排除と予算の効率化等について質疑が行われた。

２月23日には、野田内閣総理大臣も出席して経済（円高・デフレ・第一次産業等）について集中審議が行われ、デフレの根本原因、経済財政運営、デフレギャップ、企業の海外投資に対する対策と効果、円高・デフレ脱却の必要性、日銀法改正の必要性、休眠口座の活用、デフレ要因と対策、家電エコポイント、第１次・第２次補正予算の執行状況、国家公務員人件費の削減等について質疑が行われた。

２月24日には、国民各層から意見を聴取するため、滋賀県及び千葉県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

２月27日には、社会保障と税、経済（円高・デフレ）について、参考人質疑が行われた。

２月28日及び29日には、一般的質疑が行われた。

同月28日には、首都直下型地震の防災対策と危機管理体制、東日本大震災被災児童への対応策、休眠口座の活用、除染事業、被災地の国政選挙、年金交付国債、食品中の放射性物質に係る基準値、地域医療、普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価書関連事業、原発の安全基準と再稼働の条件、ＮＰＯ支援策、甲状腺内部被曝の検査等について質疑が行われた。

同月29日には、所得再配分機能、お茶のセシウム被害、危険運転致死傷罪、ＴＰＰ交渉参加方針、日本銀行の金融政策、武器輸出三原則の緩和、航空自衛隊次期主力戦闘機（ＦＸ）、東日本大震災による下水道施設等の被害状況、東日本大震災による千葉県の液状化被害への支援、地球温暖化対策のための課税の在り方、国家公務員人件費削減等について質疑が行われた。

３月１日には、野田内閣総理大臣も出席して高校無償化等政策効果検証と復興・防災・エネルギー・原子力などについて集中審議が行われ、高校無償化政策、農業者戸別所得補償制度、民主党マニフェスト、エネルギー政策、日本史の必修化、ＴＰＰ交渉、東京電力福島第一原子力発電所事故、領土及び国土保全、選挙制度改革、原子力発電所再稼働、食

品中の放射性物質に係る新規制値、給食の放射能検査等について質疑が行われた。

３月２日には、公聴会が開会された。

３月５日には、分科会が開会された。

３月６日には、野田内閣総理大臣も出席して社会保障（年金を含む）と税などについて集中審議が行われ、子ども子育て新システム、消費税率引上げに伴う逆進性対策、社会保障と税の一体改革、原子力規制庁の設置、医療及び介護制度改革、介護職員処遇改善交付金、ＴＰＰ交渉参加、普天間飛行場の大規模補修、財政・金融に関する政府の基本認識等について質疑が行われた。

３月７日には、一般的質疑が行われ、東日本大震災の復旧・復興対策、地域医療の充実に向けた医師確保対策、社会保障と税の一体改革、離島振興、宇宙関係予算、ＳＰＥＥＤＩの運用の在り方、独立行政法人酒類総合研究所等について質疑が行われた。

３月８日には、締めくくり質疑が行われ、平成24年度予算と政策運営、社会保障・税一体改革大綱、選挙制度改革、普天間飛行場の移設に係る不正疑惑、復興交付金、福島復興再生特措法等について質疑があり、平成24年度予算３案の質疑は終局した。

平成24年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第１に、**財政政策**について、本予算と財政規律についての質疑に対し、安住財務大臣から「予算総額は96.7兆円であるが、特別会計で復興に充てる予算を引き、交付国債分を除けば90.3兆円となる。平成23年６月に決定された、国債費を除く基礎的財政収支対象経費と新規国債発行額を前年度以下に抑えるという中期財政フレームの大枠は維持されている。また、財政支出が非常に大きくなっているから良くないという意見もあるが、復興に関係する公共はどうしても必要であり、会計上やむを得ない不測の事態であるので、そこでの支出は認めていただきたい」旨の答弁があった。

第２に、**経済対策**について、円高への対応策についての質疑に対し、野田内閣総理大臣から「平成23年の10月に円高への対応策をまとめた。柱は三つあり、一つは円高の痛みをどうやって緩めていくかということで、中小企業への金融支援などを行う。二つ目は、そのようなリスクに負けない強靭な経済をつくるという意味で立地補助金の拡充などをする。三つ目が、円高メリットの活用という方針で、例えば外国為替資金特別会計から株式会社国際協力銀行（ＪＢＩＣ）への融資枠を10兆円に拡大して、海外のＭ＆Ａを推進し、資源を獲得するための促進を行っていく。また、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）や産業革新機構なども活用していく体制を組んでおり、実行を確実にしていく」旨の答弁があった。

第３に、**社会保障と税の一体改革**について、消費税率引上げを行う理由についての質疑に対し、野田内閣総理大臣から「社会保障を持続可能なものにしていくことは、待ったなしの状況になってきた。基礎年金の国庫負担２分の１を実現するために、ここ３年間、本当に苦労してきた。社会保障費の自然増もずっと続いている。国民の暮らしを守るのが社会保障であり、それを支えるために安定財源を確保しなければいけないという状況は、これまで放置されてきたが、だんだん借金はたまってきている、自然増はふえてくる、そして欧州のソブリンリスクのような問題もあり、いろいろな問題を総合的に考えると、もはや先送りできない。また、社会保障の改革とあわせて税の一体改革を行う。加えて、行政改革や政治改革や経済再生も包括的に取り組んでいかなければならない」旨の答弁があった。

第４に、**東日本大震災**について、被災地の復旧・復興状況についての質疑に対し、野田内閣総理大臣から「東日本大震災発災以来、過去４回の補正予算において復旧復興に向けて取組を強めてきた。ライフラインの復旧、仮設住宅の建設、瓦れきの撤去等様々な取組を行い、政府挙げてまさに復旧復興に力を尽くしているところである。しかし、なお復旧復興のスピードが遅い、また行き届いていないという声も頂戴していることを真摯に受け止めなければならない。そのためにも、今般、

復興交付金、復興特区、復興庁の発足などの制度をつくったので、それらの制度をフル回転して復興に向けての作業を加速していきたい」旨の答弁があった。

第５に、**エネルギー政策**について、原発事故後のエネルギー政策と原発立地地域の経済対策との関連についての質疑に対し、野田内閣総理大臣から「エネルギー政策の再構築をしていく際に大事な観点というのは、一つには、経済、環境保護、安全保障等々、複眼的に見ていかなければならないが、その際には、地域経済への影響、雇用、暮らしにも向き合い判断していかなければならない。なお、現在、国民が安心できるエネルギーのベストミックス、構成についての議論をしているが、平成24年の夏までにその新しい戦略と計画を取りまとめていく方向であり、地域経済への影響等を含めながら検討していきたい」旨の答弁があった。

第６に、**普天間基地移設問題**について、辺野古周辺以外への移設交渉についての質疑に対し、野田内閣総理大臣から「平成24年２月８日に日米共同で合意文書というか基本方針を声明として発表したが、日米が、辺野古移設を唯一実行可能な案という形で現行計画を評価して、それを踏まえながら今回の協議があることを御理解いただきたい。その上で、普天間の固定化はもちろんこれは避けなければならない。普天間の固定化を避けるためにも、沖縄の早期の負担軽減に向けた具体的な取組が今回いろいろと出てきた。そのことをもって普天間の固定化にならないように、環境整備をしていきたいと考えており、この姿勢は是非御理解をいただきたい」旨の答弁があった。

３月８日の質疑終局後、自民、共産、みんなからそれぞれ提出された「平成24年度一般会計予算、平成24年度特別会計予算及び平成24年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、各動議は否決され、平成24年度予算３案はいずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、自民から提出された「平成24年度一般会計予算、平成24年度特別会計予算及び平成24年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、平成24年度予算３案は記名投票による採決の結果、賛成298、反対178で可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、１月30日に安住財務大臣から平成24年度予算３案の趣旨説明を聴取し、３月12日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、４月５日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成24年度予算３案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成110、反対129で否決された。

４月５日、平成24年度予算３案が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び平成24年度予算３案の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、衆議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、年金交付国債の発行、歳入関連法案の取扱い、本予算と民主党マニフェストと関連、東日本大震災からの復旧復興、デフレ対策や経済成長の実現、財政健全化、消費税の在り方等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

③　平成24年度一般会計暫定予算
平成24年度特別会計暫定予算
平成24年度政府関係機関暫定予算

○　暫定予算の概要

本暫定予算は、平成24年４月１日から４月６日までの期間について編成されたものであり、一般会計の歳出については、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額として合計３兆6,105億円を計上する一方、歳入については、税収及びその他収入について118億円を見込むこと等を内容とするもので、平成24年３月29日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

特別会計予算においては、交付税及び譲与税配付金特別会計などの18の特別会計について、一般会計に準じて編成を行っている。

政府関係機関予算においては、沖縄振興開発金融公庫など４の機関について、一般会計に準じて編成を行っている。

○　審議経過

衆議院予算委員会においては、３月30日、安住財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

その後、行政改革への取組、社会保障と税の一体改革、建物の耐震化、普天間飛行場移設問題、原子力発電所の再稼働等について質疑が行われた。

質疑終局後、本暫定予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、本暫定予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、３月30日、安住財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑を行い、質疑終局の後、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、採決の結果、賛成228、反対５で可決され、本暫定予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

４月18日、野田内閣総理大臣も出席して外交・安全保障等について集中審議が行われ、北朝鮮によるミサイル発射、日韓軍事情報包括保護協定（ＧＳＯＭＩＡ）、鳩山元内閣総理大臣のイラン訪問、アフガニスタン情勢等について、質疑が行われた。

６月12日、野田内閣総理大臣も出席して基本的質疑が行われ、内閣改造の在り方、農地・林野の除染、再生可能エネルギーの普及促進策、オスプレイの沖縄配備、生活保護、ＴＰＰ交渉参加問題、農作物対中輸出事業、大飯原子力発電所再稼働、社会保障と税の一体改革等について、質疑が行われた。

７月９日、野田内閣総理大臣も出席して基本的質疑が行われ、社会保障と税の一体改革、国土強靱化、安全保障・外交政策、原子力規制行政の在り方、オスプレイの沖縄配備、北方領土問題等のロシア外交等について、質疑が行われた。

７月12日、野田内閣総理大臣も出席して質疑が行われ、日本再生戦略、経済対策、国家公務員制度改革、九州地方の豪雨への対応策、農作物対中輸出事業、消費税率引上げと経済成長戦略、ＴＰＰ交渉参加問題、大飯原子力発電所再稼働、エネルギー問題、東京電力福島第一原子力発電所事故、被災地の中小企業グループ化補助金、整備新幹線の費用便益比等について、質疑が行われた。

８月23日、野田内閣総理大臣も出席して外交・安全保障等について集中審議が行われ、尖閣諸島問題、竹島問題、従軍慰安婦問題、在沖縄米軍基地へのオスプレイ配備等について、質疑が行われた。

《議案審査一覧》

予　算

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		備　考
		大　臣 発　言	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
平成23年度一般会計補正予算 （第4号） 平成23年度特別会計補正予算 （特第4号）	24. 1.24		1.24 1.30	2. 1 2. 2	2. 3 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・社民・みんな・国民・大地） （反-共産）	2. 3 可決	予算 2. 8 可決	2. 8 可決	
平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算	1.24		1.24 1.30	2. 9 2.10 2.13 2.15 2.16 2.17 2.20 〃 2.23 2.24(旭) 2.27 2.28 2.29 3. 1 3. 2(公) 3. 5(休) 3. 6 3. 7 3. 8	3. 8 可決（多） （賛-民主・国民・大地） （反-自民・公明・共産・きづな・社民・みんな）	3. 8 可決	予算 4. 5 否決	4. 5 否決 （注）	
平成24年度一般会計暫定予算 平成24年度特別会計暫定予算 平成24年度政府関係機関暫定予算	3.29		3.29 3.30	3.30	3.30 可決（多） （賛-民主・自民・公明・きづな・社民・みんな・国民・大地） （反-共産）	3.30 可決	予算 3.30 可決	3.30 可決	

（注）４月５日、両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第２項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 日本のＴＰＰ交渉参加問題
- 武器輸出三原則の見直し
- 普天間飛行場移設問題
- エネルギー政策

(4) 分科会・公聴会

① 分科会

分科会	所管	設置日	構成	開会日
第１分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 24. 3. 1	分科員６人	3. 5
第２分科会	総務省所管	3. 1	分科員６人	3. 5
第３分科会	法務省、外務省及び財務省所管	3. 1	分科員６人	3. 5
第４分科会	文部科学省所管	3. 1	分科員６人	3. 5
第５分科会	厚生労働省所管	3. 1	分科員６人	3. 5
第６分科会	農林水産省及び環境省所管	3. 1	分科員６人	3. 5
第７分科会	経済産業省所管	3. 1	分科員７人	3. 5
第８分科会	国土交通省所管	3. 1	分科員７人	3. 5

② 公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 24. 2.23	2.23	平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算	平成24年度総予算について	3. 2

(5) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職業	氏名	意見を聞いた問題
平成 24. 3. 2	奈良市長	仲川　げん君	平成24年度総予算について
	公益財団法人日本国際フォーラム理事長	伊藤　憲一君	
	社団法人日本経済団体連合会経済政策委員会企画部会長 株式会社東芝取締役監査委員会委員長	村岡富美雄君	
	株式会社日本総合研究所理事	湯元　健治君	
	青山学院大学法学部教授	三木　義一君	
	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	小室　淑恵君	
	日本金融財政研究所所長	菊池　英博君	
	立正大学法学部客員教授	浦野　広明君	

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 2. 2	日本銀行総裁	白川　方明君	平成23年度一般会計補正予算（第４号） 平成23年度特別会計補正予算（特第４号）
2. 3	防衛省沖縄防衛局長	真部　　朗君	予算の実施状況に関する件（沖縄防衛局講話等の問題について）
2. 9	日本銀行総裁	白川　方明君	平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算
2.10	日本銀行総裁	白川　方明君	
2.15	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	
	東京電力株式会社取締役会長	勝俣　恒久君	
2.20	日本銀行総裁	白川　方明君	
	東京電力株式会社取締役社長	西澤　俊夫君	
2.22	日本銀行総裁	白川　方明君	
2.23	日本銀行総裁	白川　方明君	
2.27	慶應義塾大学経済学部教授	駒村　康平君	
	株式会社日本総合研究所主任研究員	西沢　和彦君	
	中央大学法科大学院教授	森信　茂樹君	
	社会保障の教育推進に関する検討会委員	細野　真宏君	
	早稲田大学法学学術院教授	犬飼　重仁君	
	慶應義塾大学商学部教授	深尾　光洋君	
	東短リサーチ株式会社取締役チーフエコノミスト	加藤　　出君	
	全国商工団体連合会会長	国分　　稔君	
2.28	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	
3. 1	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	
3.30	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	平成24年度一般会計暫定予算 平成24年度特別会計暫定予算 平成24年度政府関係機関暫定予算
6.12	原子力委員会委員長	近藤　駿介君	予算の実施状況に関する件
	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	

（第２分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3. 5	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算 （総務省所管）
	日本郵政株式会社専務執行役	中城　吉郎君	

（第３分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3. 5	日本銀行企画局長	門間　一夫君	平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算 （法務省、外務省及び財務省所管）

（第７分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3. 5	日本銀行企画局長	門間　一夫君	平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算 （経済産業省所管）

③　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 24. 2.24	滋賀県	大津市長	越　　直美君	平成24年度一般会計予算、平成24年度特別会計予算及び平成24年度政府関係機関予算について
		甲賀市長	中嶋　武嗣君	
		滋賀建機株式会社取締役会長	蔭山　孝夫君	
		滋賀県行政書士会会長	盛武　　隆君	
	千葉県	千葉県浦安市長	松崎　秀樹君	
		千葉県香取市長	宇井　成一君	
		中央大学研究開発機構教授	石原　研而君	
		東日本大震災被災者支援千葉西部ネットワーク代表	永田　研二君	

（6）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 24. 2.24	第１班　滋賀県 第２班　千葉県	平成24年度一般会計予算、平成24年度特別会計予算及び平成24年度政府関係機関予算の審査	第１班 15人 第２班 15人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	中井　　洽君	民主	
理　事	小川　淳也君	民主	
理　事	下条　みつ君	民主	
理　事	山口　　壯君	民主	
理　事	山本　有二君	自民	
理　事	高木　陽介君	公明	
	稲富　　修二君	民主	
	大泉　ひろこ君	民主	
	岡田　康裕君	民主	
	金森　　正君	民主	
	仙谷　由人君	民主	
	仲野　博子君	民主	
	平山　泰朗君	民主	
	牧野　聖修君	民主	
	森岡　洋一郎君	民主	
	渡部　恒三君	民主	
	金田　勝年君	自民	
	齋藤　　健君	自民	
	菅原　一秀君	自民	
	馳　　浩君	自民	
	山本　幸三君	自民	
	金子　健一君	生活	
	山岡　賢次君	生活	
	笠井　　亮君	共産	
	阿部　知子君	社民	
	松木けんこう君	大地	

理　事	笹木　竜三君	民主	
理　事	辻元　清美君	民主	
理　事	田村　憲久君	自民	
理　事	牧　　義夫君	生活	
	阿知波　吉信君	民主	
	打越　あかし君	民主	
	大畠　章宏君	民主	
	加藤　公一君	民主	
	桑原　　功君	民主	
	田嶋　　要君	民主	
	原口　一博君	民主	
	藤田　一枝君	民主	
	室井　秀子君	民主	
	若泉　征三君	民主	
	金子　一義君	自民	
	佐田　玄一郎君	自民	
	柴山　昌彦君	自民	
	野田　　毅君	自民	
	古屋　圭司君	自民	
	内山　　晃君	生活	
	三宅　雪子君	生活	
	東　　順治君	公明	
	山内　康一君	みんな	
	松野　頼久君	維新	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 外交及び安全保障問題
- 復興予算の在り方
- 衆議院の解散時期についての野田内閣総理大臣の見解
- 社会保障制度改革国民会議設置の見通し
- ＴＰＰ交渉参加問題

・　沖縄における米軍基地問題
・　エネルギー政策
・　大学新設不認可問題

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24.11.12	日本銀行総裁	白川　方明君	予算の実施状況に関する件

【第182回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	山本　有二君	自民	
理　事	伊藤　達也君	自民	
理　事	遠藤　利明君	自民	
理　事	萩生田　光一君	自民	
理　事	泉　健太君	民主	
理　事	石田　祝稔君	公明	
	秋元　司君	自民	
	穴見　陽一君	自民	
	井野　俊郎君	自民	
	井上　貴博君	自民	
	伊藤　忠彦君	自民	
	池田　佳隆君	自民	
	石原　宏高君	自民	
	今枝　宗一郎君	自民	
	齋藤　健君	自民	
	菅原　一秀君	自民	
	牧原　秀樹君	自民	
	山本　幸三君	自民	
	小川　淳也君	民主	
	大西　健介君	民主	
	足立　康史君	維新	
	百瀬　智之君	維新	
	山之内　毅君	維新	
	國重　徹君	公明	
	佐藤　正夫君	みんな	
	村上　史好君	生活	
理　事	岩屋　毅君	自民	
理　事	小此木　八郎君	自民	
理　事	馳　浩君	自民	
理　事	村岡　敏英君	維新	
	赤枝　恒雄君	自民	
	秋本　真利君	自民	
	安藤　裕君	自民	
	井林　辰憲君	自民	
	伊藤　信太郎君	自民	
	池田　道孝君	自民	
	石川　昭政君	自民	
	泉原　保二君	自民	
	金子　一義君	自民	
	柴山　昌彦君	自民	
	野田　毅君	自民	
	山際　大志郎君	自民	
	荒井　聰君	民主	
	大串　博志君	民主	
	菅　直人君	民主	
	村上　政俊君	維新	
	山田　宏君	維新	
	浮島　智子君	公明	
	柿沢　未途君	みんな	
	志位　和夫君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

15　決算行政監視委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	新藤	義孝君	自民			
理　事	階	猛君	民主	理　事	玉木	朝子君　民主
理　事	松本	大輔君	民主	理　事	向山	好一君　民主
理　事	木村	太郎君	自民	理　事	平	将明君　自民
理　事	加藤	学君	生活	理　事	遠山	清彦君　公明
	稲富	修二君	民主		小野塚	勝俊君　民主
	岡田	康裕君	民主		奥野	総一郎君　民主
	神山	洋介君	民主		阪口	直人君　民主
	辻	惠君	民主		野木	実君　民主
	初鹿	明博君	民主		松岡	広隆君　民主
	宮崎	岳志君	民主		村井	宗明君　民主
	森岡	洋一郎君	民主		森本	和義君　民主
	柳田	和己君	民主		吉田	統彦君　民主
	伊吹	文明君	自民		小泉	龍司君　自民
	古賀	誠君	自民		河野	太郎君　自民
	坂本	哲志君	自民		中村	喜四郎君　自民
	細田	博之君	自民		村上	誠一郎君　自民
	岡島	一正君	生活		黒田	雄君　生活
	樋高	剛君	生活		村上	史好君　生活
	石井	啓一君	公明		鳩山	邦夫君　無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等６件（継続審査）及び承諾を求めるの件13件（うち継続審査６件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　平成21年度一般会計歳入歳出決算
平成21年度特別会計歳入歳出決算
平成21年度国税収納金整理資金受払計算書
平成21年度政府関係機関決算書

○　概要

平成21年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆1,142億円余、支出済歳出額は100兆9,734億円余であり、差引き６兆1,408億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成22年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成21年度特別会計（21会計）決算は、収納済歳入額の合計額は377兆8,931億円余、支出済歳出額の合計額は348兆600億円余である。

平成21年度国税収納金整理資金の収納済額は、50兆4,845億円余である。

平成21年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆2,771億円余、

支出済額の合計額は１兆5,300億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

②　平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　**概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成21年度中の国有財産の総増加額は12兆6,745億円余、総減少額は７兆6,687億円余であり、年度末の国有財産現在額は107兆3,748億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

③　平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成21年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆834億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

④　平成22年度一般会計歳入歳出決算
平成22年度特別会計歳入歳出決算
平成22年度国税収納金整理資金受払計算書
平成22年度政府関係機関決算書

○　**概要**

平成22年度一般会計決算は、収納済歳入額は100兆5,345億円余、支出済歳出額は95兆3,123億円余であり、差引き５兆2,222億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成23年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成22年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は386兆9,849億円余、支出済歳出額の合計額は345兆740億円余である。

平成22年度国税収納金整理資金の収納済額は、51兆3,859億円余である。

平成22年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆2,044億円余、支出済額の合計額は１兆4,063億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

⑤　平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　**概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成22年度中の国有財産の総増加額は11兆4,195億円余、総減少額は17兆6,004億円余であり、年度末の国有財産現在額は101兆1,939億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑥　平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成22年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆598億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑦　平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

○　概要
平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,996億7,409万3,000円であり、平成22年６月18日から９月24日までの間に使用を決定した「優良住宅取得支援事業に必要な経費」等62件、計9,996億7,409万3,000円について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容（⑦から⑫までの６件について）
・　医薬品、医療機器等に関する政策の在り方
・　平成22年に発生した口蹄疫に対する政府の初動対応の遅れについての政府の見解
・　海上保安庁と海上自衛隊のデータ共有の必要性
・　原子力規制委員会発足に関する諸問題
・　農林水産物等中国輸出促進協議会に関する諸問題
・　自動車の定期点検整備及び検査登録制度に関する諸問題

○　審査結果
承諾

⑧　平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

○　概要
平成22年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年５月11日から11月８日までの間に使用を決定した「水俣病被害者の救済に必要な経費」等11件、計961億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容
（⑦参照）

○　審査結果
承諾

⑨　平成22年度特別会計予算総則第７条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

○　概要
平成22年度特別会計予算総則第７条第１項の規定により、平成22年７月６日から12月７日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定に

おける防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額」等３特別会計12件、計912億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**審査結果**

承諾

⑩　平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成22年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年３月14日から30日までの間に使用を決定した「東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費」等６件、計687億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**審査結果**

承諾

⑪　平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成22年度特別会計予備費予算総額１兆8,497億円余のうち、平成23年２月４日から３月18日までの間に使用を決定した「農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」等１特別会計２件、計29億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**審査結果**

承諾

⑫　平成22年度特別会計予算総則第７条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

○　**概要**

平成22年度特別会計予算総則第７条第１項の規定により、平成23年２月22日から３月29日までの間に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」等１特別会計２件、計1,520億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**審査結果**

承諾

⑬　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成23年８月19日から12月20日までの間に使用を決定した「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費」等８件、計4,505億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑭　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成23年度一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年４月19日から平成24年１月23日までの間に使用を決定した「災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費」等５件、計612億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑮　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定により、平成23年４月18日から12月９日までの間に経費の増額を決定した「地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額」等２特別会計11件、計4,825億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑯　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成24年２月10日に使用を決定した「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費」１件、403億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑰　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成23年度一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年２月24日から３月27日までの間に使用を決定した「大雪に伴う道路事業に必要な経費」等４件、計135億

円余について事後に承諾を求めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑱　平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

○　**概要**

平成23年度特別会計予備費予算総額１兆484億円余のうち、平成24年３月27日に使用を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費」１件、16億円について事後に承諾を求めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑲　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　**概要**

平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定により、平成24年３月27日に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額」１件、113億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	(22.11.19)		24. 1.24 (23.12. 8)			9. 7 閉会中審査			
平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	(22.11.19)		1.24 (23.12. 8)			9. 7 閉会中審査			
平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	(22.11.19)		1.24 (23.12. 8)			9. 7 閉会中審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	(23.11.22)		1.24 (23.12. 8)			9. 7 閉会中審査			
平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	(23.11.22)		1.24 (23.12. 8)			9. 7 閉会中審査			
平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	(23.11.22)		1.24 (23.12. 8)			9. 7 閉会中審査			

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	(23. 4.12)		24. 1.24 4.18	7.26	7.26 承諾(全) (賛-民主・自民・生活・公明)	7.31 承諾	決算 8.20 承諾	8.22 承諾	
平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	(23. 4.12)		1.24 4.18	7.26	7.26 承諾(全) (賛-民主・自民・生活・公明)	7.31 承諾	決算 8.20 承諾	8.22 承諾	
平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	(23. 4.12)		1.24 4.18	7.26	7.26 承諾(全) (賛-民主・自民・生活・公明)	7.31 承諾	決算 8.20 承諾	8.22 承諾	
平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	(23. 5.20)		1.24 4.18	7.26	7.26 承諾(全) (賛-民主・自民・生活・公明)	7.31 承諾	決算 8.20 承諾	8.22 承諾	

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	(23. 5.20)		1.24 4.18	7.26	7.26 承諾(全) (賛-民主・自民・生活・公明)	7.31 承諾	決算 8.20 承諾	8.22 承諾	
平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	(23. 5.20)		1.24 4.18	7.26	7.26 承諾(全) (賛-民主・自民・生活・公明)	7.31 承諾	決算 8.20 承諾	8.22 承諾	
平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	3.16		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	3.16		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	3.16		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.18		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.18		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	5.18		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.18		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、本委員会において質疑及び視察が行われたほか、行政監視に関する小委員会が設置され、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。また、この小委員会での議論を受けて、本委員会において決議が行われた。

○　主な質疑内容

・　改正貸金業法施行後の状況
・　行政改革の進捗状況及び今後の対応方針
・　自動車の定期点検整備及び検査登録制度に関する諸問題
・　近年の中国の海洋侵出に対する政府の対応方針
・　東京都による尖閣諸島の購入及びその後の有効活用策に対する政府の方針

（行政監視に関する小委員会）

・　スーパーコンピュータの開発経緯及び今後の研究開発体制の在り方
・　医療費レセプトの審査支払機関の統合に係るコスト比較の在り方
・　国家公務員宿舎削減計画の進捗状況
・　原子力関連事業の実施体制に係る委員会決議に対する関係府省の対応状況

（閉会中審査（行政監視に関する小委員会））

・　東日本大震災復興基本法及び東日本大震災からの復興の基本方針における「活力ある日本の再生」と被災地における復旧・復興の進め方との関係
・　国内立地推進事業費補助金における経済波及効果の基準及び中小企業組合等共同施設等災害復旧事業における繰越し等の在り方
・　医療施設等災害復旧費補助金の補助対象に医療機器を含める必要性
・　鯨類捕獲調査安定化推進対策に復興予算が使用されたことの妥当性
・　全国防災対策費の予算計上に歯止めを設ける必要性

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」のフォローアップに基づく決議（平成24.9.7）

本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、昨年11月16日及び17日に同小委員会において有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行った結果、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、改善を求めるべき事項を指摘し、予算編成及び執行に十分に反映させるなどの対応を求めるとともに、反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し６箇月以内に報告するよう求める決議を12月８日に行ったところである。

今国会に設置した行政監視に関する小委員会において、去る６月13日に報告を聴取し、８月２日に集中的に討議してその内容を精査したところ、政府の対応、また、これを説明する資料の提出について十分でないものがあった。改善が不十分な点があったことは極めて遺憾である。

よって、本委員会は、これらの事項を今後も質疑等で適宜取り扱い、行政監視を行っ

ていくため、政府に対し、以下について速やかに対応するよう求める。

1　革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築

決議では、スーパーコンピュータ「京」の技術選択の過程、特に当初のスカラー・ベクトル混合型からの方針転換について国民に明確に説明することを求めたが、今回の討議においても十分に説明されたとは言い難い。改めて国民に向けて論理的かつ合理的な説明を行うよう求める。

また、決議では、スーパーコンピュータ「京」の完成後のスーパーコンピュータの開発戦略を早急に検討して公表することを求めたが、文部科学省の回答は平成26年３月頃の最終報告に向けて検討中というもので、スピード感を欠いている。検討を加速するよう求める。

2　医療費レセプト審査事務

決議では、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務の質の向上とコスト削減について、競争による改善が期待できないのであれば、統合に向けた検討を進めることを求めたが、今回の討議においては厚生労働省が中途半端な対応をしていることが明らかになった。競争原理が働かない障壁を取り除く努力を真剣に行うことを求める。

また、昨年の小委員会において統合効果に否定的な試算が提出されたことに対して、決議において、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すことを求めたところ、厚生労働省からは統合効果に肯定的な新たな試算が提出されたが、その結果、当初の試算が不適切であり、結果として、議論を一方向に誘導するものであった。このような問題について責任が明確になる体制を整備し、再発の防止に努めるよう求める。

誤ったレセプトを多数提出する医療機関については、指導を徹底し、なおも改善が見られない場合にはその名称を国民に公表することも検討するなど、医療費請求のより一層の適正化を図るよう求める。

また、労災医療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についての検討を求めたが、厚生労働省は、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」の報告書で「国が直接一括して審査する現在の方式が妥当」としたことを受け、「現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていく」と回答しているが、今回の討議において、検討会が業務改善等についての議論を尽くしていないことが明らかになった。検討会を再開するなどして、その具体策を十分に検討することを求める。

3　公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費

決議では、公務員宿舎について、職務上、真に公務員宿舎を必要とする職員のためのものであるかどうかを精査し仕分けすることを求め、財務省からは５類型に限定し、各省庁が当該類型に基づいて戸数を精査した旨の回答があったが、今回の討議においては、残存させる宿舎が５類型のいずれに該当するかについての議論があった。５類型の意義及び各類型に該当する戸数の根拠について、国民の理解を得られるように説明する努力が必要である。

また、真に保有すべきとされた戸数に係る予算縮減に関しては、老朽化宿舎についてコスト比較等を行うことにより建替を抑制するとしているが、宿舎保有のコストについて、金利想定や賃料水準を見直すことにより、国民負担を極小化することを求める。

4　原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出

決議では、原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出の妥当性及び有効

性を検証し、特に天下りや利権を生み出すことについては厳しく検証して、独立行政法人及び公益法人の整理統廃合を進めることを求めたが、今回の討議においても、法人の整理統廃合を実行しようとする姿勢が各省庁に見られなかった。決議において求めた原子力関連予算の力点の移動に対応して既存組織の業務内容を見直し、スクラップ・アンド・ビルドを行うことを求める。決議以降の事業見直しの予算への反映状況を、審議対象としたすべての独立行政法人及び公益法人について明らかにするよう求める。

また、核燃料サイクル計画については、再処理工場の立地を受け入れた地域に配慮しつつ、再検証を行うよう求めたが、高速増殖炉の実用化、高レベル放射性廃棄物の最終処分と引き上げ時期について、現実的な見通しを、当該地域に適宜説明することを求める。

右決議する。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　成	開会日	審査・調査案件
行政監視に関する小委員会	平成 24. 4.18	小委員14人	6.13	行政監視に関する件
			8. 2	行政監視に関する件（行政監視に基づく事業の見直しに関する決議に対して政府が講じた措置）
			（閉会中） 10.23	行政監視に関する件（東日本大震災復興予算の使途）

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 6.11	東海大学海洋学部教授	山田　吉彦君	歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件（尖閣諸島における諸問題）
	富山大学理学部准教授 富山大学大学院理工学研究部准教授	横畑　泰志君	
	石垣市長	中山　義隆君	
	東京都知事	石原慎太郎君	

（行政監視に関する小委員会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 8. 2	独立行政法人理化学研究所理事	田中　正朗君	行政監視に関する件（行政監視に基づく事業の見直しに関する決議に対して政府が講じた措置）
	独立行政法人理化学研究所理事	古屋　輝夫君	
	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構運用技術部門長	横川三津夫君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事	伊藤　洋一君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事	廣井　　博君	
	独立行政法人原子力安全基盤機構理事	福島　　章君	

（7）視察

視察日	視察地名	視　察　目　的	視察委員
平成 24. 3.21	埼玉県	行政監視に関する実情調査（医療費レセプト審査事務）	11人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	後藤田	正純君	自民				
理　事	階	猛君	民主	理　事	津村	啓介君	民主
理　事	吉田	統彦君	民主	理　事	和田	隆志君	民主
理　事	木村	太郎君	自民	理　事	平	将明君	自民
理　事	加藤	学君	生活	理　事	遠山	清彦君	公明
	小野塚	勝俊君	民主		岡田	康裕君	民主
	奥野	総一郎君	民主		川口	博君	民主
	後藤	祐一君	民主		末松	義規君	民主
	玉木	朝子君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	辻	惠君	民主		長島	一由君	民主
	花咲	宏基君	民主		松原	仁君	民主
	向山	好一君	民主		森本	和義君	民主
	吉田	おさむ君	民主		渡部	一夫君	民主
	伊吹	文明君	自民		石原	伸晃君	自民
	今村	雅弘君	自民		小泉	龍司君	自民
	古賀	誠君	自民		河野	太郎君	自民
	中村	喜四郎君	自民		村上	誠一郎君	自民
	黒田	雄君	生活		中後	淳君	生活
	樋高	剛君	生活		村上	史好君	生活
	石井	啓一君	公明		鳩山	邦夫君	無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等６件（継続審査）及び承諾を求めるの件７件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　平成21年度一般会計歳入歳出決算
平成21年度特別会計歳入歳出決算
平成21年度国税収納金整理資金受払計算書
平成21年度政府関係機関決算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため審査未了）

②　平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため審査未了）

③　平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため審査未了）

④　平成22年度一般会計歳入歳出決算
平成22年度特別会計歳入歳出決算
平成22年度国税収納金整理資金受払計算書
平成22年度政府関係機関決算書

○　**概要**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため審査未了）

⑤　平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　**概要**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため審査未了）

⑥　平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため審査未了）

⑦　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑧　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第180回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑨　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑩　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑪　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑫　平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑬　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	(22.11.19)		24.10.29 (23.12.8)		(審査未了)				
平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	(22.11.19)		10.29 (23.12.8)		(審査未了)				
平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	(22.11.19)		10.29 (23.12.8)		(審査未了)				
平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	(23.11.22)		10.29 (23.12.8)		(審査未了)				
平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	(23.11.22)		10.29 (23.12.8)		(審査未了)				
平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	(23.11.22)		10.29 (23.12.8)		(審査未了)				

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24.3.16)		24.10.29		(審査未了)				

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24. 3.16)		10.29		（審査未了）				
平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24. 3.16)		10.29		（審査未了）				
平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24. 5.18)		10.29		（審査未了）				
平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24. 5.18)		10.29		（審査未了）				
平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24. 5.18)		10.29		（審査未了）				
平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第180回国会、内閣提出）	(24. 5.18)		10.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、決議が行われた。

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

東日本大震災復興予算の使途に関する決議（平成24.11.15）

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興を早期に実現していくことは、喫緊の課題となっており、被害を受けた被災地の一刻も早い復興のためには、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき、速やかに実施しなければならない。

このため、政府は、東日本大震災関係経費として、平成23年度第１次から第３次の補正予算及び平成24年度予算において、将来の増税による国民負担等を財源にして多額の予算を計上し、復興関連の各事業を実施しているところである。

本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、第180回国会閉会中の10月23日に同小委員会を開会して、東日本大震災復興予算のうち、国内立地推進事業費補助金及び中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、地域医療提供体制の再構築、鯨類捕獲調査安定化推進対策、東日本大震災に係る復旧・復興関連事業（道路関係）、庁舎の耐震改修、アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流、被災地域における再犯防止施策の充実・強化、国立霞ヶ丘競技場災害復旧事業について、集中的に討議し、その内容を精査した結果、被災地の事業再建や医療に係る予算措置が円滑には執行されず、復興に支障が生じている一方で、被災地以外を対象とした事業など被災地の復興に直接役立つものとは認められない事業が、関係各省において様々な形で実施されていることが明らかになった。これらの不適切な予算執行は、事業を所管する各省の被災地との関連が弱い事業への予算要求と財務省の形式的な査定結果に加え、政務三役の監督不行き届きから生じたものであり、次のとおり改善を求めるべきとの結論に至った。

政府は、この結論を重く受け止め、被災地の現状を的確に把握した上で、復興庁の総合調整機能及び財務省による厳格な予算査定等を通じ、復興関連のすべての事業を総点検し、優先順位及び予算の配分を抜本的に見直すべきである。その上で、不適切と認められた予算の執行停止も視野に入れて、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするよう求める。特に、被災地において本格的に復興予算が必要になる際に、その財源が枯渇するような事態は徹底して回避すべきである。また、必要があれば、その前提としての東日本大震災復興基本方針の見直しにも躊躇すべきではない。さらに、東日本大震災が空前の規模であったことにかんがみ、現在被災地において喫緊の課題となっている地盤沈下対策や土地かさ上げに対する支援を十分に講じることなどの必要な措置を前例にとらわれることなく検討、実施することを求める。また、これらの反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し平成24年度末までに報告するよう求める。

なお、今回の小委員会においても、これまでの小委員会と同様、各省からの資料提出や事業の説明姿勢は、不十分、不適切なものであった。徹底した反省を行うとともに、改善し再発防止に取り組むべきである。

１　国内立地推進事業費補助金及び中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

国内立地推進事業費補助金については、その経済波及効果、特に被災地に対する詳細な定量的分析を厳密に行うとともに、補助の採択の審査基準を明確化し、本補助金が真に被災地支援に資するものであるかどうかの説明責任を果たすべきである。

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業については、被災者からの要望に対して十分対応可能となるよう必要な予算額を確保すべきである。また、事業者の本格的な復興に長期間を要するとの事情を十分に踏まえ、複数年度にわたる事業継続が可能となるよう、繰り越しの要件の緩和、都道府県に対する基金の造成等について検討すべきである。さらに、特に大きな被害を受けた中小企業の申請者に対する支援体制の強化を図るべきである。

２　地域医療提供体制の再構築

医療施設等災害復旧費補助金の民間医療機関に対する補助要件の緩和と補助対象の医療機器への拡充を早急に検討するとともに、医師等の人材確保への対応を強化すべ

きである。また、地域医療再生基金については、既に再建した民間医療機関に対しても遡及適用できるよう検討すべきである。さらに、地域医療の復興に向けて、創意工夫によりまちづくりと一体になって行われている取組に対しては積極的に後押しすべきである。

３　鯨類捕獲調査安定化推進対策

本事業については、被災地の鯨産業の復興に直接関連したものとは認められず、復興予算として支出したことに疑問がある。にもかかわらず、農林水産省による本事業の被災地の復興との関連性に係る説明が極めて不十分であったことは遺憾である。被災地の鯨産業に対する本事業の貢献について徹底した検証を行うとともに、鯨産業復興のために真に政府が果たすべき役割について再検討すべきである。

４　東日本大震災に係る復旧・復興関連事業（道路関係）

道路に限らず、全国防災対策事業の予算措置に上限を設定することや全国の防災事業と被災地の復興事業について予算区分上明確に切り分けることの重要性を認識すべきである。今後被災地における復興予算が不足する事態を防止するための方策として、全国防災対策事業については、復興財源の趣旨を尊重し、緊急性等の観点から一層厳しく対応すべきである。

５　庁舎の耐震改修

本事業については、被災庁舎以外に復興財源を使用せず、緊急性等の観点から一層厳しく対応することを検討すべきである。また、将来における倒壊した被災地の自治体庁舎の建て替え費用の手当てについて十分な配慮を行うべきである。さらに、本小委員会の討議の過程で、国土交通省の資料提出に不手際が見られたことについては、十分に反省し改善すべきである。

６　アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流

本事業については、被災地の復興に直接関連したものとは認められず、復興予算として支出したことに疑問がある。また、外務省において補助対象の団体における具体的な交流の実施状況を即答できないなど、ガバナンスの欠如が認められた。本事業が真に被災地の復興に資するものであったかについて真摯な検証を行うとともに、今後の青少年交流プロジェクトについては、内容の改善、透明性の向上、効果的な風評被害対策の在り方の観点から、抜本的な見直しを行うべきである。

７　被災地域における再犯防止施策の充実・強化

本事業については、復興予算として支出することの合理的な説明はなかったことから、今後、復興予算での予算要求はやめるべきである。

右決議する。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	谷畑	孝君	維新			
理　事	今村	雅弘君	自民	理　事	うえの賢一郎君	自民
理　事	越智	隆雄君	自民	理　事	大塚	拓君　自民
理　事	河野	太郎君	自民	理　事	福田	昭夫君　民主
理　事	伊東	信久君	維新	理　事	石井	啓一君　公明
	岩田	和親君	自民		江崎	鐵磨君　自民
	小倉	將信君	自民		小田原	潔君　自民
	大岡	敏孝君	自民		大久保	三代君　自民
	大串	正樹君	自民		大塚	高司君　自民
	大西	英男君	自民		大野	敬太郎君　自民
	大見	正君	自民		鬼木	誠君　自民
	門山	宏哲君	自民		神田	憲次君　自民
	後藤田	正純君	自民		平	将明君　自民
	辻	清人君	自民		土屋	品子君　自民
	村上	誠一郎君	自民		玉木	雄一郎君　民主
	辻元	清美君	民主		横路	孝弘君　民主
	井上	英孝君	維新		今井	雅人君　維新
	馬場	伸幸君	維新		赤羽	一嘉君　公明
	浅尾	慶一郎君	みんな		吉川	元君　社民
	小泉	龍司君	無		長崎	幸太郎君　無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等９件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成21年度一般会計歳入歳出決算
平成21年度特別会計歳入歳出決算
平成21年度国税収納金整理資金受払計算書
平成21年度政府関係機関決算書

○ 概要

（第180回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

（第180回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③　平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

継続審査

④　平成22年度一般会計歳入歳出決算
平成22年度特別会計歳入歳出決算
平成22年度国税収納金整理資金受払計算書
平成22年度政府関係機関決算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑤　平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑥　平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

（第180回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑦　平成23年度一般会計歳入歳出決算
平成23年度特別会計歳入歳出決算
平成23年度国税収納金整理資金受払計算書
平成23年度政府関係機関決算書

○　概要

平成23年度一般会計決算は、収納済歳入額は109兆9,795億円余、支出済歳出額は100兆7,154億円余であり、差引き９兆2,641億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成24年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成23年度特別会計（17会計）決算は、収納済歳入額の合計額は409兆9,236億円余、支出済歳出額の合計額は376兆4,631億円余である。

平成23年度国税収納金整理資金の収納済額は、52兆3,357億円余である。

平成23年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆1,711億円余、支出済額の合計額は１兆2,736億円余である。

○　審査結果

継続審査

⑧　平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成23年度中の国有財産の総増加額は８兆6,577億円余、総減少額は６兆9,974億円余であり、年度末の国有財産現在額は102兆8,543億円余である。

○　審査結果

継続審査

⑨　平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成23年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆442億円余である。

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	(22.11.19)		24.12.27 (23.12.8)			12.28 閉会中審査			
平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	(22.11.19)		12.27 (23.12.8)			12.28 閉会中審査			
平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	(22.11.19)		12.27 (23.12.8)			12.28 閉会中審査			
平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	(23.11.22)		12.27 (23.12.8)			12.28 閉会中審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	(23.11.22)		12.27 (23.12. 8)			12.28 閉会中審査			
平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	(23.11.22)		12.27 (23.12. 8)			12.28 閉会中審査			
平成23年度一般会計歳入歳出決算 平成23年度特別会計歳入歳出決算 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 平成23年度政府関係機関決算書	(24.11.16)		12.27			12.28 閉会中審査			
平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書	(24.11.16)		12.27			12.28 閉会中審査			
平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書	(24.11.16)		12.27			12.28 閉会中審査			

16　議院運営委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小平　忠正君	民主			
理　事	山井　和則君	民主	理　事	松野　頼久君	民主
理　事	笠　浩史君	民主	理　事	糸川　正晃君	民主
理　事	鷲尾　英一郎君	民主	理　事	佐藤　勉君	自民
理　事	髙木　毅君	自民	理　事	太田　和美君	生活
理　事	遠藤　乙彦君	公明		岡田　康裕君	民主
	川内　博史君	民主		坂口　岳洋君	民主
	橋本　清仁君	民主		浜本　宏君	民主
	水野　智彦君	民主		森山　浩行君	民主
	伊東　良孝君	自民		小泉　進次郎君	自民
	齋藤　健君	自民		塩崎　恭久君	自民
	渡辺　浩一郎君	生活		佐々木　憲昭君	共産
	服部　良一君	社民		中島　正純君	国民

(2) 特別委員会の設置及び廃止

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外９特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構　成	設　置　目　的
社会保障と税の一体改革に関する特別委員会	平成24. 4.26	委員45人	社会保障と税の一体改革に関連する諸法案を審査するため

また、特別委員会の廃止について５月８日、郵政改革に関する特別委員会を廃止することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案外20案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

委員会提出法律案は３件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は６件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第２号）

○　要旨

人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書に給与構造改革の経過措置として支給されている給料(現給保障)について、基準となる給与月額の引下げ並びに経過措置額の廃止等の措置を講じようとするもの

○　結果

成案・提出決定

②　国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第11号）

○　要旨

議長、副議長及び議員の歳費月額及び期末手当を、平成24年５月１日から平成26年４月30日まで、それぞれ12.88％を乗じて得た額に相当する額を減じた額とするもの

○　結果

成案・提出決定

③　国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第17号）

○　要旨

国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、私人の提供するオンライン資料を収集するための規定を整備するほか、原子力損害賠償支援機構法による原子力損害賠償支援機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するもの

○　結果

成案・提出決定

④　北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案（小平忠正君外14名提出、決議第１号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑤　北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（小平忠正君外14名提出、決議第２号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑥　日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（小平忠正君外16名提出、決議第３号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑦　野田内閣不信任決議案（渡辺喜美君外５名提出、決議第４号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑧　李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第５号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑨　香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第６号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		委員会				本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
		趣旨 説明	付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第2号）	24. 2.23				2.23 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・社民・国民) (反-共産)	2.23 可決	議院運営 2.29 可決	2.29 可決	2.29 法3号
国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第11号）	4.26				4.26 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・国民) (反-社民)	4.26 可決	議院運営 4.27 可決	4.27 可決	4.27 法29号
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第17号）	6. 8				6. 8 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民) (欠-国民)	6. 8 可決	議院運営 6.15 可決	6.15 可決	6.22 法32号

決議案

件名	提出日	衆議院				
		委員会				本会議
		趣旨説明	付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案（小平忠正君外14名提出、決議第1号）	24. 4.12				審査省略	4.12 可決
北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（小平忠正君外14名提出、決議第2号）	4.13				審査省略	4.13 可決
日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（小平忠正君外16名提出、決議第3号）	4.17				審査省略	4.17 可決
野田内閣不信任決議案（渡辺喜美君外5名提出、決議第4号）	8. 7				審査省略	8. 9 否決
李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第5号）	8.24				審査省略	8.24 可決
香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第6号）	8.24				審査省略	8.24 可決

また、国会職員の給与の改定及び臨時特例に関する規程制定の件について２月23日、協議決定し、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件について３月27日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 24. 1.24	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	1.24	小委員９人	9. 6	平成25年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1.24	小委員９人	(開会するに至らず)	

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
庶務小委員会	1.24	小委員９人	9. 6	平成25年度本院予算概算要求の件
国会改革・機能強化小委員会	2. 3	小委員９人	3.22 4.11	国会改革・機能強化に関する件

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 3.27	人事官候補者（人事院事務総長）	吉田　耕三君	人事官任命につき同意を求めるの件
8. 1	原子力規制委員会委員長候補者（一般財団法人高度情報科学技術研究機構顧問）	田中　俊一君	原子力規制委員会委員長任命につき同意を求めるの件

【第181回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	髙木	義明君	民主				
理　事	渡辺	周君	民主	理　事	篠原	孝君	民主
理　事	大谷	信盛君	民主	理　事	福田	昭夫君	民主
理　事	森本	哲生君	民主	理　事	髙木	毅君	自民
理　事	坂本	哲志君	自民	理　事	太田	和美君	生活
理　事	遠藤	乙彦君	公明		打越	あかし君	民主
	大西	健介君	民主		川越	孝洋君	民主
	坂口	岳洋君	民主		浜本	宏君	民主
	早川	久美子君	民主		平山	泰朗君	民主
	渡部	一夫君	民主		伊東	良孝君	自民
	小泉	進次郎君	自民		齋藤	健君	自民
	橘	慶一郎君	自民		渡辺	浩一郎君	生活
	佐々木	憲昭君	共産		服部	良一君	社民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外８特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外４名提出、衆法第３号）

○　要旨

国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当を各々20％減額するもの

○　審査結果

可決

②　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（渡辺周君外６名提出、衆法第４号）

○　要旨

各議院の役員等に支給される議会雑費等を廃止するもの

○　審査結果

可決

（参議院において未付託未了）

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外4名提出、衆法第3号）	24.11.15		11.15 11.15		11.15 可決（多） （賛-民主・自民・生活・公明・共産） （反-社民）	11.15 可決	議院運営 11.16 可決	11.16 可決	11.26 法93号
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（渡辺周君外6名提出、衆法第4号）	11.15		11.15 11.15		11.15 可決（多） （賛-民主・生活・公明・共産・社民） （反-自民）	11.15 可決	（未付託未了）		

また、国会議員の秘書の退職手当支給規程等の一部改正の件について11月16日、協議決定した（参議院において決定されず、同規程等の一部改正には至らなかった）。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 24.10.29	小委員10人	（開会するに至らず）	
図書館運営小委員会	10.29	小委員９人	（開会するに至らず）	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	10.29	小委員９人	（開会するに至らず）	
庶務小委員会	10.29	小委員９人	（開会するに至らず）	
国会改革・機能強化小委員会	10.29	小委員９人	（開会するに至らず）	

【第182回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長　佐田　玄一郎君　自民

理　事	髙木　　毅君	自民	理　事	馳　　浩君	自民
理　事	上川　陽子君	自民	理　事	古川　禎久君	自民
理　事	西銘　恒三郎君	自民	理　事	永岡　桂子君	自民
理　事	渡辺　　周君	民主	理　事	石関　貴史君	維新
理　事	大口　善徳君	公明		秋元　　司君	自民
	うえの賢一郎君	自民		越智　隆雄君	自民
	小泉　進次郎君	自民		薗浦　健太郎君	自民
	田中　　良生君	自民		土井　　亨君	自民
	御法川　信英君	自民		泉　　健太君	民主
	後藤　　斎君	民主		今村　洋史君	維新
	上西　小百合君	維新		中野　洋昌君	公明
	山内　　康一君	みんな		小宮山　泰子君	生活

(2) 各委員会の理事の員数及び各会派割当基準等

各委員会の理事の員数及び各会派割当基準並びに憲法審査会及び政治倫理審査会の幹事の員数及び各会派割当数について、協議決定した。

(3) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外８特別委員会を設置することに協議決定した。

(4) 議案審査

付託された議案はなかった。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成24.12.27	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	12.27	小委員９人	(開会するに至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	12.27	小委員９人	(開会するに至らず)	

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
庶務小委員会	12.27	小委員９人	(開会するに至らず)	
国会改革・機能強化小委員会	12.27	小委員９人	(開会するに至らず)	

17　懲罰委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	山本	有二君	自民				
理　事	赤松	広隆君	民主	理　事	安倍	晋三君	自民
	小沢	鋭仁君	民主		加藤	公一君	民主
	菅	直人君	民主		中野	寛成君	民主
	羽田	孜君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	藤井	裕久君	民主		松本	龍君	民主
	麻生	太郎君	自民		福田	康夫君	自民
	森	喜朗君	自民		菅川	洋君	生活
	山岡	賢次君	生活		渡辺	喜美君	みんな
	中島	正純君	国民		小林	興起君	減税
	平沼	赳夫君	日本				

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第181回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	山本	拓君	自民
理　事	赤松	広隆君	民主
理　事	松本	龍君	民主
理　事	菅川	洋君	生活
	菅	直人君	民主
	羽田	孜君	民主
	藤井	裕久君	民主
	福田	康夫君	自民
	山岡	賢次君	生活
	松野	頼久君	維新
	平沼	赳夫君	太陽
理　事	石毛	鍈子君	民主
理　事	谷垣	禎一君	自民
	鹿野	道彦君	民主
	中野	寛成君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主
	麻生	太郎君	自民
	森	喜朗君	自民
	渡辺	喜美君	みんな
	小林	興起君	減税

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	近藤	昭一君	民主				
	小此木	八郎君	自民		勝沼	栄明君	自民
	勝俣	孝明君	自民		門	博文君	自民
	門山	宏哲君	自民		金子	恵美君	自民
	神山	佐市君	自民		川田	隆君	自民
	佐藤	勉君	自民		土屋	正忠君	自民
	山本	拓君	自民		郡	和子君	民主
	髙木	義明君	民主		上野	ひろし君	維新
	園田	博之君	維新		漆原	良夫君	公明
	江田	憲司君	みんな		小沢	一郎君	生活

欠員１

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18　災害対策特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	馬淵　澄夫君	民主				
理　事	市村　浩一郎君	民主	理　事	打越　あかし君	民主
理　事	大西　孝典君	民主	理　事	山本　剛正君	民主
理　事	長島　忠美君	自民	理　事	古川　禎久君	自民
理　事	金子　健一君	生活	理　事	石田　祝稔君	公明
	網屋　信介君	民主		梶原　康弘君	民主
	金森　正君	民主		神山　洋介君	民主
	黒岩　宇洋君	民主		阪口　直人君	民主
	高野　守君	民主		高橋　昭一君	民主
	玉置　公良君	民主		富岡　芳忠君	民主
	中林　美恵子君	民主		橋本　勉君	民主
	細川　律夫君	民主		三村　和也君	民主
	矢崎　公二君	民主		吉川　政重君	民主
	秋葉　賢也君	自民		江藤　拓君	自民
	小里　泰弘君	自民		梶山　弘志君	自民
	竹下　亘君	自民		谷　公一君	自民
	林　幹雄君	自民		森山　裕君	自民
	石田　三示君	生活		石原　洋三郎君	生活
	古賀　敬章君	生活		江田　康幸君	公明
	高橋　千鶴子君	共産		重野　安正君	社民
	柿澤　未途君	みんな			

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）

○　要旨

東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織の充実、地方公共団体間の応援に関する措置の拡充、広域にわたる被災住民の受入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　地方公共団体間の応急措置以外の災害応急対策の応援要求について応諾義務を課さなかった理由

・　正しい教訓が伝承されるよう、住民による災害の教訓を伝承する活動を国及び地方公共団体が支援する必要性
・　災害時における高齢者、障害者等への対応のため、都道府県防災会議の委員に福祉関係者を加える必要性

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

災害の定義に竜巻を追加すること、防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記すること等

②　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第５号）

○　要旨

豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用の促進を図るとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限の延長を行うもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）	24. 5.18		6.13 6.14	6.19	6.19 修正（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな） （附）	6.19 修正	災害対策特 6.20 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法41号

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第5号）	24. 3.16				3.16 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな)	3.16 可決	災害対策特 3.23 可決 (附)	3.28 可決	3.31 法8号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- ・　ＧＰＳ波浪計を強固にし、津波に関するリアルタイムの情報収集及び予測に一層の活用をする必要性
- ・　防災ボランティアの環境整備のため具体的な取組を推進する必要性
- ・　長期及び広域の避難者に対する支援を想定し災害救助法を見直す必要性
- ・　自治体が道路の除排雪費を安定的に確保できるよう、社会資本整備総合交付金と除雪費用とを分ける必要性
- ・　強化ガラスの普及や各階への避難シェルター設置など、竜巻等を想定した学校の安全対策に対する防災機能強化事業による支援の必要性
- ・　災害時に都道府県を通さず、市町村が国に直接要望できる仕組みの必要性
- ・　竜巻被害を受けた地域の実情を踏まえ、被災者生活再建支援法の支援対象を半壊世帯又は一部損壊世帯へ拡大するなど柔軟に対応する必要性
- ・　特別貸付利率の閣議決定には激甚災害指定が必要とされる問題
- ・　首都直下地震発生時における高層住宅の住民の避難対策の現状
- ・　今後の短期間の集中的な強雨の頻発に備えた対策の必要性

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

豪雪地帯対策の充実強化に関する件（平成24.3.16）

平成18年豪雪の被害、また、平成22年度及び今冬の大雪被害に見られるように、近年、我が国における豪雪被害は、多くの犠牲者をはじめとする甚大な人的被害及び社会的、経済的被害をもたらしており、豪雪地帯における市民生活は極めて厳しい状況にある。豪雪地帯における安全で安心な市民生活を確保し、地域経済の発展を図ることは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

１　豪雪地帯における生活は、地域が主体となり、住民の助け合いの精神によって営まれていることから、除排雪における町内会、自治会等の地縁による団体の果たす役割は極めて重要であり、除雪機械の購入費などを含む、かかる団体が実施する除排雪に要する費用に対する市町村による補助について、国としても必要な財政上の措置を講じること。

２　道路の防雪施設整備については、地域の実情に応じて国による補助が行なわれており、また、雪崩の発生を予防するための雪庇の排除についても、費用の一部を国が補助できることとされているが、近年、大雪による道路交通の麻痺という問題が頻発していることから、地方自治体が交通を確保できるよう、また、雪崩の被害を未然に防ぐことができるよう、国として必要な財源を確保し、更なる制度の拡充を検討すること。

３　農道は農作業のみならず、日々の生活のための道路としても利用されており、その除排雪は住民の生活にとって極めて重要であることから、豪雪地帯において地方自治体が行う農道の除排雪についても、地方の負担の軽減を図ること。

４　近年の我が国の豪雪被害に鑑み、必要な施策を適時適切に行うために、豪雪地帯対策特別措置法による施策の効果について、３年後を目途として検証し、その結果を当委員会に報告するとともに、その結果に基づいて必要な措置を講じること。

右決議する。

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 24. 2.13	新潟県、長野県	大雪による被害状況等調査	13人
5.14	茨城県、栃木県	平成24年５月に発生した突風等による被害状況等調査	15人
7.18	第１班　熊本県 第２班　福岡県、大分県	平成24年梅雨前線による大雨の被害状況等調査	第１班 ９人 第２班 ７人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	荒井	聰君	民主
理　事	市村	浩一郎君	民主
理　事	首藤	信彦君	民主
理　事	長島	忠美君	自民
理　事	金子	健一君	生活
	打越	あかし君	民主
	小山	展弘君	民主
	高橋	英行君	民主
	中林	美恵子君	民主
	橋本	勉君	民主
	松本	龍君	民主
	矢崎	公二君	民主
	山本	剛正君	民主
	秋葉	賢也君	自民
	小里	泰弘君	自民
	竹下	亘君	自民
	林	幹雄君	自民
	石田	三示君	生活
	古賀	敬章君	生活
	高橋	千鶴子君	共産
	重野	安正君	社民
理　事	大西	孝典君	民主
理　事	高橋	昭一君	民主
理　事	古川	禎久君	自民
理　事	石田	祝稔君	公明
	川口	博君	民主
	高野	守君	民主
	玉置	公良君	民主
	野田	国義君	民主
	馬淵	澄夫君	民主
	三村	和也君	民主
	山崎	誠君	民主
	吉川	政重君	民主
	江藤	拓君	自民
	梶山	弘志君	自民
	谷	公一君	自民
	森山	裕君	自民
	石原	洋三郎君	生活
	江田	康幸君	公明
	柿澤	未途君	みんな

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	坂本	剛二君	自民				
理　事	鈴木	馨祐君	自民	理　事	竹下	亘君	自民
理　事	林	幹雄君	自民	理　事	古川	禎久君	自民
理　事	三ッ矢	憲生君	自民	理　事	福田	昭夫君	民主
理　事	鈴木	望君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	秋葉	賢也君	自民		江藤	拓君	自民
	小里	泰弘君	自民		梶山	弘志君	自民
	木内	均君	自民		黄川田	仁志君	自民
	工藤	彰三君	自民		熊田	裕通君	自民
	小島	敏文君	自民		小林	茂樹君	自民
	小林	鷹之君	自民		小林	史明君	自民
	小松	裕君	自民		古賀	篤君	自民
	國場	幸之助君	自民		今野	智博君	自民
	谷	公一君	自民		長島	忠美君	自民
	安住	淳君	民主		岸本	周平君	民主
	田嶋	要君	民主		松本	剛明君	民主
	足立	康史君	維新		井上	英孝君	維新
	伊東	信久君	維新		石関	貴史君	維新
	佐藤	英道君	公明		樋口	尚也君	公明
	椎名	毅君	みんな		高橋	千鶴子君	共産
	小宮山	泰子君	生活				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	赤松　　広隆君	民主			
理　事	石井　登志郎君	民主	理　事	逢坂　　誠二君	民主
理　事	加藤　　公一君	民主	理　事	柿沼　　正明君	民主
理　事	西野　あきら君	自民	理　事	村田　　吉隆君	自民
理　事	笠原　多見子君	生活	理　事	富田　　茂之君	公明
	阿知波　吉信君	民主		網屋　　信介君	民主
	勝又　恒一郎君	民主		川越　　孝洋君	民主
	桑原　　功君	民主		小室　　寿明君	民主
	後藤　　祐一君	民主		坂口　　岳洋君	民主
	篠原　　孝君	民主		花咲　　宏基君	民主
	早川　久美子君	民主		松本　　龍君	民主
	皆吉　　稲生君	民主		本村　賢太郎君	民主
	森岡　洋一郎君	民主		山本　　剛正君	民主
	あべ　　俊子君	自民		加藤　　勝信君	自民
	北村　　茂男君	自民		小泉　進次郎君	自民
	齋藤　　健君	自民		武部　　勤君	自民
	二階　　俊博君	自民		松野　　博一君	自民
	内山　　晃君	生活		菅川　　洋君	生活
	福嶋　健一郎君	生活		東　　順治君	公明
	佐々木　憲昭君	共産		中島　　隆利君	社民
	山内　　康一君	みんな			

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）、議員提出法律案７件（うち継続審査３件）及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第４号）

○　要旨

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするもの

○　審査結果

継続審査

②　政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第３号）

○　要旨

政治資金の透明性を確保するため、政治団体の代表者の会計責任者に対する選任・監督責任を強化するもの

○　審査結果

継続審査

③　政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外４名提出、第174回国会衆法第２号）

○　要旨

政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散等を決定した日後は、政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの

○　審査結果

継続審査

④　公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外４名提出、第174回国会衆法第18号）

○　要旨

近時におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの

○　審査結果

継続審査

⑤　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（樽床伸二君外９名提出、衆法第22号）

○　要旨

一票の較差を是正するため、小選挙区の定数を５減し、改定案の作成基準等を定めるとともに、衆議院議員の定数削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするために比例代表の一部に連用制的比例枠を導入する等、臨時の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 本法律案の理念及び目指す方向性についての法律案提出者の見解
- 比例代表選挙をブロック単位から全国単位に改めた理由
- 違憲状態を解消することが優先であるという意見についての法律案提出者の見解
- 立法府として憲法を守る義務を果たすために較差是正を行う必要性及び議員定数削減についての法律案提出者の所感

○　審査結果

可決

（参議院において未付託未了）

⑥　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外２名提出、衆法第27号）

○　要旨

一票の較差を是正するため、いわゆる一人別枠方式を廃止し、小選挙区の定数を５減するとともに、改定案の作成基準等を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑦　公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外３名提出、衆法第29号）

○　要旨

都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、２以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもの

○　審査結果

継続審査

⑧　公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外２名提出、衆法第37号）

○　要旨

近年における選挙の実情に鑑み、選挙運動用自動車の規格制限の簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等及び投票をした旨を証する書面の交付の禁止等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑨　公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第36号）

○　要旨

参議院選挙区選出議員の選挙について、一票の較差を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるもの（４増４減）

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

《議案審査一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	(22.10.13)		24. 1.24			9. 7 閉会中 審査			

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）	(21.11.11)		24. 1.24 (22. 5.25)			9. 7 閉会中 審査			
政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）	(22. 1.20)		1.24			9. 7 閉会中 審査			
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）	(22. 4.28)		1.24			9. 7 閉会中 審査			
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（樽床伸二君外9名提出、衆法第22号）	6.18		6.26 8.22	8.23 8.24 8.27	8.27 可決（全） （賛-民主） （欠-自民・生活・公明・共産・社民・みんな）	8.28 可決	(未付託未了)		
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外2名提出、衆法第27号）	7.27		8.23			9. 7 閉会中 審査			
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外3名提出、衆法第29号）	8.10		9. 6			9. 7 閉会中 審査			
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外2名提出、衆法第37号）	8.31		9. 6			9. 7 閉会中 審査			

参　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第36号）	参 24. 8.28					9. 7 閉会中 審査	倫理選挙特 9. 5 可決	9. 7 可決	

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 一票の較差是正を行わず総選挙が執行された場合に最高裁が選挙無効の判決を出す可能性についての参考人の意見
- 違憲状態を解消するため０増５減を先行させるという提案についての参考人の意見
- 民意の反映と集約という選挙制度に関する論点についての参考人の見解
- 小選挙区比例代表並立制の弊害についての参考人の意見

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 5.23	慶應義塾大学大学院教授	曽根　泰教君	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件（衆議院議員の選挙制度）
	東洋大学法学部教授	加藤秀治郎君	
	東京工業大学名誉教授	田中善一郎君	
	法政大学大原社会問題研究所教授	五十嵐　仁君	

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	加藤	公一君	民主				
理　事	石井	登志郎君	民主	理　事	逢坂	誠二君	民主
理　事	津島	恭一君	民主	理　事	手塚	仁雄君	民主
理　事	西野	あきら君	自民	理　事	村田	吉隆君	自民
理　事	笠原	多見子君	生活	理　事	富田	茂之君	公明
	稲富	修二君	民主		奥野	総一郎君	民主
	金森	正君	民主		川越	孝洋君	民主
	桑原	功君	民主		小室	寿明君	民主
	近藤	和也君	民主		田中	美絵子君	民主
	高井	崇志君	民主		永江	孝子君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主		花咲	宏基君	民主
	早川	久美子君	民主		皆吉	稲生君	民主
	本村	賢太郎君	民主		森本	和義君	民主
	あべ	俊子君	自民		赤澤	亮正君	自民
	加藤	勝信君	自民		北村	茂男君	自民
	小泉	進次郎君	自民		武部	勤君	自民
	二階	俊博君	自民		松野	博一君	自民
	内山	晃君	生活		菅川	洋君	生活
	福嶋	健一郎君	生活		東	順治君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		中島	隆利君	社民
	石関	貴史君	維新				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）、議員提出法律案７件（うち継続審査６件）及び参議院提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第４号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第３号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外４名提出、第174回国会衆法第２号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④　公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外４名提出、第174回国会衆法第18号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑤　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外２名提出、第180回国会衆法第27号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　主な質疑内容（⑤及び⑧の２件について）

- 衆議院議員選挙区画定審議会の区割り改定作業の具体的な内容及び作業期間
- 比例代表の定数を削減することにより、小選挙区のゆがみが議会政治の劣化や国民と政治の乖離を拡大させるとの懸念についての法律案提出者の見解
- 国民への負担となる増税と国民の声を国会に届ける議員の定数の削減を区別する必要性について法律案提出者の見解

○　審査結果

可決

⑥　公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外３名提出、第180回国会衆法第29号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑦　公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外２名提出、第180回国会衆法第37号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑧　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（安住淳君外３名提出、衆法第１号）

○　要旨

一票の較差を是正するため、小選挙区の定数を５減し、改定案の作成基準等を定めるとともに、衆議院議員の定数削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするために比例代表の一部に連用制的比例枠を導入する等、臨時の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

（⑤参照）

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

一票の較差是正に関する規定の削除等

（参議院において未付託未了）

⑨　公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、第180回国会参法第36号）

○　要旨

（第180回国会参照）

○　主な質疑内容

・　各党間の協議の際に提案された民主党及び自由民主党の各案よりも一票の較差の拡大を容認する本法律案を提出した理由
・　現行の選挙制度自体の見直しも必要と指摘する平成24年10月17日の最高裁判決についての法律案提出者の所見
・　今後の参議院選挙制度の抜本改革の方向性

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	(22.10.13)		24.10.29		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）	(21.11.11)		24.10.29 (22. 5.25)		（審査未了）				
政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）	(22. 1.20)		10.29		（審査未了）				
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）	(22. 4.28)		10.29		（審査未了）				
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外2名提出、第180回国会衆法第27号）	(24. 7.27)		10.29 11.15	11.15	11.15 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明・維新) (反-共産・社民)	11.15 可決	倫理選挙特 11.15 可決	11.16 可決	11.26 法95号
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外3名提出、第180回国会衆法第29号）	(24. 8.10)		10.29		（審査未了）				
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外2名提出、第180回国会衆法第37号）	(24. 8.31)		10.29		（審査未了）				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（安住淳君外3名提出、衆法第1号）	11.14		11.14 11.15	11.15	11.15 修正(多) (賛-民主・維新) (反-自民・生活・公明・共産・社民)	11.15 修正	(未付託未了)		

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、第180回国会参法第36号）	参 (24. 8.28)		24.10.29 11.15	11.15	11.15 可決(多) (賛-民主・自民・生活・公明・維新) (反-共産・社民)	11.15 可決	倫理選挙特 11.15 可決	11.16 可決	11.26 法94号

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	保岡	興治君	自民				
理　事	小泉	進次郎君	自民	理　事	坂井	学君	自民
理　事	櫻田	義孝君	自民	理　事	土井	亨君	自民
理　事	林田	彪君	自民	理　事	郡	和子君	民主
理　事	上野	ひろし君	維新	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	あべ	俊子君	自民		赤澤	亮正君	自民
	加藤	勝信君	自民		北村	茂男君	自民
	左藤	章君	自民		佐々木	紀君	自民
	斎藤	洋明君	自民		桜井	宏君	自民
	笹川	博義君	自民		清水	誠一君	自民
	島田	佳和君	自民		白石	徹君	自民
	白須賀	貴樹君	自民		新開	裕司君	自民
	新谷	正義君	自民		末吉	光徳君	自民
	助田	重義君	自民		二階	俊博君	自民
	大島	敦君	民主		奥野	総一郎君	民主
	原口	一博君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	今井	雅人君	維新		今村	洋史君	維新
	岩永	裕貴君	維新		上西	小百合君	維新
	井上	義久君	公明		國重	徹君	公明
	井出	庸生君	みんな		佐々木	憲昭君	共産
	鈴木	克昌君	生活				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	福井	照君	自民				
理　事	小川	淳也君	民主	理　事	大谷	信盛君	民主
理　事	奥野	総一郎君	民主	理　事	高井	崇志君	民主
理　事	秋葉	賢也君	自民	理　事	伊東	良孝君	自民
理　事	玉城	デニー君	生活	理　事	遠山	清彦君	公明
	石津	政雄君	民主		小原	舞君	民主
	後藤	祐一君	民主		阪口	直人君	民主
	田中	美絵子君	民主		福田	衣里子君	民主
	山岡	達丸君	民主		井上	信治君	自民
	岸田	文雄君	自民		宮腰	光寛君	自民
	石田	三示君	生活		瑞慶覧	長敏君	生活
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民
	下地	幹郎君	国民		浅野	貴博君	大地

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

○　要旨

「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるため、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付等、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充するもの

○　主な質疑内容

・　これまでの沖縄振興策の成果と課題
・　内閣総理大臣が定める「沖縄振興基本方針」と沖縄県知事が定める「沖縄振興計画」との整合性及び齟齬が生じた場合の対応
・　市町村が地域活性化につながるように戦略的かつ有効に沖縄振興一括交付金を活用するため基金を設置することの妥当性

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として、「鉄道」及び「軌道」の「整備」を明記すること、沖縄県が設置する基金への積立てを可能とすること等

②　沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○　要旨

これまで２つの法律に分かれていた沖縄県における駐留軍用地跡地に関する規定を一元的に定め、法律の有効期限を10年間延長するとともに、給付金制度の拡充、地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 返還跡地における事業完了には長い年月を要するにもかかわらず本法律案が10年間の限時法とされている理由
- 法律名を改めるに当たり現行法の題名から「返還」という文言を落とした理由
- 駐留軍用地内の土地の先行取得の主体に国を追加する必要性

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改め、法律の基本理念を新たに規定するとともに、特定跡地給付金及び大規模跡地給付金を特定給付金に一本化し、同給付金の支給期間を延長すること等

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	24. 2.10		3.13 3.14	3.15 3.16 3.21	3.21 修正（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・国民・大地） （附）	3.23 修正	沖縄北方特 3.28 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法13号
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	2.10		3.13 3.14	3.15 3.16 3.21	3.21 修正（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・国民・大地） （附）	3.23 修正	沖縄北方特 3.28 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法14号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- グアムへ移転する在沖海兵隊員の規模及びその規模が縮小されることに伴う移転経費に関する日米間での交渉内容
- ＭＶ22オスプレイが普天間飛行場へ配備される前に本州に一時配備されるのは、普天間飛行場へ恒久配備を行うためのアリバイ作りではないかという懸念に対する外務大臣の見解
- 普天間飛行場の危険性を除去するためには大規模補修を行うのではなく閉鎖すべきであるという考えに対する外務大臣の見解
- 新たな沖縄振興計画における沖縄の地理的優位性を活かした国の戦略的な観点及び位置付けに関する沖縄及び北方対策担当大臣の見解
- 離島住民に対する交通コスト低減、妊産婦及び高校生のために国の補助制度を創設する必要性
- 沖縄県における農業分野についての基本方針及び行動計画に関する検討内容
- ロシアにより北方四島の整備が進められているのに対し、根室市をはじめとする北方領土隣接地域が疲弊している現状において、同地域の振興を図る必要性に関する沖縄及び北方対策担当大臣並びに国土交通省の認識
- 今後の北方領土問題の交渉において、2001年に森内閣総理大臣（当時）とプーチン大統領により署名されたイルクーツク声明を基本として我が国は交渉を行う方針であると理解することの是非

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 24. 2.20	沖縄県	沖縄振興及び基地問題等に関する実情調査	10人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小野寺	五典君	自民				
理　事	磯谷	香代子君	民主	理　事	小川	淳也君	民主
理　事	仲野	博子君	民主	理　事	山岡	達丸君	民主
理　事	秋葉	賢也君	自民	理　事	伊東	良孝君	自民
理　事	玉城	デニー君	生活	理　事	遠山	清彦君	公明
	赤松	広隆君	民主		小原	舞君	民主
	緒方	林太郎君	民主		大西	健介君	民主
	阪口	直人君	民主		首藤	信彦君	民主
	中野	譲君	民主		藤田	大助君	民主
	山田	正彦君	民主		岸田	文雄君	自民
	福井	照君	自民		宮腰	光寛君	自民
	石田	三示君	生活		瑞慶覧	長敏君	生活
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	荒井	聰君	民主				
理　事	鈴木	淳司君	自民	理　事	関	芳弘君	自民
理　事	薗浦	健太郎君	自民	理　事	田中	良生君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	大串	博志君	民主
理　事	小熊	慎司君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	秋葉	賢也君	自民		伊東	良孝君	自民
	鈴木	俊一君	自民		鈴木	憲和君	自民
	瀬戸	隆一君	自民		田所	嘉徳君	自民
	田中	英之君	自民		福井	照君	自民
	藤丸	敏君	自民		藤原	崇君	自民
	後藤	祐一君	民主		浦野	靖人君	維新
	鈴木	義弘君	維新		佐藤	英道君	公明
	杉本	かずみ君	みんな		玉城	デニー君	生活

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

21　青少年問題に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	稲津	久君	公明				
理　事	川村	秀三郎君	民主	理　事	竹田	光明君	民主
理　事	道休	誠一郎君	民主	理　事	柚木	道義君	民主
理　事	あべ	俊子君	自民	理　事	松浪	健太君	自民
理　事	黒田	雄君	生活	理　事	池坊	保子君	公明
	川口	浩君	民主		橘	秀徳君	民主
	富岡	芳忠君	民主		初鹿	明博君	民主
	松岡	広隆君	民主		室井	秀子君	民主
	森山	浩行君	民主		山崎	摩耶君	民主
	山田	良司君	民主		小渕	優子君	自民
	棚橋	泰文君	自民		馳	浩君	自民
	岡本	英子君	生活		小林	正枝君	生活
	宮本	岳志君	共産		吉泉	秀男君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- スマートフォンにおけるフィルタリングの設定が、従来の携帯電話と比べ難しいといわれている現状における政府の取組
- 我が国の児童ポルノ対策に関する国際的評価
- 児童福祉司の配置基準の見直しを含めた児童相談所の体制強化を図る必要性
- 給付型奨学金制度の創設を急ぐ必要性
- 子どもや若者が健やかに成長し、円滑な社会生活を営むことができるよう支援するための政府の具体的対策
- 諸外国と比較して我が国の里親委託率が低い理由
- 深刻ないじめの事案について、事実関係を調査・検証するため、第三者機関の設置を義務付ける必要性
- いじめに適切な対応ができなかった教員に対する処分の在り方
- 子どもの自殺者数が文部科学省調査と警察庁調査で異なっている理由

・　大津市の事案を踏まえ、教育委員会制度の廃止を視野に入れて、いじめ問題に取り組む必要性

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 8. 6	花園大学客員教授	水谷　　修君	青少年問題に関する件（いじめ問題）
	ＰＨＰ総研教育マネジメント研究センター長	亀田　　徹君	
	ＮＰＯ法人ジェントルハートプロジェクト理事	小森美登里君	

【第181回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	稲津	久君	公明				
理　事	長島	一由君	民主	理　事	藤田	一枝君	民主
理　事	山崎	摩耶君	民主	理　事	湯原	俊二君	民主
理　事	あべ	俊子君	自民	理　事	馳	浩君	自民
理　事	黒田	雄君	生活	理　事	池坊	保子君	公明
	坂口	岳洋君	民主		白石	洋一君	民主
	竹田	光明君	民主		橘	秀徳君	民主
	道休	誠一郎君	民主		初鹿	明博君	民主
	室井	秀子君	民主		山尾	志桜里君	民主
	山田	良司君	民主		小渕	優子君	自民
	棚橋	泰文君	自民		永岡	桂子君	自民
	岡本	英子君	生活		小林	正枝君	生活
	宮本	岳志君	共産		吉泉	秀男君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	松島	みどり君	自民				
理　事	髙鳥	修一君	自民	理　事	棚橋	泰文君	自民
理　事	中根	一幸君	自民	理　事	永岡	桂子君	自民
理　事	馳	浩君	自民	理　事	小川	淳也君	民主
理　事	木下	智彦君	維新	理　事	浮島	智子君	公明
	小渕	優子君	自民		田野瀬	太道君	自民
	田畑	裕明君	自民		高木	宏壽君	自民
	高橋	ひなこ君	自民		武井	俊輔君	自民
	武部	新君	自民		武村	展英君	自民
	津島	淳君	自民		玉木	雄一郎君	民主
	吉田	泉君	民主		小沢	鋭仁君	維新
	河野	正美君	維新		輿水	恵一君	公明
	畠中	光成君	みんな		青木	愛君	生活

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

22　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	首藤	信彦君	民主				
理　事	浜本	宏君	民主	理　事	早川	久美子君	民主
理　事	三村	和也君	民主	理　事	村越	祐民君	民主
理　事	武田	良太君	自民	理　事	中谷	元君	自民
理　事	石井	章君	生活	理　事	赤松	正雄君	公明
	石井	登志郎君	民主		今井	雅人君	民主
	岡本	充功君	民主		川口	博君	民主
	岸本	周平君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	斉木	武志君	民主		杉本	かずみ君	民主
	空本	誠喜君	民主		田中	美絵子君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		中林	美恵子君	民主
	長島	一由君	民主		橋本	勉君	民主
	福島	伸享君	民主		藤田	大助君	民主
	山崎	誠君	民主		稲田	朋美君	自民
	岩屋	毅君	自民		江渡	聡徳君	自民
	谷川	弥一君	自民		徳田	毅君	自民
	西村	康稔君	自民		浜田	靖一君	自民
	松浪	健太君	自民		望月	義夫君	自民
	髙松	和夫君	生活		三宅	雪子君	生活
	渡辺	浩一郎君	生活		石井	啓一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		服部	良一君	社民
	山内	康一君	みんな		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　アル・カーイダと世界各地で活動するアル・カーイダ系組織の関係及びアル・カーイダの指導者等についての外務省の認識

・　米軍がテロ組織掃討のためパキスタンやイエメン等で行っている無人機を使った空爆やＥＵ海軍部隊が2012年５月に行ったソマリア沿岸部の海賊拠点への軍事攻撃についての国際法上の根拠に関する外務省の見解

・　東南アジアの海賊対処で効果のあった沿岸諸国の海上保安機関強化がソマリアの海賊対処に効果があるのか否かについての海上保安庁の見解

・　我が国が民間武装警備員の乗船を容認する法改正をした場合の船舶の安全性向上の有無についての国土交通省の認識

・　民間武装警備員の乗船を認めることについての現行法上の課題及び今後乗船を認める予定の有無についての国土交通省の見解

【第181回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	赤松	広隆君	民主				
理　事	岡本	充功君	民主	理　事	浜本	宏君	民主
理　事	早川	久美子君	民主	理　事	三村	和也君	民主
理　事	武田	良太君	自民	理　事	中谷	元君	自民
理　事	石井	章君	生活	理　事	赤松	正雄君	公明
	石井	登志郎君	民主		川口	博君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	斉木	武志君	民主		空本	誠喜君	民主
	田中	美絵子君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	中林	美恵子君	民主		長尾	敬君	民主
	長島	一由君	民主		橋本	勉君	民主
	福島	伸享君	民主		藤田	大助君	民主
	森山	浩行君	民主		山岡	達丸君	民主
	山崎	誠君	民主		山本	剛正君	民主
	稲田	朋美君	自民		岩屋	毅君	自民
	江渡	聡徳君	自民		佐藤	勉君	自民
	谷川	弥一君	自民		德田	毅君	自民
	西村	康稔君	自民		浜田	靖一君	自民
	望月	義夫君	自民		髙松	和夫君	生活
	福嶋	健一郎君	生活		三宅	雪子君	生活
	渡辺	浩一郎君	生活		石井	啓一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		山内	康一君	みんな
	服部	良一君	社民		松浪	健太君	維新

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	西村	眞悟君	維新				
理　事	土屋	品子君	自民	理　事	土屋	正忠君	自民
理　事	冨岡	勉君	自民	理　事	中谷	元君	自民
理　事	望月	義夫君	自民	理　事	柚木	道義君	民主
理　事	阪口	直人君	維新	理　事	江田	康幸君	公明
	岩屋	毅君	自民		江渡	聡徳君	自民
	菅野	さちこ君	自民		佐藤	勉君	自民
	坂井	学君	自民		田中	英之君	自民
	田野瀬	太道君	自民		田畑	毅君	自民
	谷川	弥一君	自民		辻	清人君	自民
	土井	亨君	自民		冨樫	博之君	自民
	東郷	哲也君	自民		豊田	真由子君	自民
	中川	俊直君	自民		中川	郁子君	自民
	中谷	真一君	自民		中村	裕之君	自民
	中山	展宏君	自民		西村	康稔君	自民
	浜田	靖一君	自民		星野	剛士君	自民
	三ッ林	裕巳君	自民		大西	健介君	民主
	岡田	克也君	民主		篠原	孝君	民主
	松原	仁君	民主		椎木	保君	維新
	高橋	みほ君	維新		三宅	博君	維新
	石井	啓一君	公明		濵地	雅一君	公明
	大熊	利昭君	みんな		林	宙紀君	みんな
	赤嶺	政賢君	共産		村上	史好君	生活

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	吉良	州司君	民主				
理　事	黒岩	宇洋君	民主	理　事	柴橋	正直君	民主
理　事	谷田川	元君	民主	理　事	山花	郁夫君	民主
理　事	江藤	拓君	自民	理　事	古屋	圭司君	自民
理　事	大山	昌宏君	生活	理　事	竹内	譲君	公明
	小野塚	勝俊君	民主		櫛渕	万里君	民主
	楠田	大蔵君	民主		高野	守君	民主
	中野	寛成君	民主		長尾	敬君	民主
	野木	実君	民主		向山	好一君	民主
	小里	泰弘君	自民		北村	誠吾君	自民
	坂本	哲志君	自民		髙木	毅君	自民
	川島	智太郎君	生活		渡辺	義彦君	生活
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 拉致被害者の再調査に関する飯塚参考人の政府への要望
- 拉致問題についての政府全体の連携強化及び国連との協力に関する政府の見解
- 現在実施している経済制裁に加えて、停滞している拉致問題を動かすために必要な方策についての北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の見解
- 北朝鮮における、金正恩国防委員会第一委員長への共和国元帥の称号の授与、李英鎬（リ・ヨンホ）軍総参謀長の解任の動きの意味や背景についての外務省の見解
- 進展のないまま10年が経過しようとしている拉致問題についての拉致問題担当大臣の評価及びそれに基づく解決策
- 特定失踪者に関して諸外国からの情報収集状況

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 6. 1	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表	飯塚　繁雄君	北朝鮮による拉致問題等に関する件
	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長	増元　照明君	
	北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長	西岡　　力君	
	特定失踪者問題調査会代表	荒木　和博君	
	福井県立大学教授（北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会副会長）	島田　洋一君	
	特定失踪者拉致認定訴訟原告代表	竹下　珠路君	

【第181回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	松原	仁君	民主				
理　事	小野塚	勝俊君	民主	理　事	黒岩	宇洋君	民主
理　事	松岡	広隆君	民主	理　事	向山	好一君	民主
理　事	江藤	拓君	自民	理　事	古屋	圭司君	自民
理　事	大山	昌宏君	生活	理　事	竹内	譲君	公明
	櫛渕	万里君	民主		柴橋	正直君	民主
	空本	誠喜君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	富岡	芳忠君	民主		長尾	敬君	民主
	三浦	のぼる君	民主		森山	浩行君	民主
	北村	誠吾君	自民		坂本	哲志君	自民
	髙木	毅君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	川島	智太郎君	生活		渡辺	義彦君	生活
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	山本	拓君	自民				
理　事	北村	誠吾君	自民	理　事	中山	泰秀君	自民
理　事	西川	京子君	自民	理　事	西川	公也君	自民
理　事	西銘	恒三郎君	自民	理　事	鷲尾	英一郎君	民主
理　事	重徳	和彦君	維新	理　事	上田	勇君	公明
	江藤	拓君	自民		坂本	哲志君	自民
	髙木	毅君	自民		永山	文雄君	自民
	長坂	康正君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	丹羽	雄哉君	自民		西村	明宏君	自民
	宮﨑	政久君	自民		寺島	義幸君	民主
	山口	壯君	民主		杉田	水脈君	維新
	丸山	穂高君	維新		濱村	進君	公明
	青柳	陽一郎君	みんな		村上	史好君	生活

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

24　消費者問題に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	阿久津　幸彦君	民主				
理　事	井戸　まさえ君	民主	理　事	櫛渕　　万里君	民主
理　事	樋口　　俊一君	民主	理　事	和田　　隆志君	民主
理　事	竹本　　直一君	自民	理　事	永岡　　桂子君	自民
理　事	相原　　史乃君	生活	理　事	大口　　善徳君	公明
	磯谷　香代子君	民主		緒方　林太郎君	民主
	川口　　博君	民主		工藤　　仁美君	民主
	斉藤　　進君	民主		玉木　　朝子君	民主
	中屋　　大介君	民主		永江　　孝子君	民主
	仁木　　博文君	民主		野田　　国義君	民主
	福田　衣里子君	民主		藤田　　憲彦君	民主
	宮崎　　岳志君	民主		森山　　浩行君	民主
	山口　　和之君	民主		和嶋　　未希君	民主
	今津　　寛君	自民		北村　　茂男君	自民
	後藤田　正純君	自民		近藤　三津枝君	自民
	柴山　　昌彦君	自民		野田　　聖子君	自民
	平井　たくや君	自民		福井　　照君	自民
	吉野　　正芳君	自民		加藤　　学君	生活
	川島　智太郎君	生活		小林　　正枝君	生活
	吉井　　英勝君	共産		吉泉　　秀男君	社民
	山内　　康一君	みんな			

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件及び参議院提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　消費者安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

○　要旨

生命身体被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、事故等原因調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置について定めるもの

○　主な質疑内容
- 消費者安全調査委員会の独立性
- 事故等原因調査等の対象の選定基準
- 消費者安全調査委員会の事務局体制強化の必要性
- 多数消費者財産被害事態の対象となる事案を明らかにする必要性

○　審査結果
修正（附帯決議）

＜修正内容＞

重大事故に関し事故等原因調査等を行わない場合、申出者にその理由を通知すること、事故等原因調査等の申出をしたことを理由とする不利益取扱いを禁止すること、法施行前に発生した生命身体事故等も事故等原因調査等の対象とすること

②　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）

○　要旨

相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加している状況に鑑み、その取引を公正なものとし、取引の相手方の利益の保護を図るため、物品の訪問購入を行う購入業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申込みの撤回を認める等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容
- 売り渡した物品の原状回復が困難であることへの対応
- 参議院修正により加えられた不招請勧誘の禁止規定の意義
- 除外物品の指定の基準及び表記方法の検討状況

○　審査結果
可決（附帯決議）

③　消費者教育の推進に関する法律案（参議院提出、参法第26号）

○　要旨

消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者教育の推進に必要な事項を定めるもの

○　審査結果
可決

④　消費者基本法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）

○　要旨

政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施の状況を報告しなければならないこととするもの

○　審査結果
可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
消費者安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	24. 2.14		7.25 7.26	8. 1	8. 1 修正（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな） （附）	8. 2 修正	消費者特 8.28 可決 （附）	8.29 可決	9. 5 法77号
特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）	参 3. 2		7.31 8. 1	8. 7	8. 7 可決（全） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民・みんな） （附）	8.10 可決	消費者特 6.20 修正 （附）	6.20 修正	8.22 法59号

参　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
消費者教育の推進に関する法律案（参議院提出、参法第26号）	参 24. 6.19		6.20 8. 7		8. 7 可決（多） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民） （反-みんな）	8.10 可決	消費者特 6.20 可決	6.20 可決	8.22 法61号
消費者基本法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）	参 6.19		6.20 8. 7		8. 7 可決（多） （賛-民主・自民・生活・公明・共産・社民） （反-みんな）	8.10 可決	消費者特 6.20 可決	6.20 可決	8.22 法60号

（4）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 遺伝子組換え作物の使用に関する食品表示問題
- 地方消費者行政への支援の在り方
- 国民生活センターの機能を国へ移管するとした理由

・　消費者教育を行う教員への研修の必要性
・　家庭用電気料金値上げの審査過程における消費者からの意見の反映
・　今後の電気料金再値上げの可能性
・　福島原子力発電所の減価償却費の原価への算入の妥当性

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 7.26	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件（東京電力の家庭用電気料金値上げ問題）

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	阿久津	幸彦君	民主				
理　事	玉木	朝子君	民主	理　事	道休	誠一郎君	民主
理　事	仁木	博文君	民主	理　事	樋口	俊一君	民主
理　事	齋藤	健君	自民	理　事	永岡	桂子君	自民
理　事	相原	史乃君	生活	理　事	大口	善徳君	公明
	井戸	まさえ君	民主		石毛	鎌子君	民主
	緒方	林太郎君	民主		工藤	仁美君	民主
	斉藤	進君	民主		田名部	匡代君	民主
	辻	惠君	民主		中屋	大介君	民主
	永江	孝子君	民主		野田	国義君	民主
	福田	衣里子君	民主		藤田	憲彦君	民主
	三村	和也君	民主		山田	正彦君	民主
	山田	良司君	民主		湯原	俊二君	民主
	今津	寛君	自民		北村	茂男君	自民
	近藤	三津枝君	自民		柴山	昌彦君	自民
	竹本	直一君	自民		野田	聖子君	自民
	平井	たくや君	自民		福井	照君	自民
	吉野	正芳君	自民		加藤	学君	生活
	川島	智太郎君	生活		小林	正枝君	生活
	吉井	英勝君	共産		山内	康一君	みんな
	吉泉	秀男君	社民				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	吉川	貴盛君	自民				
理　事	今津	寛君	自民	理　事	竹本	直一君	自民
理　事	永岡	桂子君	自民	理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	萩生田	光一君	自民	理　事	階	猛君	民主
理　事	山田	宏君	維新	理　事	古屋	範子君	公明
	北村	茂男君	自民		齋藤	健君	自民
	柴山	昌彦君	自民		根本	幸典君	自民
	野田	聖子君	自民		野中	厚君	自民
	橋本	岳君	自民		橋本	英教君	自民
	林田	彪君	自民		原田	憲治君	自民
	原田	義昭君	自民		比嘉	奈津美君	自民
	平口	洋君	自民		ふくだ	峰之君	自民
	福井	照君	自民		福田	達夫君	自民
	福山	守君	自民		武藤	貴也君	自民
	生方	幸夫君	民主		黄川田	徹君	民主
	菊田	真紀子君	民主		中川	正春君	民主
	村岡	敏英君	維新		村上	政俊君	維新
	百瀬	智之君	維新		山之内	毅君	維新
	伊佐	進一君	公明		中野	洋昌君	公明
	三谷	英弘君	みんな		穀田	恵二君	共産
	小宮山	泰子君	生活				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

25　科学技術・イノベーション推進特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	松宮	勲君	民主				
理　事	菊田	真紀子君	民主	理　事	田村	謙治君	民主
理　事	津村	啓介君	民主	理　事	吉田	統彦君	民主
理　事	馳	浩君	自民	理　事	松野	博一君	自民
理　事	大谷	啓君	生活	理　事	遠藤	乙彦君	公明
	石森	久嗣君	民主		稲富	修二君	民主
	江端	貴子君	民主		小野塚	勝俊君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		大西	健介君	民主
	大島	章宏君	民主		柿沼	正明君	民主
	川内	博史君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	空本	誠喜君	民主		髙木	義明君	民主
	竹田	光明君	民主		橋本	博明君	民主
	水野	智彦君	民主		柚木	道義君	民主
	江渡	聡徳君	自民		金田	勝年君	自民
	河井	克行君	自民		河村	建夫君	自民
	近藤	三津枝君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	谷	公一君	自民		吉野	正芳君	自民
	熊谷	貞俊君	生活		中野渡	詔子君	生活
	三輪	信昭君	生活		斉藤	鉄夫君	公明
	吉井	英勝君	共産		阿部	知子君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 内閣府宇宙政策委員会委員の人選及び会議の非公開の理由
- 科学技術担当大臣が全ての関連学問分野を取りまとめて真の原発事故収束に向けて国主導による原発安定化の司令塔になることについての同大臣の見解
- 科学技術に関して各省を総合調整する司令塔機能を総合科学技術会議に与えること

についての科学技術担当大臣の見解

・　第４期科学技術基本計画における「社会的な課題」が指す具体的内容及び全ての基礎研究をその範疇とする必要性
・　科学技術・イノベーションの進め方に関する総合科学技術会議における議論と「日本再生戦略」（平成24年７月31日閣議決定）との整合性
・　科研費（科学研究費補助金）全額の早急な基金化及び更なる増額を図る必要性
・　原発依存度ゼロに向けた課題及びその可能性
・　我が国のＥＥＺ（排他的経済水域）内のレアアースを深海の泥から採掘する技術開発に対する予算措置の必要性

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 8. 7	独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長	立川　敬二君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件

【第181回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	池田	元久君	民主				
理　事	江端	貴子君	民主	理　事	城井	崇君	民主
理　事	中川	治君	民主	理　事	橋本	博明君	民主
理　事	江渡	聡徳君	自民	理　事	馳	浩君	自民
理　事	大谷	啓君	生活	理　事	遠藤	乙彦君	公明
	阿知波	吉信君	民主		磯谷	香代子君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		奥田	建君	民主
	柿沼	正明君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	後藤	祐一君	民主		斉木	武志君	民主
	阪口	直人君	民主		階	猛君	民主
	白石	洋一君	民主		高橋	昭一君	民主
	津村	啓介君	民主		樋口	俊一君	民主
	森本	哲生君	民主		吉田	統彦君	民主
	赤澤	亮正君	自民		金田	勝年君	自民
	河井	克行君	自民		河村	建夫君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		谷	公一君	自民
	松野	博一君	自民		吉野	正芳君	自民
	熊谷	貞俊君	生活		中野渡	詔子君	生活
	三輪	信昭君	生活		斉藤	鉄夫君	公明
	吉井	英勝君	共産		阿部	知子君	社民
	今井	雅人君	維新				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	渡海	紀三朗君	自民				
理　事	橋本	岳君	自民	理　事	馳	浩君	自民
理　事	船田	元君	自民	理　事	牧原	秀樹君	自民
理　事	松本	文明君	自民	理　事	若井	康彦君	民主
理　事	中田	宏君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	赤澤	亮正君	自民		江渡	聡徳君	自民
	河村	建夫君	自民		谷	公一君	自民
	藤井	比早之君	自民		藤丸	敏君	自民
	藤原	崇君	自民		船橋	利実君	自民
	星野	剛士君	自民		細田	健一君	自民
	堀井	学君	自民		堀内	詔子君	自民
	前田	一男君	自民		牧島	かれん君	自民
	簗	和生君	自民		山田	賢司君	自民
	山田	美樹君	自民		湯川	一行君	自民
	枝野	幸男君	民主		近藤	洋介君	民主
	辻元	清美君	民主		細野	豪志君	民主
	田沼	隆志君	維新		中丸	啓君	維新
	中山	成彬君	維新		伊佐	進一君	公明
	岡本	三成君	公明		井坂	信彦君	みんな
	柏倉	祐司君	みんな		宮本	岳志君	共産
	青木	愛君	生活				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

26　郵政改革に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	赤松	広隆君	民主				
理　事	石関	貴史君	民主	理　事	佐々木	隆博君	民主
理　事	田島	一成君	民主	理　事	武正	公一君	民主
理　事	山花	郁夫君	民主	理　事	赤澤	亮正君	自民
理　事	森山	裕君	自民	理　事	斉藤	鉄夫君	公明
	今井	雅人君	民主		緒方	林太郎君	民主
	大谷	啓君	民主		奥野	総一郎君	民主
	加藤	学君	民主		柿沼	正明君	民主
	京野	公子君	民主		小室	寿明君	民主
	近藤	和也君	民主		近藤	昭一君	民主
	高井	崇志君	民主		高橋	英行君	民主
	髙邑	勉君	民主		野田	国義君	民主
	橋本	勉君	民主		花咲	宏基君	民主
	福島	伸享君	民主		藤田	大助君	民主
	藤田	憲彦君	民主		山尾	志桜里君	民主
	山岡	達丸君	民主		石田	真敏君	自民
	加藤	紘一君	自民		川崎	二郎君	自民
	佐藤	勉君	自民		坂本	哲志君	自民
	橘	慶一郎君	自民		谷	公一君	自民
	中谷	元君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	西	博義君	公明		塩川	鉄也君	共産
	中後	淳君	きづな		重野	安正君	社民
	山内	康一君	みんな		中島	正純君	国民

※　委員会最終開会日（平成24年４月11日 付託議案議決日）における委員名簿である。

(2) 設置の目的等

郵政改革に関する諸問題を調査するため

なお、院議により本委員会は５月８日に廃止された。

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案３件（継続審査）及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第１号）

○　要旨

郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めるもの

○　結果

本会議において撤回承諾

②　日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第２号）

○　要旨

郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めるもの

○　結果

本会議において撤回承諾

③　郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第３号）

○　要旨

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの

○　結果

本会議において撤回承諾

④　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外５名提出、衆法第６号）

○　要旨

郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　日本郵政による金融２社の株式保有割合が３分の１を下回った場合の金融ユニバーサルサービスの義務付けの保証
・　金融２社の株式の処分に関して、株式の処分の期限等を明記しなかった理由
・　民間金融機関とのイコールフッティング確保のため、金融２社の新規事業を認めていくに当たっての客観性・透明性を確保する必要性
・　郵便局の定義の変更が全国置局義務の後退となるおそれの有無

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）	(22.10.13)		24. 1.24 (23.12. 1)			3.30 撤回承諾			
日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	(22.10.13)		1.24 (23.12. 1)			3.30 撤回承諾			
郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	(22.10.13)		1.24 (23.12. 1)			3.30 撤回承諾			

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外5名提出、衆法第6号）	24. 3.30		4. 3 4. 6	4.10 4.11	4.11 可決(多) (賛-民主・自民・公明・きづな・社民・国民) (反-共産・みんな) (附)	4.12 可決	総務 4.26 可決 (附)	4.27 可決	5. 8 法30号

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 24. 4.10	一般社団法人全国銀行協会会長	佐藤　康博君	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外５名提出）
	檜原村長	坂本　義次君	
	日本郵政グループ労働組合中央執行委員長	臼杵　　博君	
	静岡大学人文社会科学部教授	鳥畑　與一君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
4.11	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	齋藤　次郎君	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外５名提出）
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	坂　　篤郎君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社専務執行役	中城　吉郎君	
	日本郵政株式会社専務執行役	斎尾　親徳君	

27　東日本大震災復興特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	古賀	一成君	民主				
理　事	近藤	昭一君	民主	理　事	近藤	洋介君	民主
理　事	田嶋	要君	民主	理　事	橋本	清仁君	民主
理　事	谷	公一君	自民	理　事	額賀	福志郎君	自民
理　事	石原	洋三郎君	生活	理　事	石田	祝稔君	公明
	石津	政雄君	民主		石山	敬貴君	民主
	市村	浩一郎君	民主		黄川田	徹君	民主
	沓掛	哲男君	民主		小室	寿明君	民主
	斉藤	進君	民主		階	猛君	民主
	白石	洋一君	民主		辻元	清美君	民主
	中川	治君	民主		長尾	敬君	民主
	福田	昭夫君	民主		村越	祐民君	民主
	森本	和義君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		山口	和之君	民主
	若井	康彦君	民主		秋葉	賢也君	自民
	井上	信治君	自民		小里	泰弘君	自民
	小野寺	五典君	自民		加藤	勝信君	自民
	梶山	弘志君	自民		長島	忠美君	自民
	吉野	正芳君	自民		太田	和美君	生活
	斎藤やすのり君		生活		畑	浩治君	生活
	高木	美智代君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	吉泉	秀男君	社民		柿澤	未途君	みんな
	下地	幹郎君	国民		園田	博之君	日本

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　福島復興再生特別措置法案（内閣提出第23号）

○　要旨

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生が、その特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興・再生のための特別措置等について定めるもの

○　主な質疑内容
- 除染の体制、進捗状況及び除染モデル事業による除染の効果
- 原子力発電を推進してきた国や事業者の責任
- 福島県が行う県民健康管理調査等に対する国による財政上の措置の必要性

○　審査結果
修正（附帯決議）

＜修正内容＞

法の目的に、福島の復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加すること、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置として、国は、住民の健康を守るために福島県が設置する基金について、必要な財政上の措置を講ずる等の措置を新設すること等

②　東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第22号）

○　要旨

平成23年３月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する支援が必要であることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　主な質疑内容
- 支援対象地域の設定の在り方
- 東京電力原子力発電所事故による被ばくと疾病の関係についての立証責任の所在及び立証方法
- 子どもと妊婦のみが対象とされる医療提供の範囲を広げる必要性

○　審査結果
可決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
福島復興再生特別措置法案 （内閣提出第23号）	24. 2.10		3. 5 3. 6	3. 7 3. 8	3. 8 修正（全） （賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな・国民・日本） （附）	3. 8 修正	東日本大震災復興特 3.29 可決 （附）	3.30 可決	3.31 法25号

参　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第22号）	参 24. 6.14		6.15 6.19	6.19	6.19 可決(全) (賛-民主・自民・公明・共産・きづな・社民・みんな・国民・日本)	6.21 可決	東日本大震災復興特 6.14 成案・提出決定	6.15 可決	6.27 法48号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 災害廃棄物の広域処理の推進
- 復興交付金について地方自治体からの申請額に対し交付予定額が少なかった理由
- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の予算を増額する必要性
- 取崩し型復興基金の被災状況に応じた積み増しの必要性
- 被災者に対する医療費の窓口負担、介護保険の利用料免除について平成24年10月以降も国が全額負担する必要性
- 災害救助法に基づく仮設住宅、借上住宅の支援について、福島県内と県外の自主避難者との間で差が生じないようにする必要性
- 福島県における医療従事者確保のための対応策
- 森林の除染についての方針と今後の計画
- 東京電力福島原子力発電所事故の被害者への賠償問題
- 東日本大震災復興特別会計予算が復興に関係のないものに使われていることについて復興担当大臣の所見

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派　遣　目　的	派遣委員
平成 24. 8. 1	第１班　宮城県、岩手県 第２班　福島県	東日本大震災の復旧・復興状況等調査	第１班 ６人 第２班 ８人

【第181回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	末松	義規君	民主				
理　事	石山	敬貴君	民主	理　事	市村	浩一郎君	民主
理　事	福島	伸享君	民主	理　事	吉田	泉君	民主
理　事	遠藤	利明君	自民	理　事	谷	公一君	自民
理　事	石原	洋三郎君	生活	理　事	石田	祝稔君	公明
	大泉	ひろこ君	民主		大西	孝典君	民主
	小室	寿明君	民主		斉藤	進君	民主
	階	猛君	民主		柴橋	正直君	民主
	仙谷	由人君	民主		田嶋	要君	民主
	高井	崇志君	民主		橘	秀徳君	民主
	津川	祥吾君	民主		辻	惠君	民主
	松崎	公昭君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		山口	和之君	民主
	山崎	誠君	民主		渡部	一夫君	民主
	秋葉	賢也君	自民		井上	信治君	自民
	小里	泰弘君	自民		小野寺	五典君	自民
	加藤	勝信君	自民		梶山	弘志君	自民
	長島	忠美君	自民		吉野	正芳君	自民
	太田	和美君	生活		京野	公子君	生活
	斎藤やすのり君		生活		畑	浩治君	生活
	高木	美智代君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	柿澤	未途君	みんな		吉泉	秀男君	社民
	今井	雅人君	維新		園田	博之君	太陽

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	後藤田	正純君	自民				
理　事	遠藤	利明君	自民	理　事	松本	洋平君	自民
理　事	三原	朝彦君	自民	理　事	御法川	信英君	自民
理　事	宮下	一郎君	自民	理　事	中根	康浩君	民主
理　事	松浪	健太君	維新	理　事	高木	美智代君	公明
	秋葉	賢也君	自民		安藤	裕君	自民
	井上	信治君	自民		小里	泰弘君	自民
	大久保	三代君	自民		加藤	勝信君	自民
	梶山	弘志君	自民		谷	公一君	自民
	長島	忠美君	自民		三ッ林	裕巳君	自民
	宮内	秀樹君	自民		宮川	典子君	自民
	宮崎	謙介君	自民		宮﨑	政久君	自民
	宮澤	博行君	自民		武藤	貴也君	自民
	武藤	容治君	自民		務台	俊介君	自民
	村井	英樹君	自民		盛山	正仁君	自民
	八木	哲也君	自民		山際	大志郎君	自民
	泉	健太君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	古本	伸一郎君	民主		山井	和則君	民主
	東国原	英夫君	維新		藤井	孝男君	維新
	松田	学君	維新		三木	圭恵君	維新
	石田	祝稔君	公明		中野	洋昌君	公明
	柿沢	未途君	みんな		林	宙紀君	みんな
	高橋	千鶴子君	共産		畑	浩治君	生活

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

28　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	中野	寛成君	民主				
理　事	武正	公一君	民主	理　事	鉢呂	吉雄君	民主
理　事	古本	伸一郎君	民主	理　事	松本	大輔君	民主
理　事	和田	隆志君	民主	理　事	逢沢	一郎君	自民
理　事	伊吹	文明君	自民	理　事	西	博義君	公明
	石井	登志郎君	民主		泉	健太君	民主
	稲富	修二君	民主		江端	貴子君	民主
	岡田	康裕君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	岸本	周平君	民主		近藤	和也君	民主
	篠原	孝君	民主		白石	洋一君	民主
	永江	孝子君	民主		長尾	敬君	民主
	長妻	昭君	民主		早川	久美子君	民主
	藤田	憲彦君	民主		三村	和也君	民主
	宮島	大典君	民主		室井	秀子君	民主
	湯原	俊二君	民主		柚木	道義君	民主
	渡部	恒三君	民主		石田	真敏君	自民
	加藤	勝信君	自民		金子	一義君	自民
	鴨下	一郎君	自民		田村	憲久君	自民
	竹下	亘君	自民		野田	毅君	自民
	馳	浩君	自民		町村	信孝君	自民
	竹内	譲君	公明		宮本	岳志君	共産
	豊田	潤多郎君	きづな		中島	隆利君	社民
	山内	康一君	みんな		中島	正純君	国民

※　委員会最終開会日（平成24年６月26日 付託議案議決日）における委員名簿である。

(2) 設置の目的

社会保障と税の一体改革に関連する諸法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案７件及び議員提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第72号）

○　要旨

経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消

費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充等を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　消費税率の引上げを含む本法律案と民主党マニフェストとの整合性
・　所得税や法人税ではなく消費税を引き上げる理由
・　消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除と複数税率との比較

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正規定を削除し、題名中「消費税法等」を「消費税法」に改めるとともに、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置及び消費税率の引上げに当たっての措置に関し、規定の追加を行うこと等

②　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）

○　要旨

経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引上げ及び引上げ分の地方消費税についての使途の明確化を行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　地方単独事業を含めた社会保障給付における国・地方の役割分担に基づく引上げ分消費税率の配分割合の決定に係る経緯及びその一部の地方交付税による配分
・　地方消費税を社会保障財源化する枠組みを今後見直す可能性
・　偏在性の小さい地方税体系を構築する税制の抜本的な改革の実施時期

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

地方消費税率の引上げに当たっての措置に関し、規定の追加を行うこと等

③　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）

○　要旨

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、受給資格期間の短縮、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等

の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　低所得者等の年金額の加算措置の意義及び修正により福祉的な給付措置とする理由

・　受給資格期間の短縮により保険料納付済期間が10年以上25年未満の無年金者のみを救済することの妥当性

・　短時間労働者への適用拡大に伴う事業主負担増の懸念及びその軽減策

○　**公聴会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

低所得者等の年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象となる者の月額賃金の範囲を「７万8,000円以上」から「８万8,000円以上」に改めること、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等

④　子ども・子育て支援法案（内閣提出第75号）

○　**要旨**

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　子ども・子育て新システムにおける幼児期の学校教育・保育の質を確保するための具体策

・　子ども・子育て支援施策の一元的実施のために子ども家庭省を設置する必要性

・　保育士、幼稚園教諭の人材確保策

・　新システム導入による待機児童の減少の見込み

・　子ども・子育て支援の充実に要する経費１兆円のうち、未定となっている3,000億円の財源確保策

○　**公聴会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

「教育･保育施設」を認定こども園、幼稚園、保育所とし、市町村は、小学校就学前子どもが、市町村長が確認する教育・保育施設から教育・保育を受けたときは、当該子どもの保護者に対し、施設型給付費を支給すること等

⑤　総合こども園法案（内閣提出第76号）

○　要旨

生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で幼児期の教育及び保育が重要であることに鑑み、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を図るため、満３歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること等を目的とする総合こども園に関する制度を創設するもの

○　主な質疑内容

・　総合こども園に対して３歳未満児の受入義務を課さなかった理由
・　総合こども園に株式会社を参入させることの是非
・　総合こども園の導入によって解消される待機児童数の見込み

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

（審査未了）

⑥　子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）

○　要旨

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など56の関係法律についての規定の整備等を行うもの

○　主な質疑内容

・　児童福祉法第24条に規定される市町村の保育実施義務を解除することの妥当性
・　児童福祉法第24条に関連する修正による保育対象範囲の変化

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

本法律案の全部を修正し、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とすること

⑦　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）

○　要旨

民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　平成19年に提出された被用者年金一元化法案と同内容の法律案が今回提出された理由
・　被用者年金の一元化により官民格差を解消する必要性
・　共済年金の職域加算に代わる新制度への公費投入の是非
○　公聴会
○　参考人からの意見の聴取
○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
○　審査結果
修正
＜修正内容＞
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えること

⑧　社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外５名提出、衆法第24号）
○　要旨
社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするもの
○　主な質疑内容
・　社会保障制度改革国民会議の運営方法及び今後の政治家の関与の在り方
・　公的年金制度、高齢者医療制度の改革については「国民会議」で検討されることの確認
・　「自立・自助」を掲げることで共助・公助が後退する懸念
○　内閣の意見の聴取
○　審査結果
可決

⑨　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外５名提出、衆法第25号）
○　要旨
小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするもの
○　主な質疑内容
・　法改正による待機児童解消の見込み
・　幼稚園及び保育所から認定こども園への移行見込数
・　幼保連携型認定こども園を増やすための具体的施策
○　審査結果
可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第72号）	24. 3.30	5.11	5.11 5.16	5.17 5.21 ～ 5.25 5.28 ～ 6. 1 6. 4(地公) 6. 5 ～ 6. 8 6.11 6.13(公議) 6.14 6.22 6.25 6.26	6.26 修正（多） （賛-民主・自民・公明・国民） （反-共産・きづな・社民・みんな）	6.26 修正	社会保障・税特 8.10 可決 （附）	8.10 可決	8.22 法68号
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	3.30	5.11	5.11 5.16	5.17 5.21 ～ 5.25 5.28 ～ 6. 1 6. 4(地公) 6. 5 ～ 6. 8 6.11 6.13(公議) 6.14 6.22 6.25 6.26	6.26 修正（多） （賛-民主・自民・公明・国民） （反-共産・きづな・社民・みんな）	6.26 修正	社会保障・税特 8.10 可決	8.10 可決	8.22 法69号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	3.30	5. 8	5. 8 5.16	5.17 5.21 〜 5.25 5.28 〜 6. 1 6. 4(地公) 6. 5 〜 6. 8 6.11 6.12(公職) 6.14 6.22 6.25 6.26	6.26 修正(多) (賛-民主・自民・公明・国民) (反-共産・きづな・社民・みんな)	6.26 修正	社会保障・税特 8.10 可決	8.10 可決	8.22 法62号
子ども・子育て支援法案（内閣提出第75号）	3.30	5.10	5.10 5.16	5.17 5.21 〜 5.25 5.28 〜 6. 1 6. 4(地公) 6. 5 〜 6. 8 6.11 6.12(公職) 6.14 6.22 6.25 6.26	6.26 修正(多) (賛-民主・自民・公明・国民) (反-共産・きづな・社民・みんな) (附)	6.26 修正	社会保障・税特 8.10 可決 (附)	8.10 可決	8.22 法65号
総合こども園法案（内閣提出第76号）	3.30	5.10	5.10 5.16	5.17 5.21 〜 5.25 5.28 〜 6. 1 6. 4(地公) 6. 5 〜 6. 8 6.11 6.12(公職) 6.14 6.22 6.25 6.26	(審査未了)				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）	3.30	5.10	5.10 5.16	5.17 5.21 ～ 5.25 5.28 ～ 6. 1 6. 4(土) 6. 5 ～ 6. 8 6.11 6.12(火) 6.14 6.22 6.25 6.26	6.26 修正(多) (賛-民主・自民・公明・国民) (反-共産・きづな・社民・みんな) (附)	6.26 修正	社会保障・税特 8.10 可決 (附)	8.10 可決	8.22 法67号
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）	4.13	5. 8	5. 8 5.16	5.17 5.21 ～ 5.25 5.28 ～ 6. 1 6. 4(土) 6. 5 ～ 6. 8 6.11 6.12(火) 6.14 6.22 6.25 6.26	6.26 修正(多) (賛-民主・自民・公明・国民) (反-共産・きづな・社民・みんな)	6.26 修正	社会保障・税特 8.10 可決	8.10 可決	8.22 法63号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外5名提出、衆法第24号）	24. 6.20		6.21 6.22	6.22 6.25 6.26	6.26 可決(多) (賛-民主・自民・公明・国民) (反-共産・きづな・社民・みんな)	6.26 可決	社会保障・税特 8.10 可決 (附)	8.10 可決	8.22 法64号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外5名提出、衆法第25号）	6.20		6.21 6.22	6.22 6.25 6.26	6.26 可決(多) (賛-民主・自民・公明・国民) (反-共産・きづな・社民・みんな) (附)	6.26 可決	社会保障・税特 8.10 可決 (附)	8.10 可決	8.22 法66号

(4) 公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 24. 6. 6	6. 6	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 子ども・子育て支援法案（内閣提出） 総合こども園法案（内閣提出） 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）について 子ども・子育て支援法案（内閣提出）、総合こども園法案（内閣提出）及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）について	6.12
		社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）について	6.13

(5) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成 24. 6.12	慶應義塾大学教授	駒村　康平君	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）について
	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員	西沢　和彦君	
	日本労働組合総連合会副事務局長	菅家　　功君	
	株式会社みずほ年金研究所研究理事	小野　正昭君	
	年金コンサルタント	河村　健吉君	
	横浜市長	林　　文子君	子ども・子育て支援法案（内閣提出）、総合こども園法案（内閣提出）及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）について
	親心を育む会スーパーバイザー	松居　　和君	
	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授	大日向雅美君	
	東洋大学社会学部教授	森田　明美君	
6.13	株式会社日本総合研究所理事長	高橋　　進君	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）について
	全国商工会連合会会長	石澤　義文君	
	中央大学法科大学院教授	森信　茂樹君	
	デフレ脱却国民会議事務局長・経済評論家	上念　　司君	
	公認システム監査人・ＩＦＲＳコンサルタント	田淵　隆明君	
	日本商工会議所特別顧問・税制委員長	井上　裕之君	
	全国商店街振興組合連合会理事長	坪井　明治君	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	加藤　淳子君	
	暮らしと経済研究室主宰	山家悠紀夫君	
	嘉悦大学ビジネス創造学部教授	髙橋　洋一君	

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24. 5.17	日本銀行総裁	白川　方明君	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 子ども・子育て支援法案（内閣提出） 総合こども園法案（内閣提出） 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
5.23	日本銀行理事	木下　信行君	
5.24	日本銀行総裁	白川　方明君	
5.31	日本銀行総裁	白川　方明君	
6. 8	一橋大学経済研究所教授	小塩　隆士君	
	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社執行役員調査本部長	五十嵐敬喜君	
	一般社団法人日本経済団体連合会経済政策委員会企画部会長	村岡富美雄君	
	法政大学教授	小峰　隆夫君	
6.26	日本銀行理事	門間　一夫君	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 子ども・子育て支援法案（内閣提出） 総合こども園法案（内閣提出） 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出） 社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外５名提出） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外５名提出）

③　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 24. 6. 4	福島県	福島県白河市長	鈴木　和夫君	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、子ども・子育て支援法案（内閣提出）、総合こども園法案（内閣提出）、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）について
		日本労働組合総連合会福島連合会事務局長	今泉　　裕君	
		特定非営利活動法人全国認定こども園協会副代表理事	古渡　一秀君	
		福島県商工会議所連合会会長	瀬谷　俊雄君	
		福島県商工会連合会会長	轡田　倉治君	
		税理士	金田　　宗君	
		福島県民主医療機関連合会事務局長	齋藤　和衞君	
		南相馬市立総合病院院長	金澤　幸夫君	
	兵庫県	兵庫県知事	井戸　敏三君	
		日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	辻　　芳治君	
		社団法人兵庫県保育協会会長	小林　公正君	
		神戸商工会議所女性会前会長	藤浪　芳子君	
		社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会会長	武田　政義君	
		関西大学社会学部教授	松原　一郎君	
		神戸商工会議所副会頭	籔本　信裕君	
		近畿税理士政治連盟兵庫県連合会会長	徳富　　勲君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派　遣　目　的	派遣委員
平成 24. 6. 4	第１班　福島県 第２班　兵庫県	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、子ども・子育て支援法案（内閣提出）、総合こども園法案（内閣提出）、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査	第１班 18人 第２班 16人

29　政治倫理審査会

【第180回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会　長	松本　　龍君	民主					
幹　事	泉　　健太君	民主		幹　事	長安　　豊君	民主
幹　事	松本　大輔君	民主		幹　事	三日月　大造君	民主
幹　事	佐藤　　勉君	自民		幹　事	髙木　　毅君	自民
幹　事	東　　順治君	公明			石森　久嗣君	民主
	石山　　敬貴君	民主			階　　猛君	民主
	柴橋　　正直君	民主			仙谷　由人君	民主
	道休　誠一郎君	民主			細川　律夫君	民主
	山尾　志桜里君	民主			山井　和則君	民主
	伊東　　良孝君	自民			岸田　文雄君	自民
	小泉　進次郎君	自民			齋藤　　健君	自民
	橘　　慶一郎君	自民			相原　史乃君	生活
	菊池長右ェ門君	生活			中野渡　詔子君	生活

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

【第181回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会　長	松本	龍君	民主				
幹　事	髙木	毅君	自民	幹　事	東	順治君	公明
	安住	淳君	民主		奥村	展三君	民主
	沓掛	哲男君	民主		後藤	斎君	民主
	近藤	昭一君	民主		篠原	孝君	民主
	田島	一成君	民主		中川	正春君	民主
	原口	一博君	民主		松本	剛明君	民主
	山井	和則君	民主		若泉	征三君	民主
	渡辺	周君	民主		伊東	良孝君	自民
	小泉	進次郎君	自民		齋藤	健君	自民
	坂本	哲志君	自民		橘	慶一郎君	自民
	浜田	靖一君	自民		相原	史乃君	生活
	菊池長右ェ門君		生活		中野渡	詔子君	生活

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

【第182回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会　長	村上　誠一郎君	自民					
幹　事	小泉　進次郎君	自民	幹　事	髙木　　毅君	自民
幹　事	林田　　彪君	自民	幹　事	山口　　泰明君	自民
幹　事	山本ともひろ君	自民	幹　事	津村　　啓介君	民主
幹　事	坂本　祐之輔君	維新	幹　事	大口　　善徳君	公明
	伊東　　良孝君	自民		齋藤　　健君	自民
	坂本　　哲志君	自民		橘　　慶一郎君	自民
	浜田　　靖一君	自民		簗　　和生君	自民
	山下　　貴司君	自民		山田　　賢司君	自民
	山田　　美樹君	自民		吉川　　赳君	自民
	長島　　昭久君	民主		長妻　　昭君	民主
	坂元　　大輔君	維新		桜内　　文城君	維新
	國重　　徹君	公明		小池　　政就君	みんな

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

第4

憲法審査会

第４　憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

憲法審査会は、第167回国会の召集の日（平成19年８月７日）から、国会法の規定に基づき各議院に設けられ、第171回国会の平成21年６月11日には、委員の員数、議事手続等の詳細を定める衆議院憲法審査会規程が制定された。なお、第178回国会まで委員の選任はなく、第179回国会において、委員が選任され、会長及び幹事の互選等が行われた。

【第180回国会】

１　委員名簿（50人）

会　長	大畠　章宏君	民主
幹　事	小沢　鋭仁君	民主
幹　事	逢坂　誠二君	民主
幹　事	鷲尾　英一郎君	民主
幹　事	保利　耕輔君	自民
幹　事	赤松　正雄君	公明
	網屋　信介君	民主
	今井　雅人君	民主
	大泉　ひろこ君	民主
	川越　孝洋君	民主
	楠田　大蔵君	民主
	篠原　孝君	民主
	中川　治君	民主
	鳩山　由紀夫君	民主
	山尾　志桜里君	民主
	笠　浩史君	民主
	石破　茂君	自民
	近藤　三津枝君	自民
	田村　憲久君	自民
	中川　秀直君	自民
	平沢　勝栄君	自民
	大山　昌宏君	生活
	畑　浩治君	生活
	大口　善徳君	公明
	照屋　寛徳君	社民
	中島　正純君	国民
幹　事	大谷　信盛君	民主
幹　事	宮島　大典君	民主
※幹　事	中谷　元君	自民
幹　事	木村たけつか君	生活
	阿知波　吉信君	民主
	磯谷　香代子君	民主
	緒方　林太郎君	民主
	岡本　充功君	民主
	川村　秀三郎君	民主
	近藤　昭一君	民主
	辻元　清美君	民主
	中野　寛成君	民主
	浜本　宏君	民主
	山崎　摩耶君	民主
	井上　信治君	自民
	木村　太郎君	自民
	柴山　昌彦君	自民
	棚橋　泰文君	自民
	野田　毅君	自民
	古屋　圭司君	自民
	菅川　洋君	生活
	渡辺　浩一郎君	生活
	笠井　亮君	共産
	柿澤　未途君	みんな

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

２　議案審査

付託された議案はなかった。

３　国政調査

国政調査では、自由討議が行われた。主な発言内容は、次のとおりである。

○　主な発言内容

〈憲法改正国民投票法の附則に定められた検討課題（いわゆる「３つの宿題」）について〉

・　選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げに関し、その時期及び引下げの範囲並びに若年者に対する憲法教育・消費者教育の在り方
・　憲法改正国民投票運動時における国家公務員・地方公務員の政治的行為を認める範囲
・　憲法改正についての国民投票制度等に関し、一般的国民投票制度の導入の是非

〈日本国憲法第１章～第４章の論点について〉

・　天皇の国事行為以外の行為の位置付け並びに天皇を元首と明記すること及び憲法改正規定を改正することの是非
・　集団的自衛権行使の容認の是非、日米安全保障条約と在日米軍問題及び自衛隊のＰＫＯ活動の在り方等と憲法第９条との関係
・　環境権など新しい人権や新たな国民の義務を憲法に追加することの是非及び「公共の福祉」の規定の在り方並びに平等原則と一票の格差の問題
・　二院制と衆参両院の役割分担の在り方及び政党に関する規定を設けることの是非

【第181回国会】

1　委員名簿（50人）

会　長	大畠　　章宏君	民主	
幹　事	小沢　　鋭仁君	民主	
幹　事	保利　　耕輔君	自民	
幹　事	赤松　　正雄君	公明	
	井戸　まさえ君	民主	
	鹿野　　道彦君	民主	
	川越　　孝洋君	民主	
	下条　　みつ君	民主	
	仙谷　　由人君	民主	
	高井　　美穂君	民主	
	辻元　　清美君	民主	
	中野　　寛成君	民主	
	福田　　昭夫君	民主	
	松崎　　公昭君	民主	
	山口　　壯君	民主	
	山崎　　誠君	民主	
	石破　　茂君	自民	
	柴山　　昌彦君	自民	
	棚橋　　泰文君	自民	
	野田　　毅君	自民	
	古屋　　圭司君	自民	
	菅川　　洋君	生活	
	渡辺　浩一郎君	生活	
	笠井　　亮君	共産	
	照屋　　寛徳君	社民	
	中島　　政希君	改会	

※幹　事	中谷　　元君	自民	
幹　事	木村たけつか君	生活	
	赤松　　広隆君	民主	
	石井　登志郎君	民主	
	神山　　洋介君	民主	
	菊田　真紀子君	民主	
	首藤　　信彦君	民主	
	田嶋　　要君	民主	
	竹田　　光明君	民主	
	中川　　正春君	民主	
	橋本　　勉君	民主	
	藤田　　憲彦君	民主	
	山尾　志桜里君	民主	
	山崎　　摩耶君	民主	
	井上　　信治君	自民	
	近藤　三津枝君	自民	
	田村　　憲久君	自民	
	中川　　秀直君	自民	
	平沢　　勝栄君	自民	
	大山　　昌宏君	生活	
	畑　　浩治君	生活	
	大口　　善徳君	公明	
	柿澤　　未途君	みんな	
	松浪　　健太君	維新	

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2　議案審査

付託された議案はなかった。

【第182回国会】

１　委員名簿（50人）

会　長	保利　耕輔君	自民	
幹　事	棚橋　泰文君	自民	
幹　事	平沢　勝栄君	自民	
幹　事	渡辺　博道君	自民	
幹　事	遠藤　　敬君	維新	
	あかま　二郎君	自民	
	赤枝　恒雄君	自民	
	秋本　真利君	自民	
	安藤　　裕君	自民	
	井林　辰憲君	自民	
	井上　貴博君	自民	
	伊藤　忠彦君	自民	
	池田　道孝君	自民	
	石川　昭政君	自民	
	石破　　茂君	自民	
	柴山　昌彦君	自民	
	野田　　毅君	自民	
	渡辺　孝一君	自民	
	武正　公一君	民主	
	前原　誠司君	民主	
	新原　秀人君	維新	
	西野　弘一君	維新	
	宮沢　隆仁君	維新	
	濵地　雅一君	公明	
	畠中　光成君	みんな	
	鈴木　克昌君	生活	
幹　事	中谷　　元君	自民	
幹　事	若宮　健嗣君	自民	
幹　事	三日月　大造君	民主	
幹　事	斉藤　鉄夫君	公明	
	青山　周平君	自民	
	秋元　　司君	自民	
	穴見　陽一君	自民	
	井野　俊郎君	自民	
	井上　信治君	自民	
	伊藤　信太郎君	自民	
	伊藤　達也君	自民	
	池田　佳隆君	自民	
	石﨑　　徹君	自民	
	岸　　信夫君	自民	
	高橋　ひなこ君	自民	
	湯川　一行君	自民	
	海江田　万里君	民主	
	古川　元久君	民主	
	笠　　浩史君	民主	
	西田　　譲君	維新	
	馬場　伸幸君	維新	
	大口　善徳君	公明	
	小池　政就君	みんな	
	笠井　　亮君	共産	

２　議案審査

付託された議案はなかった。

第５

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

第５　東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

１　東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院議運合同協議会」という。）は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、国会に置かれたものである。

両院議運合同協議会は、第178回国会に提出された「国会法の一部を改正する法律案」（議院運営委員長提出、衆法第１号）が、同年９月30日に成立し、同年10月７日公布、同月30日施行によって設置された。なお、両院議運合同協議会の設置期間は、同時に成立、公布、施行された、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法」（以下「事故調査委員会法」という。）が効力を有する間（平成23年10月30日から起算して１年を経過した日まで）とされた。

両院議運合同協議会の組織、運営その他の事項については、平成23年11月２日に議決された「東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程」により定められた。

同規程の主な内容は以下のとおりである。

① 委員数は、衆議院議員及び参議院議員のそれぞれ15人とし、各議院の議院運営委員会の委員長、理事その他の委員のうちから、各議院の議長が指名すること。

② 委員を割り当てられない会派の所属議員のうちから、両院議運合同協議会に出席することができる委員外議員を選任することができること。

③ 会長及び会長代理１人を置くほか、衆議院議員及び参議院議員のそれぞれ７人ずつ、計14人の幹事を置くこと。

④ 両院議運合同協議会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができること。

⑤ 両院議運合同協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。

【第180回国会】

経過

両院議運合同協議会は開かれなかった。

２　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の直接又は間接の原因及び当該事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因並びに関係行政機関その他関係者が当該事故に対し講じた措置及び当該被害の軽減のために講じた措置の内容、当該措置が講じられるまで

の経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査並びにこれまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、両院議運合同協議会とともに、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案」（議院運営委員長提出、衆法第２号）の成立、公布、施行によって、国会に置かれたものである。

国会事故調は、両院議運合同協議会の推薦に基づき両議院の承認を得て両議院の議長が任命する委員長及び委員９人をもって構成され、特に必要があると認めるときは、両院議運合同協議会に対し、国政調査の要請を行うことができることとされた。

平成23年12月８日の委員長及び委員の任命以来、委員会を19回（うち論点整理を２回）、タウンミーティングを３回開会し、その他、国内視察、海外調査や事故による避難住民等を対象としたアンケート調査等も行い、平成24年７月５日の委員会において報告書を議決した。報告書は、同日、両議院の議長に提出され、事故調査委員会の調査活動は終了した。

「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書」の両院議長への提出（常任委員長室）

【第180回国会】

(1) 委員名簿（10人）

委員長	黒川　　清君	医学博士、東京大学名誉教授、元日本学術会議会長
委　員	石橋　　克彦君	地震学者、神戸大学名誉教授
	大島　　賢三君	独立行政法人国際協力機構顧問、元国際連合大使
	崎山　比早子君	医学博士、元放射線医学総合研究所主任研究官
	櫻井　　正史君	弁護士、元名古屋高等検察庁検事長、元防衛省防衛監察監
	田中　　耕一君	化学者、株式会社島津製作所フェロー
	田中　　三彦君	科学ジャーナリスト
	野村　　修也君	中央大学大学院法務研究科教授、弁護士
	蜂須賀　禮子君	福島県大熊町商工会会長
	横山　　禎徳君	社会システム・デザイナー、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム企画・推進責任者

(2) 経過

※　第１回及び第２回の経過については、平成23年衆議院の動き（第19号）437頁参照

回	年月日	経　　過
3	平成24.1.30 (於:加須市市民総合会館)	これまでの調査活動について、委員から報告を聴取した。 事故・避難当時の状況等について、参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。
4	2.15 (於:衆議院第16委員室)	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程の取扱いの件について、協議決定した。 原子力安全委員会の組織･役割と原発事故当時から現在までの状況等について、参考人に対し質疑を行った。 原子力安全･保安院の組織･役割と原発事故当時から現在までの状況等について、参考人に対し質疑を行った。
5	2.27 (於:参議院議員会館内講堂)	これまでの調査活動について、委員から報告を聴取した。 今回の事故に関する世界の評価､原子力規制組織の在り方及び第三者委員会の重要性等について､参考人から意見等を聴取した後､質疑を行った。
6	3.14 (於:参議院議員会館内講堂)	調査活動について、委員から報告を聴取した。 今回の事故に対するこれまでの取組等について､参考人に対し質疑を行った。
7	3.19 (於:参議院議員会館内講堂)	チェルノブイリ原発事故への対応､非常事態組織の在り方及び事故対応に際しての国際協力の在り方等について､参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。

回	年月日	経　過
8	3.28 （於:参議院議員会館内講堂）	調査活動について、委員から報告を聴取した。 事故に至る経緯及び事故当時の状況等について、参考人に対し質疑を行った。 原子力規制組織及び体制の在り方並びに事故当時の状況等について、参考人に対し質疑を行った。
9	4.18 （於:参議院議員会館内講堂）	調査活動について、委員から報告を聴取した。 原子力安全・保安院による平成24年３月28日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」及び原子力安全・保安院の役割等について、参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。
10	4.21 （於:二本松市民会館）	事故・避難当時の状況等について、参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。
11	4.22 （於:会津大学講堂）	事故・避難当時の状況等について、参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。
12	5.14 （於:参議院議員会館内講堂）	調査活動について、委員から報告を聴取した後、委員長から報告があった。 原子力安全、今回の事故に対するこれまでの取組等について、参考人に対し質疑を行った。 本委員会の運営等について、協議した。
13	5.16 （於:衆議院第16委員室）	事故当時及び事故後の状況や経緯並びに今後の原子力安全の在り方等について、参考人に対し質疑を行った。
14	5.17 （於:参議院議員会館内講堂）	事故前後の経済産業大臣としての役割及び行動等について、参考人に対し質疑を行った。 資料提出要求に関する件について、協議決定した。 調査活動について、委員から報告を聴取した。
15	5.27 （於:参議院議員会館内講堂）	事故後の政府の対応状況等について、参考人に対し質疑を行った。 調査活動について、委員から報告を聴取した。
16	5.28 （於:参議院議員会館内講堂）	事故当時の政府及び内閣総理大臣の対応状況等について、参考人に対し質疑を行った。
17	5.29 （於：福島テルサ）	今回の事故への対応、過去の原子力行政全般等について、参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。 資料提出要求に関する件について、協議決定した。

回	年月日	経　　過
18	6．8 （於：参議院議員会館内講堂）	今回の事故への対応、原子力安全に関するこれまでの取組等について、参考人に対し質疑を行った。
19	6．9 （於：参議院議員会館内講堂）	調査活動について、委員から報告を聴取した後、意見の交換を行った。
20	7．5 （於：参議院議員会館内講堂）	報告書について、協議決定した。

（3）視察

視察日	視察地名	視　察　目　的	視察委員
平成 24．1.30	埼玉県	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故及び当該事故に伴う被害の現状調査等	９人
4.10	福島県		１人

（4）海外調査

派遣期間	派遣国名	調　査　目　的	派遣委員
平成 24．4．1 ～ 4．7	フランス オーストリア ウクライナ	国際原子力機関（ＩＡＥＡ）、欧州原子力行政、並びにチェルノブイリ原発事故の被害状況及び被害軽減策等の実情調査	第１班 ２人
3.31 ～ 4．9	ベラルーシ ウクライナ ロシア	国際原子力機関（ＩＡＥＡ）、欧州原子力行政、並びにチェルノブイリ原発事故の被害状況及び被害軽減策等の実情調査	第２班 ２人
4.29 ～ 5．6	米国	原子力安全規制体制、防災対策、及び被爆軽減に関する調査	１人

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 24．1.30	福島県双葉町長	井戸川克隆君	事故・避難当時の状況等について
2.15	原子力安全委員会委員長	班目　春樹君	原子力安全委員会の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について
	前原子力安全・保安院長	寺坂　信昭君	原子力安全・保安院の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
2.27	元米国原子力規制委員会委員長 カーネギー研究所理事長	リチャード・A・ メ ザ ー ブ 君	今回の事故に関する世界の評価、原子力規制組織の在り方及び第三者委員会の重要性等について
3.14	東京電力株式会社顧問（前取締役副社長原子力・立地本部長）	武藤　　栄君	今回の事故に対するこれまでの取組等について
3.19	ウクライナ非常事態省チェルノブイリ立入禁止区域管理庁長官	ヴォロディミール・ ホローシャ君	チェルノブイリ原発事故への対応、非常事態組織の在り方及び事故対応に際しての国際協力の在り方等について
	ウクライナ非常事態省水文気象学局中央地球物理観測所副所長	レオニドゥ・ タバチニー君	
	チェルノブイリ原子力発電所副所長	アナトリー・ ゴ ー ラ 君	
3.28	東京電力株式会社フェロー	武黒　一郎君	事故に至る経緯及び事故当時の状況等について
	内閣府本府参与 元原子力安全・保安院長	広瀬　研吉君	原子力規制組織及び体制の在り方並びに事故当時の状況等について
4.18	原子力安全・保安院長	深野　弘行君	原子力安全・保安院による平成24年３月28日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」及び原子力安全・保安院の役割等について
4.21	浪江町長	馬場　　有君	事故・避難当時の状況等について
	浪江町議会議長	吉田　数博君	
	浪江町行政区長会会長	鈴木　　充君	
	浪江町商工会会長	松﨑　俊憲君	
	相馬双葉漁業協同組合請戸支所長	叶谷　守久君	
	ふたば農業協同組合理事	菊池　好平君	
	浪江町ＰＴＡ連絡協議会会長	佐藤　　隆君	
4.22	大熊町長	渡辺　利綱君	
	大熊町行政区長会会長	仲野　孝男君	
	大熊町消防団技術分団長	松本　一彦君	
	大熊町立大野小学校ＰＴＡ会長	石田　宗宏君	
	大熊町生活環境課長	石田　　仁君	
5.14	東京電力株式会社取締役会長	勝俣　恒久君	原子力安全、今回の事故に対するこれまでの取組等について
5.16	前経済産業事務次官	松永　和夫君	事故当時及び事故後の状況や経緯並びに今後の原子力安全の在り方等について
5.17	衆議院議員 元経済産業大臣	海江田万里君	事故前後の経済産業大臣としての役割及び行動等について
5.27	衆議院議員 経済産業大臣 前内閣官房長官	枝野　幸男君	事故後の政府の対応状況等について

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
5.28	衆議院議員 前内閣総理大臣	菅　　直人君	事故当時の政府及び内閣総理大臣の対応状況等について
5.29	福島県知事	佐藤　雄平君	今回の事故への対応、過去の原子力行政全般等について
6. 8	前東京電力株式会社取締役社長	清水　正孝君	今回の事故への対応、原子力安全に関するこれまでの取組等について

第6

請願等

第６　請願等

１　請願審議の概況等

【第180回国会】

第180回国会に提出された請願は、2,676件（275種類）であり、このうち件数の多かったものは、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」167件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願」131件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願」100件、「中小業者の営業を破壊し、景気を悪化させる消費税増税反対に関する請願」86件、「障害者福祉についての新たな法制に関する請願」76件などであった。

請願者の総数は、1,511万6,472人であった。

９月７日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、委員会において356件（６種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外355件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第180回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は214件、意見書は5,574件であった。

委員会名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会					本会議		
	付託	採択	議決不要	審査未了	取下	採択		
内閣	152	0	0	152	0	0	17	510
総務	0	0	0	0	0	0	8	315
法務	163	39	0	124	0	39	33	102
外務	43	0	0	43	0	0	11	61
財務金融	37	0	0	37	0	0	6	15
文部科学	200	9	0	191	0	9	9	354
厚生労働	896	308	0	588	0	308	26	1,503
農林水産	10	0	0	10	0	0	11	686
経済産業	328	0	0	328	0	0	14	277
国土交通	105	0	0	105	0	0	18	467
環境	84	0	0	84	0	0	14	335
安全保障	10	0	0	10	0	0	2	154
予算	9	0	0	9	0	0	0	0
決算行政監視	0	0	0	0	0	0	0	1
議院運営	4	0	0	4	0	0	1	0
災害対策特	3	0	0	3	0	0	8	73
倫理選挙特	68	0	0	68	0	0	6	24
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	2	10
青少年特	4	0	0	4	0	0	0	1
拉致問題特	1	0	0	1	0	0	1	162
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	10	53
震災復興特	18	0	0	18	0	0	9	94
社会保障･税特	497	0	0	497	0	0	7	377
憲法審査会	44	0	0	44	0	0	1	0
計	2,676	356	0	2,320	0	356	214	5,574

※１　「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

２　付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第181回国会】

第181回国会に提出された請願は、102件（31種類）であり、このうち件数の多かったものは、「じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願」15件、「保育・子育て支援制度の実現に関する請願」10件、「小選挙区制廃止、消費税増税と結びつけた比例定数削減反対、抜本的な選挙制度改革に関する請願」10件、「国家公務員退職手当法改正法案の廃案に関する請願」９件、「危険な米軍輸送機オスプレイの配備撤回に関する請願」９件などであった。

請願者の総数は、38万5,744人であった。

各委員会に付託された請願102件（31種類）は、解散のため審査未了となった。

また、第181回国会に受領し、各委員会に参考送付した陳情書は91件、意見書は2,148件であった。

委員会名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会					本会議		
	付託	採択	議決不要	審査未了	取下	採択		
内閣	8	0	0	8	0	0	6	77
総務	9	0	0	9	0	0	4	64
法務	13	0	0	13	0	0	10	34
外務	10	0	0	10	0	0	6	237
財務金融	7	0	0	7	0	0	2	68
文部科学	4	0	0	4	0	0	12	264
厚生労働	39	0	0	39	0	0	13	279
農林水産	0	0	0	0	0	0	6	134
経済産業	1	0	0	1	0	0	4	57
国土交通	0	0	0	0	0	0	9	175
環境	0	0	0	0	0	0	9	623
安全保障	0	0	0	0	0	0	0	11
予算	1	0	0	1	0	0	0	0
議院運営	0	0	0	0	0	0	0	3
災害対策特	0	0	0	0	0	0	4	4
倫理選挙特	10	0	0	10	0	0	0	4
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	1	3
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	90
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	2	6
震災復興特	0	0	0	0	0	0	2	15
計	102	0	0	102	0	0	91	2,148

※１　「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。
　２　付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会等は掲載していない。

【第182回国会】

請願及び陳情書は会期が短いため受理されなかった。

また、各委員会に送付された意見書は203件であった。

2　採択された請願の概要

【第180回国会】

◇法務委員会

○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（19件）

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員されたい。

○裁判所の人的・物的充実に関する請願（20件）

1　裁判所職員の人的体制を整備すること。

2　裁判所施設を充実させること。

◇文部科学委員会

○文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願（９件）

1　国民の実演芸術創造と享受の機会を拡充すること。

2　被災地の文化の振興のための施策を充実し、地域社会の復興を進めること。

3　芸術組織が、その専門性を発揮し、持続的に発展していける助成制度をさらに充実すること。

4　人々が、見て、聞いて、体験できる実演芸術拠点を充実させるための法整備の検討を進めること。

5　観光、産業などへの波及効果を視野に入れ、多彩、多様な文化芸術の振興を、国の成長戦略として位置づけること。

6　以上の政策を推進するために必要な予算を確保すること。

◇厚生労働委員会

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（167件）

1　腎疾患の発症と重症化予防に向けた総合的な対策を進め、透析患者の増加を抑えるよう努めること。

2　介護が必要な透析患者が介護保険を利用できるように検討すること。とりわけ通院困難な透析患者の通院を保障する体制の公的な整備を検討すること。

3　国内のどこで大災害が発生しても人工透析医療を受けることができるように努めること。

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願（131件）

1　医療、福祉、年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の実現を急ぐこと。

2　高額療養費制度の見直しを行い、患者負担を軽減すること。生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患の医療費助成施策の拡充を行うとともに、当面、難治性疾患克服研究事業及び特定疾患治療研究事業の対象疾患を大幅に拡充すること。

3　難病・慢性疾患の子供たちの医療費助成制度の拡充、特別支援教育の充実を進めること。特に小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の20歳からの医療費助成を継続（いわゆるキャリーオーバー問題の解消）すること。

4　全国どこに住んでいても我が国の進んだ医療が受けられるよう、専門医療の充実を図るとともに、医師、看護師、医療スタッフの不足による医療の地域不平等の解消を急ぐこと。

５　都道府県難病相談・支援センターの活動の充実と患者・家族団体の活動を支援し、難病問題についての国民的な理解を促進するため、全国難病相談・支援センターの設置を検討すること。

〇地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願（10件）

地域精神保健医療福祉施策の総合的な充実・拡充を措置されたい。

【第181回国会】

採択された請願はなかった。

第7

予備的調査

第７　予備的調査

１　予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

２　平成24年における予備的調査の概要等

平成24年における予備的調査の命令はなかった。

第8

衆議院改革の動き

第８　衆議院改革の動き

議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長､理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されている。

最近では、平成24年１月30日に開かれ、国会の機能強化、委員会の活性化等について協議が行われた。

第9

国際交流

第９　国際交流

１　議員海外派遣

平成24年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第180回国会開会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 24. 5. 3 ～ 5. 6	中国	中華人民共和国親善訪問	横路　孝弘議長、 松野　頼久君、笠　　浩史君、 糸川　正晃君

【第180回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 24. 9.18 ～ 9.25	南アフリカ シンガポール	南アフリカ共和国及びシンガポール共和国親善訪問	横路　孝弘議長

２　国際会議及び出席議員

平成24年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第179回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 24. 1. 8 ～ 1.12	日本 （東京）	第20回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会	横路　孝弘議長、 衛藤征士郎副議長、 麻生　太郎君、松本　剛明君、 柳本　卓治君、松野　頼久君、 山井　和則君、加藤　公一君、 西村智奈美君、長安　　豊君、 三日月大造君、松本　大輔君、 泉　　健太君、今村　雅弘君、 松浪　健太君、竹内　　譲君 〔オブザーバー〕 服部　良一君
1.14 ～ 1.16	中国 （北京）	第７回日中議会交流委員会	小平　忠正君、松野　頼久君、 山井　和則君、笠　　浩史君、 佐藤　　勉君、髙木　　毅君、 遠藤　乙彦君、川内　博史君

【第180回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 24. 3.31 ～ 4. 5	ウガンダ （カンパラ）	第126回ＩＰＵ会議	西村智奈美君、村田　吉隆君、 大西　健介君、早川久美子君
4.22 ～ 4.24	米国 （ワシントン）	第３回日本・米国議員会議	仙谷　由人君、黄川田　徹君、 馬淵　澄夫君、大谷　信盛君、 大野　功統君、棚橋　泰文君
5.30 ～ 6. 1	ベルギー （ブリュッセル）	第33回日本・ＥＵ議員会議	鳩山由紀夫君、大谷　信盛君、 浜本　　宏君、中林美恵子君、 近藤三津枝君
9. 8 ～ 9. 9	米国 （ワシントン）	第11回Ｇ８下院議長会議	横路　孝弘議長

【第180回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 24. 9.13 ～ 9.15	イタリア （ローマ）	2012年世界電子議会会議	石井登志郎君
10.21 ～10.26	カナダ （ケベックシティ）	第127回ＩＰＵ会議	大谷　信盛君、中林美恵子君、 阪口　直人君

3　国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成24年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第180回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 24. 2. 6	参議院招待	アブ・ザハル・ウジャン マレーシア上院議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3. 5	参議院招待	ソルヴィタ・アーボルティニャ ラトビア共和国国会議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3. 6	外務省賓客	サアド・ディン・エル・オトマニ モロッコ王国外務・協力大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3.13	実務訪問賓客	スフバータル・バトボルド モンゴル国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3.15	実務訪問賓客	トンシン・タンマヴォン ラオス人民民主共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3.21	国　　賓	シェイク・サバーハ・アル・アハマド・アル・ジャービル・アル・サバーハ クウェート国首長	衆議院議長表敬
3.23	第５回日中議員会議（参議院）に出席するため来日	李建国 中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会副委員長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3.28	実務訪問賓客	セバスティアン・ピニェラ・エチェニケ チリ共和国大統領	衆議院議長表敬
4.10	参議院招待	ツェツカ・ツァチェヴァ＝ダンゴフスカ ブルガリア共和国国民議会議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
4.12	公式実務訪問 賓　　客	ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファ バーレーン王国国王	衆議院議長表敬
4.18	第45回日本原子力産業協会年次大会に出席するため来日	ヴィクトル・バローハ ウクライナ非常事態大臣	衆議院議長表敬
5. 8	参議院招待	キン・アウン・ミン ミャンマー連邦共和国民族代表院（上院）議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
5. 9	公式実務訪問 賓　　客	オリャンタ・ウマラ・タッソ ペルー共和国大統領	衆議院議長表敬

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
5.25	外務省賓客	ヒナ・ラッバーニ・カル パキスタン・イスラム共和国連邦外務大臣	衆議院副議長主催 歓迎朝食会
6. 6	実務訪問賓客	セルジ・サルグシャン アルメニア共和国大統領	衆議院議長表敬
6.25	外務省賓客	ラフィーク・アブデッサレーム チュニジア共和国外務大臣	衆議院議長表敬 参議院副議長表敬

【第180回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 24.10. 1	外務省賓客	ロブサンワンダン・ボルド モンゴル国外務大臣	衆議院議長表敬

ウクライナ非常事態大臣の衆議院訪問（衆議院議長応接室）

4　正式招待による訪日外国国会議員団

平成24年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第180回国会開会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
フランス共和国国民議会議員団	ディディエ・カンタン 国民議会議員 仏日友好議員連盟会長 外６名	平成 24. 1.27～ 2. 2	衆　議　院
ウクライナ最高会議議長一行	ヴォロディミル・リトヴィン 最高会議議長 外９名	3. 7～ 3.11	衆議院議長
タンザニア連合共和国国民議会議長一行	アンナ・セマンバ・マキンダ 国民議会議長 外９名	5.14～ 5.19	衆議院議長
ロシア連邦国家院議長一行	セルゲイ・エフゲニエヴィチ・ナルィシュキン 国家院議長 外９名	6.10～ 6.11	衆議院議長

【第180回国会閉会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
ナイジェリア連邦共和国国民議会下院議長一行	アミヌ・タンブワール・ワジリ 国民議会下院議長 外９名	平成 24.10.21～10.26	衆議院議長

５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成24年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第179回国会閉会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 24. 1.10	ドイツ連邦共和国連邦交通・建設・都市開発大臣一行	国土交通委員会

【第180回国会開会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 24. 2. 7	スウェーデン王国国会文化委員会一行	文部科学委員会
2.14	チュニジア共和国外務大臣付国務長官一行	外務委員長
4.13	ドイツ連邦共和国連邦議会予算委員会一行	経済産業委員会
7. 9	イスラエル国外務次官	外務委員長

【第180回国会閉会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 24. 9.11	スウェーデン王国国会防衛委員会一行	安全保障委員会
10.12	ドイツ連邦共和国連邦議会・連邦参議院代表団一行	財務金融委員会

【第181回国会開会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 24.10.31	欧州議会対日交流議員団一行	経済産業委員長
11. 6	イラク共和国国民議会議員一行	外務委員長

※　懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

国会関係資料

1　各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

第180回国会 召集日 平成24. 1.24		第181回国会 召集日 平成24.10.29		24.11.16	24.12.16		第182回国会 召集日 平成24.12.26	
会派名	議員数	会派名	議員数				会派名	議員数
民主党・無所属クラブ	292	民主党・無所属クラブ・国民新党(注3)	248	衆議院解散	第四十六回衆議院議員総選挙	自由民主党 届出(24.12.20)	自由民主党(注10)	294
自由民主党・無所属の会	120	自由民主党・無所属の会	118			民主党・無所属クラブ 届出(24.12.20)	民主党・無所属クラブ(注10)	57
		国民の生活が第一・きづな(注4)	47			日本維新の会 届出(24.12.20)	日本維新の会	54
公明党	21	公明党	21			公明党 届出(24.12.19)	公明党	31
日本共産党	9	日本共産党	9			みんなの党 届出(24.12.18)	みんなの党	18
新党きづな(注1)	9					日本未来の党 届出(24.12.21)	日本未来の党(注11)	9
社会民主党・市民連合	6	社会民主党・市民連合	6			日本共産党 届出(24.12.18)	日本共産党	8
みんなの党	5	みんなの党	5			社会民主党・市民連合 届出(24.12.21)	社会民主党・市民連合	2
		日本維新の会(注5)	5					
		改革無所属の会(注6)	4					
		減税日本・平安(注7)	4					
		新党大地・真民主(注8)	3					
国民新党・新党日本(注2)	5							
たちあがれ日本	2	たちあがれ日本(注9)	2					
無所属	10	無所属	6				無所属	7
欠員	1	欠員	2				欠員	0
計	480	計	480				計	480

(注１) 24. 1.18　新党きづな、会派結成　24. 7.12　新党きづな、会派解散
(注２) 24. 4. 9　国民新党・新党日本、「国民新党」に会派名称変更　24. 6.27　国民新党、「国民新党・無所属会」に会派名称変更　24.10. 1　国民新党・無所属会、「国民新党」に会派名称変更　24.10.24　国民新党、会派解散
(注３) 24.10.24　民主党・無所属クラブ、「民主党・無所属クラブ・国民新党」に会派名称変更
(注４) 24. 7. 4　国民の生活が第一・無所属の歩、会派結成　24. 7. 5　国民の生活が第一・無所属の歩、「国民の生活が第一」に会派名称変更　24. 7.12　国民の生活が第一、「国民の生活が第一・きづな」に会派名称変更
(注５) 24.10. 9　日本維新の会、会派結成
(注６) 24. 7.19　改革無所属の会、会派結成
(注７) 24. 8.31　減税日本・平安、会派結成　24.11.13　減税日本・平安、「減税日本」に会派名称変更
(注８) 24. 1.25　新党大地・真民主、会派結成
(注９) 24.11.14　たちあがれ日本、「太陽の党」に会派名称変更
(注10) 24.12.26　議長、副議長　会派離脱
(注11) 24.12.28　日本未来の党、「生活の党」に会派名称変更

(2) 衆議院役員等一覧

【第180回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		横路孝弘君	
副議長		衛藤征士郎君	
常任委員長	内閣委員長	荒井聰君(民主)	
	総務委員長	原口一博君(民主) 武正公一君(民主)	平成24. 7. 6 辞任 同日 就任 平成24.10. 2 辞任
	法務委員長	小林興起君(民主) 鉢呂吉雄君(民主)	平成24. 7. 6 辞任 同日 就任
	外務委員長	田中眞紀子君(民主)	平成24.10. 1 辞任
	財務金融委員長	海江田万里君(民主)	
	文部科学委員長	石毛鍈子君(民主)	
	厚生労働委員長	池田元久君(民主)	
	農林水産委員長	吉田公一君(民主)	平成24.10. 2 辞任
	経済産業委員長	吉田おさむ君(民主) 中山義活君(民主)	平成24. 1.16 辞任 平成24. 1.24 就任
	国土交通委員長	伴野豊君(民主)	平成24.10. 2 辞任
	環境委員長	生方幸夫君(民主)	平成24.10. 2 辞任
	安全保障委員長	東祥三君(民主) 笹木竜三君(民主)	平成24. 7. 6 辞任 同日 就任
	国家基本政策委員長	田中けいしゅう君(民主)	平成24.10. 1 辞任
	予算委員長	中井洽君(民主)	
	決算行政監視委員長	新藤義孝君(自民)	
	議院運営委員長	小平忠正君(民主)	平成24.10. 1 辞任
	懲罰委員長	山本有二君(自民)	

役職名		氏名（会派）	備考
特別委員長	災害対策特別委員長	村井宗明君（民主） 馬淵澄夫君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任 平成24. 7. 6 辞任 同日 就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	山田正彦君（民主） 赤松広隆君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任 平成24. 7.10 辞任 同日 就任
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	福井照君（自民）	平成24. 1.24 設置、就任
	青少年問題に関する特別委員長	稲津久君（公明）	同上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	首藤信彦君（民主）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	中津川博郷君（民主） 吉良州司君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任 平成24. 7.10 辞任 同日 就任
	消費者問題に関する特別委員長	青木愛君（民主） 阿久津幸彦君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任 平成24. 7.10 辞任 同日 就任
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	松宮勲君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任
	郵政改革に関する特別委員長	赤松広隆君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任 平成24. 5. 8 廃止
	東日本大震災復興特別委員長	古賀一成君（民主）	平成24. 1.24 設置、就任
	社会保障と税の一体改革に関する特別委員長	中野寛成君（民主）	平成24. 4.26 設置、就任
憲法審査会会長		大畠章宏君（民主）	
政治倫理審査会会長		川内博史君（民主） 松本龍君（民主）	平成24. 1.26 辞任 同日 就任
東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会会長		小平忠正君（民主）	
事務総長		鬼塚誠君	

【第181回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		横路孝弘君	
副議長		衛藤征士郎君	
常任委員長	内閣委員長	古川元久君（民主）	
	総務委員長	小宮山洋子君（民主）	
	法務委員長	平岡秀夫君（民主）	
	外務委員長	中山義活君（民主）	
	財務金融委員長	五十嵐文彦君（民主）	
	文部科学委員長	川内博史君（民主）	
	厚生労働委員長	長妻昭君（民主）	
	農林水産委員長	小宮山泰子君（生活）	
	経済産業委員長	海江田万里君（民主）	
	国土交通委員長	平野博文君（民主）	
	環境委員長	横光克彦君（民主）	
	安全保障委員長	神風英男君（民主）	
	国家基本政策委員長	古賀一成君（民主）	
	予算委員長	中井洽君（民主）	
	決算行政監視委員長	後藤田正純君（自民）	
	議院運営委員長	髙木義明君（民主）	
	懲罰委員長	山本拓君（自民）	
特別委員長	災害対策特別委員長	荒井聰君（民主）	平成24.10.29 設置、就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	加藤公一君（民主）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	小野寺五典君（自民）	同上
	青少年問題に関する特別委員長	稲津久君（公明）	同上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	赤松広隆君（民主）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	松原仁君（民主）	同上
	消費者問題に関する特別委員長	阿久津幸彦君（民主）	同上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	池田元久君（民主）	同上
	東日本大震災復興特別委員長	末松義規君（民主）	同上
憲法審査会会長		大畠章宏君（民主）	
政治倫理審査会会長		松本龍君（民主）	
東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会会長		小平忠正君（民主）	
事務総長		鬼塚誠君	

【第182回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		伊吹文明君	
副議長		赤松広隆君	
常任委員長	内閣委員長	平井たくや君（自民）	
	総務委員長	北側一雄君（公明）	
	法務委員長	石田真敏君（自民）	
	外務委員長	河井克行君（自民）	
	財務金融委員長	金田勝年君（自民）	
	文部科学委員長	松野博一君（自民）	
	厚生労働委員長	松本純君（自民）	
	農林水産委員長	森山裕君（自民）	
	経済産業委員長	富田茂之君（公明）	
	国土交通委員長	金子恭之君（自民）	
	環境委員長	吉野正芳君（自民）	
	安全保障委員長	武田良太君（自民）	
	国家基本政策委員長	山本公一君（自民）	
	予算委員長	山本有二君（自民）	
	決算行政監視委員長	谷畑孝君（維新）	
	議院運営委員長	佐田玄一郎君（自民）	
	懲罰委員長	近藤昭一君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	坂本剛二君（自民）	平成24.12.27 設置、就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	保岡興治君（自民）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	荒井聰君（民主）	同上
	青少年問題に関する特別委員長	松島みどり君（自民）	同上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	西村眞悟君（維新）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	山本拓君（自民）	同上
	消費者問題に関する特別委員長	吉川貴盛君（自民）	同上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	渡海紀三朗君（自民）	同上
	東日本大震災復興特別委員長	後藤田正純君（自民）	同上
憲法審査会会長		保利耕輔君（自民）	
政治倫理審査会会長		村上誠一郎君（自民）	
事務総長		鬼塚誠君	

２　閣僚一覧

野田内閣	（平成23. 9. 2～24. 1.13）	備考
内閣総理大臣	野田佳彦君（民主）	
総務大臣 内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策 地域主権推進） 地域活性化担当	川端達夫君（民主）	
法務大臣	平岡秀夫君（民主）	
外務大臣	玄葉光一郎君（民主）	
財務大臣	安住淳君（民主）	
文部科学大臣	中川正春君（民主）	
厚生労働大臣	小宮山洋子君（民主）	
農林水産大臣	鹿野道彦君（民主）	
経済産業大臣 内閣府特命担当大臣 （原子力損害賠償支援機構）※ 原子力経済被害担当	鉢呂吉雄君（民主） 枝野幸男君（民主）	平成23. 9.11　辞任 平成23. 9.12　就任 ※平成23.10. 3　就任
国土交通大臣 海洋政策担当	前田武志君（民主）	
環境大臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内閣府特命担当大臣 （原子力損害賠償支援機構）※1 （原子力行政）※2	細野豪志君（民主）	※1平成23.10. 3　辞任 ※2平成23.10. 3　就任
防衛大臣	一川保夫君（民主）	
内閣官房長官	藤村修君（民主）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全） 拉致問題担当	山岡賢次君（民主）	
郵政改革担当 内閣府特命担当大臣 （金融）	自見庄三郎君（国民）	
国家戦略担当 内閣府特命担当大臣 （経済財政政策 科学技術政策） 社会保障・税一体改革担当 宇宙開発担当	古川元久君（民主）	
内閣府特命担当大臣 （行政刷新 「新しい公共」 少子化対策 男女共同参画） 公務員制度改革担当	蓮舫君（民主）	
東日本大震災復興対策担当 内閣府特命担当大臣 （防災）	平野達男君（民主）	

野　田　改　造　内　閣	（平成24. 1.13～24.6. 4）	備　　考
内　閣　総　理　大　臣	野　田　佳　彦　君（民主）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 行政改革担当 社会保障・税一体改革担当 公務員制度改革担当※1 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （行政刷新　「新しい公共※2」 少子化対策※3　男女共同参画※4）	岡　田　克　也　君（民主）	※1平成24. 4.16　辞任 ※2～4 平成24. 2.10　辞任
総　　務　　大　　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （沖縄及び北方対策 地域主権推進） 地域活性化担当	川　端　達　夫　君（民主）	
法　　務　　大　　臣	小　川　敏　夫　君（民主）	
外　　務　　大　　臣	玄　葉　光一郎　君（民主）	
財　　務　　大　　臣	安　住　　淳　君（民主）	
文　部　科　学　大　臣	平　野　博　文　君（民主）	
厚　生　労　働　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （少子化対策）※	小宮山　洋　子　君（民主）	※平成24. 4.23　就任
農　林　水　産　大　臣	鹿　野　道　彦　君（民主）	
経　済　産　業　大　臣 原子力経済被害担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力損害賠償支援機構）	枝　野　幸　男　君（民主）	
国　土　交　通　大　臣 海洋政策担当	前　田　武　志　君（民主）	
環　　境　　大　　臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力行政）	細　野　豪　志　君（民主）	
防　　衛　　大　　臣	田　中　直　紀　君（民主）	
内　閣　官　房　長　官	藤　村　　修　君（民主）	
復　　興　　大　　臣 東日本大震災総括担当※	平　野　達　男　君（民主）	平成24. 2.10　就任 ※平成24. 2.14　就任
国　家　公　安　委　員　会　委　員　長 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （消費者及び食品安全） 拉致問題担当	松　原　　仁　君（民主）	
郵政改革担当※ 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （金融）	自　見　庄三郎　君（国民）	※平成24. 5. 8から 郵政民営化担当
国家戦略担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （経済財政政策　科学技術政策） 宇宙開発担当	古　川　元　久　君（民主）	
東日本大震災復興対策担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （防災）	平　野　達　男　君（民主）	平成24. 2.10　辞任
公務員制度改革担当※1 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （防災※2　「新しい公共」※3 少子化対策※4　男女共同参画※5）	中　川　正　春　君（民主）	※1平成24. 4.16　就任 ※2～5 平成24. 2.10　就任 ※4平成24. 4.23　辞任

野田第２次改造内閣	（平成24. 6. 4～24.10. 1）	備考
内閣総理大臣	野田佳彦君（民主）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 行政改革担当 社会保障・税一体改革担当 内閣府特命担当大臣 （行政刷新）	岡田克也君（民主）	
総務大臣 内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策 地域主権推進） 地域活性化担当	川端達夫君（民主）	
法務大臣	滝実君（民主）	
外務大臣	玄葉光一郎君（民主）	
財務大臣	安住淳君（民主）	
文部科学大臣	平野博文君（民主）	
厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣 （少子化対策）	小宮山洋子君（民主）	
農林水産大臣	郡司彰君（民主）	
経済産業大臣 原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣 （原子力損害賠償支援機構）	枝野幸男君（民主）	
国土交通大臣 海洋政策担当	羽田雄一郎君（民主）	
環境大臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内閣府特命担当大臣 （原子力行政　原子力防災※）	細野豪志君（民主）	※平成24. 9.19　就任
防衛大臣	森本敏君	
内閣官房長官	藤村修君（民主）	
復興大臣 東日本大震災総括担当	平野達男君（民主）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全） 拉致問題担当	松原仁君（民主）	
郵政民営化担当 内閣府特命担当大臣※ （金融）	松下忠洋君（国民） 安住淳君（民主）	平成24. 9.10　死去 ※同日　事務代理
国家戦略担当 内閣府特命担当大臣 （経済財政政策　科学技術政策 宇宙政策※1） 宇宙開発担当※2	古川元久君（民主）	※1平成24. 7.12　就任 ※2平成24. 7.12　辞任
内閣府特命担当大臣 （防災　「新しい公共」 男女共同参画） 公務員制度改革担当	中川正春君（民主）	

野田第３次改造内閣	（平成24.10. 1～24.12.26）	備考
内閣総理大臣	野田佳彦君（民主）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 行政改革担当 社会保障・税一体改革担当 公務員制度改革担当 内閣府特命担当大臣 （行政刷新）	岡田克也君（民主）	
総務大臣 内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策 地域主権推進） 地域活性化担当	樽床伸二君（民主）	
法務大臣※1 拉致問題担当※2	田中けいしゅう君（民主） 滝実君（民主）	※1、※2 平成24.10.23　辞任 ※1平成24.10.24　就任
外務大臣	玄葉光一郎君（民主）	
財務大臣	城島光力君（民主）	
文部科学大臣	田中眞紀子君（民主）	
厚生労働大臣	三井辨雄君（民主）	
農林水産大臣	郡司彰君（民主）	
経済産業大臣 原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣 （原子力損害賠償支援機構）	枝野幸男君（民主）	
国土交通大臣	羽田雄一郎君（民主）	
環境大臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内閣府特命担当大臣 （原子力防災）	長浜博行君（民主）	
防衛大臣	森本敏君	
内閣官房長官 拉致問題担当※	藤村修君（民主）	※平成24.10.24　就任
復興大臣 東日本大震災総括担当	平野達男君（民主）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全）	小平忠正君（民主）	
内閣府特命担当大臣 （金融　「新しい公共」 少子化対策　男女共同参画）	中塚一宏君（民主）	
国家戦略担当 海洋政策担当 内閣府特命担当大臣 （経済財政政策　科学技術政策 原子力行政　宇宙政策）	前原誠司君（民主）	
郵政民営化担当 内閣府特命担当大臣 （防災）	下地幹郎君（国民）	

第　２　次　安　倍　内　閣	（平成24.12.26～）	備　　考
内　閣　総　理　大　臣	安　倍　晋　三　君（自民）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 財　務　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （金融） デフレ脱却・円高対策担当	麻　生　太　郎　君（自民）	
総　務　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （地方分権改革） 地域活性化担当 道州制担当	新　藤　義　孝　君（自民）	
法　務　大　臣	谷　垣　禎　一　君（自民）	
外　務　大　臣	岸　田　文　雄　君（自民）	
文　部　科　学　大　臣 教育再生担当	下　村　博　文　君（自民）	
厚　生　労　働　大　臣	田　村　憲　久　君（自民）	
農　林　水　産　大　臣	林　　芳　正　君（自民）	
経　済　産　業　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力損害賠償支援機構） 原子力経済被害担当 産業競争力担当	茂　木　敏　充　君（自民）	
国　土　交　通　大　臣	太　田　昭　宏　君（公明）	
環　境　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力防災）	石　原　伸　晃　君（自民）	
防　衛　大　臣	小野寺　五　典　君（自民）	
内　閣　官　房　長　官 国家安全保障強化担当	菅　　義　偉　君（自民）	
復　興　大　臣 福島原発事故再生総括担当	根　本　　匠　君（自民）	
国　家　公　安　委　員　会　委　員　長 拉致問題担当 国土強靭化担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （防災）	古　屋　圭　司　君（自民）	
内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （沖縄及び北方対策 科学技術政策　宇宙政策） 情報通信技術（ＩＴ）政策担当 海洋政策・領土問題担当	山　本　一　太　君（自民）	
女性活力・子育て支援担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （消費者及び食品安全 少子化対策　男女共同参画）	森　　まさこ　君（自民）	
経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （経済財政政策）	甘　利　　明　君（自民）	
行政改革担当 公務員制度改革担当 クールジャパン戦略担当 再チャレンジ担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （規制改革）	稲　田　朋　美　君（自民）	

３　議案経過一覧

【第180回国会】

衆議院における議案件数は、

○　予算８件（両院通過５件、日本国憲法第60条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となったもの３件）

○　条約11件（両院通過４件、衆議院継続７件）

○　内閣提出法律案106件（成立61件、衆議院継続33件、衆議院未了３件、参議院未了４件（未付託未了）、撤回５件）

○　衆議院議員提出法律案65件（成立24件、衆議院継続33件、参議院未了１件（未付託未了）、撤回７件）

○　参議院議員提出法律案47件（成立７件、衆議院継続３件、参議院継続16件、参議院未了14件（うち未付託未了11件）、撤回７件）

○　承諾13件（両院通過６件、衆議院継続７件）

○　承認６件（両院通過２件、衆議院継続３件、撤回１件）

○　決算等８件（衆議院継続６件、衆議院未了２件）

○　決議案６件（可決５件、否決１件）

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	8	8							
条約	11	4	7						
閣法	83 継続 23	55 継続 6	20 継続 13				2 継続 3	2 継続 1	4
衆法	39 継続 26	24	11 継続 22				3 継続 4		1
参法	38 継続 9	7	2 継続 1	12 継続 4			5 継続 2		12 継続 2
承諾	7 継続 6	継続 6	7						
承認	5 継続 1	2	2 継続 1				1		
決算等	1 継続 7		継続 6					1 継続 1	
決議案	6				5	1			
計	270	112	92	16	5	1	20	5	19

【第181回国会】

衆議院における議案件数は、

○　条約７件（衆議院未了７件）

○　内閣提出法律案43件（成立７件、衆議院未了36件（うち未付託未了５件））

○　衆議院議員提出法律案37件（成立２件、衆議院未了33件（うち未付託未了１件）、参議院未了２件（未付託未了））

○　参議院議員提出法律案19件（成立１件、衆議院未了２件、参議院未了16件）

○　承諾７件（衆議院未了７件）

○　承認３件（衆議院未了３件）

○　決算等11件（衆議院未了11件（うち未付託未了３件））

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	継続　7							継続　7	
閣法	10 継続 33	5 継続　2						5 継続 31	
衆法	4 継続 33	1 継続　1						1 継続 32	2
参法	継続 19	継続　1						継続　2	継続 16
承諾	継続　7							継続　7	
承認	継続　3							継続　3	
決算等	3 継続　8							3 継続　8	
計	127	10						99	18

【第182回国会】

衆議院における議案件数は、

○　参議院議員提出法律案２件（参議院未了２件（未付託未了））

○　決算等11件（衆議院継続９件、衆議院未了２件）

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
参法	2								2
決算等	継続 11		継続　9					継続　2	
計	13		9					2	2

４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※　本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第180回国会】

閣　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24. 3. 6	少年院法案（内閣提出第55号）（予備審査）	参議院 未　了
3. 6	少年鑑別所法案（内閣提出第56号）（予備審査）	参議院 未　了
3. 6	少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第57号）（予備審査）	参議院 未　了

衆　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24. 4.18	地方自治法の一部を改正する法律案（菅義偉君外４名提出、衆法第９号）	衆議院 撤　回
6.12	大都市地域における地方公共団体の設置等に関する特例法案（逢坂誠二君外４名提出、衆法第18号）	衆議院 撤　回

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 22.10.26	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（佐藤正久君外１名提出、第176回国会参法第１号）	参議院 継　続
11.19	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら君外５名提出、第176回国会参法第３号）	参議院 継　続
11.19	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（中西健治君提出、第176回国会参法第４号）	参議院 未　了
23. 6.17	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正君外７名提出、第177回国会参法第７号）	参議院 継　続
6.17	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外７名提出、第177回国会参法第８号）	参議院 継　続

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 23. 7. 7	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君提出、第177回国会参法第10号）	参議院 未　了
8.26	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（野村哲郎君外２名提出、第177回国会参法第23号）	参議院 撤　回
11.30	雨水の利用の推進に関する法律案（加藤修一君外１名提出、第179回国会参法第３号）	参議院 撤　回
24. 1.25	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（上野ひろし君提出、参法第１号）（予備審査）	参議院 未　了
1.27	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 未　了
2. 7	沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案（川口順子君外６名提出、参法第３号）（予備審査）	参議院 未　了
3. 9	地方自治法の一部を改正する法律案（柴田巧君外１名提出、参法第４号）（予備審査）	参議院 撤　回
3. 9	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（小野次郎君外１名提出、参法第５号）（予備審査）	参議院 未　了
3. 9	会計検査院法の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第６号）（予備審査）	参議院 未　了
3. 9	国家賠償法の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第７号）（予備審査）	参議院 未　了
3.14	平成23年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案（森まさこ君外９名提出、参法第８号）（予備審査）	参議院 撤　回
3.15	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治君提出、参法第９号）（予備審査）	参議院 継　続
3.16	特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案（小野次郎君外１名提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 未　了
3.23	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一君外８名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 撤　回
3.28	東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（谷岡郁子君外５名提出、参法第13号）（予備審査）	参議院 撤　回
3.29	道州制への移行のための改革基本法案（江口克彦君提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 継　続

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24. 3.29	平成23年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案（加藤修一君外８名提出、参法第15号）（予備審査）	参議院 継　続
4.10	日本銀行法の一部を改正する法律案（桜内文城君提出、参法第16号）（予備審査）	参議院 未　了
4.11	内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案（松田公太君提出、参法第17号）（予備審査）	参議院 継　続
4.12	国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案（桜内文城君提出、参法第18号）（予備審査）	参議院 未　了
4.13	地方教育行政改革の推進に関する法律案（江口克彦君提出、参法第19号）（予備審査）	参議院 未　了
6.12	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（渡辺孝男君外７名提出、参法第20号）（予備審査）	参議院 撤　回
6.15	資源の確保の推進に関する法律案（片山さつき君外５名提出、参法第23号）（予備審査）	参議院 継　続
6.15	公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（松田公太君提出、参法第24号）（予備審査）	参議院 継　続
6.15	無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案（山谷えり子君外２名提出、参法第25号）（予備審査）	参議院 継　続
6.22	首都直下地震対策特別措置法案（脇雅史君外４名提出、参法第28号）（予備審査）	参議院 継　続
8. 7	下水道法等の一部を改正する法律案（武内則男君外４名提出、参法第30号）（予備審査）	参議院 継　続
8.23	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一君外８名提出、参法第31号）（予備審査）	参議院 継　続
8.23	化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案（加藤修一君外７名提出、参法第32号）（予備審査）	参議院 継　続
8.28	防災・減災体制再構築推進基本法案（木庭健太郎君外１名提出、参法第34号）（予備審査）	参議院 継　続
9. 5	児童の通学安全対策の推進に関する法律案（小野次郎君提出、参法第37号）（予備審査）	参議院 未　了
9. 5	麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（浜田昌良君外５名提出、参法第38号）（予備審査）	参議院 未　了

【第181回国会】

閣　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24.11. 9	内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）	衆議院 未　了
11. 9	人権委員会設置法案（内閣提出第７号）	衆議院 未　了
11. 9	人権擁護委員法の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）	衆議院 未　了
11.15	地方公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）	衆議院 未　了
11.15	地方公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出第10号）	衆議院 未　了

衆　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24.11.15	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（牧義夫君外３名提出、衆法第２号）	衆議院 未　了

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 22.10.26	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（佐藤正久君外１名提出、第176回国会参法第１号）	参議院 未　了
11.19	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら君外５名提出、第176回国会参法第３号）	参議院 未　了
23. 6.17	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正君外７名提出、第177回国会参法第７号）	参議院 未　了
6.17	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外７名提出、第177回国会参法第８号）	参議院 未　了
24. 3.15	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治君提出、第180回国会参法第９号）	参議院 未　了
3.29	道州制への移行のための改革基本法案（江口克彦君提出、第180回国会参法第14号）	参議院 未　了
3.29	平成23年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案（加藤修一君外８名提出、第180回国会参法第15号）	参議院 未　了
4.11	内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案（松田公太君提出、第180回国会参法第17号）	参議院 未　了
6.15	資源の確保の推進に関する法律案（片山さつき君外５名提出、第180回国会参法第23号）	参議院 未　了

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24. 6.15	公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（松田公太君提出、第180回国会参法第24号）	参議院 未　了
6.15	無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案（山谷えり子君外２名提出、第180回国会参法第25号）	参議院 未　了
6.22	首都直下地震対策特別措置法案（脇雅史君外４名提出、第180回国会参法第28号）	参議院 未　了
8. 7	下水道法等の一部を改正する法律案（武内則男君外４名提出、第180回国会参法第30号）	参議院 未　了
8.23	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一君外８名提出、第180回国会参法第31号）	参議院 未　了
8.23	化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案（加藤修一君外７名提出、第180回国会参法第32号）	参議院 未　了
8.28	防災・減災体制再構築推進基本法案（木庭健太郎君外１名提出、第180回国会参法第34号）	参議院 未　了
11.16	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（義家弘介君提出、参法第１号）	参議院 未　了
11.16	特定国境離島地域の保全及び振興に関する特別措置法案（佐藤正久君外２名提出、参法第２号）	参議院 未　了

決算等

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24.11.16	平成23年度一般会計歳入歳出決算 平成23年度特別会計歳入歳出決算 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 平成23年度政府関係機関決算書	未　了
11.16	平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書	未　了

【第182回国会】

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 24.12.27	公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（松田公太君提出、参法第１号）（予備審査）	参議院 未　了
12.27	日本銀行法の一部を改正する法律案（中西健治君提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 未　了

５　質問主意書一覧

【第180回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、424件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件名
1	平成24. 1.24	陵墓の治定変更と公開に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
2	1.24	野田改造内閣に関する質問主意書（木村太郎君提出）
3	1.24	警戒区域内における空き巣被害に関する質問主意書（馳浩君提出）
4	1.24	不活化ポリオワクチンの導入に関する質問主意書（馳浩君提出）
5	1.24	放射性ラジウムの処理に関する質問主意書（馳浩君提出）
6	1.24	被災者救済と総合法律支援法の適用に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
7	1.24	緑化の推進に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
8	1.24	株式の上場審査と労務監査に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
9	1.24	柔道整復師の卒業後臨床研修の制度化に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
10	1.24	「除染事業」の対象及び方法等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
11	1.24	イランの脅威に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
12	1.24	イランによる核開発を巡る諸情勢に対する政府の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
13	1.24	環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加国との事前協議に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
14	1.25	今冬の豪雪対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
15	1.25	除染に伴って発生する土壌・廃棄物の「仮置場」の現状等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
16	1.26	教育行政における首長の権限に関する質問主意書（山内康一君提出）
17	1.26	除染に伴う除去土壌等の量と減容化に関する質問主意書（高市早苗君提出）
18	1.27	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に関する質問主意書（中谷元君提出）
19	1.27	地域における民生委員・児童委員の果たす役割の重要性に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
20	1.27	イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する質問主意書（馳浩君提出）
21	1.27	原子力災害対策本部での議事録未作成に関する質問主意書（馳浩君提出）
22	1.27	子供の引き渡しによる直接強制の執行に関する質問主意書（馳浩君提出）
23	1.30	高レベル放射性廃棄物の最終処分地に関する質問主意書（木村太郎君提出）
24	1.31	二・二六事件の裁判記録公開に関する質問主意書（中島政希君提出）
25	1.31	除染に伴う除去土壌等の処分方法に関する質問主意書（高市早苗君提出）
26	1.31	教科書問題及びＩＬＯ／ユネスコ『教員の地位に関する勧告』に関する質問主意書（服部良一君提出）
27	1.31	内閣において福島第一原子力発電所事故に係る一部会議の議事録が作成されていなかった事案に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
28	2. 1	情報収集衛星の契約における三菱電機の過大請求に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
29	2. 1	日本海呼称問題に関する質問主意書（横粂勝仁君提出）
30	2. 2	沖縄防衛局長による違法・不当な宜野湾市長選挙介入に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
31	2. 2	利根川水系河川整備計画の策定に関する質問主意書（中島政希君提出）
32	2. 2	今季の豪雪による農林水産業に係わる対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
33	2. 2	除染事業の実現性等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
34	2. 2	先行的除染事業の支援事業者が直面した課題に関する質問主意書（高市早苗君提出）

番号	提出日	件　　名
35	2. 2	放射性物質による汚染地域の「移動」に関する質問主意書（高市早苗君提出）
36	2. 2	除染に係る「英知の結集」等を可能とする組織・体制に関する質問主意書（高市早苗君提出）
37	2. 2	防衛省沖縄防衛局長による「講話」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
38	2. 2	２月７日の「北方領土の日」における返還要求大会に対する政府の関与等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
39	2. 3	今季の豪雪による教育現場に係わる対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
40	2. 3	公立小中学校における土曜授業の試行に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
41	2. 3	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
42	2. 3	国の検査検定制度及び資格制度の手数料負担に関する質問主意書（馳浩君提出）
43	2. 3	小学校２年生の35人以下学級に関する質問主意書（馳浩君提出）
44	2. 3	東京外郭環状道路の建設再開に関する質問主意書（馳浩君提出）
45	2. 6	与那国島への自衛隊配備に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
46	2. 6	外務省が中国政府に出した「口上書」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
47	2. 6	自転車交通の総合対策及び安全確保に関する質問主意書（木村太郎君提出）
48	2. 6	放射性物質で汚染された建設資材の流通問題と政府の管理体制に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
49	2. 6	原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
50	2. 6	東京電力福島第一原子力発電所の事故が我が国のエネルギー需給及びＣＯ２排出量に与える影響に関する質問主意書（山本拓君提出）
51	2. 7	国立ハンセン病療養所における療養体制に関する質問主意書（木村太郎君提出）
52	2. 7	オウム真理教に対する観察処分の延長に関する質問主意書（馳浩君提出）
53	2. 7	政権幹部の消費税の更なる引き上げ発言に関する質問主意書（馳浩君提出）
54	2. 7	中学校における武道・ダンスの必修化に関する質問主意書（馳浩君提出）
55	2. 8	皇室典範改正に関する質問主意書（中島政希君提出）
56	2. 8	僻地におけるドクターヘリの使命に関する質問主意書（木村太郎君提出）
57	2. 9	発電用原子炉の運転可能期間を「40年」または「60年」と定める技術的根拠等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
58	2. 9	米国に於ける「発電用原子炉の運転可能期間」に対する評価に関する質問主意書（高市早苗君提出）
59	2. 9	日本の原子力技術の国際的評価等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
60	2. 9	定期検査終了後の原子力プラント再稼働につき判断する基準等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
61	2.10	第３次男女共同参画基本計画に基づき国家行政における女性公務員の参画を進める取り組みに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
62	2.10	社会保障・税一体改革素案の取り扱い等に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
63	2.10	年金財源の国庫負担分２分の１のうち2.6兆円を交付国債で賄うことの問題点に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
64	2.10	外務省職員の不祥事に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
65	2.13	野田改造内閣に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
66	2.13	野田内閣総理大臣の記者会見に関する質問主意書（赤澤亮正君提出）
67	2.13	メタンハイドレートの開発に関する質問主意書（馳浩君提出）
68	2.13	円売り覆面介入に関する質問主意書（馳浩君提出）
69	2.13	法科大学院改革に関する質問主意書（馳浩君提出）
70	2.13	自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
71	2.13	防衛省沖縄防衛局長による「講話」に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件　　名
72	2.14	二・二六事件の裁判記録公開に関する再質問主意書（中島政希君提出）
73	2.14	２月７日の「北方領土の日」における返還要求大会に対する政府の関与等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
74	2.14	高校におけるインターンシップ（職場体験）に関する質問主意書（木村太郎君提出）
75	2.15	除染事業に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
76	2.16	情報収集衛星の契約における三菱電機の過大請求に関する再質問主意書（吉井英勝君提出）
77	2.16	八ツ場ダム建設事業における藤村修内閣官房長官裁定に関する質問主意書（中島政希君提出）
78	2.17	第五期介護保険事業計画における市町村の地域密着型サービス拠点の整備に対する国の支援に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
79	2.17	平成25年度以降の国家公務員の定年の扱いと国家公務員制度改革に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
80	2.17	即応予備自衛官に関する質問主意書（赤澤亮正君提出）
81	2.17	質問主意書への答弁書における広辞苑の引用の是非等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
82	2.17	２月22日の「竹島の日」に対する野田佳彦内閣の関与、協力に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
83	2.20	米軍再編に係る日米「共同報道発表」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
84	2.20	自治体と税務署との間の税情報のやり取りの現状に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
85	2.20	日本銀行が平成24年２月14日に発表した「金融緩和の強化について」等に関する質問主意書（西村康稔君提出）
86	2.20	アイヌ民族を巡るロシア国営放送の報道に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
87	2.21	「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
88	2.21	鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
89	2.21	野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問主意書（今津寛君提出）
90	2.21	若年層における選挙の低投票率に関する質問主意書（馳浩君提出）
91	2.21	電子投票制度の導入に関する質問主意書（馳浩君提出）
92	2.22	大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問主意書（服部良一君提出）
93	2.22	大阪府及び大阪市教育基本条例（案）の違憲性に関する質問主意書（服部良一君提出）
94	2.22	都道府県における賃金格差の拡大に関する質問主意書（木村太郎君提出）
95	2.22	平成24年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問主意書（加藤勝信君提出）
96	2.23	米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
97	2.23	マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問主意書（木村太郎君提出）
98	2.23	内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問主意書（赤澤亮正君提出）
99	2.24	地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
100	2.24	原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問主意書（秋葉賢也君提出）
101	2.24	日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
102	2.27	イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問主意書（馳浩君提出）
103	2.27	特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問主意書（馳浩君提出）
104	2.28	野田内閣の「売電目的の農地転用促進」政策に関する質問主意書（山本拓君提出）
105	2.29	野田総理や閣僚らの沖縄訪問に要した費用等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
106	2.29	自動車検査独立行政法人の見直しに関する質問主意書（木村太郎君提出）
107	2.29	給与臨時特例法による給与減額支給措置の影響額の平成24年度予算への反映に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
108	2.29	八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問主意書（中島政希君提出）

番号	提出日	件　　名
109	2.29	内閣総理大臣の日程管理に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
110	3. 1	三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
111	3. 1	内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問主意書（木村太郎君提出）
112	3. 1	国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
113	3. 2	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問主意書（中島政希君提出）
114	3. 2	今冬の豪雪を踏まえ「建設産業の再生と発展のための方策2011」の対策実施を求めることに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
115	3. 2	郵政民営化法の評価と課題に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
116	3. 2	餓死者対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
117	3. 5	郵政事業の関連法人の整理・見直し等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
118	3. 5	国産リンゴの輸出に関する質問主意書（木村太郎君提出）
119	3. 6	漁業に深刻な被害を与える大型クラゲに関する質問主意書（木村太郎君提出）
120	3. 7	ホームレスの公民権保障等に関する質問主意書（服部良一君提出）
121	3. 7	シルバー人材センターに関する質問主意書（木村太郎君提出）
122	3. 7	中国の在新潟総領事館による土地取得に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
123	3. 7	普天間飛行場の補修に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
124	3. 8	水産資源の管理に関する質問主意書（木村太郎君提出）
125	3. 8	ＰＫＯ派遣の際の武器使用基準の緩和等に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
126	3. 8	オスプレイのわが国への配備に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
127	3. 8	秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
128	3. 9	平成24年度予算案における交付国債等の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
129	3. 9	新公益法人制度への移行の現状に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
130	3. 9	国家公務員給与臨時特例法の他の公的部門への波及に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
131	3. 9	内閣総理大臣の日程管理に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
132	3.12	政府主催行事に於ける天皇皇后両陛下の御臨席に際しての礼儀作法等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
133	3.12	「休眠口座」に関する質問主意書（田中康夫君提出）
134	3.12	教科書問題及びＩＬＯ／ユネスコ『教員の地位に関する勧告』に関する再質問主意書（服部良一君提出）
135	3.12	国土交通省の八ッ場ダム検証における複数治水対策案に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
136	3.14	脳脊髄液減少症対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
137	3.14	売電目的の農地転用（消滅）面積は農水省では「予測は困難」とした政府答弁書に関する質問主意書（山本拓君提出）
138	3.15	ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案に関する質問主意書（中島隆利君提出）
139	3.15	緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問主意書（近藤三津枝君提出）
140	3.15	原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する第３回質問主意書（秋葉賢也君提出）
141	3.16	要援護者の支援に関する質問主意書（木村太郎君提出）
142	3.19	原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問主意書（木村太郎君提出）
143	3.19	自主的避難者の現況把握に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
144	3.19	汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
145	3.23	八ッ場ダムの地すべり対策及び代替地安全対策に関する質問主意書（斎藤やすのり君提出）

番号	提出日	件　　名
146	3.23	東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する質問主意書（河野太郎君提出）
147	3.23	東京電力の電力料金引き上げに関する質問主意書（河野太郎君提出）
148	3.23	電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する質問主意書（河野太郎君提出）
149	3.23	電力の自由化に関する質問主意書（河野太郎君提出）
150	3.23	富山空港の冬季就航率改善に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
151	3.23	大学の秋入学に関する質問主意書（馳浩君提出）
152	3.23	脱法ハーブの取り締まりに関する質問主意書（馳浩君提出）
153	3.23	今冬の豪雪によるリンゴ雪害対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
154	3.26	腎疾患対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
155	3.27	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
156	3.27	原子力発電所の安全に対する認識等に関する質問主意書（服部良一君提出）
157	3.28	休眠預金に関する質問主意書（丹羽秀樹君提出）
158	3.29	原子力防災の見直し、強化等に関する質問主意書（服部良一君提出）
159	3.29	復興庁に関する質問主意書（赤澤亮正君提出）
160	3.29	八ッ場ダムの検証における治水に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
161	3.30	金融機関による為替デリバティブ取引に関する質問主意書（稲田朋美君提出）
162	3.30	東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める３課題に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
163	3.30	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
164	3.30	ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
165	3.30	平成24年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
166	4. 2	原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
167	4. 3	東京電力の賠償金支払促進に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
168	4. 3	汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する再質問主意書（秋葉賢也君提出）
169	4. 4	在日米軍基地周辺地域における爆音防止対策等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
170	4. 4	宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する質問主意書（山内康一君提出）
171	4. 5	先般発生した「爆弾低気圧」に関する質問主意書（木村太郎君提出）
172	4. 5	国道41号の整備促進に関する質問主意書（丹羽秀樹君提出）
173	4. 6	ミャンマーにおける我が国の対応に関する質問主意書（木村太郎君提出）
174	4. 6	年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
175	4. 6	東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問主意書（河野太郎君提出）
176	4. 6	東京電力の電力料金引き上げに関する再質問主意書（河野太郎君提出）
177	4. 6	電力の自由化に関する再質問主意書（河野太郎君提出）
178	4. 6	電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問主意書（河野太郎君提出）
179	4. 6	スマートメーターに関する質問主意書（河野太郎君提出）
180	4. 6	自主的避難者の現況把握に関する再質問主意書（秋葉賢也君提出）
181	4. 6	竹島問題に関連する集会に対する政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
182	4.10	特定失踪者にかかわるＤＮＡ鑑定問題に関する質問主意書（渡辺義彦君提出）
183	4.10	復興特区に関する質問主意書（馳浩君提出）

番号	提出日	件　　名
184	4.11	泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書（石川知裕君提出）
185	4.11	理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
186	4.12	知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問主意書（丹羽秀樹君提出）
187	4.12	ため池の耐震対策に関する質問主意書（丹羽秀樹君提出）
188	4.13	「試し出勤」についての官民格差に関する質問主意書（河野太郎君提出）
189	4.13	全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
190	4.17	我が国と中国経済との関係に関する質問主意書（木村太郎君提出）
191	4.17	東京電力の使用済み核燃料の再処理にかかる費用に関する質問主意書（河野太郎君提出）
192	4.17	原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問主意書（河野太郎君提出）
193	4.18	緑の雇用に関する質問主意書（木村太郎君提出）
194	4.19	東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに対する政府の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
195	4.19	宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問主意書（山内康一君提出）
196	4.19	東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める３課題の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
197	4.20	東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する第３回質問主意書（河野太郎君提出）
198	4.20	東京電力の電力料金引き上げに関する第３回質問主意書（河野太郎君提出）
199	4.20	電力の自由化に関する第３回質問主意書（河野太郎君提出）
200	4.20	電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第３回質問主意書（河野太郎君提出）
201	4.20	スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁となる可能性に関する質問主意書（河野太郎君提出）
202	4.20	スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問主意書（河野太郎君提出）
203	4.20	スマートメーターの共通仕様に関する質問主意書（河野太郎君提出）
204	4.20	東京電力が導入を検討しているスマートメーターに関する質問主意書（河野太郎君提出）
205	4.20	スマートメーターに関する再質問主意書（河野太郎君提出）
206	4.20	外国産米に関する質問主意書（木村太郎君提出）
207	4.20	厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
208	4.23	国民の不安を益々増幅させる野田内閣の原子力政策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
209	4.24	関西電力管内の電力需給に関する質問主意書（河野太郎君提出）
210	4.24	「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用状況に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
211	4.25	国の重要文化財を所有する宗教法人の破産に関する質問主意書（木村太郎君提出）
212	4.25	本年４月30日の日米首脳会談における野田佳彦内閣総理大臣の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に係る言及に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
213	4.25	政府による対ミャンマーＯＤＡ再開と邦人殺害事件の真相解明の関連性等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
214	4.26	漁業収入安定対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
215	4.26	ＴＰＰ交渉参加に向けた米国との協議の内容に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
216	4.26	国家公務員の新規採用抑制に関する質問主意書（馳浩君提出）
217	4.26	政権の原発再稼働を巡る発言に関する質問主意書（馳浩君提出）
218	4.26	外国政府による土地取得の実態等に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
219	4.27	海抜表示に関する質問主意書（木村太郎君提出）
220	4.27	いわゆる判検交流の存続に対する政府の認識等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
221	4.27	地方税法第485条の14（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）に関する質問主意書（中島政希君提出）

番号	提出日	件　　名
222	5. 1	東京都知事の東京都が尖閣諸島を購入する旨の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
223	5. 2	平成24年度「行政評価等プログラム」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
224	5. 7	金融・証券税制のこれまでの推移と今後の在り方に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
225	5. 7	ホルムズ海峡が封鎖された場合の国内エネルギー対策に関する質問主意書（河野太郎君提出）
226	5. 7	米国防総省が米国議会に報告した最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35の日本へ売却する額に関する質問主意書（木村太郎君提出）
227	5. 7	検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
228	5. 8	路線高速バス及びツアーバスに関する質問主意書（木村太郎君提出）
229	5. 8	郵政民営化法等の改正に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
230	5. 8	自主的避難者の現況把握に関する第３回質問主意書（秋葉賢也君提出）
231	5. 8	宮城県南部の市町村における妊婦及び子供に対する賠償に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
232	5. 8	仮設住宅間の移転に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
233	5. 9	日本で唯一りんご科を持つ高校の存続に関する質問主意書（木村太郎君提出）
234	5. 9	各府省の光熱費に関する質問主意書（河野太郎君提出）
235	5.10	今年度から始まった24時間地域巡回型サービスに関する質問主意書（木村太郎君提出）
236	5.10	特定失踪者にかかわるＤＮＡ鑑定問題に関する再質問主意書（渡辺義彦君提出）
237	5.10	野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
238	5.11	東日本大震災後に行われた行政機関の長の人事に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）
239	5.11	今冬の豪雪によるリンゴ雪害対策に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
240	5.11	企業の本社転出・転入に関する質問主意書（木村太郎君提出）
241	5.11	北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間に関する質問主意書（木村太郎君提出）
242	5.11	平成24年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
243	5.14	行政改革推進の基本姿勢に関する質問主意書（中川秀直君提出）
244	5.14	アフリカ諸国の在日大使館（実館）の設置に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
245	5.15	独立行政法人に対する現役出向に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
246	5.16	いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
247	5.16	全国瞬時警報システム（Ｊアラート）自動化の遅れに関する質問主意書（木村太郎君提出）
248	5.17	関西電力管内の電力需給に関する再質問主意書（河野太郎君提出）
249	5.17	羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
250	5.17	検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
251	5.18	農林水産省の経営体育成支援事業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
252	5.18	通学路や高速道路の安全確保に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
253	5.18	環境省の「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」の更新間隔の延長に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
254	5.18	福島第一原子力発電所事故による被災者への被災者生活再建支援制度適用に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
255	5.18	被災者生活再建支援制度における津波等による住宅流失被害に対する支援の充実に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
256	5.18	保険料と税金の区別に関する質問主意書（河野太郎君提出）
257	5.18	尖閣諸島沖で衝突事件を起こした中国漁船船長の公判に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
258	5.18	内閣総理大臣が打ち出した普天間飛行場県外移設方針に対する担当官僚の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
259	5.21	関越道での高速ツアーバスの事故に関する質問主意書（馳浩君提出）

番号	提出日	件　　名
260	5.22	虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
261	5.23	首都直下巨大地震対策に関する質問主意書（横粂勝仁君提出）
262	5.23	西十和田トンネル（仮称）に関する質問主意書（木村太郎君提出）
263	5.24	特定失踪者にかかわるＤＮＡ鑑定問題に関する第３回質問主意書（渡辺義彦君提出）
264	5.24	奥羽本線の高速化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
265	5.25	国連における北朝鮮人権状況決議に「事実調査委員会」の設置を盛り込む事に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
266	5.25	私鉄無料パス等の廃止に関する質問主意書（横粂勝仁君提出）
267	5.25	独立行政法人に対する現役出向に関する再質問主意書（渡辺喜美君提出）
268	5.25	竹島周辺で国際ヨットレースが開催されたことに対する政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
269	5.25	地方単独事業としての自治体の子どもの医療費に対する公費負担事業に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
270	5.28	東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める３課題のその後の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
271	5.29	漢字「碍」の常用漢字への追加に関する質問主意書（赤松正雄君提出）
272	5.30	国道101号線の整備に関する質問主意書（木村太郎君提出）
273	5.31	公的年金加入者が死亡した際に遺族へ支給される遺族年金制度に関する質問主意書（斎藤やすのり君提出）
274	6. 1	文化芸術振興に関する質問主意書（馳浩君提出）
275	6. 4	市街化区域農地への「農地に準じた課税」に関する質問主意書（吉泉秀男君提出）
276	6. 4	今冬の記録的な豪雪による凍上災に関する質問主意書（木村太郎君提出）
277	6. 4	現下の法曹養成制度の問題点及び今後の見直しに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
278	6. 4	防災集団移転促進事業の制度の拡充に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
279	6. 5	円と人民元との銀行間で直接交換する取引に関する質問主意書（木村太郎君提出）
280	6. 5	指揮権発動に係る法務大臣の発言等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
281	6. 6	りんごの不受精（カラマツ）被害に関する質問主意書（木村太郎君提出）
282	6. 6	生活保護における自治体の家裁申し立てに関する質問主意書（馳浩君提出）
283	6. 6	外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
284	6. 7	孤立する恐れのある集落・避難所に関する質問主意書（木村太郎君提出）
285	6. 7	国家公務員の新規採用抑制に関する再質問主意書（馳浩君提出）
286	6. 7	ダンスの規制に関する質問主意書（穀田恵二君提出）
287	6. 8	火葬場不足に関する質問主意書（木村太郎君提出）
288	6.11	地方公務員の政治的行為に関する質問主意書（平井たくや君提出）
289	6.11	我が国の地球温暖化対策の数値目標に関する質問主意書（山本拓君提出）
290	6.13	ブータン王国に大使館を新設することに関する質問主意書（木村太郎君提出）
291	6.14	漁業共済の加入状況に関する質問主意書（木村太郎君提出）
292	6.14	日本向け米国カリフォルニア州産のサクランボからコドリンガが発見されたことに関する質問主意書（木村太郎君提出）
293	6.15	キタミズクラゲ対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
294	6.15	平成24年５月18日のＨⅡＡロケット打ち上げ成功を踏まえた今後の宇宙ロケットの展開に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
295	6.15	関越道での高速ツアーバスの事故に関する再質問主意書（馳浩君提出）
296	6.18	整理回収機構・預金保険機構の債権回収業務に関する質問主意書（松木けんこう君提出）
297	6.18	国産大豆に関する質問主意書（木村太郎君提出）

番号	提出日	件　　名
298	6.18	日本臓器移植ネットワーク東日本支部東北連絡所の閉鎖に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
299	6.18	衆議院決算行政監視委員会の仕分けに対する文部科学大臣の回答に関する質問主意書（河野太郎君提出）
300	6.18	市街化区域農地への「農地に準じた課税」に関する再質問主意書（吉泉秀男君提出）
301	6.19	使用者の労働委員会救済命令不履行是正に関する質問主意書（服部良一君提出）
302	6.19	第七期北海道総合開発計画の中間点検に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
303	6.19	ＴＰＰ交渉参加に向けた米国との協議の内容の公開に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
304	6.19	食品検査における二重の基準による農家・生産者の被害に関する質問主意書（木村太郎君提出）
305	6.19	独立行政法人等の役員公募に関する質問主意書（石田真敏君提出）
306	6.19	消費税に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
307	6.19	関西電力大飯原子力発電所の運転再開に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
308	6.19	国債の格付けと金利に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
309	6.19	ＭＭＲワクチン薬害事件における国の責任及び予防接種法の目的に関する質問主意書（阿部知子君提出）
310	6.19	外務省職員による匿名の情報提供の是非等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
311	6.19	プーチン・ロシア大統領就任後の北方領土交渉に係る外務省幹部の発言等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
312	6.21	懲戒処分を受けた検察官の処遇等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
313	6.22	原子力基本法改正等において「我が国の安全保障に資する」との文言が追加されたことに関する質問主意書（服部良一君提出）
314	6.22	脱法ハーブの取り締まりに関する再質問主意書（馳浩君提出）
315	6.22	事業仕分けの判定に対する外務省の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
316	6.25	ロシア首相の択捉訪問に係る報道に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
317	6.26	外務省職員の自殺に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
318	6.27	衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問主意書（渡辺義彦君提出）
319	6.27	消防育英事業の危機に関する質問主意書（木村太郎君提出）
320	6.27	外務省職員の自殺報道に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
321	6.27	裁判員制度の検証・見直しに関する質問主意書（馳浩君提出）
322	6.28	大飯原発再稼動等に関する質問主意書（松木けんこう君提出）
323	6.28	虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
324	6.29	担い手育成のための地域の農業高校の役割と国の支援に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
325	7. 3	防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
326	7. 4	沖縄本島北部（やんばる地域）におけるマングース防除事業等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
327	7. 4	大震災を踏まえた防災計画の見直しに関する質問主意書（木村太郎君提出）
328	7. 5	2012年６月18日の日ロ首脳会談に係る外務省の説明に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
329	7. 6	出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
330	7. 6	サイバー攻撃に関する質問主意書（馳浩君提出）
331	7. 9	私的さい帯血バンクの実態に関する質問主意書（阿部知子君提出）
332	7. 9	排水栓の活用に関する質問主意書（大口善徳君提出）
333	7. 9	利根川の実績流量に関する質問主意書（中島政希君提出）
334	7.10	ＴＰＰ交渉参加に向けた米国との協議における自動車分野の取扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）

番号	提出日	件　　名
335	7.10	環太平洋経済連携協定交渉への参加に係る政府の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
336	7.11	柔道整復師健康保険療養費に関する質問主意書（平山泰朗君提出）
337	7.11	災害時における障害者支援に関する質問主意書（木村太郎君提出）
338	7.12	竜巻のもたらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
339	7.12	後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
340	7.13	健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問主意書（内山晃君提出）
341	7.13	日本海におけるメタンハイドレートの調査研究の進捗に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
342	7.13	災害廃棄物の再生利用の促進等に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
343	7.18	再雇用を義務づけた高年齢者雇用に関する質問主意書（木村太郎君提出）
344	7.18	原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
345	7.18	Ｖ－22オスプレイの安全性および日本への配備に関する質問主意書（瑞慶覧長敏君提出）
346	7.19	企業の倒産処理に関する質問主意書（松木けんこう君提出）
347	7.19	日米安保条約に基づく事前協議とＶ－22オスプレイの日本への配備の関連に関する質問主意書（瑞慶覧長敏君提出）
348	7.19	地方税法第485条の14（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）に関する質問主意書（平山泰朗君提出）
349	7.20	東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める３課題のその後の進展に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
350	7.23	私的さい帯血バンクの実態に関する再質問主意書（阿部知子君提出）
351	7.25	脳脊髄液減少症対策に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
352	7.25	医療ツーリズムに関する質問主意書（木村太郎君提出）
353	7.27	病院の耐震改修状況及びその促進に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
354	7.30	中国の海洋政策に関する質問主意書（馳浩君提出）
355	7.31	国民健康保険の保険料に関する質問主意書（河野太郎君提出）
356	7.31	国家公務員の職員団体や労使交渉の現状に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
357	7.31	2012年６月18日の日ロ首脳会談に係る外務省の説明に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
358	8. 1	迷走する青年就農給付金に関する質問主意書（木村太郎君提出）
359	8. 3	諫早湾干拓訴訟福岡高裁判決に関する質問主意書（北村誠吾君提出）
360	8. 6	米国核安全保障局による放射能汚染データに関する質問主意書（馳浩君提出）
361	8. 8	Ｖ－22オスプレイの安全性に関する質問主意書（熊谷貞俊君提出）
362	8. 8	次世代に引き継ぐための農業農村整備事業の推進に関する質問主意書（木村太郎君提出）
363	8. 9	「日本再生戦略」の閣議決定に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
364	8. 9	印刷事業場における胆管がん発症に係る労働安全衛生上の問題に関する質問主意書（服部良一君提出）
365	8. 9	訪問看護師の「一人開業」を制限する根拠に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
366	8.10	空き家対策の継続・強化を求めることに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
367	8.10	臓器移植医療に関する質問主意書（阿部知子君提出）
368	8.10	韓国大統領による我が国固有の領土竹島への訪問に対する政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
369	8.14	行政事業レビューにおける「食と地域の交流促進対策交付金」に関する質問主意書（木村太郎君提出）
370	8.20	韓国大統領による竹島訪問を受けての同問題解決に向けた野田佳彦内閣の取り組みに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
371	8.20	政府による竹島問題の国際司法裁判所への提訴に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件　　名
372	8.20	尖閣諸島に上陸した者を含む香港の活動家らが退去強制処分となった件に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
373	8.21	外務省人事に係る各種報道の真偽等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
374	8.21	我が国の特命全権大使に対する各種手当等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
375	8.21	外務省幹部による贈与等報告の提出に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
376	8.21	痴漢行為により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
377	8.21	七三一部隊等の旧帝国陸軍防疫給水部に関する質問主意書（服部良一君提出）
378	8.22	財源確保に基づく高校無償化の見直しに関する質問主意書（木村太郎君提出）
379	8.22	三陸沿岸道路整備についての安住財務大臣の発言等に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
380	8.22	選挙権年齢の引き下げに関する質問主意書（馳浩君提出）
381	8.23	農林振興公社に関する質問主意書（木村太郎君提出）
382	8.23	健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する再質問主意書（内山晃君提出）
383	8.23	取調べの可視化の法制化に向けた政府の取り組みの現状等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
384	8.23	救急車の出動要請に関する質問主意書（斎藤やすのり君提出）
385	8.24	緊急雇用創出基金事業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
386	8.24	年金支給開始年齢の引き上げに対応した国家公務員制度の変更に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
387	8.24	日本銀行の財務諸表の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
388	8.24	尖閣諸島を巡る諸情勢に対する政府の認識等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
389	8.27	運転免許自主返納制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
390	8.27	尖閣諸島の領有権を主張する反日デモにより邦人が受けた被害に対する政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
391	8.28	ＩＴＥＲ計画及び幅広いアプローチ（ＢＡ）活動に関する質問主意書（木村太郎君提出）
392	8.29	被災自治体における住宅再建の独自支援に関する質問主意書（木村太郎君提出）
393	8.29	韓国大統領による竹島訪問を受けての同問題解決に向けた野田佳彦内閣の取り組みに関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
394	8.30	窃盗行為により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
395	8.30	文化財を保存し後世に伝える必要性に関する質問主意書（鳩山邦夫君提出）
396	8.30	株式会社立の通信制高等学校に関する質問主意書（大谷啓君提出）
397	8.31	軽自動車普及に関する質問主意書（木村太郎君提出）
398	8.31	「人権救済法案」に関する質問主意書（城内実君提出）
399	8.31	「雇用創出の基金による事業」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
400	8.31	在中国日本国特命全権大使襲撃事件に対する中国政府の対応に係る報道等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
401	9. 3	Ｖ－22オスプレイの安全性に関する再質問主意書（熊谷貞俊君提出）
402	9. 3	産後母子健診の公費助成に関する質問主意書（岡本英子君提出）
403	9. 4	柔道整復師健康保険療養費に関する再質問主意書（平山泰朗君提出）
404	9. 4	原子力規制委員会の委員長及び委員の人事に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
405	9. 4	外務省人事に係る各種報道の真偽等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
406	9. 4	指定廃棄物の処理等の推進に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
407	9. 4	「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用状況に関する再質問主意書（秋葉賢也君提出）
408	9. 5	健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する第３回質問主意書（内山晃君提出）
409	9. 5	原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件に関する質問主意書（服部良一君提出）

番号	提出日	件　　名
410	9．5	国土交通省が認可した武蔵小金井駅南口第１地区第一種市街地再開発事業に関する質問主意書（横粂勝仁君提出）
411	9．5	広がる不当な表示や過大な景品類の規制に関する質問主意書（木村太郎君提出）
412	9．5	理科支援員配置事業における存続の必要性に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
413	9．5	政府民主党が目指す「原発ゼロ社会」と核燃料サイクル政策との整合性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
414	9．5	夏季の積乱雲による局地的な大雨に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
415	9．5	「おたふくかぜワクチンに関するファクトシート」の記述とＭＭＲワクチン薬害事件の検証に関する質問主意書（阿部知子君提出）
416	9．5	臓器移植医療に関する再質問主意書（阿部知子君提出）
417	9．5	モロッコ及び米フロリダ州において発生した米軍垂直離着陸機オスプレイの墜落事故に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
418	9．5	尖閣諸島の国有化に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
419	9．5	新聞・雑誌・定期刊行物等の購読の見直しに関する質問主意書（森英介君提出）
420	9．5	盗撮行為により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
421	9．5	飲酒運転等により処分を受けた外務省職員に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
422	9．5	尖閣諸島に上陸した者を含む香港の活動家らが退去強制処分となった件に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
423	9．5	政府による尖閣諸島の国有化に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
424	9．5	政府による竹島問題の国際司法裁判所への提訴に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）

【第181回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、57件である。

このうち、衆議院解散のため、内閣に転送したが答弁を得るに至らなかったものは11件（質問第39号～第49号）、内閣に転送するに至らなかったものは８件（質問第50号～第57号）である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件名
1	平成 24.10.29	交流協会と台北駐日経済文化代表処の名称に関する質問主意書(中津川博郷君提出)
2	10.29	今般の人事院勧告の取り扱いに関する質問主意書(橘慶一郎君提出)
3	10.29	不動産登記に係る登録免許税に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)
4	10.29	隣接法律専門職種の訴訟代理権に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)
5	10.29	司法書士に対する懲戒に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)
6	10.29	成年後見制度の利用促進に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)
7	10.29	一般社団法人「農林水産物等中国輸出促進協議会」への支援の中止に関する質問主意書(木村太郎君提出)
8	10.29	尖閣諸島を巡る諸情勢に係る政府の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
9	10.29	1997年のいわゆる日中漁業協定における尖閣諸島の取り扱い等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
10	10.29	特別秘密の管理に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)
11	10.29	三菱電機による防衛省等への過大請求についての会計検査院の報告書に関する質問主意書(吉井英勝君提出)
12	10.30	電気料金引き上げ傾向に関する質問主意書(木村太郎君提出)
13	10.30	利根川・江戸川有識者会議に関する質問主意書(三宅雪子君提出)
14	10.31	米兵の性暴力・犯罪に対する認識、対策等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
15	10.31	いわゆる東京電力女性社員殺害事件で無期懲役とされた人物の無罪が明らかになった件に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
16	10.31	「医師臨床研修マッチング」に関する質問主意書(木村太郎君提出)
17	11. 1	「深層崩壊」に関する質問主意書(木村太郎君提出)
18	11. 1	野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)
19	11. 2	中国における反日デモによる日系企業の被害対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)
20	11. 2	国産水産物の消費の現状とその拡大に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)
21	11. 2	外務省欧州局ロシア課長による贈与等報告等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
22	11. 2	支援委員会を巡る一連の経緯に対する外務省の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
23	11. 2	医療関係職種における籍訂正申請に課される登録免許税の見直しに関する質問主意書(馳浩君提出)
24	11. 5	2002年ごろに表面化した外務省を巡る一連の混乱に対する文部科学大臣の見解等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
25	11. 5	北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間に関する質問主意書(木村太郎君提出)
26	11. 6	米原子力艦船における重大事故による放射性物質の拡散予測に関する質問主意書(吉井英勝君、赤嶺政賢君提出)
27	11. 6	分収造林事業に関する質問主意書(木村太郎君提出)
28	11. 6	札幌保健医療大学はじめ３大学の新規設置を不認可とした文部科学大臣の判断の妥当性等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
29	11. 6	政治主導並びに我が国における教育のあり方に対する野田佳彦内閣の見解等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
30	11. 7	稲わら焼きに関する質問主意書(木村太郎君提出)
31	11. 7	森喜朗元内閣総理大臣が「しかるべき形」でロシアを訪問することに関する質問主意書(浅野貴博君提出)

番号	提出日	件　　名
32	11．7	第７回利根川・江戸川有識者会議における国土交通省関東地方整備局河川部長の発言に関する質問主意書(中島政希君提出)
33	11．8	熊による被害の対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)
34	11．8	ＴＰＰに係る情報提供に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)
35	11．8	札幌保健医療大学はじめ３大学の新規設置に係る文部科学大臣の一連の発言の変化等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
36	11．8	野田内閣総理大臣によるロシア訪問の日程に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
37	11．8	台湾との国交締結に関する質問主意書(中津川博郷君提出)
38	11．8	特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)
39	11．9	学校におけるトイレに関する質問主意書(木村太郎君提出)
40	11．9	東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める３課題の夏以降の進展に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)
41	11．9	いわゆる東京電力女性社員殺害事件で無期懲役とされた人物の無罪が明らかになった件に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)
42	11.12	交通障害の予測システムに関する質問主意書(木村太郎君提出)
43	11.12	「医業類似行為の広告」に関する質問主意書(田中康夫君提出)
44	11.12	えん罪の定義に係る法務大臣と法務省刑事局の見解の相違等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
45	11.13	日本学術会議による「高レベル放射性廃棄物の処分について」の提言に於ける国の今後の活用姿勢に関する質問主意書(木村太郎君提出)
46	11.13	外務省欧州局ロシア課長による贈与等報告等に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)
47	11.14	中国共産党大会における胡錦濤総書記の中央委員会報告に関する質問主意書(木村太郎君提出)
48	11.14	特命全権大使が内閣総理大臣の交代について苦言を呈した件に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
49	11.15	健全な水道水源保全に関する質問主意書(木村太郎君提出)
50	11.16	妊娠適齢期についての教育及び若い時期に女性が働きながら産み・育てることができる社会基盤の欠如に関する質問主意書(野田聖子君提出)
51	11.16	女性の労働参加率に関する質問主意書(木村太郎君提出)
52	11.16	生命と財産を守る岩木川治水事業と津軽ダム早期完成に関する質問主意書(木村太郎君提出)
53	11.16	灯台におけるＬＥＤ導入活用に関する質問主意書(木村太郎君提出)
54	11.16	母なる国営岩木川左岸地区における農業基盤整備の強化に関する質問主意書(木村太郎君提出)
55	11.16	命と暮らしを守り、防災・減災に資する道路整備に関する質問主意書(木村太郎君提出)
56	11.16	現下の国家公務員の任用・給与制度の変更に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)
57	11.16	我が国のエネルギー源供給の構成変化が経済に及ぼす影響に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

【第182回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、7件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件名
1	平成24.12.26	国政選挙における投開票事務を補助する人員の確保に関する質問主意書(大熊利昭君提出)
2	12.26	日本郵政株式会社社長人事に関する質問主意書(大熊利昭君提出)
3	12.26	国連ミレニアム開発目標サミットにおける菅コミットメントと国際貢献の展望に関する質問主意書(柚木道義君提出)
4	12.26	医療用医薬品から一般用医薬品への転用の在り方と新規に転用された一般用医薬品の販売体制に関する質問主意書(柚木道義君提出)
5	12.26	新政権の基本姿勢に関する質問主意書(長妻昭君提出)
6	12.26	安倍内閣の内閣官房報償費（官房機密費）の透明化方策に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)
7	12.26	放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の実施に関する質問主意書(渡辺喜美君提出)

６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

区分＼国会回次等	第180回国会（常会）				第181回国会（臨時会）				第182回国会（特別会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	38				6				3			
（常任委員会）												
内閣	16			1	2				1			
総務	16			21	3			1	1			
法務	13			3	1				1			
外務	7								1			
財務金融	21		3	19	4			2	1			
文部科学	9			1	3				2			
厚生労働	22				3				1			
農林水産	13			2	3				2			
経済産業	14			5	2				1			
国土交通	19			12	2				1			
環境	13			5	2				2			
安全保障	7				3				1			
国家基本政策	2				1				1			
予算	29 {1} [2]	8 [8]		23	2			1	1			
決算行政監視	7 (3)			4 (6)	2				1			
議院運営	39 (4)			2	7				3			
懲罰					1							
（特別委員会）												
災害対策	12				1				2			
倫理選挙	9			4	2				2			
沖縄北方	8				1				2			
青少年	6			3	1				2			
海賊・テロ	3				1				2			
拉致問題	7			6	1				2			
消費者問題	8			1	1				2			
科学技術	4			1	1				2			
郵政改革	4			9	※第181回国会以降は設置されなかった。							
震災復興	10				1				2			
社会保障・税	22 {2} [2]	19 [16]		9	※第181回国会以降は設置されなかった。							

区分＼国会回次等	第180回国会（常会）				第181回国会（臨時会）				第182回国会（特別会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
（審査会等）												
政倫審	1								1			
分科会（予算委）	8 8分科 1日間			4								
連合審査会	1			2								
合同審査会	2 (国家基本政策)				1 (国家基本政策)							
両院協議会	1											
憲法審査会	9								1			
両院議運合同協議会												
常任委員長会議	1				1							
計	401 (7) {3} [4]	27 [24]	3	137 (6)	59			4	44			

※1　開会回数欄の、（　）内の数は小委員会、｛　｝内の数は公聴会、［　］内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。
2　開会回数には閉会中審査を含む。
3　公述人欄の［　］内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。
4　参考人欄の（　）内の数は、小委員会における参考人数で外数である。

7　国会に対する報告等一覧

法律の規定に基づき国会に対して報告、勧告又は提出されるもののうち、平成24年に内閣、人事院等から受領したものは、次のとおりである。

※　報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を〈 〉内に記載した。

(1) 内閣から報告又は提出されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 1.20	ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告
	ハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告
1.27	平成23年７月１日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	平成23年10月20日から平成24年１月23日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
1.31	平成24年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
	平成22年度特別会計財務書類
2. 3	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成23年）
	平成22年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	平成22年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
2.10	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
3. 2	平成23年度第３・四半期における予算使用の状況
	平成23年度第３・四半期における国庫の状況
3.16	平成24年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
	地方財政の状況報告書　〈地方財政白書〉
3.23	水産基本計画の報告
4. 6	平成23年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	平成23年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4.13	平成23年１月１日から同年12月31日までの間における無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告
4.17	東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	東ティモール国際平和協力業務の実施の状況の報告
4.24	「平成23年度食料・農業・農村の動向」に関する報告 「平成24年度食料・農業・農村施策」についての文書　〈食料・農業・農村白書〉
4.27	「平成23年度森林及び林業の動向」に関する報告 「平成24年度森林及び林業施策」についての文書　〈森林・林業白書〉
	「平成23年度中小企業の動向」に関する報告 「平成24年度中小企業施策」についての文書　〈中小企業白書〉
5.25	「平成23年度水産の動向」に関する報告 「平成24年度水産施策」についての文書　〈水産白書〉
5.29	「平成23年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告 「平成24年度交通安全施策に関する計画」の報告　〈交通安全白書〉

年月日	名　　称
5.29	「平成23年度環境の状況」に関する報告 「平成24年度環境の保全に関する施策」についての文書 「平成23年度循環型社会の形成の状況」に関する報告 「平成24年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書 「平成23年度生物の多様性の状況」に関する報告 「平成24年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書　〈環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書〉
6. 1	「平成23年度食育推進施策」に関する報告　〈食育白書〉
6. 5	「平成23年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告　〈子ども・若者白書〉
	「平成23年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告　〈子ども・子育て白書〉
	「平成23年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告　〈ものづくり白書〉
6. 8	「平成23年度障害者施策の概況」に関する報告　〈障害者白書〉
	「平成23年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告　〈自殺対策白書〉
	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
	平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
	がん対策推進基本計画の報告
6.12	「平成23年度犯罪被害者等施策」に関する報告　〈犯罪被害者白書〉
	国家公務員倫理規程の適用の特例に関する報告
	「平成23年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告　〈人権教育・啓発白書〉
	2011年の国際労働機関第100回総会において採択された条約に関する報告書
	2011年の国際労働機関第100回総会において採択された勧告に関する報告書
6.15	「平成23年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告 「平成24年度高齢社会対策」についての文書　〈高齢社会白書〉
	平成23年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
	「平成23年度首都圏整備に関する年次報告」　〈首都圏白書〉
	「平成23年度土地に関する動向」に関する報告 「平成24年度土地に関する基本的施策」についての文書　〈土地白書〉
	「平成23年度観光の状況」に関する報告 「平成24年度観光施策」についての文書　〈観光白書〉
6.19	「防災に関してとった措置の概況」の報告 「平成24年度の防災に関する計画」の報告　〈防災白書〉
	「平成23年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告 「平成24年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書　〈男女共同参画白書〉
	「平成23年度科学技術の振興に関する年次報告」　〈科学技術白書〉
6.22	平成23年度第４・四半期（出納整理期間を含まず。）における予算使用の状況
	平成23年度第４・四半期における国庫の状況
7.13	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
7.27	平成24年１月１日から同年６月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告

年月日	名　　称
8. 7	ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告
	2011年の国際連合教育科学文化機関第36回総会において採択された勧告に関する報告書
9. 7	平成23年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況
	平成24年度第１・四半期における予算使用の状況
	平成24年度第１・四半期における国庫の状況
9.14	平成23年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	平成23年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
10.16	南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
11. 6	平成24年１月24日から同年10月28日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
11.16	平成23年度国の債権の現在額総報告
	平成23年度物品増減及び現在額総報告
	「平成23年度エネルギーに関する年次報告」　〈エネルギー白書〉
11.22	東日本大震災からの復興の状況に関する報告
11.30	広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
12. 7	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	平成24年度第２・四半期における予算使用の状況
	平成24年度第２・四半期における国庫の状況
12.18	ハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告

(2) 内閣を経由して報告又は提出されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 2.14	日本放送協会平成22年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書（総務大臣）
3.23	郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見の報告（郵政民営化推進本部長）
3.30	観光立国推進基本計画の報告（国土交通大臣）
4.13	平成23年団体規制状況の年次報告（法務大臣）
6. 8	平成23年度公害等調整委員会年次報告書（公害等調整委員会委員長）　〈公害紛争処理白書〉
6.19	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）
8. 7	調達価格等に関する報告（経済産業大臣）
9.28	東日本大震災復興特別区域法に規定する国と地方の協議会における協議の経過及び内容に関する報告書（内閣総理大臣）
10.12	平成23年度公正取引委員会年次報告書（公正取引委員会委員長代理委員）　〈独占禁止白書〉
11.30	独立行政法人日本学術振興会平成23年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
	独立行政法人日本学術振興会平成23年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
	独立行政法人日本スポーツ振興センター平成23年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
12. 7	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）

※　報告書等の報告者又は提出者を（ ）内に記載した。

(3) 人事院から報告、勧告又は意見申出されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 3.28	平成23年官民人事交流に関する年次報告
6.15	平成23年度人事院業務状況の報告　〈公務員白書〉
8. 8	一般職の職員の給与についての報告、勧告及び国家公務員制度改革等についての報告

(4) 会計検査院から報告されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 7.30	報告書「地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう総務大臣に対して改善の処置を要求したもの」
9.27	報告書「T―7初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう防衛大臣に対して意見を表示したもの」
	報告書「独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」
10. 4	報告書「消費税の簡易課税制度について」
	報告書「東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について」

年月日	名　　称
10.11	報告書「研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう文部科学大臣に対して改善の処置を要求し及び意見を表示したもの」
	報告書「地震・火山に係る観測等の実施状況について」
	報告書「グリーン家電普及促進対策費補助金等の効果等について」
	報告書「郵便事業株式会社の経営状況について」
10.17	報告書「人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの３の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について」
	報告書「人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう内閣総理大臣及び人事院総裁に対して意見を表示したもの」

(5) 国と地方の協議の場から提出されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 1.13	国と地方の協議の場（平成23年度第３回）における協議の概要に関する報告書
1.19	国と地方の協議の場（平成23年度第３回臨時会合）における協議の概要に関する報告書
1.26	国と地方の協議の場（平成23年度第４回臨時会合）における協議の概要に関する報告書
1.27	国と地方の協議の場（平成23年度第５回臨時会合）における協議の概要に関する報告書
5.16	国と地方の協議の場（平成24年度第１回臨時会合）における協議の概要に関する報告書
9.27	国と地方の協議の場（平成24年度第１回）における協議の概要に関する報告書
12. 6	国と地方の協議の場（平成24年度第２回）における協議の概要に関する報告書

（参考）

(1) 衆議院の議決に基づき同院に対して内閣から報告されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 2. 7	平成20年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

(2) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から衆参両院議長に対して提出されたもの

年月日	名　　称
平成 24. 7. 5	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第16条第１項の規定による報告書

８　傍聴人数

本会議・委員会（常任・特別）

（単位：人）

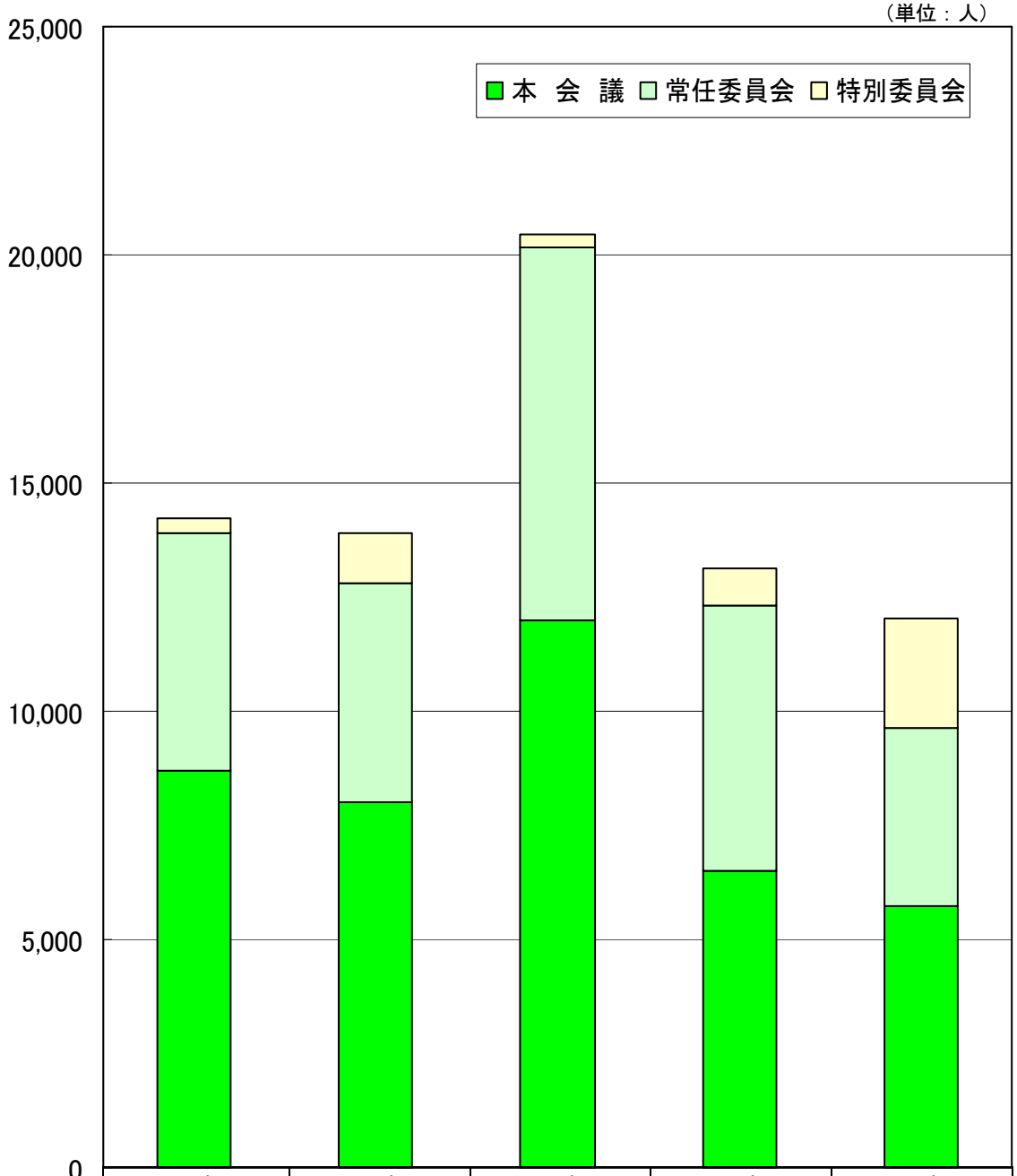

	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
本　会　議	8, 686	8, 002	11, 985	6, 500	5, 717
常任委員会	5, 230	4, 789	8, 181	5, 835	3, 923
特別委員会	294	1, 114	275	808	2, 376
総　合　計	14, 210	13, 905	20, 441	13, 143	12, 016

９　参観者数

（単位：人）

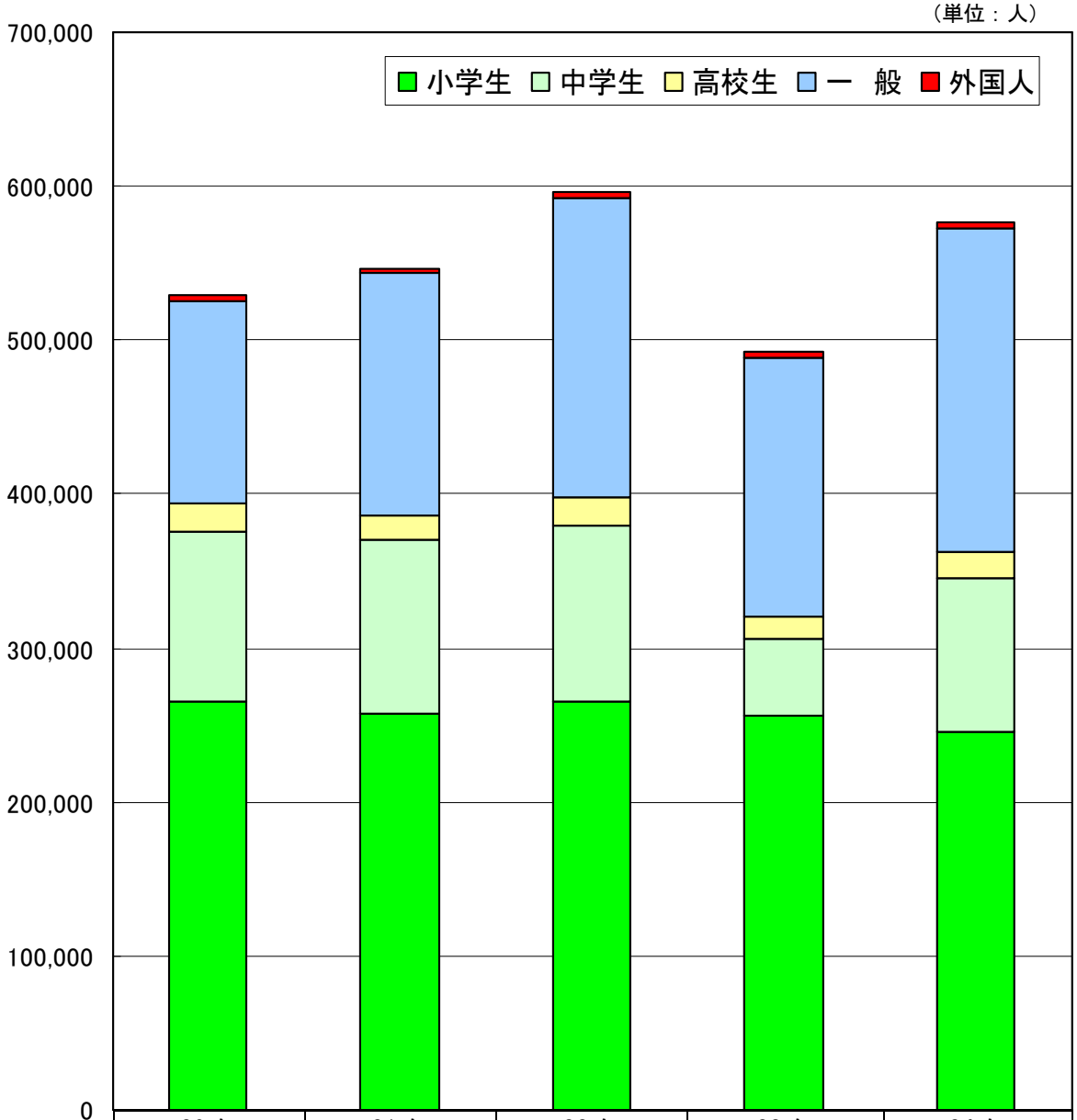

	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
小　学　生	265, 426	257, 909	264, 705	256, 493	245, 167
中　学　生	110, 738	113, 010	114, 280	49, 552	100, 033
高　校　生	17, 816	14, 849	18, 786	14, 474	17, 361
一　　般	131, 130	157, 659	194, 201	168, 372	209, 518
外　国　人	3, 854	3, 565	4, 455	2, 948	4, 388
総　　数	528, 964	546, 992	596, 427	491, 839	576, 467

〔参考〕

1　国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備　　考
昭和 21. 4.10(第22回)	468		沖縄県（定数２）は米国占領下にあり、選挙は事実上の
	(466)		定数466で実施
22. 4.25(第23回)	466	－ 2	沖縄県を除く
29. 4.30	467	＋ 1	奄美群島区（定数１）で実施
42. 1.29(第31回)	486	＋19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45.11.15	491	＋ 5	沖縄県（定数５）で実施
51.12. 5(第34回)	511	＋20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	＋ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7.18(第40回)	511	－ 1	選挙区別人口による定数是正
平成６年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入 定数500（小選挙区300、比例代表200（11ブロックにおいて実施））			
平成 8.10.20(第41回)	500	－11	平成６年公選法改正後初の総選挙
12. 6.25(第42回)	480	－20	比例代表を20削減（小選挙区300　比例代表180）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	定数	増減	改選議席数	備　　考
昭和 22. 4.20(第１回)	250		全国区100 地方区150	半数は任期３年 第２回以降半数改選
45.11.15	252	＋ 2	沖縄県定数２	１名次期選挙で改選
昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入 定数252（比例代表100、選挙区152）				
昭和 58. 6.26(第13回)	252	0	比例代表50 選挙区76	昭和57年公選法改正後初の選挙
平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入 定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。 ただし、平成16年７月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。				
平成 13. 7.29(第19回)	247	－ 5	比例代表48 選挙区73	平成12年公選法改正後初の選挙 比例代表を２、選挙区を３削減
16. 7.11(第20回)	242	－ 5	比例代表48 選挙区73	比例代表を２、選挙区を３削減

2　国会議員会派別議員数の推移

(1) 衆議院

（召集日現在）

国会回次(召集日) ＼ 会派	自民	民主	維新	公明	みんな	未来	共産	社民	生活	改会	減税	大地	日本	きづな	国民	国守	無	欠員
166(常)(平成19. 1.25)	306	113		31			9	7							5		9	
167(臨)(19. 8. 7)	306	113		31			9	7							6		8	
168(臨)(19. 9.10)	305	113		31			9	7							6		9	
169(常)(20. 1.18)	305	113		31			9	7							6		9	
170(臨)(20. 9.24)	303	114		31			9	7							7		8	1
171(常)(21. 1. 5)	304	113		31			9	7							7		8	1
172(特)(21. 9.16)	119	312		21	5		9	7							3	3	1	
173(臨)(21.10.26)	119	311		21	5		9	7							3	3	2	
174(常)(22. 1.18)	119	311		21	5		9	7							3	3	2	
175(臨)(22. 7.30)	116	307		21	5		9	7					3		4	2	4	2
176(臨)(22.10. 1)	116	307		21	5		9	6					3		4	2	5	2
177(常)(23. 1.24)	117	307		21	5		9	6					2		4	2	5	2
178(臨)(23. 9.13)	118	302		21	5		9	6					2		4	2	10	1
179(臨)(23.10.20)	118	302		21	5		9	6					2		5	2	9	1
180(常)(24. 1.24)	120	292		21	5		9	6					2	9	5		10	1
181(臨)(24.10.29)	118	248	5	21	5		9	6	47	4	4	3	2				6	2
182(特)(24.12.26)	294	57	54	31	18	9	8	2									7	

※　表中の各国会回次（召集日現在）における会派の正式名称は次のとおりである。

自　民：「自由民主党」
　　（166 回、169 回～172 回、182 回）
　　「自由民主党・無所属会」（167 回、168 回）
　　「自由民主党・改革クラブ」（173 回、174 回）
　　「自由民主党・無所属の会」（175 回～181 回）
民　主：「民主党・無所属クラブ」（～180 回、182 回）
　　「民主党・無所属クラブ・国民新党」（181 回）
維　新：「日本維新の会」
公　明：「公明党」
みんな：「みんなの党」
未　来：「日本未来の党」
共　産：「日本共産党」
社　民：「社会民主党・市民連合」
生　活：「国民の生活が第一・きづな」
改　会：「改革無所属の会」
減　税：「減税日本・平安」
大　地：「新党大地・真民主」
日　本：「たちあがれ日本」
きづな：「新党きづな」
国　民：「国民新党・無所属の会」（166 回）
　　「国民新党・そうぞう・無所属の会」
　　（167 回～169 回）
　　「国民新党・大地・無所属の会」
　　（170 回、171 回）
　　「国民新党」（172 回～174 回）
　　「国民新党・新党日本」（175 回～180 回）
国　守：「国益と国民の生活を守る会」

(2) 参議院

（召集日現在）

国会回次(召集日) ＼ 会派	民主	自民	公明	みん	未来	共産	社民	み風	国民	維新	改革	大地	生活	日改	改ク	無所属	欠員
166(常)(平成19. 1.25)	82	111	24			9	6		4							4	2
167(臨)(19. 8. 7)	112	84	20			7	5		4							10	
168(臨)(19. 9.10)	115	84	21			7	5		4							6	
169(常)(20. 1.18)	120	84	21			7	5									5	
170(臨)(20. 9.24)	118	83	21			7	5								4	4	
171(常)(21. 1. 5)	118	82	21			7	5								4	5	
172(特)(21. 9.16)	118	85	21			7	5									4	2
173(臨)(21.10.26)	118	85	21			7	5									4	2
174(常)(22. 1.18)	120	82	21			7	5									7	
175(臨)(22. 7.30)	106	83	19	11		6	4		3					5		5	
176(臨)(22.10. 1)	106	83	19	11		6	4		3					5		5	
177(常)(23. 1.24)	106	83	19	11		6	4		3					5		5	
178(臨)(23. 9.13)	106	83	19	11		6	4		3					5		5	
179(臨)(23.10.20)	106	83	19	11		6	4		3					5		5	
180(常)(24. 1.24)	106	86	19	11		6	4		4		2					4	
181(臨)(24.10.29)	90	87	19	11		6	4	4			2	2	12			5	
182(特)(24.12.26)	87	83	19	11	8	6	4	4	3	3	2	2				4	6

※ 表中の各国会回次（召集日現在）における会派の正式名称は次のとおりである。

民　主：「民主党・新緑風会」
（～167回、175回～180回、182回）
「民主党・新緑風会・日本」（168回）
「民主党・新緑風会・国民新・日本」
（169回～174回）
「民主党・新緑風会・国民新党」（181回）

自　民：「自由民主党」
（～167回、170回、171回、175回～177回）
「自由民主党・改革クラブ」（172回～174回）
「自由民主党・無所属の会」
（168回、169回、178回、179回、182回）
「自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会」
（180回、181回）

公　明：「公明党」

み　ん：「みんなの党」

未　来：「日本未来の党」

共　産：「日本共産党」

社　民：「社会民主党・護憲連合」

み　風：「みどりの風」

国　民：「国民新党」
（166回～168回、175回～180回、182回）

維　新：「日本維新の会」

改　革：「新党改革」

大　地：「新党大地・真民主」

生　活：「国民の生活が第一」

日　改：「たちあがれ日本・新党改革」
（175回～179回）

改　ク：「改革クラブ」

3　会期等

国　会　回　次	召 集 日	開 会 式	会期終了日	会期　上段：当初会期 下段：延　　長
第166回（常　会）	平成19. 1.25	平成19. 1.26	平成19. 7. 5	150 12
第167回（臨時会）	19. 8. 7	19. 8. 7	19. 8.10	4
第168回（臨時会）	19. 9.10	19. 9.10	20. 1.15	62 66
第169回（常　会）	20. 1.18	20. 1.18	20. 6.21	150 6
第170回（臨時会）	20. 9.24	20. 9.29	20.12.25	68 25
第171回（常　会）	21. 1. 5	21. 1. 5	（21. 7.21 解　散）	150 55 （198日目に解散）
第172回（特別会）	21. 9.16	21. 9.18	21. 9.19	4
第173回（臨時会）	21.10.26	21.10.26	21.12. 4	36 4
第174回（常　会）	22. 1.18	22. 1.18	22. 6.16	150
第175回（臨時会）	22. 7.30	22. 7.30	22. 8. 6	8
第176回（臨時会）	22.10. 1	22.10. 1	22.12. 3	64
第177回（常　会）	23. 1.24	23. 1.24	23. 8.31	150 70
第178回（臨時会）	23. 9.13	23. 9.13	23. 9.30	4 14
第179回（臨時会）	23.10.20	23.10.21	23.12. 9	51
第180回（常　会）	24. 1.24	24. 1.24	24. 9. 8	150 79
第181回（臨時会）	24.10.29	24.10.29	（24.11.16 解　散）	33 （19日目に解散）
第182回（特別会）	24.12.26	24.12.28	24.12.28	3

国会案内

国会案内

目　　次

頁

○　国会周辺図 …… 455
○　広報・広聴 …… 456
　＜衆議院ホームページ＞ …… 457
　＜国会審議中継＞ …… 459
　＜参観者ホールでの情報提供＞ …… 460
　＜会議録等刊行物の閲覧及び購入＞ …… 461
○　国会会議録検索システム …… 463
○　国会参観（衆議院）の手続 …… 464
○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴 …… 465
○　請願の手続 …… 466
○　陳情の手続 …… 468
○　地方議会からの意見書の手続 …… 468
○　復興特別意見書の手続 …… 468
○　福島復興再生特別意見書の手続 …… 468
○　行政に関する苦情受付窓口 …… 469
○　意見窓口「憲法のひろば」 …… 470
○　憲政記念館 …… 471
○　国会議員政策担当秘書資格試験 …… 473
○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧 …… 475
○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧 …… 475
○　衆議院事務局の情報公開 …… 476

○　国会周辺図

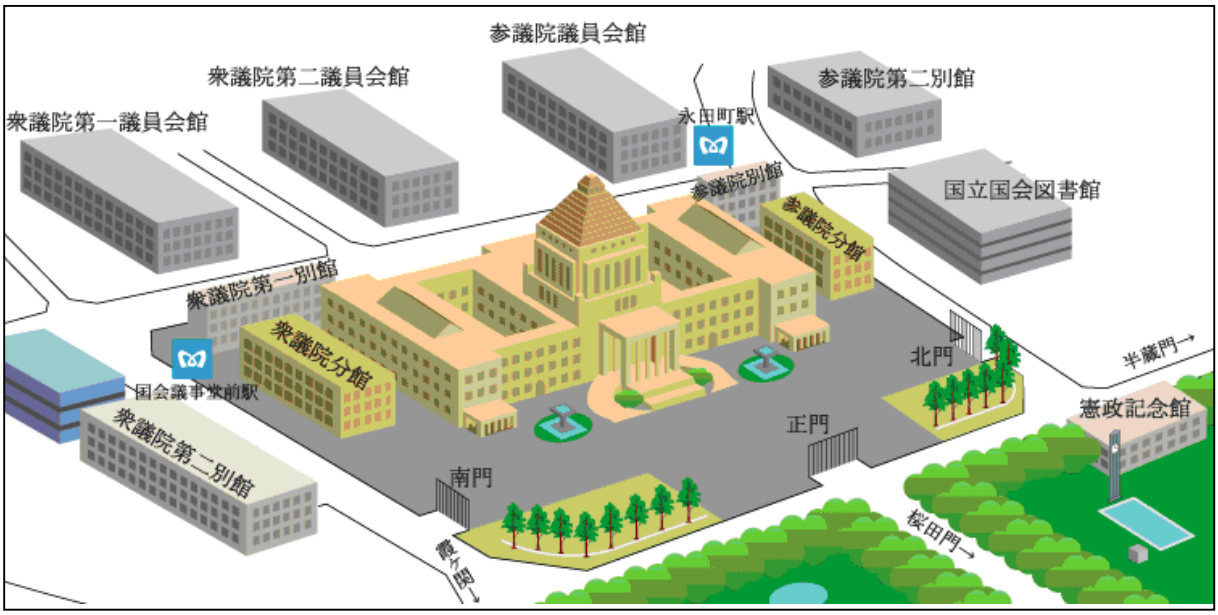

■　衆議院（The House of Representatives）
　郵便番号　100－0014
　東京都千代田区永田町１－７－１
　電話番号　（代表）03-3581-5111

　＜最寄り駅＞
　　東京メトロ　丸ノ内線、千代田線 …… 国会議事堂前駅
　　有楽町線、半蔵門線、南北線 … 永　田　町駅

○　広報・広聴

広報課では、衆議院ホームページ、国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。

また、衆議院の総合窓口として、国民の皆様から寄せられる、院の構成、本会議・委員会及び議案等の基本情報、衆議院の各種手続等に関するご質問並びにご意見にも対応をしております。

お問合せ先は次のとおりです。

衆議院事務局庶務部広報課

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
受　付　平日９時～17時45分（土、日、休日及び年末年始を除く。）
電　話　03（3581）5151
ＦＡＸ　03（3581）5399

＜衆議院ホームページ＞

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動に関わる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

衆議院ホームページの主な提供情報

議長の挨拶	衆議院議長からのメッセージ
歴代議長・副議長一覧	帝国議会からの歴代議長・副議長一覧
国会会期情報	最新の国会会期情報
国会について	国会の地位、組織、権限及び役割等の説明、国会議事堂及び憲政記念館の施設案内、事務局及び法制局に関する情報等
衆議院の構成	役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、議員氏名の正確な表記と読み方
国会関係法規	日本国憲法、国会法、衆議院規則
資料集	国会会期一覧、衆議院の動き、衆議院議員総選挙一覧、衆議院議員会館議員事務室一覧表、衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書
調査局作成資料	衆議院調査局が作成した資料
トピックス	主なトピックス
立法情報	
本会議・委員会等	本会議、委員会、憲法審査会、政治倫理審査会に関する情報
本会議	
本会議開会情報	本会議の議事日程及び議事経過 【掲載回次】第151回国会以降
委員会	
委員名簿	各委員会の最新の委員名簿
法律案等審査経過概要	国会に提出された法律案等の審査経過概要 【掲載回次】第148回国会以降
憲法審査会	新着情報、憲法審査会委員名簿、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等 【掲載回次】第167回国会以降
政治倫理審査会	政治倫理審査会の最新の名簿
会議録	本会議、委員会、憲法審査会等の会議録に関する情報 【掲載回次】第145回国会以降
国会会議録検索システム	衆参両院のすべての会議録の検索 【掲載回次】第１回国会以降 （国立国会図書館サイトへのリンク）
議案	議案の審議経過及び法律案・決議案の本文等 【掲載回次】第142回国会以降
質問主意書・答弁書	質問主意書･答弁書の本文及び経過に関する情報 【掲載回次】第１回国会以降
請願	委員会に付託された請願に関する情報 【掲載回次】第143回国会以降
制定法律	国会で成立した法律の本文に関する情報 【掲載回次】第１回国会以降
委員会ニュース	各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議
行政に関する苦情受付窓口	行政に関する苦情受付窓口についての情報
各種手続	請願・陳情・意見書の手続、本会議・委員会等の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、衆議院刊行物の案内、国会参観の手続（参観パンフレットのダウンロード含む）についての情報
フォトギャラリー	国会活動に伴う写真
衆議院公報（会議情報）	本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過に関する情報 【掲載回次】第147回国会以降
衆議院審議中継	衆議院における審議状況のインターネット中継及びビデオライブラリ
衆議院憲政記念館	常設展及び特別展等についての情報
衆議院法制局	衆議院法制局の組織・職務概要等、衆法情報、成立した議員立法、採用案内等についての情報
国会事故調	報告書、資料と映像、委員会について等 （東京電力福島原子力発電所事故調査委員会サイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業で保存）へのリンク）
衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ	調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、職員採用案内、新議員会館整備等事業、情報公開等
関連リンク	国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク案内

＜国会審議中継＞

１　国会審議テレビ中継放送

衆議院では、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、衆参両院の本会議や委員会等の国会審議を開会から散会まで、有線テレビジョンにより国会内の各施設、各府省等及び政党本部に中継しています。

また、国会審議を報道機関等を通じて国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信しています。

２　国会審議インターネット中継

インターネット上に本院の審議中継ホームページを開設し、本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継は、ライブ中継とともにビデオオンデマンドによる録画中継（ビデオライブラリ）も行っています。録画中継は、第174回通常国会以降の審議映像を視聴することができます。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス　http://www.shugiintv.go.jp

＜参観者ホールでの情報提供＞

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所であるとともに、立法府としての国会の情報公開を推進するため、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っています。

１　ハイビジョンプロジェクター

国会の立法活動及び施設内を紹介したオリジナルビデオを、ハイビジョンプロジェクターにより放映

２　マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会等の国会審議を、マルチビジョンプロジェクターによりライブ中継

３　パソコン情報検索コーナー

クイズや模擬国会などの本院のオリジナルコンテンツの閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館等のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

４　各種パネル

「議長・副議長の顔写真」「国会議事堂周辺の空撮写真」「国会とその周辺の官庁の案内図」「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院内会派別所属議員数一覧」「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」の展示

５　衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

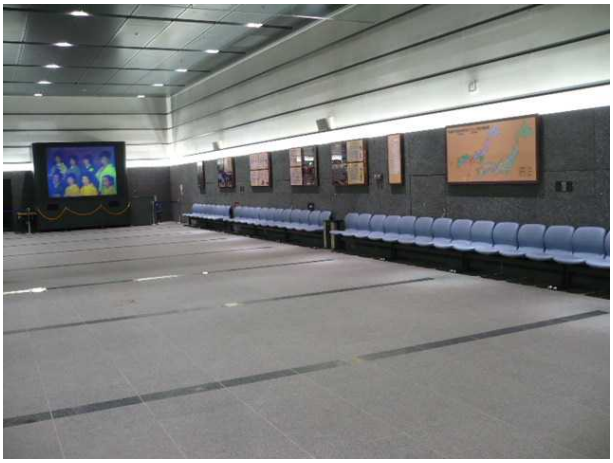

＜会議録等刊行物の閲覧及び購入＞

１　主な刊行物の種類

(1) 会議録

・衆議院本会議録
・衆議院委員会議録
・国家基本政策委員会合同審査会会議録（党首討論）
・憲法審査会議録

(2) 議案類等

・法律案
　内閣提出法律案（閣法）
　議員及び委員会提出法律案（衆法）
・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
・衆議院の動き（法律案の審議状況等１年間の活動を国会ごとにまとめたもの）
・衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録
・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
・議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史
・目で見る議会政治百年史　追録（百十年史ＣＤ－ＲＯＭ添付）
・衆議院要覧（乙）

２　刊行物の閲覧案内

１に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・衆議院刊行物展示コーナー

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
　　衆議院第二別館
電　話　03（3581）5111　内線34622

・国立国会図書館

住　所　〒100－8924　東京都千代田区永田町１－10－１
電　話　03（3581）2331（代表）

３　刊行物の購入案内

衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しています。

上記以外の刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しています。なお、取扱いがないものがありますので、衆栄会にお問合せの上、文書、ＦＡＸ又は電話にてお申し込みください。

・衆栄会

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
　　衆議院第二別館
電　話　03（3581）5111　内線37921
ＦＡＸ　03（3580）4889

○　国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第１回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（ＦＡＱ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「サービス一覧」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス　http://kokkai.ndl.go.jp

○　国会参観（衆議院）の手続

１　参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っております。
お申込みの手続は参観受付窓口で行っております。
なお、衆議院議員の紹介によるお申込みは従前のとおりです。

【一般参観の申込み方法】

衆議院ホームページから参観申込書（ＰＤＦ）をダウンロードし、必要事項をご記入の上、参観受付窓口に直接又はＦＡＸでお申込みください。ＦＡＸで申し込まれる方は、２か月前から前日の午後４時まで受け付けております。

（ＦＡＸ）平日　　03-3581-7954
　　土・日・休日　　03-3581-5387

※　少人数（９名まで）の場合は当日も受け付けます。

２　参観時間

平日　８時～17時（16時までに受付を終了してください。）
土曜日、日曜日及び休日　午前、午後それぞれ３回
　　午前　９時30分、10時30分、11時30分
　　午後　１時、２時、３時

なお、本会議開会前１時間及び本会議開会中は、参観はできません。
また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

３　交通

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩３分）
地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩５分）
なお、駐車場は、バス専用となっています。

４　問合せ先

衆議院事務局警務部参観係

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（3581）5111　内線33771、33772

○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

１　本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の２種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員１人につき１枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年７月11日制定）の遵守が要求されます。

２　委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

３　問合せ先

・本会議の傍聴は**「警務部傍聴券係」**
　　電　話　03（3581）5111　内線33861

・委員会の傍聴は**「委員部総務課」**
　　電　話　03（3581）5104（直通）

・憲法審査会の傍聴は**「憲法審査会事務局」**
　　電　話　03（3581）5563（直通）

○　請願の手続

1　国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されています。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干預しないこととされています。

2　衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会（理事会）の決定により、おおむね会期終了日の５日ないし７日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字を使った場合や複写されている場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっていても同様です。

3　請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4　請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適当の委員会等に付託されます。

委員会等では、審査の結果に従い、議院の会議に付するを要するものと要しないものに区別し、要するものについては、採択すべきものとする請願と不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきもののうち、内閣に送付することを適当と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告することになっています。

本会議では、委員会等において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年２回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図

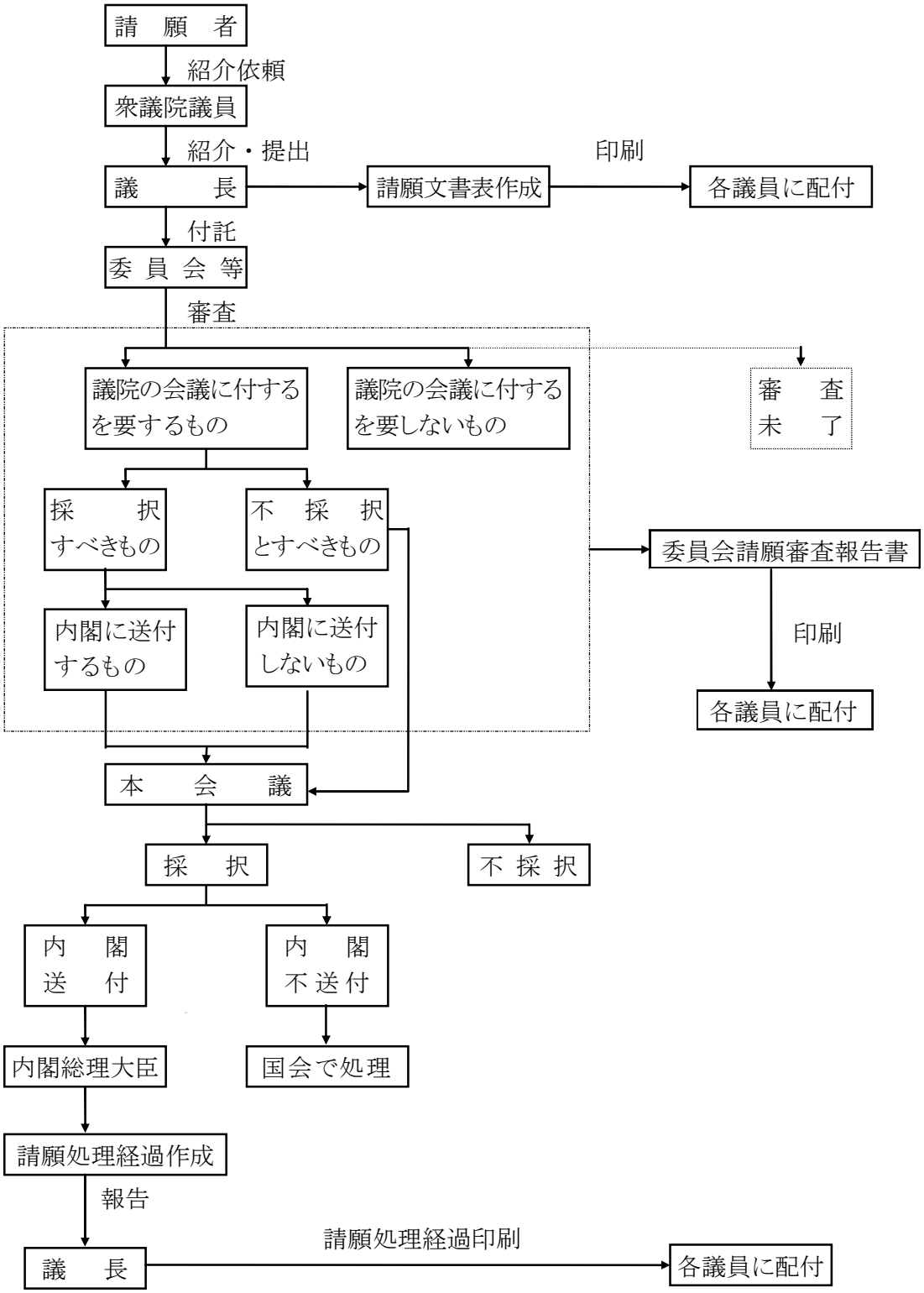

なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○　陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適当の委員会等に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字による場合は押印が必要です。

○　地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会は、国会に意見書を提出することができます。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「○○○意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適当の委員会等に参考のため送付されます。

○　復興特別意見書の手続

東日本大震災復興特別区域法第11条第８項により、認定地方公共団体等は、国会に復興特別意見書を提出することができます。

衆議院への復興特別意見書は、議長宛に、表題を「○○○復興特別意見書」とし、当該地方公共団体名及び首長名を記載し公印を押印の上、東日本大震災復興特別区域法第11条第８項に基づく復興特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された復興特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○　福島復興再生特別意見書の手続

福島復興再生特別措置法第39条第１項により、福島県知事は、国会に福島復興再生特別意見書を提出することができます。

衆議院への福島復興再生特別意見書は、議長宛に、表題を「○○○福島復興再生特別意見書」とし、福島県知事名を記載し公印を押印の上、福島復興再生特別措置法第39条第１項に基づく福島復興再生特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された福島復興再生特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○　行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

1　この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が受理する苦情の範囲は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益や行政機関等の不正等に関するものです。

2　この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

苦情の受付は次のとおりです。

1　ＦＡＸによる受付　03（3581）7731

2　封書、はがきによる受付

〒100－8960
（東京都千代田区永田町１－７－１）
衆議院決算行政監視委員会
「行政に関する苦情」係　宛
（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3　電子メールによる受付

アドレス：kujo@shugiinjk.go.jp
（注）内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を明記してください。

○　意見窓口「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様の意見を受け付けております。いただいたご意見は、本審査会の参考にさせていただきます。

意見の受付は次のとおりです。

１　ＦＡＸによる受付　03（3581）5875

２　封書、はがきによる受付

〒100－8960
（東京都千代田区永田町１－７－１）
衆議院憲法審査会
「憲法のひろば」係　宛
（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

３　電子メールによる受付

アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はＦＡＸ番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

○　憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年３月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には、藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省が置かれました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されました。その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

１　憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後、新憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができます。

２　憲政史映像選択コーナー

３台のモニターで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」などのソフトを選択して見ることができます。

３　憲政の歩みコーナー・壁面コーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類をはじめ、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料を企画展示しています。

４　映像検索コーナー

３台のパソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

５　立体ビジョンコーナー

帝国議会第１次仮議事堂に初登院する議員たちの有様や、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

６　議場体験コーナー

本会議開会ベルが鳴り、内閣総理大臣の演説する映像が映し出されます。これを議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。

７　国会の仕組みコーナー

５台のパソコンで、国会の仕組みや世界の議会を分かりやすく紹介するほか、国会の知識をＱ＆Ａのクイズ方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

８　情報検索コーナー

６台のパソコンで、憲政記念館特別展の主な展示資料の解説や、衆議院審議中継などを見ることができます。

９　尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年７か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。

※「昭和、その動乱の時代－議会政治の危機から再生へ－特別展」が平成24年11月８日（木）から11月30日（金）まで開催されました。

入 館 料　　無　料
開館時間　　９時30分～17時（入館は16時30分まで）
休 館 日　　毎月の末日及び12月28日から翌年１月４日

衆議院事務局憲政記念館
住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－１－１
電　話　03（3581）1651（直通）
ＦＡＸ　03（3581）7962

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

憲政記念館

○　国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年４月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成24年度の例を掲載します。

１　試験の名称

平成24年度国会議員政策担当秘書資格試験

２　受験資格

(1) 平成24年９月10日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学卒業見込みの者

②　国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

３　試験

(1) 第１次試験

①　試験日　平成24年６月30日（土）

②　試験場　東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷７－３－１）

③　試験方法　多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

④　第１次試験合格者発表　平成24年８月21日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第２次試験

①　試験日　平成24年８月29日（水）

②　試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）

③　試験方法　口述式

４　最終合格者発表

平成24年９月10日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合否については各人に郵送で通知する。

5　受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいてＰＤＦ形式で交付する。

また、衆議院議員面会所受付及び参議院議員面会所受付において平成24年４月12日（木）から５月15日（火）の９時30分から17時15分の間交付する（土曜日、日曜日及び休日を除く）。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形２号・Ａ４判が入る大きさ）を必ず同封すること（５月11日（金）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙（受験申込書、写真票、受験票）に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真（最近６か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼り、受験票を通常はがきに貼って、参議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票（第１次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書及び住民票（いずれも平成24年４月１日以降発行のもの）を第２次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成24年５月７日（月）から５月15日（火）まで。

ただし、平成24年５月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7　その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１

電　話　03（3581）5165（直通）

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

参議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１

電　話　03（5521）7485（直通）

ホームページアドレス　http://www.sangiin.go.jp

○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- 資産等報告書
- 資産等補充報告書
- 所得等報告書
- 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去７年分のものになります。

・閲覧場所

東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館地下１階　資産等報告書等閲覧室
交　通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（１番出口）
　　地下鉄銀座線及び南北線溜池山王駅下車（５番出口）

・閲覧日時

閲覧日：原則として、１月４日～12月28日までの毎日
　　ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は閲覧できません。
時　間：９時30分～12時、13時～17時30分

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線68106）までお問い合わせください。

○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・閲覧場所
・閲覧日時
　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線68101、68110）までお問い合わせください。

○　衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年４月１日から、次のとおり、情報公開制度の運用を行っています。

１　開示の申出ができる文書

どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。

「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、この規程による開示対象文書に含まれていません。

国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます（463頁参照）。また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院審議中継」から見ることができます（459頁参照）。

２　議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

情報公開窓口に、開示の対象となる議院行政文書をファイル名ごとにまとめた「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する参考としてご利用ください。

３　開示申出から開示の実施まで

・所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（以下「開示申出書」という。）を情報公開窓口に提出（郵送も可）してください。手数料は不要です。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。
・開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に、開示申出人に「議院行政文書開示通知書」又は「議院行政文書不開示通知書」により、開示あるいは不開示の通知を行います。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を、文書等により連絡します。
・開示申出人は、議院行政文書の開示の実施を受けるときは、「議院行政文書開示通知書」を情報公開窓口へ提示してください。
・開示の実施方法は、原則として閲覧又は謄写です（謄写は有料）。

４　苦情の申出

開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、衆議院事務局に対して「苦情」の申出を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が「衆議院事務局情報公開苦情審査会」に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。

５　その他

○衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程
○衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則
○議院行政文書開示申出書
については、衆議院ホームページの「衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ」欄の「情報公開」から見ることができます。

６　問合せ先等

衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館８階・庶務部文書課内）

受付時間　９時30分～12時、13時～17時
※土、日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）は除く
住　　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
電　　話　03（3581）5097（直通）
03（3581）5111（代表）　内線35035

郵送の場合

〒100-0014
東京都千代田区永田町１－７－１
衆議院文書課情報公開担当　宛
※電子メール及びＦＡＸでは受け付けていません。

国会年表

○国 会 年 表

（平成24年１月１日から12月31日までの政治等の主な動きについて国会に関する事項を中心に作成したものである。）

年月日	事　　項
平成24(2012)年	
1. 3	○尖閣諸島の魚釣島に石垣市議ら４名が無許可で上陸
4	○参議院比例代表選出議員大石尚子君（民主）死去（75歳）
5	**参院**　・国民、浜田和幸君の入会届出
	○「大地・真民主党」、党名を「新党大地・真民主」に変更
	○沖縄県、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けた環境影響評価法に基づく公有水面（海面）埋め立て関連の評価書を平成23年12月28日付で受理
	○オバマ米大統領、新国防戦略（アジア・太平洋地域を最重視等）を発表
6	○政府・与党、社会保障改革本部の会合で、社会保障・税一体改革素案を決定
	○沖縄県、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けた環境影響評価法に基づく飛行場建設関連の評価書を平成23年12月28日付で受理
8	○第20回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会開催（～1.12東京）
11	○玄葉外務大臣、アフガニスタンを訪問し、カルザイ大統領と会談（支援継続の表明と訪日要請）
	○ＪＲ福知山線脱線事故（平成17年４月乗員乗客107人死亡）裁判で、神戸地裁は山崎正夫ＪＲ西日本前社長に無罪判決
13	○第180回国会（常会）召集詔書公布（1.24召集日）
	○民主党、役員を決定（国会対策委員長城島光力君、幹事長輿石東君（再任）、政調会長前原誠司君（再任））
	○野田改造内閣成立（民主・国民連立政権）
	政府　・基本方針について閣議決定
14	○第７回日中議会交流委員会開催（北京）（～1.16）
	○台湾総統選挙、中国との融和政策を進める馬英九総統（国民党主席）を再選
16	○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調)、東京電力及び文部科学省の３者からそれぞれ意見聴取した後、質疑
	○民主党大会、2012年度の活動方針案採択
	○最高裁、国旗・国歌訴訟において「過去数回の不起立のみで停職・減給とするのは、処分による不利益の大きさを考慮すると重すぎて違法」と判決
17	○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（玉置一弥君（民主）当選人決定　1.17当選通知書受領）
18	**衆院**　・民主、石田三示君、内山晃君、小林正枝君、斎藤やすのり君、中後淳君、豊田潤多郎君、中島政希君、三輪信昭君、渡辺浩一郎君及び渡辺義彦君の会派離脱届出
	・新党きづな、会派結成届出（９名　代表渡辺浩一郎君）
	参院　・たちあがれ日本・新党改革、会派解散届出
	・新党改革、会派結成届出（２名　代表舛添要一君）

年月日	事　　項
	・自由民主党・無所属の会、「自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会」に会派名変更届出
	・自民、片山虎之助君、中山恭子君及び藤井孝男君の入会届出
	○入学時期の見直しを検討していた東京大学の懇談会、春入学を廃止し、秋入学への全面移行を求める中間報告を同大学の経営協議会に提出
1.19	○与野党幹事長・書記局長会談、民主党が、消費増税を含む社会保障と税の一体改革に関する政党間協議入りを正式に要請したが、野党各党は拒否
20	○社民党党首選挙、福島みずほ君再選
22	○自民党大会、2012年度の運動方針案採択
23	○欧州連合（ＥＵ）、外相理事会で核開発疑惑の強まるイランへの制裁措置としてイラン産原油の輸入禁止を決定
24	**第180回国会（常会）召集**（会期150日間　延長１回79日間　会期実数229日　9.8まで） 衆院会派別議員数（民主292　自民120　公明21　共産９　きづな９　社民６ みんな５　国民５　日本２　無10　欠１） 参院会派別議員数（民主106　自民86　公明19　みん11　共産６　社民４ 国民４　改革２　無４） **開会式** **両院**　・施政方針・外交・財政・経済演説 **衆院**　・常任委員長選任（経済産業－民主） ・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ拉致問題　消費者問題　科学技術　郵政改革　震災復興） ・平成23年度第４次補正予算提出（2.8成立） ・平成24年度総予算提出（4.5成立） ・平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法）提出（7.31内閣修正承諾（題名を「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」に改める等））（参院未了） ・特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立） **参院**　・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興） 政府　・平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について閣議決定 ・特別会計改革の基本方針を閣議決定（17ある特別会計を11に統廃合）
25	**衆院**　・民主、浅野貴博君の会派離脱届出 ・新党大地・真民主、会派結成届出（３名　代表松木けんこう君） ○民主、自民、公明３党、国家公務員の給与削減について、人事院勧告を実施した上で平均7.8%給与を削減する修正案で合意 ○米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）、事実上のゼロ金利政策を少なくとも2014年終盤まで継続する方針を表明
26	**衆院**　・施政方針演説等に対する質疑（２日間）

年月日	事　　項
	・政治倫理審査会　会長辞任・補欠選任　（川内博史君（民主）辞任　松本龍君（民主）選任）
	○環境省、東京電力福島第一原子力発電所事故で立ち入りが制限されている福島県の警戒区域と計画的避難区域で実施する除染の工程表を発表
1.27	**衆院**　・租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立）
	・児童手当法の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立）
	○フランス共和国国民議会議員団一行来日（衆議院招請　2.2離日）
	参院　・常任委員長選任（懲罰－民主）
	・施政方針演説等に対する質疑（２日間）
	政府　・緊急災害対策本部など東日本大震災関連の15会議のうち10会議で議事録を作成していなかったと発表
30	○国会事故調、事故・避難当時の状況等について、参考人から意見聴取した後、質疑（埼玉県）
	参院　・政治倫理審査会　会長補欠選任　（一川保夫君（民主）選任）
31	**衆院**　・予算委　外交（ＴＰＰを含む）について集中審議
	・原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.15撤回承諾）
	・原子力安全調査委員会設置法案（閣法）提出（6.15撤回承諾）
	・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法）提出（3.30成立）
	・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立）
	・地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第１号）提出（6.15撤回承諾）
	参院　・予算委　環太平洋パートナーシップ協定及び外交防衛等に関する集中審議
	○国際原子力機関（ＩＡＥＡ）、原子力発電所の安全性に対する「ストレステスト（耐性検査）」について、経済産業省原子力安全・保安院による審査方法は妥当とする報告書を保安院に提出
2. 2	○国会事故調の黒川委員長、政府が原子力規制関連法改正案を閣議決定したことに反対する声明を発表
	政府　・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定について、米国と７日から事前協議に入る方針を決定
3	**衆院**　・予算委　沖縄防衛局講話等の問題について集中審議
8	○日米両国政府、在日米軍再編計画の見直しに関する新方針発表（米軍普天間飛行場移設と切り離し沖縄の米海兵隊を先行移転）
9	○米原子力規制委員会（ＮＲＣ）、34年ぶりに原子力発電所の新設・運転計画を承認
10	**衆院**　・福島復興再生特別措置法案（閣法）提出（3.30成立）
	・沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立）

年月日	事　　項
	・沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立）
	○復興庁発足
	○東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣（防災）平野達男君辞任　後任内閣府特命担当大臣（防災）中川正春君任命
	○復興大臣平野達男君任命
	○民主党、月７万円の最低保障年金を柱とする年金制度抜本改革の財政試算を発表
2.12	○米軍普天間飛行場を抱える沖縄県宜野湾市長選投開票（保守系新人が当選）
13	**衆院**　・予算委　高校授業料無償化の見直しをめぐる岡田副総理の答弁に自民党が反発し、審議中断
	・災害対策特委　大雪による被害状況等調査のため、新潟県及び長野県に委員派遣
14	**参院**　・民主、平山誠君及び横峯良郎君の退会届出
	・新党大地・真民主、会派結成届出（２名　代表平山誠君）
	○日銀、金融政策決定会合で、10兆円規模の追加金融緩和を決定
	○民主及び自民両党国対委員長会談、高校授業料無償化の見直しをめぐる政府答弁で空転していた予算委の審議を15日に再開することで合意(民主、自民、公明３党幹事長、高校授業料無償化に関する確認書に署名)
	○オバマ米大統領と中国の次期最高指導者に内定している習近平国家副主席が会談（ワシントン）
15	○国会事故調、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について、参考人から意見聴取した後、質疑（班目原子力安全委員長が原発の安全指針に誤りがあったことを認め陳謝）
16	○国連総会、シリアのアサド政権による反体制派弾圧を非難する決議案を採択
	○外務省、旧日本軍が中国に放置した遺棄化学兵器の処理事業について、日中両政府が期限を10年延長することで合意と発表
17	**衆院**　・予算委　安全保障問題（在日米軍再編問題・北朝鮮問題等）について集中審議
	政府　・社会保障・税一体改革大綱について閣議決定
	○民主、自民、公明３党政調会長会談、国家公務員の給与削減に関する合意文書に署名
	○天皇陛下、冠動脈バイパス手術のため、東大病院に御入院（2.18御手術、3.4御退院）
20	○沖縄県、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けて政府が提出した環境影響評価（飛行場建設関連）の評価書に対し「環境保全は不可能」とする知事の意見書を沖縄防衛局に提出
21	政府　・大雪対策関係閣僚会議、「平成24年大雪対策」を決定
22	**衆院**　・予算委　社会保障（年金を含む）と税について集中審議

年月日	事　　項
	○与野党幹事長・書記局長会談、衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）の勧告期限を２月25日と定めた区割り審設置法の改正は行わない方針で一致（違法状態へ）
2.23	**衆院**　・予算委　経済（円高・デフレ・第一次産業等）について集中審議
24	○横路衆議院議長、衆院小選挙区の「一票の格差」是正に関する与野党の結論が法律に定めた２月25日に間に合わないことを受けて合意を急ぐよう促す談話を発表
	○社民党大会（～2.25　福島みずほ君の再任を決定）
	○金融庁、「ＡＩＪ投資顧問」に１か月の業務停止命令（企業年金から運用を受託していた2,000億円の大半が消失した問題）
25	○20か国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議開催（メキシコ）（～2.26）（欧州の財政・金融危機の拡大を防ぐため、ユーロ圏各国に一段の自助努力を求める共同声明を採択）
26	○野田内閣総理大臣、就任後初めて沖縄県を訪問（2.27仲井眞知事と会談－米軍普天間飛行場移設問題等）
27	○国会事故調、今回の事故に関する世界の評価、原子力規制組織の在り方及び第三者委員会の重要性等について、参考人から意見聴取した後、質疑
	○厚生労働省、６月から導入する新子ども手当について、所得制限の年収額を公表
	○東京電力福島第一原発事故に関する独立検証委員会（民間事故調）、独自に事故を検証した報告書を公表
29	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　党首討論
	○米国務省、北朝鮮がウラン濃縮活動の停止を含む核関連活動の凍結で合意したと発表
	○東京スカイツリー完成（高さ634m－自立式電波塔としては世界一）
3. 1	**衆院**　・予算委　高校無償化等政策効果検証と復興・防災・エネルギー・原子力などについて集中審議
2	**衆院**　・予算委公聴会　平成24年度総予算について公述人から意見聴取
4	○ロシア大統領選挙（プーチン前大統領当選　5.7就任）
6	**衆院**　・予算委　社会保障（年金を含む）と税などについて集中審議
7	○ウクライナ最高会議議長一行来日（衆議院議長招請　3.11離日）
	○人事院、国家公務員の退職給付について民間との格差是正を要請
9	政府　・議事録未作成であった「原子力災害対策本部」などの議事概要を発表
11	政府　・東日本大震災一周年追悼式（国立劇場）
13	○日銀、金融政策決定会合で、成長分野を支援する貸出制度の拡充を決定
14	○国会事故調、今回の事故に対するこれまでの取組等について、参考人に対し質疑
15	○民主、自民、公明３党政調会長会談、「子ども手当」の見直しで合意
16	**参院**　・予算委　社会保障及び税等に関する集中審議

年月日	事　　項
	○北朝鮮、4.12～4.16の間に地球観測衛星を打ち上げるとする朝鮮宇宙空間技術委員会報道官談話を発表
3.19	○国会事故調、チェルノブイリ原発事故への対応、非常事態組織の在り方及び事故対応に際しての国際協力の在り方等について、参考人から意見聴取した後、質疑
22	**参院**　・予算委公聴会　平成24年度総予算について公述人から意見聴取
23	**参院**　・予算委　経済財政等に関する集中審議
	政府　・行政改革実行本部・国家公務員制度改革推進本部合同会合、国家公務員の退職共済年金の支給開始年齢の引上げに伴い、原則再任用する基本方針を決定
26	**参院**　・予算委　外交及び安全保障等に関する集中審議
	○第２回核安全保障サミット開催（ソウル）（～3.27）（野田首相、北朝鮮のミサイル発射自制を要求するとともに原子力関連施設の対テロ防護策を強化する方針を表明）
27	○沖縄県、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けて政府が提出した環境影響評価（辺野古沿岸部の埋め立て事業）の評価書に対し「環境保全は不可能」とする知事の意見書を沖縄防衛局に提出
28	○国会事故調、事故に至る経緯、事故当時の状況等並びに原子力規制組織及び体制の在り方について、参考人に対し質疑
	○経済産業省原子力安全・保安院、政府が再起動を目指す関西電力大飯原子力発電所について、活断層が３連動しても耐震安全性は保たれるとした関西電力の判断を妥当と評価
29	**衆院**　・平成24年度暫定予算提出（3.30成立）
30	**衆院**　・郵政改革法案（閣法）（第176回国会提出）、日本郵政株式会社法案（閣法）（第176回国会提出）、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）（第176回国会提出）撤回承諾 ・郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（衆法）提出（4.27成立） ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（8.10成立） ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法）提出（8.10成立） ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（8.10成立） ・子ども・子育て支援法案（閣法）提出（8.10成立） ・総合こども園法案（閣法）提出（審査未了） ・子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（8.10成立）
	○国民新党、亀井静香代表、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（消費税法等改正案）の閣議決定に抗議し、連立離脱表明（所属議員８名中６名が連立維持を主張）

年月日	事　　項
3.31	○第126回ＩＰＵ会議開催（ウガンダ・カンパラ）（～4.5）
4. 1	○熊本市、政令指定都市に移行（全国の政令指定都市は計20市）
2	**参院**　・予算委　震災・原発・エネルギー等に関する集中審議
3	政府　・平成25年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について閣議決定（平成21年度比56％減）
	・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（北朝鮮籍船舶の入港禁止を１年間延長）
	・原子力発電所に関する四大臣会合（第１回）（野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣、細野内閣府特命担当大臣）、総理、原子力発電所の再起動の判断基準について整理し提示するよう経済産業大臣に指示
4	**参院**　・予算委　野田内閣の基本姿勢に関する集中審議
5	**参院**　・平成24年度総予算否決（議案返付）
	衆院　・平成24年度総予算について両院協議会を請求
	両院協議会　成案得られず
	衆院　・平成24年度総予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第２項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決となり、成立
	○国民新党、連立維持を主張する下地幹事長ら６人が連立解消を主張する亀井静香代表と亀井亜紀子政調会長を会合欠席のまま解任し、新代表に自見内閣府特命担当大臣、政調会長に浜田和幸外務大臣政務官を充てることを決定
6	○国民新党、亀井静香前代表及び亀井亜紀子前政調会長が連立をめぐる混乱の責任を取って同党を離党
	政府　・原子力発電所に関する四大臣会合、原子力発電所の再起動に当たっての安全性に関する判断基準を決定
9	**衆院**　・国民、亀井静香君及び田中康夫君の会派離脱届出
	・国民新党・新党日本、「国民新党」に会派名称変更届出
	参院　・国民、亀井亜紀子君の退会届出
10	○キャメロン英首相来日（4.10日英首脳会談、英国と防衛装備品の共同開発を進めることで合意　4.11離日）
11	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　党首討論
	○北朝鮮、朝鮮労働党の代表者会で金正恩氏が党トップの第一書記に就任（4.13最高人民会議において「国家の最高領導者」である国防委員会第一委員長に就任）
12	**衆院**　・北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案（民主、自民、公明、きづな、みんな、国民、大地、日本共同）提出（同日可決）
13	○北朝鮮、「人工衛星」と称するミサイルの打ち上げに失敗
	衆院　・北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（民主、自民、公明、きづな、みんな、国民、大地、日本共同）提出（同日可決）

年月日	事　　項
	・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（8.10成立）
	・財務金融委　ＡＩＪ投資顧問による年金資産運用問題について証人喚問（浅川和彦ＡＩＪ投資顧問株式会社代表取締役、西村秀昭アイティーエム証券株式会社代表取締役、石山勲株式会社東京年金経済研究所代表取締役）
	政府　・原子力発電所に関する四大臣会合、関西電力大飯原子力発電所３、４号機の再起動について立地自治体の理解を求めることを決定
4.16	○国連安全保障理事会、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射を強く非難する議長声明を採択
17	**衆院**　・日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな、国民、大地、日本共同）提出（同日可決）
	○民主、自民、公明３党、国会議員の歳費を平成24年５月から２年間で議員一人当たり計540万円削減することで合意
18	**衆院**　・予算委　外交・安全保障等について集中審議
	参院　・予算委　外交防衛等に関する集中審議
	・国土交通大臣前田武志君問責決議案（自民、みん、改革共同）提出（4.20可決）
	・防衛大臣田中直紀君問責決議案（自民、みん、改革共同）提出（4.20可決）
	○国会事故調、原子力安全・保安院による平成24年３月28日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」及び原子力安全・保安院の役割等について、参考人から意見聴取した後、質疑
19	○自民党、前田武志国土交通相及び田中直紀防衛相への問責決議案の提出を受け、19日午前から衆参両院で審議拒否
	○平成23年度の貿易収支、比較可能な昭和54年度以降最大の赤字（4.4兆円）
	○20か国・地域（Ｇ20）財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（～4.20欧州の債務危機の拡大を防ぐための枠組みを作ることで合意）
20	**衆院**　・原子力規制委員会設置法案（衆法第10号）提出（6.15撤回許可）
21	○国会事故調、事故・避難当時の状況等について、参考人から意見聴取した後、質疑（福島県）
22	○国会事故調、事故・避難当時の状況等について、参考人から意見聴取した後、質疑（福島県）
	○第３回日本・米国議員会議開催（ワシントン）（～4.24）
23	○民主、自民両党、社会保障と税の一体改革関連法案を審議する特別委員会について26日設置することで合意
26	**衆院**　・特別委員会設置（社会保障・税）
	・国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案（議院運営委員長）提出（4.27成立）

年月日	事　　項
	○東京地裁、小沢一郎民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反（虚偽記載）事件で、小沢一郎同元代表に無罪判決（5.9検察官役の指定弁護士が控訴）
4.27	○自民党、新憲法改正草案を決定
	○日米安全保障協議委員会（２＋２）、在日米軍再編計画の見直しの中間報告「共同発表」を公表（沖縄海兵隊の移転規模、基地の一部先行返還等）
29	○野田内閣総理大臣、日米首脳会談のため米国に出発（4.30日米首脳会談　5.1帰国）
30	○日米首脳会談（ワシントン）、６年ぶりの共同声明発表（日米同盟はアジア太平洋地域の平和、安全保障、安定の礎等）
5. 3	○横路衆議院議長、中華人民共和国親善訪問のため出発（5.6帰国）
	○ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務相・中央銀行総裁会議開催（マニラ）
5	○北海道電力泊原子力発電所３号機が定期検査のため発電停止、これにより我が国の原発50基が全て停止
6	○フランス大統領選挙決選投票（第１回投票（4.22）で過半数を獲得した候補者がいなかったため、上位２名による第２回投票を実施）（オランド社会党前第一書記当選　5.15就任）
8	**衆院**　・特別委員会廃止（郵政改革）
9	**衆院**　・民主党・無所属クラブ、木内孝胤君及び平山泰朗君の会派離脱届出
11	○野田内閣総理大臣、沖縄振興基本方針について決定
12	○第５回日中韓サミット開催（北京）（～5.14）（5.13日中韓首脳会談　日中韓自由貿易協定（ＦＴＡ）について年内交渉入りで合意）
14	**衆院**　・災害対策特委　平成24年５月に発生した突風等による被害状況等調査のため、茨城県及び栃木県に委員派遣
	○国会事故調、原子力安全、今回の事故に対するこれまでの取組等について、参考人東京電力株式会社取締役会長勝俣恒久君に対し質疑
	○タンザニア連合共和国国民議会議長一行来日（衆議院議長招請　5.19離日）
15	○沖縄復帰40周年記念式典（宜野湾市）
16	○国会事故調、事故当時及び事故後の状況や経緯並びに今後の原子力安全の在り方等について、参考人に対し質疑
	○天皇皇后両陛下、英国女王陛下御即位60周年記念行事出席のため同国に御出発（5.20御帰国）
17	○国会事故調、事故前後の経済産業大臣としての役割及び行動等について、参考人元経済産業大臣海江田万里君に対し質疑
18	○野田内閣総理大臣、第38回主要国首脳会議（Ｇ８キャンプデービッド・サミット）出席のため米国に出発（5.19首脳会議　5.20帰国）
	○Ｇ８キャンプデービッド・サミット開催（米国・キャンプデービッド）（～5.19）（ギリシャにユーロ圏残留を促す宣言を採択）
23	**衆院**　・社会保障・税特委　社会保障と税の一体改革のあり方について集中審議

年月日	事　　項
	○エジプト大統領選挙（～5.24）、国家元首を選ぶ初の自由・直接選挙（6.16～17決選投票　6.30ムルスィー自由公正党首が就任）
5.25	○第６回太平洋・島サミット開催（沖縄県名護市）（～5.26）
27	○国会事故調、事故後の政府の対応状況等について、参考人前内閣官房長官枝野幸男経済産業大臣に対し質疑
	○国連安全保障理事会、シリア西部で起きた100人以上が死亡した大規模な砲撃についてアサド政権を非難する声明を発表
28	○国会事故調、事故当時の政府及び内閣総理大臣の対応状況等について、参考人前内閣総理大臣菅直人君に対し質疑
29	○国会事故調、今回の事故への対応、過去の原子力行政全般等について、参考人福島県知事佐藤雄平君から意見聴取した後、質疑（福島県）
30	○第33回日本・ＥＵ議員会議開催（ブリュッセル）（～6.1）
	○外務省、駐日シリア大使に国外退去要請
6. 4	○野田第２次改造内閣成立（民主・国民連立政権）
	政府　・基本方針について閣議決定
5	○民主党所属国会議員117名、関西電力大飯原子力発電所３、４号機の再稼働を慎重に判断するよう求める署名を齋藤官房副長官に提出
	○Ｇ７財務相・中央銀行総裁、緊急電話協議を開き、欧州債務危機に協調して対応することを確認
6	**参院**　・常任委員長選任（予算－民主）
	○三笠宮寛仁親王殿下薨去（66歳）（6.11両院、弔詞奉呈）
7	○民主、自民、公明３党　社会保障と税の一体改革関連法案の修正協議入りで合意
8	**衆院**　・環境・経済産業委連合審査会　原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（閣法）外関連３案件について質疑
	○国会事故調、今回の事故への対応、原子力安全に関するこれまでの取組等について、参考人前東京電力株式会社取締役社長清水正孝君に対し質疑
	○野田内閣総理大臣、関西電力大飯原子力発電所３、４号機を再起動すべきとの方針を表明
9	○国会事故調、調査活動について、委員から報告を聴取した後、意見交換
10	○ロシア連邦国家院議長一行来日（衆議院議長招請　6.11離日）
11	**衆院**　・社会保障・税特委　社会保障と税の一体改革について集中審議
12	**衆院**　・社会保障・税特委公聴会　社会保障と税の一体改革関連法案について、公述人から意見聴取
13	**衆院**　・社会保障・税特委公聴会　社会保障と税の一体改革関連法案について、公述人から意見聴取
14	**参院**　・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（東日本大震災復興特別委員長）提出（6.21成立）

年月日	事　　項
	○与野党幹事長・書記局長会談　衆議院選挙制度改革について民主輿石幹事長は小選挙区の「０増５減」に加え、「小選挙区の比例代表連用制」の一部導入及び比例代表の40削減案を提示
	○福井県議会、関西電力大飯原子力発電所３、４号機の再稼働について、判断を知事に一任（おおい町長は再稼働に同意）
6.15	**衆院**　・原子力規制委員会設置法案（環境委員長）（衆法第19号）提出（6.20成立）
	・地方自治法第156条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（承認第５号）提出（6.20承認）
	○民主、自民、公明３党、社会保障と税の一体改革関連法案を修正の上、今国会で成立させることで合意
16	○原子力発電所に関する四大臣会合、福井県知事の同意を受け、関西電力大飯原子力発電所３、４号機の再起動を決定
17	○野田内閣総理大臣、主要20か国・地域首脳会議（G20ロスカボス・サミット）出席のためメキシコに出発（6.18日露首脳会談　6.20帰国）
18	**衆院**　・公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（衆法）提出（参院未了）
	○与野党幹事長・書記局長会談　衆議院選挙制度改革についての協議決裂、民主党は単独で選挙制度改革法案を提出することを決定
	○G20ロスカボス・サミット開催（メキシコ・ロスカボス）（～6.19）（欧州債務危機対策でユーロ圏があらゆる政策措置をとることなどを盛り込んだ首脳宣言を採択）
20	**衆院**　・社会保障制度改革推進法案（衆法）提出（8.10成立）
	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆法）提出（8.10成立）
	参院　・内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（みん）提出（8.7撤回）
	○東京電力、福島第一原子力発電所事故に関する社内調査の最終報告書を公表
21	**衆院**　・会期延長を議決（79日間　6.22～9.8　参院議決に至らず）
	○民主、自民、公明３党幹事長会談　社会保障と税の一体改革関連法案を速やかに衆院で採決するとした確認書に署名
23	○野田内閣総理大臣、平成24年沖縄全戦没者追悼式出席
25	**衆院**　・社会保障・税特委　社会保障と税の一体改革について集中審議
26	**衆院**　・消費税法等改正案可決（修正議決）（民主57名反対、16名欠席）
27	**衆院**　・国民新党、「国民新党・無所属会」に会派名称変更届出
	・国民、平山泰朗君の会派所属届出
7. 1	○関西電力大飯原子力発電所３号機を再起動（原子力発電所の再起動は、東京電力福島第一原子力発電所事故後初めて）
2	○民主党、消費税法等改正案に反対の小沢一郎元代表始め所属議員50名（衆院38名（7.3水野智彦君撤回）、参院12名）が離党届提出
3	**衆院**　・民主、平智之君及び髙邑勉君の会派離脱届出

年月日	事　　項
	参院　・民主、佐藤公治君、主濱了君、谷亮子君、外山斎君、友近聡朗君、中村哲治君、はたともこ君、姫井由美子君、平山幸司君、広野ただし君、藤原良信君及び森ゆうこ君（計12名）の退会届出
	○民主党、常任幹事会で２日に離党届を提出した小沢一郎元代表ら衆議院議員37名を除籍（除名）とする方針を決定（7.9正式決定）
7. 4	**衆院**　・民主、相原史乃君、青木愛君、東祥三君、石井章君、石原洋三郎君、小沢一郎君、大谷啓君、大山昌宏君、太田和美君、岡島一正君、岡本英子君、笠原多見子君、金子健一君、川島智太郎君、木村たけつか君、菊池長右ェ門君、京野公子君、熊谷貞俊君、黒田雄君、小宮山泰子君、古賀敬章君、瑞慶覧長敏君、菅川洋君、鈴木克昌君、髙松和夫君、玉城デニー君、中野渡詔子君、萩原仁君、畑浩治君、樋高剛君、福嶋健一郎君、牧義夫君、松崎哲久君、三宅雪子君、村上史好君、山岡賢次君及び横山北斗君（計37名）の会派離脱届出
	・国民の生活が第一・無所属の歩、会派結成届出（37名　代表小沢一郎君）
	参院　・国民の生活が第一、会派結成届出（12名　代表広野ただし君）
	○欧州合同原子核研究機関（ＣＥＲＮ）、物の質量（重さ）の起源とされる「ヒッグス粒子」と見られる新しい粒子を発見したと発表
5	**衆院**　・国民の生活が第一・無所属の歩、「国民の生活が第一」に会派名称変更届出
	○国会事故調、規制当局に対する国会の監視、政府の危機管理体制の見直し、被災住民に対する政府の対応、電気事業者の監視等、７つの提言を盛り込んだ最終報告書を決定し、衆参両院議長に提出、公表
6	**衆院**　・常任委員長選任（総務、法務、安全保障－民主）
	参院　・常任委員長選任（総務－公明）
	・特別委員会設置（社会保障・税）
9	**参院**　・民主、米長晴信君の退会届出
10	**衆院**　・衆議院中国選挙区選出議員髙邑勉君（無所属）辞職
11	○「国民の生活が第一」結成（代表小沢一郎君）
	○14日にかけて、熊本県、福岡県、大分県、佐賀県などで記録的な大雨（7.15気象庁、「平成24年７月九州北部豪雨」と命名　8.10現在、死者30人、行方不明者２人）
12	**衆院**　・きづな、会派解散届出
	・国民の生活が第一、「国民の生活が第一・きづな」に会派名称変更届出
	・生活、石田三示君、内山晃君、小林正枝君、斎藤やすのり君、中後淳君、豊田潤多郎君、三輪信昭君、渡辺浩一郎君及び渡辺義彦君（計９名）の会派所属届出
13	**衆院**　・衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区繰上補充（三浦昇君（民主）当選人決定　7.17当選報告書受領）
	政府　・福島復興再生基本方針について閣議決定
17	**衆院**　・民主、三浦のぼる君の会派所属届出
	・民主、加藤学君の会派離脱届出

年月日	事　　項
	・生活、加藤学君の会派所属届出
7.18	**衆院**　・災害対策特委　平成24年梅雨前線による大雨の被害状況等調査のため、熊本県、福岡県及び大分県に委員派遣
19	**衆院**　・改革無所属の会、会派結成届出（３名　代表木内孝胤君）
23	○政府事故調、最終報告書を野田首相に提出、公表
	○米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイ12機、米軍岩国基地に陸揚げ
24	**参院**　・予算委　平成24年度予算の執行状況に関する件について集中質疑
	・民主、行田邦子君、谷岡郁子君及び舟山康江君の退会届出
	・みどりの風、会派結成届出（４名　代表舟山康江参議院議員）
26	○横路衆議院議長、国会事故調が報告書に盛り込んだ政府への提言を着実に実施するよう野田内閣総理大臣に要請
27	**衆院**　・衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（衆法）提出（11.16成立）
	○第30回夏季オリンピックロンドン大会開幕（～8.12　日本メダル獲得過去最多38個）
29	○３月から毎金曜日を中心に首相官邸前で脱原発を訴える人々による、「脱原発国会大包囲」と題した大規模抗議行動（警視庁調べ約12,000人）
31	**衆院**　・民主、中津川博郷君の会派離脱届出
	・改会、中津川博郷君の会派所属届出
	○政府の原子力損害賠償支援機構、東京電力に１兆円出資、議決権の50.11％を取得し実質国有化
	政府　・「日本再生戦略」について閣議決定
8. 1	**衆院**　・震災復興特委　東日本大震災の復旧・復興状況等調査のため、宮城県、岩手県及び福島県に委員派遣
	参院　・自民、長谷川大紋君の入会届出
7	**衆院**　・野田内閣不信任決議案（生活、共産、社民、みんな、無所属共同）提出（8.9否決）（自民及び公明欠席（ただし自民７名が出席し賛成）、民主２名賛成、６名欠席））
	参院　・内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（生活、みん、共産、社民、み風、改革、大地共同）提出（8.29撤回）
8	○民主、自民、公明３党党首会談、社会保障と税の一体改革関連法案の成立後、近いうちに国民に信を問うことで合意
10	**参院**　・議長不信任決議案（生活、みん、共産、社民、み風、改革、大地共同）提出（同日否決）
	・消費税法等改正案（閣法）可決（民主６名反対）
	○李明博韓国大統領、竹島に上陸、政府は強く抗議し武藤正敏駐韓大使が一時帰国
15	○香港の反日民間活動家らを乗せた抗議船が尖閣諸島の魚釣島に接岸、上陸した７名のうち５名を不法上陸の容疑で、船に戻った２名を含む９名を不法入国の容疑で逮捕（8.17強制送還）

年月日	事　　項
8.19	○尖閣諸島の魚釣島に東京都議ら10名が無許可で上陸
22	○ロシア、世界貿易機関（ＷＴＯ）に正式加盟
23	**衆院**　・予算委　外交・安全保障等に関する集中審議
	○韓国政府、竹島の領有権問題をめぐり8.17に野田内閣総理大臣が李明博大統領宛に送った親書を日本政府に返送（外務省は受取拒否（8.24書留郵便にて郵送され、受領））
24	**衆院**　・李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案（民主、自民、みんな、国民、改会、日本共同）提出（同日可決）
	・香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案（民主、自民、みんな、国民、改会、日本共同）提出（同日可決）
	参院　・予算委　外交防衛等に関する集中審議（２日間）
	○野田内閣総理大臣記者会見、竹島の領有権問題について、韓国は竹島を不法占拠、国際司法裁判所（ＩＣＪ）で決着をつけるよう表明
28	**衆院**　・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（閣法）（第180回公債発行特例法案）可決（自民、日本欠席）（参院未付託未了）
	参院　・内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（自民、公明）提出（未了）
29	**参院**　・内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（生活、みん、共産、社民、み風、改革、大地共同）提出（同日可決）（公明退席）
	○パラリンピックロンドン大会開幕（～9.9）
	○日朝政府間予備協議（～8.31）、局長級による拉致問題を含む本格協議をできるだけ早い時期に北京で行うことで合意
30	**衆院**　・民主、小泉俊明君及び小林興起君の会派離脱届出
31	**衆院**　・減税日本・平安、会派結成届出（４名　代表小泉俊明君）
9. 7	政府　・９月以降の一般会計予算の執行について閣議決定（特例公債金が財源となる全ての経費について、予算執行の抑制を行うものとする）
	○野田内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議出席のためロシアに出発（9.8日露首脳会談　9.9帰国）
	○横路衆議院議長、第11回Ｇ８下院議長会議（ワシントン）出席のため米国に出発（9.11帰国）
8	○第11回Ｇ８下院議長会議開催（ワシントン）（～9.9）
	第180回国会閉会
10	○内閣府特命担当大臣（金融）松下忠洋君（衆議院鹿児島県第３区選出議員）死去（73歳）　事務代理財務大臣安住淳君
11	○政府、尖閣諸島の魚釣島など３島を20億5,000万円で購入する売買契約を地権者と交わし３島を国有化
	○衆議院議員松野頼久君及び石関貴史君、参議院議員水戸将史君（以上民主党）、衆議院議員松浪健太君（自民党）、参議院議員上野宏史君、小熊慎司君及び桜内文城君（以上みんなの党）の７名がそれぞれの所属政党に離党届提出（日本維新の会に参加するため）

年月日	事　　項
	○リビア東部ベンガジでイスラム教の預言者ムハマンドを揶揄する内容の米映画への抗議を契機として武装集団が米領事館を襲撃し、駐リビア米大使と職員３人を殺害
9.12	**衆院**　・自民、松浪健太君の会派離脱届出
13	○2012年世界電子議会会議開催（ローマ）（～9.15）
15	○中国において、日本政府による尖閣諸島の国有化に抗議するデモが40都市以上に拡大
18	○横路衆議院議長、南アフリカ共和国及びシンガポール共和国親善訪問に出発（9.25帰国）
19	○環境大臣、原発事故の収束及び再発防止担当、内閣府特命担当大臣（原子力行政）　細野豪志君、内閣府特命担当大臣（原子力防災）を兼任
	○日銀、金融政策決定会合で、資産買入等の基金の総額を10兆円程度増やし、80兆円程度とする追加金融緩和を決定
	○原子力規制委員会発足（田中俊一委員長）（原子力規制委員会設置法の附則に基づき野田内閣総理大臣が任命）
21	○民主党代表選挙（立候補者　赤松広隆君、鹿野道彦君、野田佳彦内閣総理大臣、原口一博君）　野田佳彦内閣総理大臣を再選
22	○公明党大会、山口那津男代表の３選を承認（幹事長井上義久君（再任）、国対委員長漆原良夫君（再任））
23	○中国政府、27日に予定していた日中国交正常化40周年記念式典の延期を在北京日本大使館に通知
24	○野田内閣総理大臣、第67回国連総会出席のため米国に出発（9.26一般討論演説　9.27帰国）
25	**衆院**　・自民、谷畑孝君の会派離脱届出
	○尖閣諸島の魚釣島沖の領海内に、台湾の漁船及び巡視船約50隻が侵入
26	○自民党総裁選挙（立候補者　安倍晋三君、石原伸晃君、石破茂君、町村信孝君、林芳正君）　安倍晋三元内閣総理大臣を選出
28	○民主党、役員を決定（幹事長輿石東君（再任）、政調会長細野豪志君、国会対策委員長山井和則君）
	○自民党、役員を決定（副総裁高村正彦君、幹事長石破茂君、総務会長細田博之君、政調会長甘利明君、国会対策委員長浜田靖一君）
	○みんなの党代表選挙、渡辺喜美君を再選
	○日本維新の会結成（代表橋下徹大阪市長）
10. 1	**衆院**　・国民新党・無所属会、「国民新党」に会派名称変更届出
	○野田第３次改造内閣成立（民主、国民連立政権）
	政府　・基本方針について閣議決定
5	**衆院**　・民主、石関貴史君、今井雅人君及び松野頼久君の会派離脱届出
6	○米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイ12機、米軍普天間飛行場に配備完了
8	○スウェーデンカロリンスカ研究所、2012年ノーベル医学・生理学賞を京都大学教授ｉＰＳ細胞研究所長山中伸弥氏等に授与することを決定（12.10授賞式）

年月日	事　　項
10. 9	**衆院**　・衆議院東北選挙区選出議員和嶋未希君（民主）辞職
	・日本維新の会、会派結成届出（５名　代表松野頼久君）
	○国際通貨基金（ＩＭＦ）・世界銀行年次総会、東京で開幕（～10.14）（日本での開催は48年ぶり２度目、中国は閣僚級欠席）
11	○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議（東京）、世界経済の失速回避で緊密に連携することで一致
15	○民主、自民、公明３党幹事長会談、党首会談と臨時国会の召集等について協議
16	**衆院**　・民主、土肥隆一君の会派所属届出
	○沖縄県警、女性に乱暴し怪我をさせたとして、米海軍兵２名を集団強姦致傷容疑で逮捕
17	○最高裁、平成22年７月11日執行の参議院選挙区選出議員選挙当時の一票の較差（最大５倍）は違憲状態と判決（選挙の無効については請求棄却）
18	○民主、自民、公明３党幹事長会談、党首会談を19日に行うことで合意
19	**衆院**　・衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区繰上補充（渡部一夫君（民主）当選人決定　10.22当選報告書受領）
	○民主、自民、公明３党党首会談、解散時期をめぐり決裂
	○在日米軍、日本駐留の全ての米軍兵士に対して夜間外出禁止を発令
21	○ナイジェリア連邦共和国国民議会下院議長一行来日（衆議院議長招請　10.26離日）
	○第127回ＩＰＵ会議開催（カナダ・ケベックシティ）（～10.26）
22	**衆院**　・民主、渡部一夫君の会派所属届出
	○平成24年度上半期（４～９月）の貿易収支、過去最大の３兆２千億円超の赤字
	○内閣府食品安全委員会、ＢＳＥ対策の見直しについて、米国産等牛肉の輸入措置に係る月齢制限を「30か月齢以下」に緩和しても人への健康影響は無視できること等を内容とする食品健康影響評価を厚生労働大臣へ通知
23	**衆院**　・決算行政委行政監視小委　東日本大震災復興予算の使途について質疑・討議（閉会中審査）
	○法務大臣田中けいしゅう君辞任　臨時代理国務大臣小平忠正君
	○韓国国会国防委員会所属議員15名が竹島に上陸
24	**衆院**　・国民新党、会派解散届出
	・民主党・無所属クラブ、「民主党・無所属クラブ・国民新党」に会派名称変更届出
	・民主、下地幹郎君、中島正純君及び平山泰朗君の会派所属届出
	参院　・国民新党、会派解散届出
	・民主、水戸将史君の退会届出
	・民主党・新緑風会、「民主党・新緑風会・国民新党」に会派名変更届出
	・民主、自見庄三郎君、浜田和幸君及び森田高君の入会届出
	○法務大臣滝実君任命
	○内閣官房長官藤村修君、拉致問題担当を兼任

年月日	事　　項
10.25	○第181回国会（臨時会）召集詔書公布（10.29召集日）
26	政府　・7,500億円超の緊急経済対策を閣議決定
28	○衆議院鹿児島第３区選出議員補欠選挙（宮路和明君（自民）当選　10.30当選報告書受領）
29	**第181回国会（臨時会）召集**（会期33日間　11.16衆議院解散　会期実数19日間） 衆院会派別議員数（民主248　自民118　生活47　公明21　共産９　社民６　みんな５ 維新５　改会４　減税４　大地３　日本２　無６　欠２） 参院会派別議員数（民主90　自民87　公明19　生活12　みん11　共産６　社民４ み風４　改革２　大地２　無５） **開会式** **衆院**　・所信表明演説（参院では行われず） ・常任委員長選任（議院運営外15－民主13　自民２　生活１） ・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興） ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（閣法）提出（11.16成立） **参院**　・常任委員長選任（内閣外14－民主７　自民６　公明２） ・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興）
30	**衆院**　・自民、宮路和明君の会派所属届出 ・民主、杉本かずみ君の会派離脱届出 ・みんな、杉本かずみ君の会派所属届出 ○日銀、金融政策決定会合で、資産買入等の基金の総額を11兆円程度増額し91兆円程度とする追加金融緩和を決定
31	**衆院**　・所信表明演説に対する質疑（２日間） ○減税日本政党要件取得（代表河村たかし名古屋市長） ○石原慎太郎東京都知事が辞職
11. 2	**参院**　・内閣総理大臣問責決議等に関する緊急質問
4	○野田内閣総理大臣、アジア欧州会合（ＡＳＥＭ）第９回首脳会議出席のためラオスに出発（11.5首脳会議　11.7帰国） ○20か国・地域（Ｇ20）財務相・中央銀行総裁会議開催（メキシコ）（～11.5）
6	○元衆議院副議長安井吉典君死去（97歳） ○米大統領選挙、オバマ大統領を再選
8	○憲政記念館特別展開催（～11.30）　昭和、その動乱の時代－議会政治の危機から再生へ－特別展 ○中国共産党第18回党大会開幕（～11.14）

年月日	事　　項
11.12	○東京高裁、政治資金規正法違反（虚偽記載）に問われた小沢一郎民主党元代表（国民の生活が第一代表）に対する控訴審判決で無罪判決（11.19　検察官役の指定弁護士が上告を断念し、無罪が確定）
13	**衆院**　・減税、平智之君の会派離脱届出 ・みんな、平智之君の会派所属届出 ・減税日本・平安、「減税日本」に会派名称変更届出 ○たちあがれ日本、党名を「太陽の党」に変更（共同代表石原慎太郎前東京都知事、平沼赳夫衆議院議員）
14	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　党首討論（野田内閣総理大臣、衆議院議員の定数削減等を条件に11.16に衆院を解散する旨表明） **衆院**　・公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（衆法第１号）提出（解散のため、11.16参院において未付託未了） ・たちあがれ日本、「太陽の党」に会派名称変更届出
15	○中国共産党第18期中央委員会第１回全体会議（習近平国家副主席を新総書記に選出） ○日朝政府間協議、約４年ぶりに局長級協議を開催（モンゴル・ウランバートル）（～11.16） ○「みどりの風」政党要件取得（共同代表参議院議員行田邦子君、舟山康江君、亀井亜紀子君、谷岡郁子君）（衆議院議員山崎誠君が合流） ○新党きづな解党、「国民の生活が第一」に19日までに合流
16	○民主、自民、公明３党国対委員長会談、次期通常国会会期末までに定数削減と衆院選挙制度の抜本改革を検討し、必要な法整備を行うことで合意 **衆議院解散**
17	○太陽の党、日本維新の会に合流（代表石原慎太郎前東京都知事）
18	○野田内閣総理大臣、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）関連首脳会議出席のためカンボジアに出発（11.19日・ＡＳＥＡＮ首脳会議、ＡＳＥＡＮ＋３首脳会議11.20東アジア首脳会議（ＥＡＳ）、日米首脳会談　11.21帰国）
21	○減税日本、政党要件喪失
22	○「減税日本・反ＴＰＰ・脱原発を実現する党」結成（共同代表河村たかし名古屋市長、山田正彦前衆議院議員）
28	○「日本未来の党」政党要件取得（代表嘉田由紀子滋賀県知事）（「国民の生活が第一」「減税日本・反ＴＰＰ・脱原発を実現する党」のほか、前衆議院議員初鹿明博君、福田依里子君及び山崎誠君（以上みどりの風）、阿部知子君等が合流） ○新党大地・真民主、「新党大地」に党名変更
29	○みどりの風、政党要件喪失（所属前衆議院議員３名が「日本未来の党」に合流） ○国連総会、パレスチナの資格を「オブザーバー組織」から「オブザーバー国家」に格上げする決議を採択
30	政府　・日本再生加速プログラムについて閣議決定（約1.2兆円の包括的な経済対策）

年月日	事　　項
	・今後の社会保障制度の在り方を議論する「社会保障制度改革国民会議」（会長清家篤慶應義塾長）の初会合を首相官邸で開催
	参院　・参議院山口県選挙区選出議員岸信夫君（自民）辞職
	・参議院比例代表選出議員義家弘介君（自民）辞職
	・新党大地・真民主、「新党大地」に会派名変更届出
12. 1	○北朝鮮、12.10～12.22の間に地球観測衛星を打ち上げるとする朝鮮宇宙空間技術委員会報道官談話を発表
2	○中央自動車道上り線の笹子トンネル内でコンクリート製の天井板崩落事故（死者９名）
4	○第46回衆議院議員総選挙施行公示
	○参議院比例代表選出議員今野東君（民主）、上野ひろし君（維新）、小熊慎司君（維新）、桜内文城君（維新）退職（公職選挙法第90条による）
	○参議院愛媛県選挙区選出議員友近聡朗君（未来）、宮崎県選挙区選出議員外山斎君（未来）、奈良県選挙区選出議員中村哲治君（未来）、岡山県選挙区選出議員姫井由美子君（未来）、岐阜県選挙区選出議員藤井孝男君（維新）退職（公職選挙法第90条による）
7	政府　・内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて閣議決定（37の政府会議を廃止すること等）
12	○北朝鮮、「人工衛星」と主張する事実上の長距離弾道ミサイルを発射
13	○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（武見敬三君（自民）、樽井良和君（民主）、真山勇一君（みんな）、藤巻幸夫君（みんな）及び山田太郎君（みんな）当選人決定　12.14当選通知書受領）
14	**参院**　・自民、片山虎之助君及び中山恭子君の会派退会届出
	・自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、「自由民主党・無所属の会」に会派名変更届出
	・民主、樽井良和君の入会届出
	・自民、武見敬三君の入会届出
	・みん、藤巻幸夫君、真山勇一君及び山田太郎君の入会届出
16	**第46回衆議院議員総選挙**　投票率（小選挙区選59.32％　比例選59.31％） 定数480　党派別当選人数　自民294　民主57　維新54　公明31　みんな18 未来９　共産８　社民２　国民１　大地１　無５ 小選挙区300（自民237　民主27　維新14　公明９　みんな４　未来２ 社民１　国民１　無５） 比例代表180（自民57　民主30　維新40　公明22　みんな14　未来７ 共産８　社民１　大地１） ○「国民の生活が第一」「新党大地」「新党日本」政党要件喪失
17	**参院**　・民主、自見庄三郎君、浜田和幸君及び森田高君の退会届出
	・民主党・新緑風会・国民新党、「民主党・新緑風会」に会派名変更届出
	・国民新党、会派結成届出（３名　代表自見庄三郎君）
18	**参院**　・日本維新の会、会派結成届出（３名　代表片山虎之助君）

年月日	事　　項
	○自民、公明両党党首会談、連立政権樹立の方針を確認
12.19	○韓国大統領選挙（保守系与党セヌリ党の朴槿恵候補当選）
20	**参院**　・国民の生活が第一、「日本未来の党」に会派名変更届出
	○日銀、金融政策決定会合で、資産買入等の基金の枠を91兆円程度から101兆円程度に10兆円程度増額する追加金融緩和を決定
22	○第182回国会（特別会）召集詔書公布（12.26召集日）
25	○自民、公明両党党首会談、連立政権合意に署名
	○自民党、役員決定（副総裁高村正彦君（再任）、幹事長石破茂君（再任）、総務会長野田聖子君、政務調査会長高市早苗君、選挙対策委員長河村建夫君（再任））
	○民主党代表選挙（立候補者　海江田万里君、馬淵澄夫君）　両院議員総会における選挙で海江田万里君が当選
26	**第182回国会（特別会）召集**（会期３日間　12.28まで）
	衆院会派別議員数（自民294　民主57　維新54　公明31　みんな18　未来９ 共産８　社民２　無７）
	参院会派別議員数（民主87　自民83　公明19　みん11　未来８　共産６　社民４ み風４　国民３　維新３　改革２　大地２　無４　欠６）
	野田内閣総辞職
	衆院　・議長選挙　伊吹文明君（自民）当選
	・副議長選挙　赤松広隆君（民主）当選
	・常任委員長選任（議院運営－自民）
	・伊吹議長及び赤松副議長党籍離脱
	参院　・副議長尾辻秀久君辞任
	・副議長選挙　山崎正昭君（自民）当選
	・山崎副議長党籍離脱
	・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興）
	・自民、尾辻秀久君の入会届出
	両院　・内閣総理大臣に安倍晋三君（自民）指名
	第２次安倍内閣成立（自民・公明連立政権）
	政府　・基本方針について閣議決定
	・日本経済再生本部の設置について閣議決定
	○民主党、役員決定（幹事長細野豪志君、政調会長櫻井充君、国会対策委員長高木義明君）
27	**衆院**　・常任委員長選任（内閣外15－自民13　民主１　維新１　公明１）
	・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ　拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興）
	・憲法審査会委員選任（会長保利耕輔君）
	・政治倫理審査会委員選任（会長村上誠一郎君）

年月日	事　　項
	○日本未来の党、党名を「生活の党」に変更（代表森ゆうこ参議院議員）
12.28	**開会式**
	衆院　・自民、鳩山邦夫君の会派所属届出
	・未来、阿部知子君及び亀井静香君の会派離脱届出
	・日本未来の党、「生活の党」に会派名称変更届出
	参院　・常任委員長選任（文教科学外１－自民２）
	○「みどりの風」政党要件取得（共同代表参議院議員行田邦子君、舟山康江君、亀井亜紀子君、谷岡郁子君）（衆議院議員亀井静香君及び参議院議員平山誠君が合流）
	第182回国会閉会

衆議院の動き　第 20 号

平成 25 年３月

編集・発行　　衆議院事務局